

厚生労働省

平成24年度障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度の施策検討に向けた
実態把握に関する調査研究事業

報 告 書

平成25年3月

公益財団法人テクノエイド協会

はじめに

補装具は、障害者・障害児の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の維持向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来社会人として自立生活するための素地を育成助長することを目的として使用されている。

本事業は、1950年の制度創設以来大きな制度改正がなく、今日まで運営されてきた補装具費支給制度における、自治体及び身体障害者更生相談所、補装具製作・販売事業者の実態を把握し、全国的な視点から補装具費支給制度の課題等について、調査研究を行ったものである。

本調査研究の実施にあたっては、当協会に検討委員会（委員長：伊藤利之横浜市総合リハビリテーションセンター顧問）を設置し、自治体及び身体障害者更生相談所、育成療育機関、補装具製作・販売事業者のそれぞれの立場の方に委員としてご参加いただき、ご指導・ご助言を頂きながら検討を進めることとした。

本報告書については、自治体及び更生相談所、事業者を対象に実施したアンケート調査とヒアリング調査の結果、検討委員会におけるご意見等を踏まえて、事務局の責で取り纏めたものであり、本調査にご協力頂いた方々には深く感謝する次第である。

また、本事業は、厚生労働省が実施する「平成24年度障害者総合福祉推進事業」から国庫事補助金の交付を受けて実施したものである。

平成25年3月

公益財団法人テクノエイド協会

補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究
事業報告書 目次

第1部 本編

I. 本調査研究事業の実施概要.....	1
1. 本調査研究事業の目的.....	1
2. 本調査研究事業の内容.....	1
3. 検討委員.....	3
4. 実施スケジュール.....	4
II. 補装具費支給制度に関するアンケート調査.....	5
1. アンケート調査の目的.....	5
2. アンケート調査の実施概要.....	5
3. アンケート調査集計結果の概要（市町村）.....	10
4. アンケート調査集計結果の概要（更生相談所）.....	16
5. アンケート調査集計結果の概要（事業者）.....	24
6. アンケート調査集計結果（まとめ）.....	27
III. 補装具費支給制度に関するヒアリング調査.....	28
1. ヒアリング調査の目的.....	28
2. ヒアリング調査の実施概要.....	28
3. ヒアリング調査結果の概要.....	29
4. ヒアリング調査集計結果（まとめ）.....	45
IV. 種目別の課題及び要望と整理対応（案）.....	46
1. 補聴器.....	46
2. 歩行器.....	50
3. 車椅子・電動車椅子.....	51
4. 義肢.....	57
5. 装具.....	59
6. 起立保持具.....	63
7. 座位保持装置.....	64
8. 重度障害者用意思伝達装置.....	66
9. 眼鏡.....	67
10. つえ.....	68
11. その他.....	69
V. 本調査のまとめ.....	70
1. 施策検討に向けた主な論点と課題の整理.....	70
2. まとめ.....	89

第2部 資料編

資料1	アンケート調査票	1
資料2	アンケート調査集計結果(市町村)	26
資料3	アンケート調査集計結果(更生相談所)	80
資料4	アンケート調査集計結果(事業者)	117
資料5	ヒアリング調査票	166

第1部 本編

I. 本調査研究事業の実施概要

1. 本調査研究事業の目的

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、補装具を希望する者の身体状況や生活環境について、医師の意見書や身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」。）等の専門機関の意見等を参考に、各市町村において、その支給決定がなされているところであるが、現行の制度では、どのような構造の補装具が実際に支給され、また、どのような機能の補装具が障害者から必要とされているか等について、詳細に調査された実績はない。

また、障害者や補装具製作・販売事業者（以下「事業者」。）からは、各市町村による支給決定の格差や、現行の支給基準に規定された構造等が実情に即していないとする意見等があげられているところである。

このような背景を踏まえて、本事業では、補装具の支給実績及び必要とされる機能等について、網羅的に把握する実態調査を行うとともに、補装具費の支給決定にかかわる地域格差や現行の支給基準に対する課題・要望等についての調査を行うことにより、補装具の種目及び構造等のあり方から、障害者等のニーズに即した、適切かつ効率的な支給方法等の在り方について、取り纏めることとした。

2. 本調査研究事業の内容

（1）検討委員会の設置

本事業の実施にあたり、自治体、更生相談所、事業者等から構成する調査研究検討委員会を設置した。

（2）支給実績等を把握するための調査手法の検討

補装具費支給実績を全国的に調査するために、調査内容・対象・方法等について検討を行い、網羅的かつ効率的な調査手法の検討を行った。

（3）アンケート調査の実施

市町村、更生相談所、事業者に対して、補装具費支給の現状や課題、要望等についてアンケート調査を実施し、補装具費支給制度の実態を把握するとともに課題を抽出した。

（4）ヒアリング調査の実施

アンケート調査で顕在化された課題や、更に調査すべき課題を踏まえ、市町村、更生相談所、事業者それぞれに対してヒアリング調査を実施した。

（5）補装具の種目及び構造、支給方法等の課題の抽出と論点整理

アンケート調査、ヒアリング調査を踏まえ、補装具の種目、構造、支給方法のあり方などについて、課題の抽出と論点整理を行った。

(6) 調査研究報告書の作成

補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究 実施体制

- ◎ 補装具費支給の実態把握に関する調査研究
- ◎ 補装具費支給制度に関する課題の整理
- ◎ 補装具の種目及び構造、支給方法等のあり方に関する検討

検討委員会の設置

- ・ 自治体、更生相談所、事業者等から構成
- ・ テクノエイド協会内に設置

アンケート調査の実施

- ・ 実施期間：2012年9月～10月
- ・ 全市町村（1,742箇所）、全更生相談所（80箇所）、事業者（1,260箇所）

ヒアリング調査の実施

- ・ 実施期間：2013年1月～2月
- ・ 市町村（5箇所）、更生相談所（5箇所）、事業者（5箇所）

補装具の種目及び構造、支給方法等に関する課題の抽出と論点整理

- ・ 上記アンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえて、補装具の種目、構造、支給方法のあり方などについて論点を整理

障害者等のニーズに即した、適切かつ効率的な支給方法等のあり方

3. 検討委員

本事業を実施するにあたり、関係団体と補装具費支給制度の有識者から構成する「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業検討委員会」を当協会内に設置し、本事業の全体に係わる事項について審議を行った。

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
○ 伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
樫本 修	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
亀田 英俊	東京都心身障害者福祉センター 障害認定課長補佐 身体障害係長
君塚 葵	心身障害児総合医療療育センター 所長
鶴見 正子	世田谷区烏山総合支所 保健福祉課長
徳田 章三	社団法人日本義肢協会 (株)徳田義肢製作所 代表取締役
永田 幸紀恵	武蔵野市障害者福祉センター 理学療法士
正岡 悟	大阪府障がい者自立相談支援センター 所長
松野 史幸	一般社団法人日本車椅子シーティング協会 (株)コーヤシステムデザイン 代表取締役

○印：委員長

(オブザーバー)

氏名	所属
加藤 晴喜	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官
森 郁恵	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 福祉工学専門官

4. 実施スケジュール

実施内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 委員会の開催	★			★			★	★
2. アンケート調査の実施		←→						
3. ヒアリング調査の実施						←→		
4. 補装具の種目及び構造、支給方法等の在り方に関する検討 抽出課題に対する論点整理			←→					
5. 事業報告書の作成							←→	

Ⅱ. 補装具費支給制度に関するアンケート調査

1. アンケート調査の目的

本調査は、新しい補装具の開発や利用者ニーズが多様化する中、現行制度の実態を把握し、課題や要望の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的として実施した。

2. アンケート調査の実施概要

(1) 調査対象

- ①市町村 1, 742箇所（※東京都については23区へ送付）
- ②更生相談所 80箇所
- ③事業者 1, 260箇所

○義肢・装具関係 335箇所

日本義肢協会の会員及び、テクノエイド協会が運用する補装具製作（販売）事業システムに登録されている事業者とした。

○補聴器関係 410箇所

テクノエイド協会が運用する補装具製作（販売）事業システムに登録されている事業者とした。

○車椅子・座位保持椅子関係 101箇所

日本車椅子シーティング協会の会員とした。

○義眼・盲人用安全つえ 414箇所

全国の更生相談所から事業所の所在を情報収集し、予算面等を考慮して、エリアに偏りが生じないように平準化して送付先を決定した。

※事業者の調査対象の選定について、現行の補装具制度では指定事業者制となっておらず、母集団が明確でないため、上記の方法を用いた。

(2) 調査期間

平成24年9月13日～平成24年10月12日

(3) 調査方法

調査対象先へ依頼状及びアンケート調査票、記載例等を送付した。なお調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロード可能とした。

回答は、電子メール又は郵送にて提出頂いた。

(4) 調査内容

【資料編】「1. アンケート調査票及び記入要領」参照

①市町村向け調査

1. 市町村の概要

Q 1. 市町村の概要

2. 補装具費支給決定の状況

Q 2. 障害者の補装具費の支給決定件数

Q 3. 障害児の補装具費の支給決定件数

Q 4. 補装具費の支給決定に携わっている職種・人数

Q 5. 申請者の諸条件を把握・考慮した支給決定の状況

Q 6. Q 5で「課題がある」場合の理由

Q 7. 新たに開発された補装具の情報収集を踏まえた支給決定の状況

Q 8. Q 7で「課題がある」場合の理由

Q 9. 医師の意見書記載内容について

Q 10. 医師意見書で不十分と思う内容

Q 11. 医師意見書が不十分だった場合の対処について

Q 12. 障害児の補装具費支給決定における判断について

Q 13. Q 12で「判断に迷うことがある」理由

Q 14. 独自内規について

Q 15. 事業者の選定について

Q 16. 適合判定について

Q 17. Q 16で適合判定が十分に出来ていない場合の理由

Q 18. 見積書と実物の照合について

Q 19. Q 18で実物との照合が適切に出来ていない場合の理由

Q 20. 更生相談所に依頼した場合の、申請から支給決定までの期間

Q 21. Q 20で支給決定まで「2週間以上かかることが多い」場合の理由

Q 22. 市町村で判断した場合の、申請から支給決定までの期間

Q 23. Q 22で支給決定まで「2週間以上かかることが多い」場合の理由

Q 24. 支給決定から適合判定までの期間について

Q 25. 使用状況の確認について

Q 26. Q 25で使用状況の確認が計画的に出来ていない場合の理由

Q 27. フォローアップについて

Q 28. 処方内容の修正・追加等について

Q 29. 処方内容に追加・修正等をした場合の、見積もりについての対応

3. 現行制度における課題と提案

Q 30. 現行制度の課題とあるべき姿について

Q 31. 申請者からの要望で現行制度では対応が難しい事柄について

Q 32. 市町村が求めている支援内容について

②更生相談所向け調査

1. 更生相談所の概要

Q 1. 更生相談所名

2. 補装具判定の状況

Q 2. 障害者の補装具判定件数

Q 3. 障害児の補装具判定相談状況

Q 4. Q 3 で障害児の補装具判定相談を受けている場合の種目

Q 5. 補装具の判定に携わっている職種・人数

Q 6. 所内判定の実施頻度

Q 7. 巡回判定の実施頻度

Q 8. Q 7 で巡回判定を実施していない場合の理由

Q 9. 在宅判定の実施頻度

Q 10. Q 9 で在宅判定を実施していない場合の理由

Q 11. 申請者の諸条件を把握・考慮した判定の状況

Q 12. Q 11 で「課題がある」場合の理由

Q 13. 判定実施までの期間について

Q 14. 市町村や事業者との情報交流について

Q 15. 市町村に対する研修について

Q 16. 意見書作成医師に対する研修について

Q 17. 事業者に対する研修について

Q 18. 新たに開発された補装具の情報収集を踏まえた支給決定の状況

Q 19. Q 18 で「課題がある」場合の理由

Q 20. 医師、医療職種等との情報共有・連携について

Q 21. 独自内規について

Q 22. 適合判定について

Q 23. Q 22 で適切に出来ていない場合の理由

Q 24. 適合判定に難儀する主なケース

Q 25. 特例補装具の検討会議実施頻度について

Q 26. 療育機関等との情報共有について

Q 27. Q 26 で情報共有を行っている場合の具体的な方法

Q 28. フォローアップについて

Q 29. 処方内容の修正・追加等について

3. 現行制度における課題と提案

Q 30. 現行制度の課題とあるべき姿について

Q 31. 申請者からの要望で現行制度では対応が難しい事柄について

Q 32. 更生相談所が求めている支援内容について

③事業者向け調査

1. 事業者の概要

Q 1. 事業者の概要

2. 補装具作製の状況

Q 2. 補装具作製件数

Q 3. 補装具の作製に携わっている職種・人数

Q 4. 申請者の諸条件を把握・考慮した作製の状況

Q 5. Q 4で「課題がある」場合の理由

Q 6. 新たに開発された補装具の情報収集を踏まえた作製の状況

Q 7. Q 6で「課題がある」場合の理由

Q 8. 医師、医療職種等との情報共有・連携について

Q 9. 判定時の立会の必要性について

Q 10. 支給決定の判断基準

Q 11. Q 10で判断基準の違いを感じる場合のその理由

Q 12. 適合判定時の立会の必要性について

Q 13. 立会いにかかる費用の負担感について

Q 14. 修正や追加があった際の材料費やデモ機の費用負担状況

Q 15. 材料費やデモ機の負担感について

Q 16. 支給決定から仮合わせ開始までの期間について

Q 17. 契約から納品までの期間について

Q 18. フォローアップについて

Q 19. フォローアップ費用の負担感について

3. 現行制度における課題と提案

Q 20. 現行制度の課題とあるべき姿について

Q 21. 申請者からの要望で現行制度では対応が難しい事柄について

Q 22. 事業者が求めている支援内容について

(5) 回収状況

調査先	送付総数	宛先不明等	有効回答数	有効回答率
市町村	1,742	0	795	45.6%
更生相談所	80	0	67	83.8%
事業者	1,260	26	569	46.1%
総計	3,082	26	1,431	46.8%

(市町村内訳)

	合計	北海道・東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州・沖縄地方
送付総数	1,742	406	317	316	227	107	95	274
有効回答数	795	166	172	158	105	55	36	103
有効回答率	45.6%	40.9%	54.3%	50.0%	46.3%	51.4%	37.9%	37.6%

(事業者内訳)

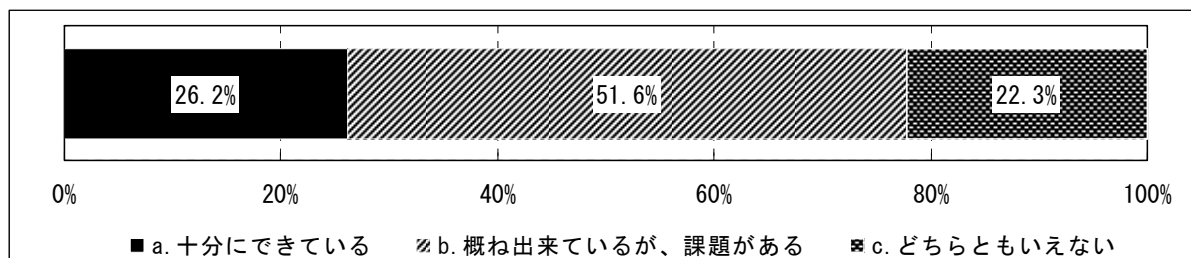
	合計	義肢・装具	補聴器	車椅子等	眼鏡	盲人用安全つえ	義眼	その他
送付総数	1,260	335	410	101	221	169	24	-
宛先不明	26	12	0	0	1	6	7	-
有効回答数	569	256	154	71	36	41	5	6
有効回答率	46.1%	79.3%	37.6%	70.3%	16.4%	25.2%	29.4%	-

3. アンケート調査集計結果の概要（市町村）

（1）申請者の諸条件を考慮した支給決定

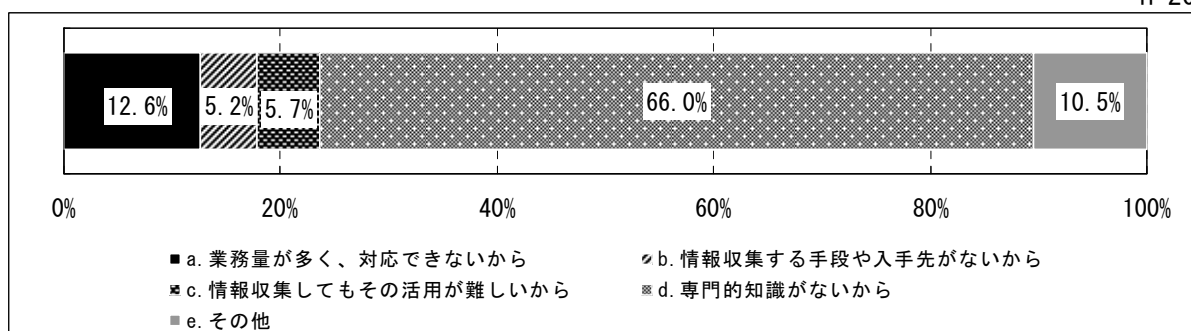
「事務取扱指針にあるように、医師、専門職員等との連携を図りながら、申請者の身体状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を把握・考慮した支給決定が来ていますか？」との設問に対し、約半数が「概ね出来ているが、課題がある」と回答した。

n=795



課題の主な理由としては、「専門的知識がないから」が最も多く、約4割であった。

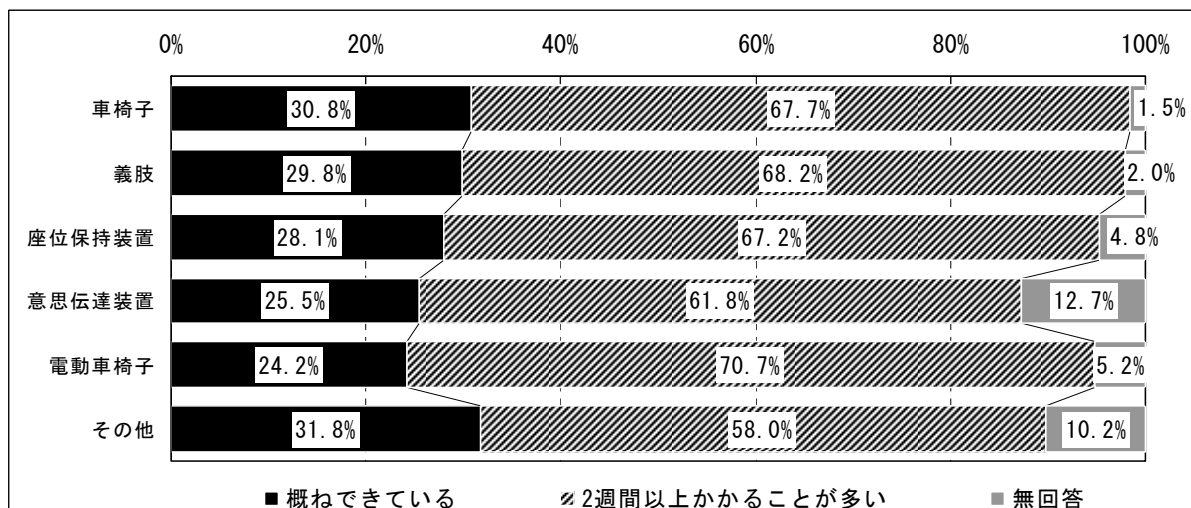
n=269



（2）申請から給付、適合判定までの期間

更生相談所に判定依頼をした場合の支給決定までの期間は、補装具の種類によって差異があるものの、約6割以上の市町村で、「2週間以上かかることが多い」という結果であった。

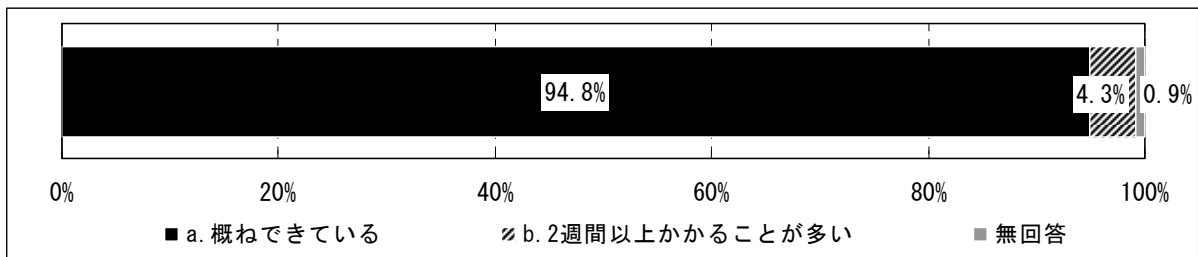
n=795



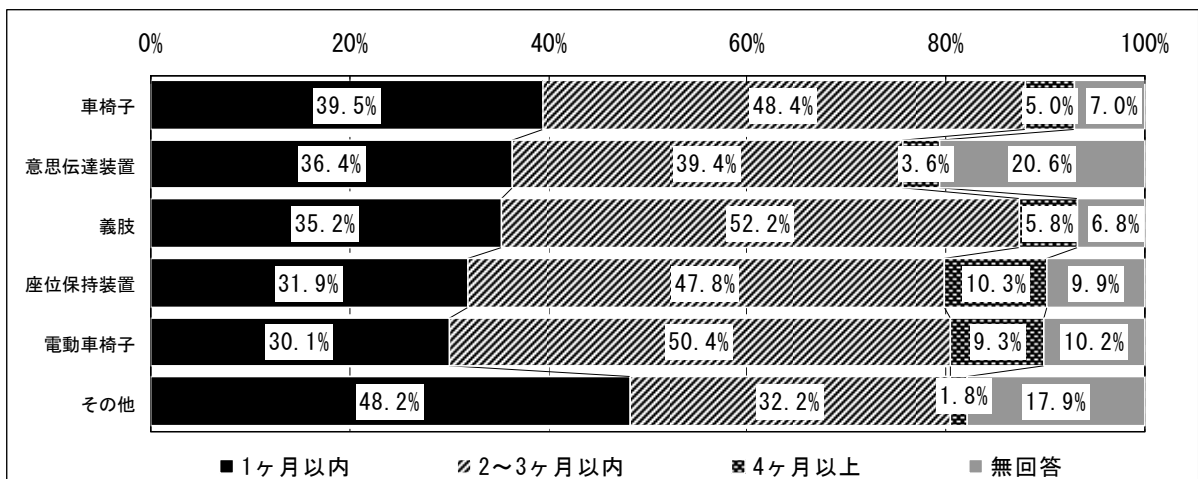
「2週間以上かかることが多い」理由としては、判定に時間がかかる、判定日が少ない、スケジュールに関する問題が多かった。 n=574

分類	件数	主なコメント
判定に時間がかかるため	391件	申請から判定を受けるまでに時間がかかる。また本人が申請だけして、判定に行かないことや業者との意見書の再提出等のやりとりをしていると時間がかかる。2週間という日には非現実的である。 当市は遠隔地のため、申請者の利便性を考慮し、更生相談所に医学的判定依頼書を送付し、そこからご本人が病院に出向かれ、意見書を書いてもらい、その後業者の見積もりが出て、更生相談所による判定が行われるため、2週間は越えることになると思われます。 判定書が到着するまでに時間がかかるため。また、更生相談所から依頼される調査にも、申請者や医療機関に連絡がつかない等で聞き取りができず、日数を要するため。
判定日が少ないため	86件	判定日が決まっているため、早く提出しても、判定日と合わない時間がかかってしまう。 申請者のほとんどは更生相談所での所内相談ではなく、2ヶ月に1回の地域巡回相談で判定を行っているため。
スケジュール(予約状況)の問題から	62件	来所・巡回判定の場合、申請者の都合などによりすぐに来所出来ないことが多いため 更生相談所の予約が、なかなかとれないため。

市町村だけで判断した場合、申請から支給決定まで2週間以内で「概ねできている」が9割以上であった。 n=795

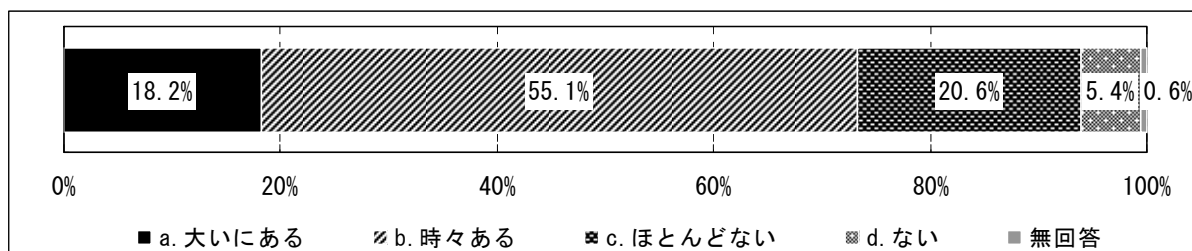


支給決定から適合判定までの平均的な期間は、補装具の種類によってばらつきが見られたが、2～3ヶ月程度の期間が多い傾向であった。 n=795

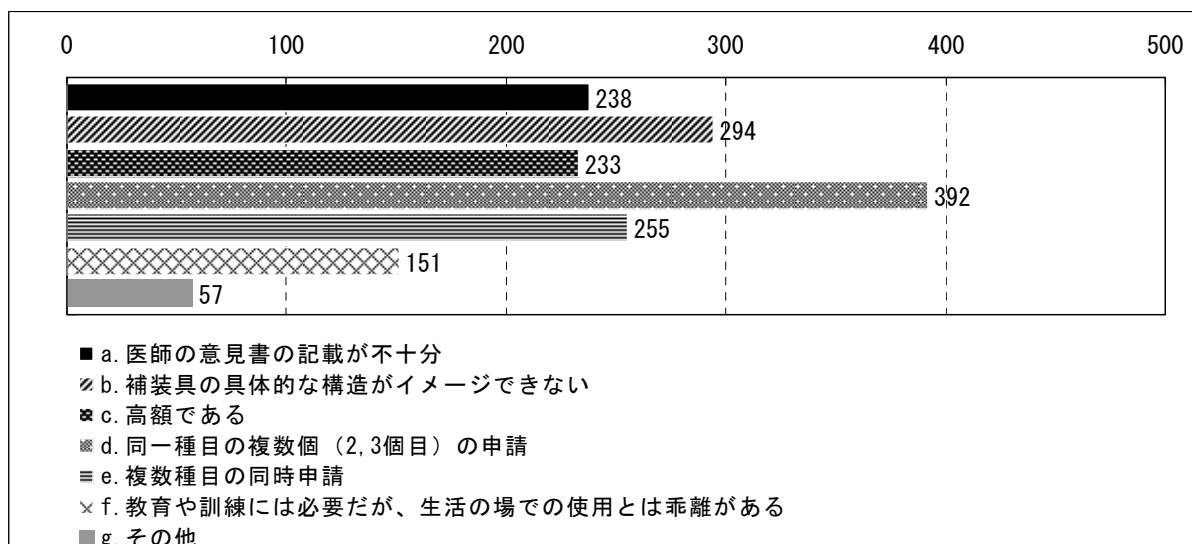


(3) 児童の補装具費支給決定

児童の補装具費支給決定にあたり、判断に迷うことが「大いにある」は約2割、「時々ある」は約半数であった。 n=795



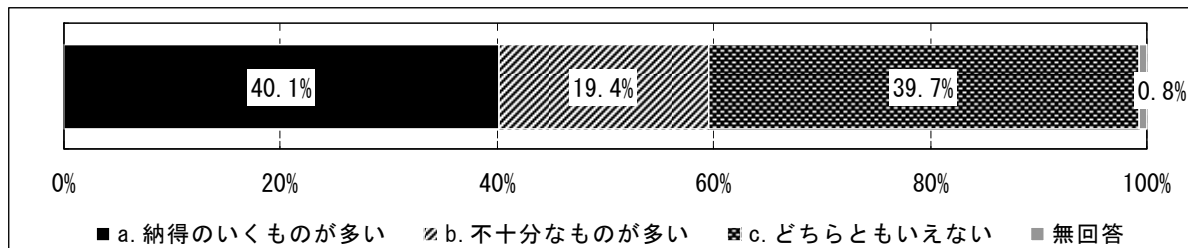
児童の補装具費支給にあたり判断に迷う理由としては、「同一種目の複数個（2、3個目）の申請」が7割弱と最も多く、次いで「補装具の具体的な構造がイメージできない」の約半数であった。 n=586



(4) 医師意見書の記載

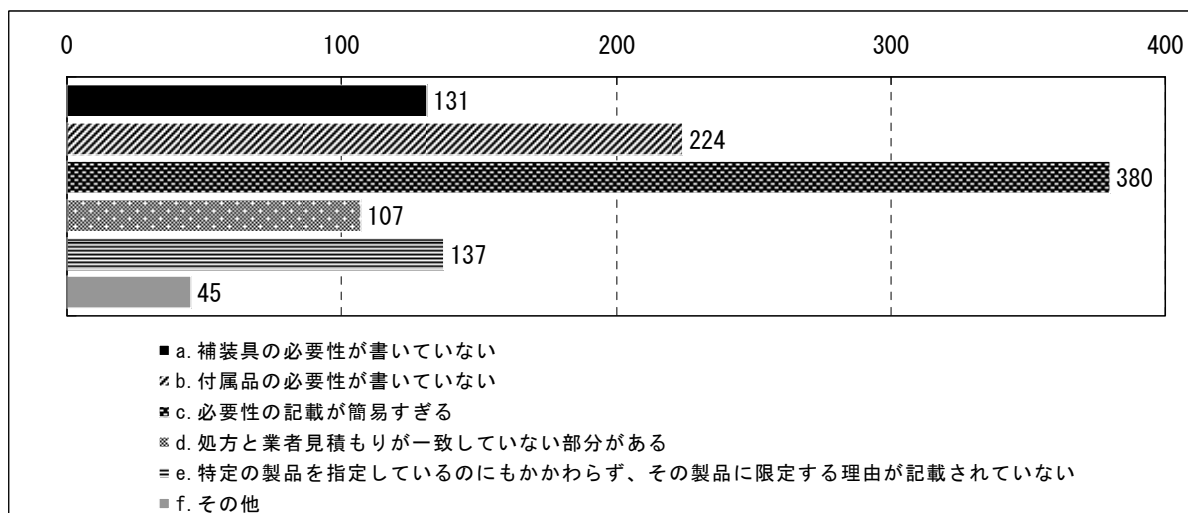
医師意見書の記載内容は、支給決定に必要な十分な内容が記載されているかとの設問に対し、「納得のいくものが多い」が約4割ある一方、「不十分なものが多い」が約2割見られた。

n=795



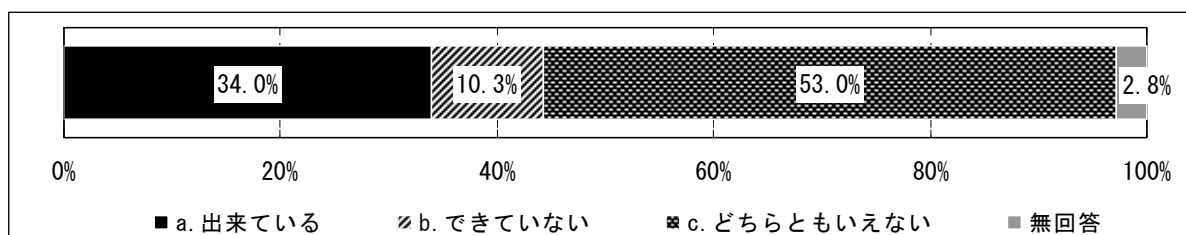
医師意見書の内容で不十分な点としては、「必要性の記載が簡易すぎる」が約8割と最も多く、次いで「付属品の必要性が書いていない」が約5割であった。

n=466



(5) 事業者の選定

事業者の選定に関して、設備や技術、技術者の配置等を踏まえた選定が出来ているかとの設問に対し、「できている」は3割強、「出来ない」は約1割であった。 n=795



「出来ない」の理由としては、「申請者が事業者を選定しているため」が35件で最も多い結果であった。 n=82

分類	件数	主なコメント
申請者が事業者を選定しているため	35件	利用者の希望した事業者で作成しているため、市での選定はしていない 利用者が病院の療法士との相談により支給申請前に業者を決めているケースが殆どである。
専門知識・情報がないため	21件	諸条件を考慮する為の情報収集をそもそもしていないから。 専門的な知識がないため、書面以上の確認をしていないため。
業者が限定されるため	7件	地方は業者が限られているため、全てが適切とは言い切れない。
その他	19件	事業者の選定において特に規定を設けていない。 届出により書面審査をおこなっているが実態について十分把握しているとは言い難い。

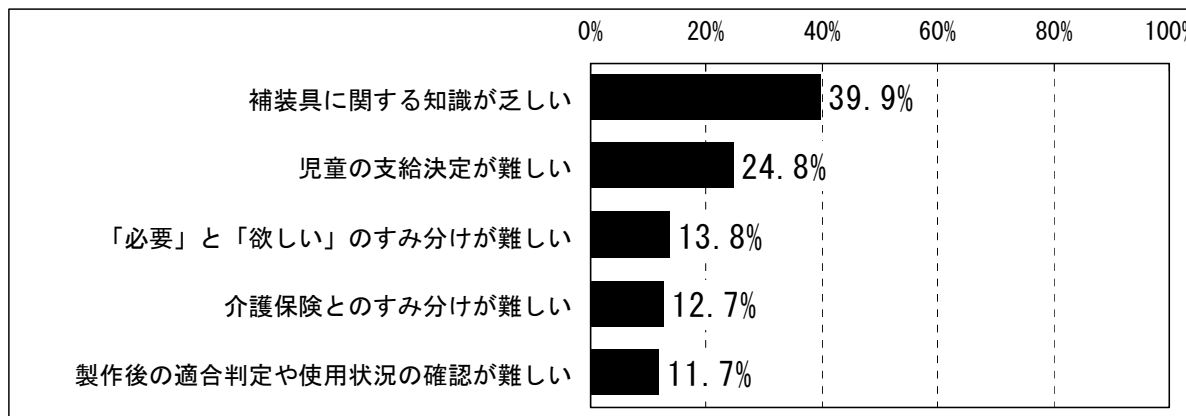
(6) 市町村独自の規定や内規

独自の規定や内規がある13市町村より資料を受領した。補装具費支給制度に関する詳細説明としての位置づけがほとんどであり、独自のフォームを有する市町村も見られた。独自規定としては、児童の2具申請や、車椅子と座位保持装置の組み合わせに関する規定であった。

(7) 現行制度における課題

補装具費の申請から支給決定等の業務の中で、最も大きな課題と思われる内容を最大3つ選択する設問では、「補装具に関する知識が乏しい」、「児童の支給決定が難しい」が多い結果であった。※グラフは上位5位までを表示

n=795



※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(市町村)」を参照

(8) 申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄

申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄として、「種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数に関する事柄」としては、耐用年数に関するコメントが最も多かった。「基準額に関する事柄」としては、補聴器の基準額に関するコメントが最も多く、「申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関する事柄」では、給付までの期間に関する記述が多く見られた。

※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(市町村)」を参照

(9) 必要としている支援内容

市町村から厚生労働省に求めている支援内容としては、マニュアルやQ&Aなどの資料の要望が最も多かった。更生相談所に対しては、より手厚いアドバイスや研修を求める声が見られた。テクノエイド協会に対しては、各種情報提供が多く望まれていた。事業者に対しては、カタログ・仕様書等の資料提出の要望に関するコメントが最も多い結果であった。

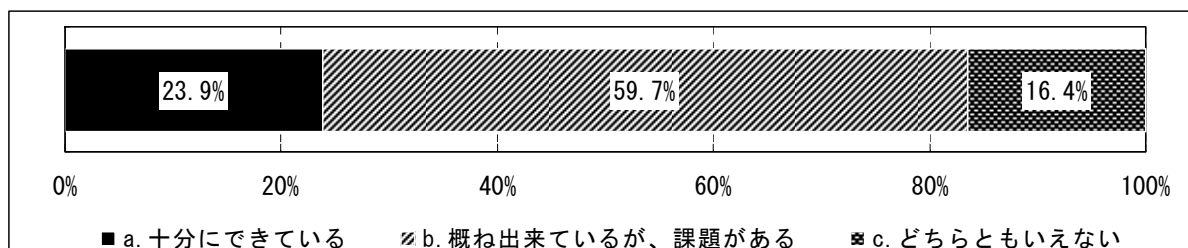
※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(市町村)」を参照

4. アンケート調査集計結果の概要（更生相談所）

（1）申請者の諸条件を考慮した支給決定

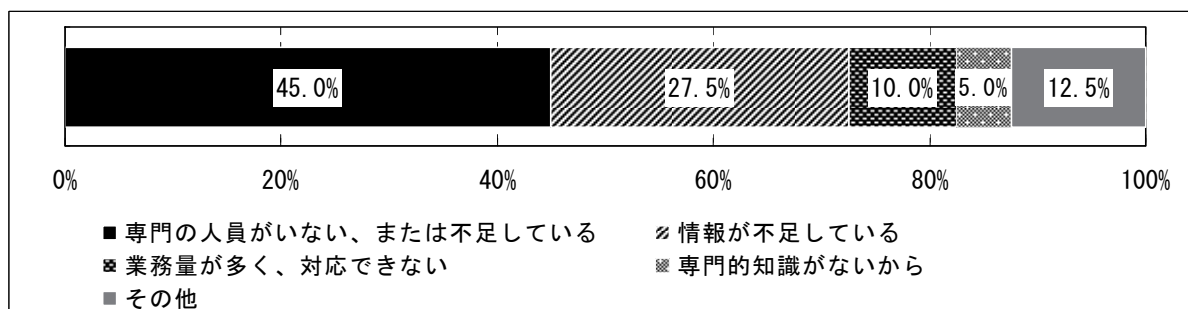
『申請者の「身体状況」や「置かれている生活環境」等を十分に踏まえた判定はできていますか?』との設問に対し、約6割が「概ね出来ているが、課題がある」であった。

n=67



課題の主な理由としては、「専門の人員がない、または不足している」が最も多く、半数弱であった。

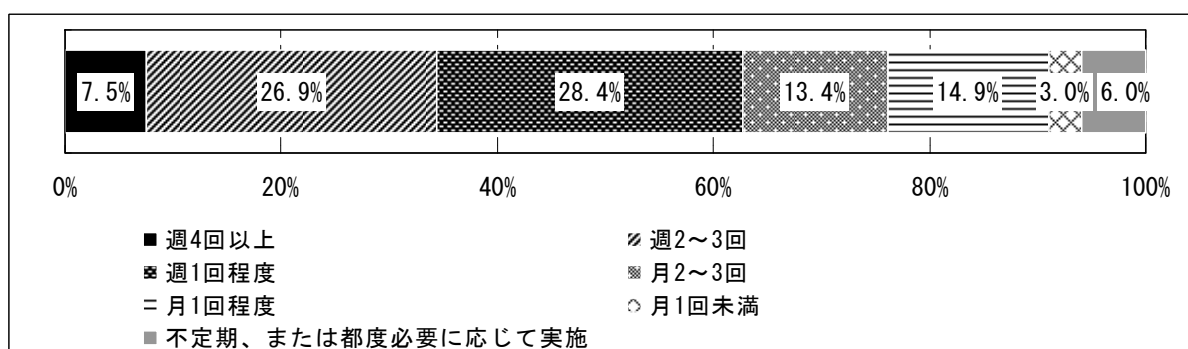
n=40



（2）判定の実施頻度

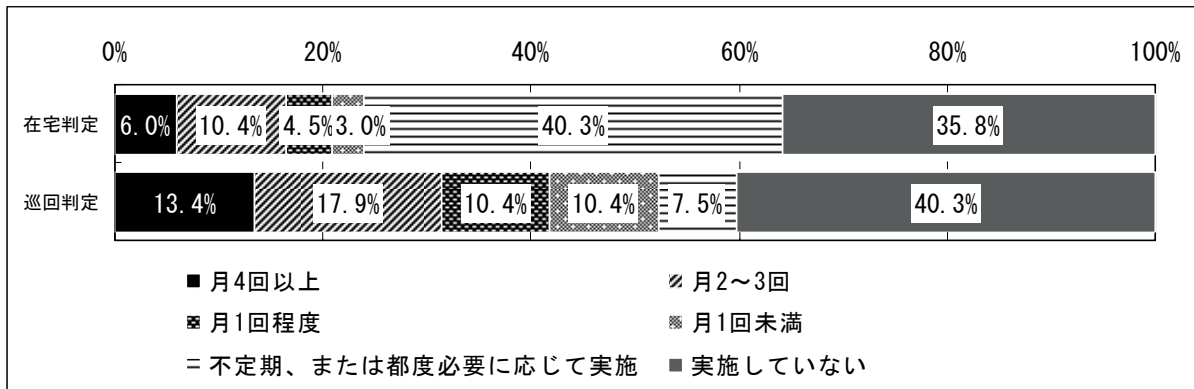
所内判定の実施頻度は、「週2～3回」、「週1回程度」がそれぞれ3割弱であった。

n=67



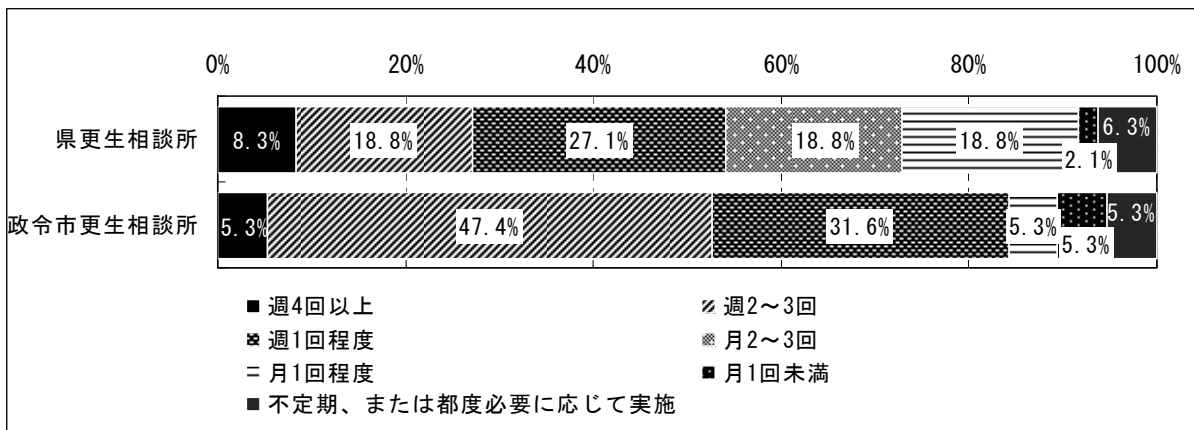
在宅判定は「不定期・または都度必要に応じて実施」が約4割で最も多く、巡回判定は約4割が「実施していない」という結果であった。

n=67



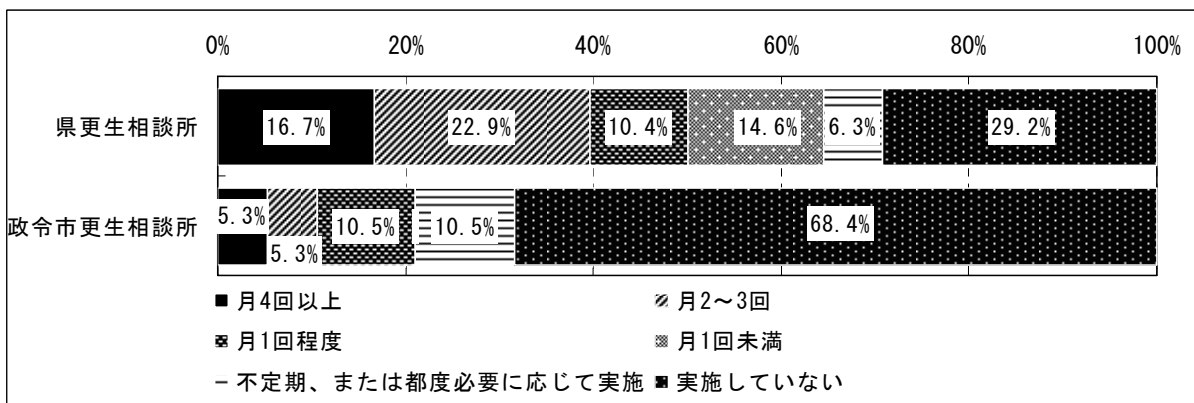
県更生相談所と政令市更生相談所で所内判定の頻度を比較すると、政令市更生相談所は約半数が週2~3回の判定に対し、県更生相談所は頻度がばらつく傾向にあった。

n=67



県更生相談所と政令市更生相談所で巡回判定の頻度を比較すると、県更生相談所は月1回以上の巡回判定が約半数を占めたが、政令市更生相談所は7割弱が巡回相談を実施していない結果であった。

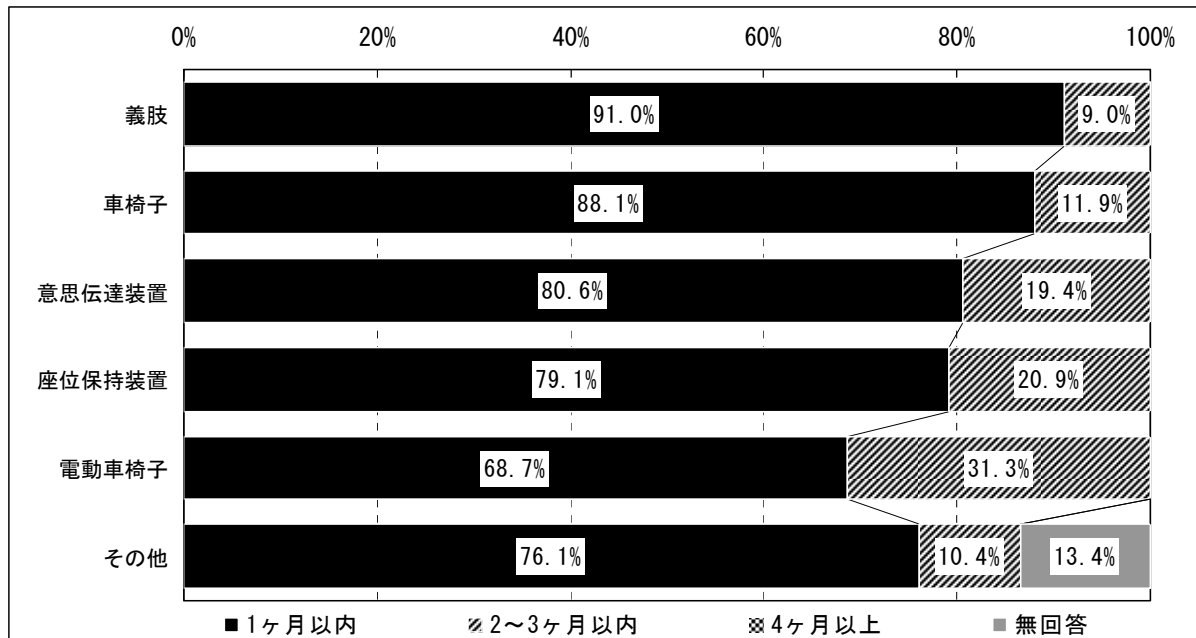
n=67



(3) 判定実施までの期間

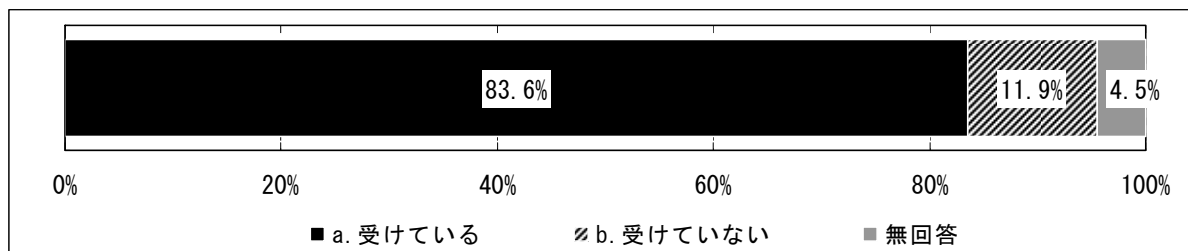
判定依頼を受けてから、判定実施までの平均的な期間については、補装具の種類によって違いが見られるものの、殆どが1か月以内での判定を実施している結果であった。

n=67

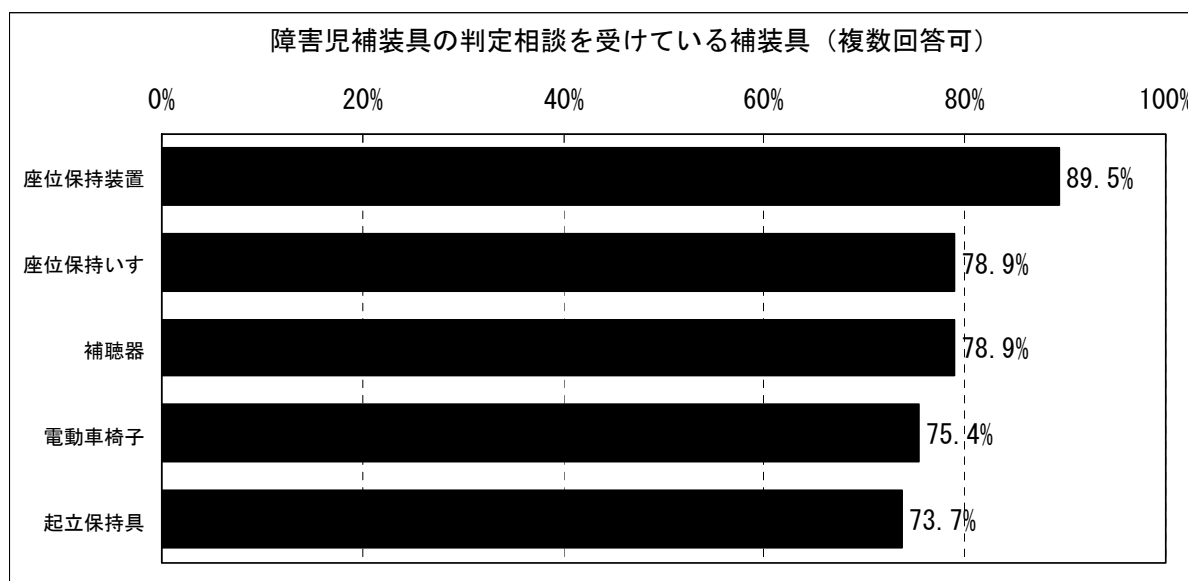


(4) 児童に関する判定相談

障害児の補装具について、市町村や療育機関から判定相談を「受けている」更生相談所は8割以上であった。 n=67



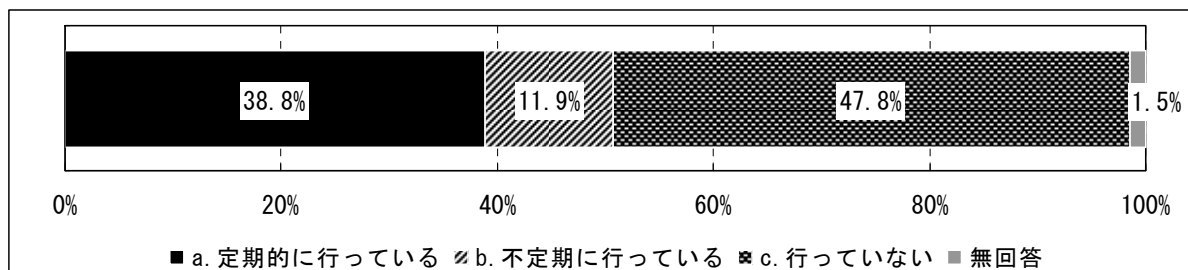
相談を受ける補装具としては、座位保持装置が最も多い結果であった。※グラフは上位5位までを表示 n=57



(5) 情報交流、研修の実施

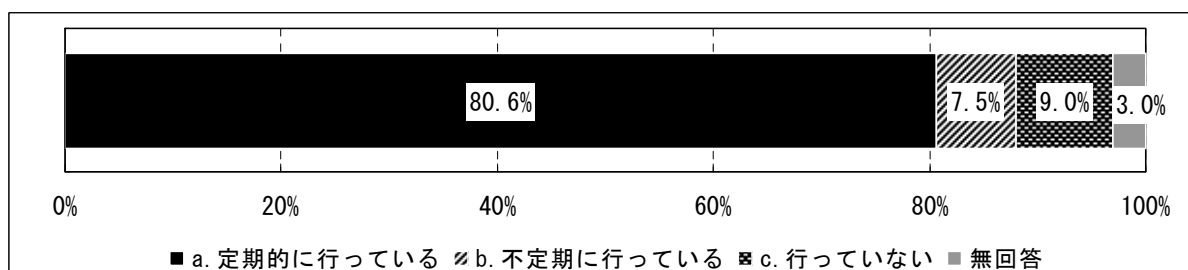
圏域の市町村や補装具業者との定期的な担当者会議に関しては、「定期的に行っている」が4割弱見られた。担当者会議の回数としては年1回以下が約6割であった。

n=67



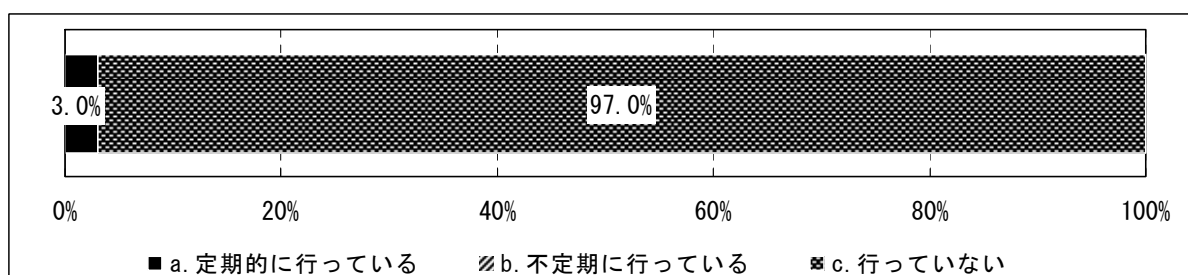
市町村の担当者に対する研修は、「定期的に行っている」が約8割であった。実施回数は年1回が5割強であった。

n=67



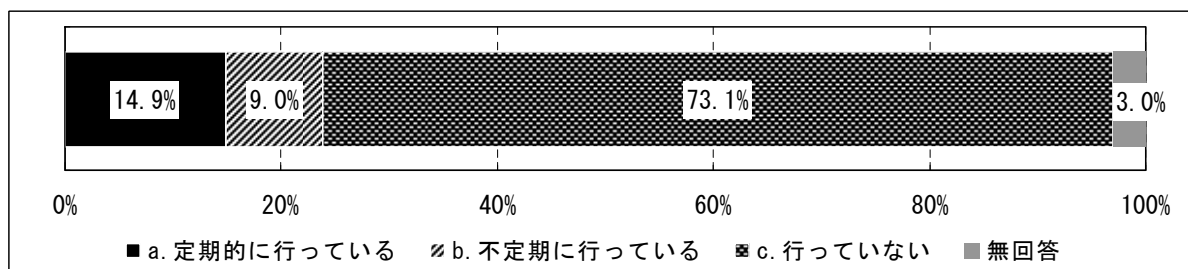
意見書作成医師に対する定期的な研修は、「行っていない」が9割以上を占めた。

n=67

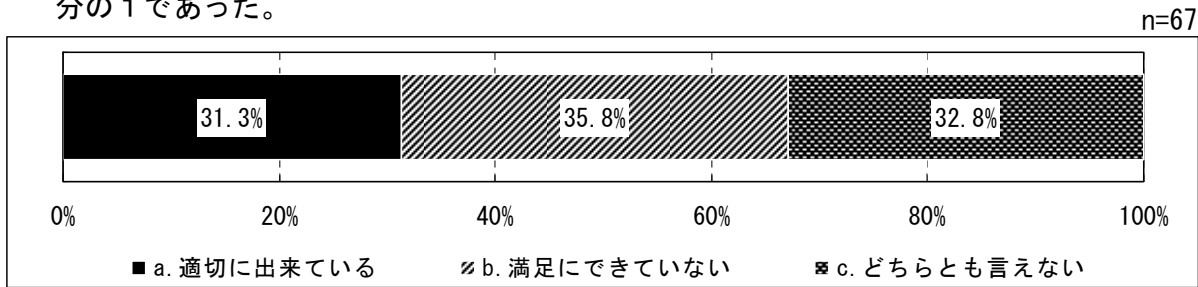


事業者に対する定期的な研修は、7割強が「行っていない」であった。

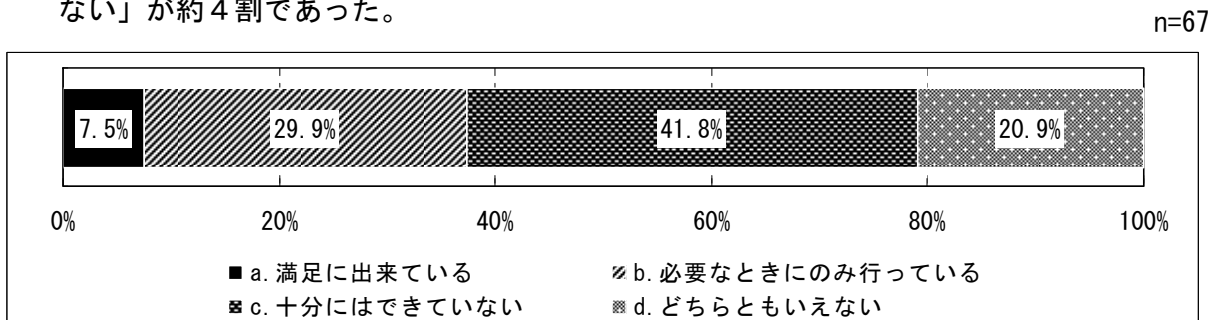
n=67



申請者の主治医など医療職種と申請者に関する情報を共有した上での判定については、「適切に出来ている」、「満足に出来ていない」、「どちらとも言えない」がそれぞれ約3分の1であった。

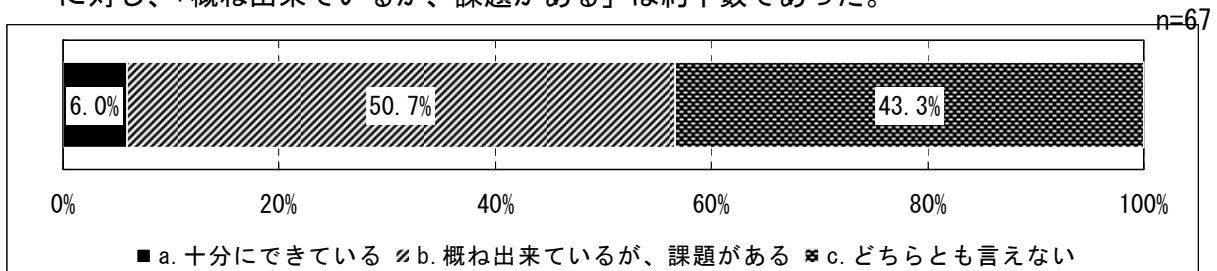


療育機関や児童の補装具判定にかかわる医療機関との情報共有は、「十分にはできていない」が約4割であった。

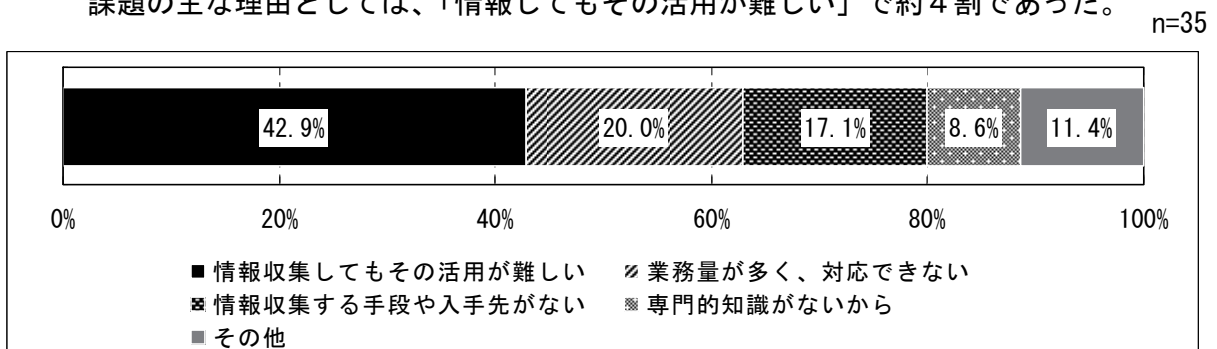


(6) 新たに開発された補装具や完成用部品の情報

『技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や「完成用部品」に関する情報収集を積極的に行い、それを踏まえた判定ができていますか?』との設問に対し、「概ね出来ているが、課題がある」は約半数であった。



課題の主な理由としては、「情報してもその活用が難しい」で約4割であった。



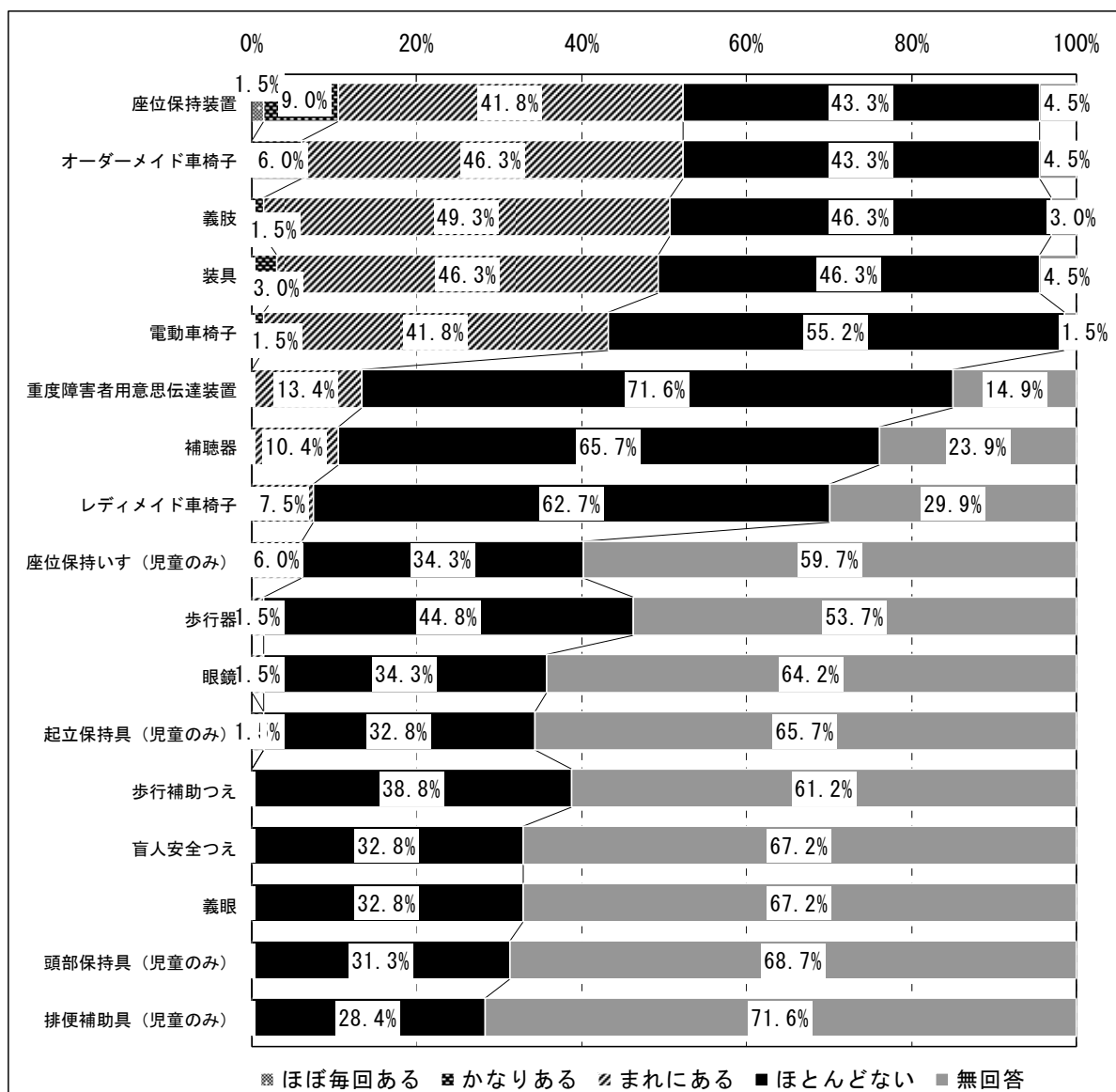
(7) 更生相談所独自の規定や内規

独自の規定や内規がある10更生相談所より資料を受領した。独自規定の内容としては、種目別の判定方法（来所、文書等）、判定ガイドライン、付属品や修理に関する独自基準などであった。

(8) 処方内容の追加および修正

仮合わせや完成時に、処方内容に追加、修正がある補装具としては、座位保持装置、オーダーメイド車椅子、義肢、装具、電動車椅子があげられた。

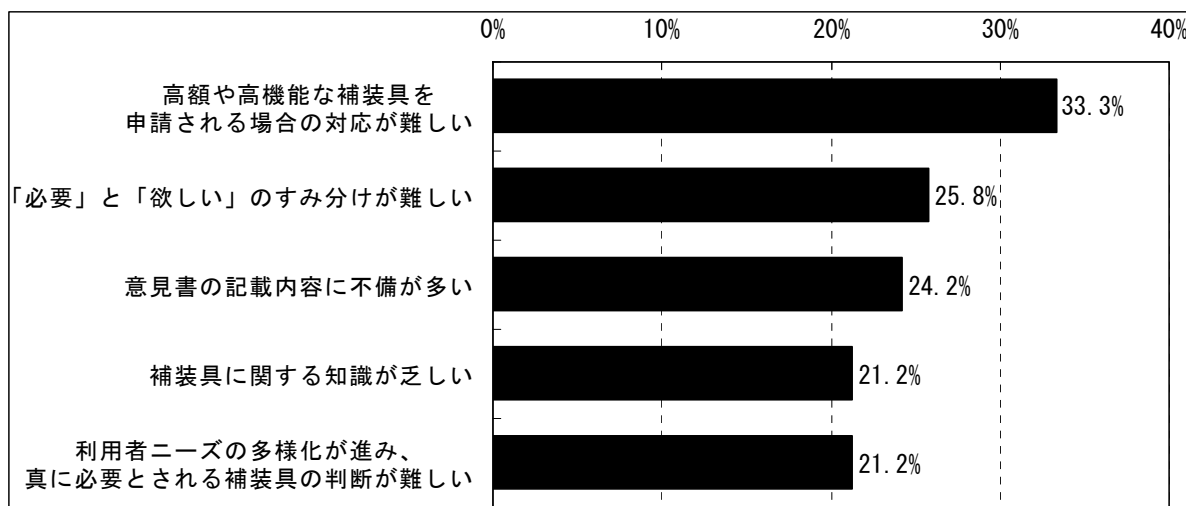
n=67



(9) 現行制度における課題

補装具費の申請から支給決定等の業務の中で、最も大きな課題と思われる内容を最大3つ選択する設問では、「高額や高機能な補装具を申請される場合の対応が難しい」が最も多い結果であった。※グラフは上位5位までを表示

n=66



※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(更生相談所)」を参照

(10) 申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄

申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄として、「種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数に関する事柄」としては、各補装具の具体的な要望が最も多かった。「基準額に関する事柄」としては、車椅子の基準額等に関するコメントが最も多く、「申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関する事柄」では、判定期間に関する要望が多く見られた。「相談、フォローに関する事柄」としては、相談窓口が無いといった相談方法に関するコメントが多い結果であった。

※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(更生相談所)」を参照

(11) 必要としている支援内容

更生相談所から厚生労働省に求めている支援内容としては、基準の明確化の要望とマニュアルやQ & A等の要望が最も多かった。市町村に対しては、情報共有の希望や、申請者の状況把握を希望するコメントが多く見られた。テクノエイド協会に対しては、補装具全般及び完成用部品の情報提供が多く望まれていた。事業者に対しては、カタログ等の資料や情報の希望、制度への理解を求めるコメントが最も多い結果であった。

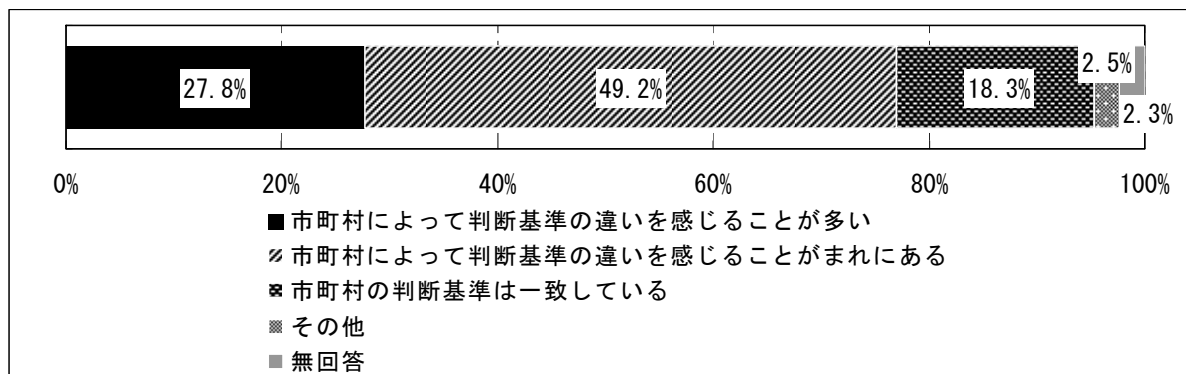
※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(更生相談所)」を参照

5. アンケート調査集計結果の概要（事業者）

（1）判断基準の地域格差

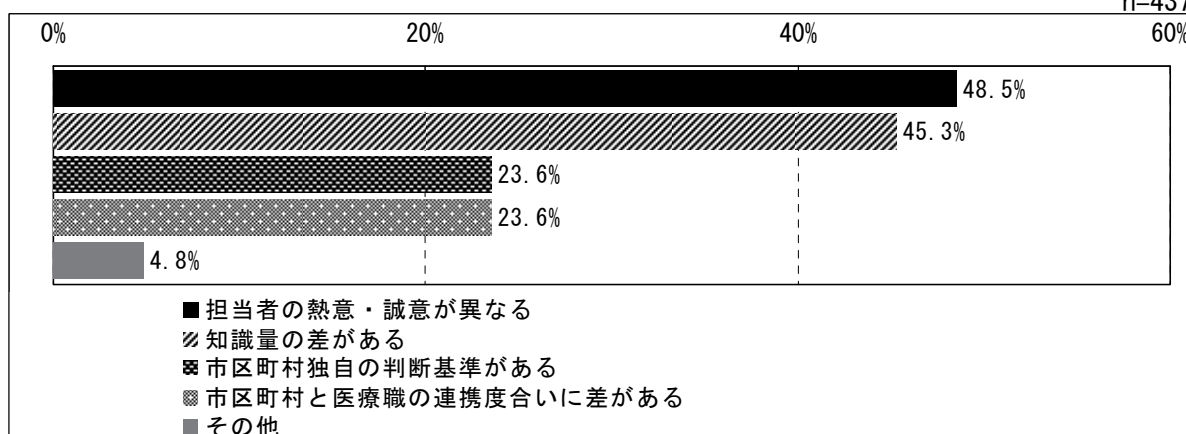
補装具費支給決定にあたっての判断基準について、「市町村の判断基準は一致している」は約2割にとどまり、「市町村によって判断基準の違いを感じることもまれにある」が約半数であった。

n=569



判断基準が違ふと考えられる理由として、「担当者の熱意・誠意が異なる」や「知識量の差がある」が多く、それぞれ約半数であった。

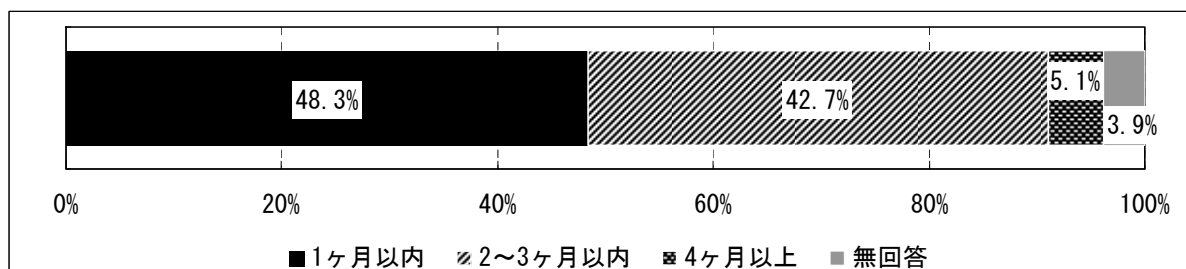
n=437



（3）納品までの期間

申請者との契約後、納品までの平均的な期間については、約半数が「1ヶ月以内」、「2～3ヶ月以内」が約4割であった。

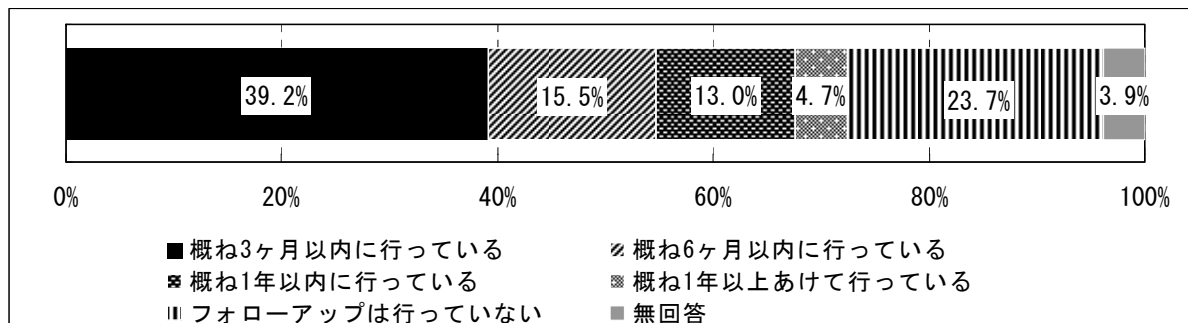
n=569



(4) フォローアップ

納品後、利用者に対するフォローアップの期間としては、約4割が「概ね3ヶ月以内に行っている」と回答した。一方で、「フォローアップは行っていない」が約2割見受けられた。

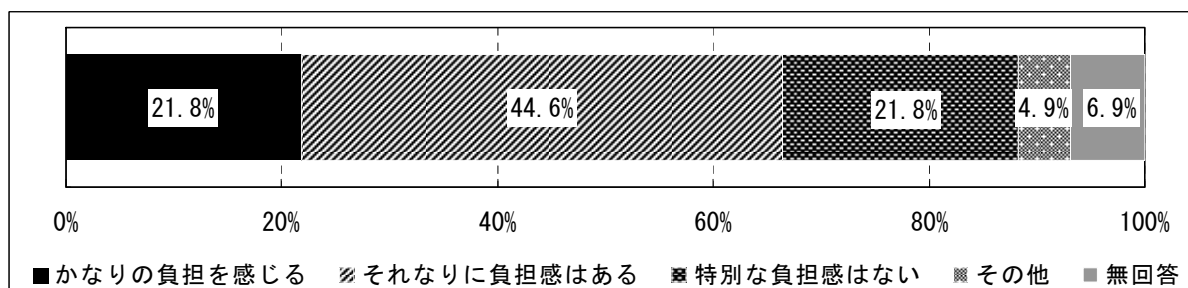
n=569



(5) 事業者の費用負担感

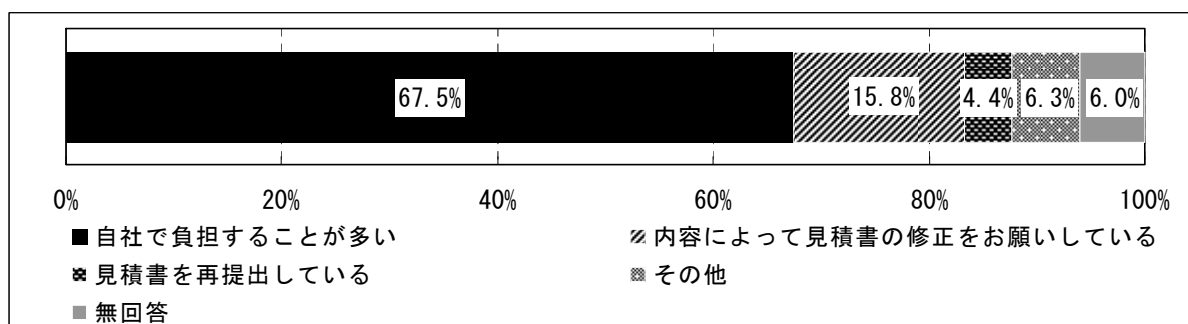
判定時や適合判定時の立ち合いにかかる費用（移動費）の負担感については、「かなりの負担を感じる」、「それなりに負担感はある」を合わせて7割弱であった。

n=569

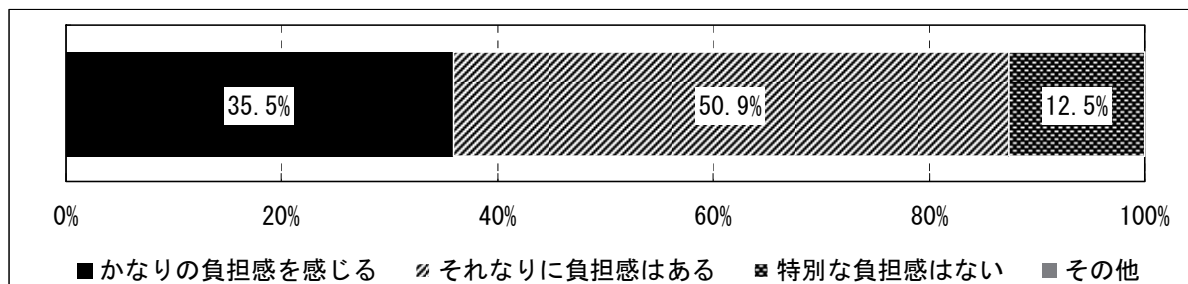


仮合わせなどで修正や追加があった際の材料費やデモ機の費用については、「自社で負担することが多い」が7割弱であった。

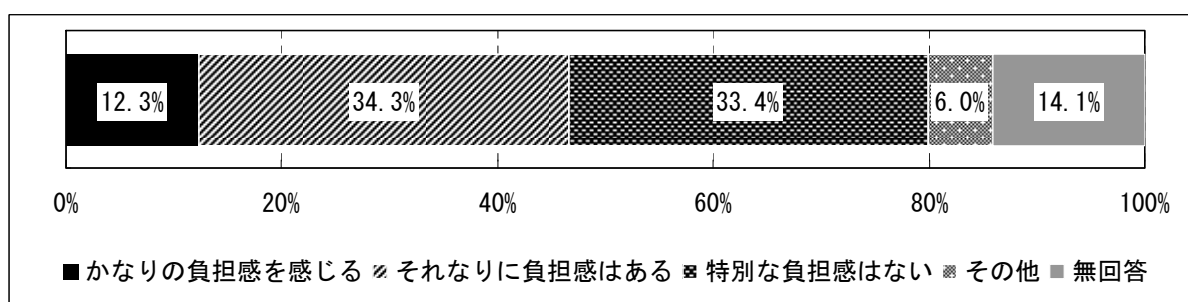
n=569



仮合わせなどで修正や追加があった際の材料費やデモ機費用の負担感は、「かなりの負担感を感じる」が4割弱、「それなりに負担感はある」が半数であった。 n=409

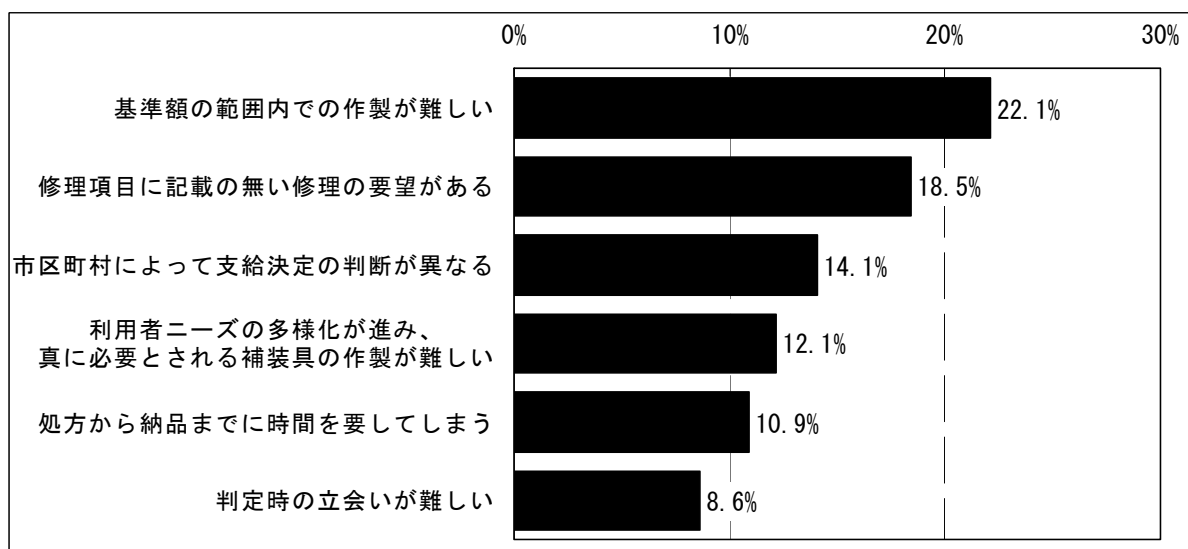


フォローアップにかかる費用の負担感としては、「かなりの負担感を感じる」、「それなりに負担感はある」を合わせて半数弱であった。 n=569



(6) 現行制度における課題

補装具費の申請から支給決定等の業務の中で、最も大きな課題と思われる内容を最大3つ選択する設問では、「基準額内での作製が難しい」、「修理項目に記載のない修理の要望がある」が多い結果であった。※グラフは上位5位までを表示 n=569



※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(事業者)」を参照

(7) 申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄

申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄として、「種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数に関する事柄」としては、耐用年数に関する要望が最も多かった。「基準額に関する事柄」としては、各補装具に関するコメントが最も多く、「申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関する事柄」では、判定期間に関する要望が多く見られた。「相談、フォローに関する事柄」としては、定期的なフォローなどを求めるコメントが多い結果であった。

※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(事業者)」を参照

(8) 必要としている支援内容

事業者から厚生労働省に求めている支援内容としては、制度全般に関するコメントと基準金額に関する要望が多い結果だった。更生相談所に対しては、判定基準や判定の内容等に関する要望が最も多かった。市町村に対しては、独自基準や判断基準の違いに関するコメントが多く見られた。テクノエイド協会に対しては、利用者、家族、医療・福祉関係者それぞれに対する情報提供の要望が多い結果だった。

※主なコメントについては、【資料編】「アンケート調査集計結果(事業者)」を参照

6. アンケート調査集計結果(まとめ)

市町村、更生相談所、事業者それぞれに対し、現行制度の実態を把握し、課題や要望の論点整理を行うためにアンケート調査を実施した。調査結果からは、下記にあげる課題が明らかになった。

- ① 補装具判定の地域格差
- ② 申請から給付までの期間
- ③ 障害児に関する判定
- ④ 医療機関等との連携・情報共有
- ⑤ 新たに開発された補装具や完成用部品の情報収集、取扱い
- ⑥ 事業者の選定方法
- ⑦ 処方内容の追加、修正
- ⑧ フォローアップの実施
- ⑨ 事業者の費用負担

Ⅲ. 補装具費支給制度に関するヒアリング調査

1. ヒアリング調査の目的

本ヒアリング調査は、先に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、アンケートから明らかになった課題や、検討委員会にて抽出した主な論点を補完することを目的として実施した。

2. ヒアリング調査の実施概要

(1) 調査対象

- 市町村 5カ所
- 更生相談所 5カ所
- 補装具製作(販売)事業者 5カ所

※調査の対象機関は、アンケート調査の回答状況及び、県と県政令の更生相談所が存在する県等から選定した。

(2) 調査機関

平成25年1月～2月

(3) 調査方法

現地にて聞き取り調査を行った。

(4) 調査項目

- ① 判定及び支給決定、適合判定、製作等
- ② 申請から給付、適合判定までの期間、障害児に関する判定及び支給決定について
- ③ 医療機関等との連携、情報共有
- ④ 事業者の選定
- ⑤ 処方内容の追加及び修正等について
- ⑥ 使用状況の確認及びフォローアップについて
- ⑦ 現行制度との課題と要望

※ヒアリング調査時の質問内容は、【資料編】「ヒアリング結果時の質問内容」参照

3. ヒアリング調査結果の概要

(1) 判定及び支給決定、適合判定、作製等に関する事項

(a) 判断基準の違い

【市町村】

- 近隣の自治体で、定期的に児童の事例などについて情報交換をしている。
- 近隣に政令市があり、判定機関（更生相談所）が違う。県更生相談所の方が厳しいと聞く。

【更生相談所】

- 近隣の3更生相談所で年1回の会議を通じて、判断基準を統一させる取組みをしている。
- 判定に関して自治体で取扱いが異なる状態があり、地域間での不公平感が生じているため、基準についての、細かなガイドラインを具体的に示していただきたいと思う。

【事業者】

- 現状の判定は、「裁き」のような形となっている。補装具が実用的かどうかを判断する場ではなく、実用的にするにはどうすれば良いかを議論する場であるべき。
- 予算の潤沢な地域とそうでない地域で差があるように思われる。
- 判定結果によっては、申請を取り下げて全額自己負担で補装具を作製するケースもある。
- 利用者重視なのか、医学的見地を重視するのかといった補装具費支給制度が立つスタンスが不透明。声が強い利用者の要望が通ることもある。
- 厚生労働省による指針の記述は、目的や自治体の役割などは示しているが、処方に要する医学的知見や技術情報の提示、適用基準などが十分に示されていないため、実施主体により差異が生じやすい。
- 同じ更生相談所でも、医師によって判断が違うこともある。
- 介護保険法と障害者自立支援法の関係に関して、市町村の見解が違う。

(b) 判定方法を変えるべき補装具

【市町村】

- 児童の補装具に関して、わかりにくい場合は助言依頼ができるようになっているので、交付に関してはほぼ全てを、修理に関しては難しいものに関して助言依頼をしている。
- 巡回相談、在宅相談ができれば良い。

【更生相談所】

- レディメイド車椅子は市町村判断であるが、複雑かつ高額になってきているので、“意見書がいない”という一文を省いて欲しい。
- 車椅子も来所判定すべきであるが数が多いため、車椅子乗車時の写真を添付頂き、判定の代替としている。
- 再支給で付属品が違う場合の対応について指針等が欲しい。
- 児童の判定で支給された補装具、他法制度で支給された補装具の修理については、市町村が判断の上決定できるようにする。

【事業者】

- 生活環境の把握も必要であるため、通常的生活条件下での判定の方が利用者には無理がないものとする。巡回や訪問判定を主で考えるべきではないか。
- 適合判定で、完成した補装具を見るだけであれば、事業者が更生相談所に持って行けば済むこと。

(3) 処方と作製した補装具が違った場合の対応

【市町村】

- 直接判定でない限り、見積書と完成品の付け合せができていないというのが現状である。
- 更生相談所に相談し、利用者に適合すれば判定内容を変えても良いということとした事例がある。
- 利用者の要望が強く、事業者独自の判断で届け出なく部品を無償で追加していた。交付後年数が経っていたため、事業者への口頭注意に留まった。
- クッション類は、申請がないままに付いていることがある。

【更生相談所】

- 処方内容と作製された補装具が違っていた場合、聞き取りを行い、再判定や事業者への指導を行っている。
- 補聴器に関しては、申請する補聴器と実際に購入する補聴器が分かるように、見積書を2段にして記載させるように、フォームを2年前から変更した。

【事業者】

- 更生相談所の先生は、判定の時に初めて利用者に会うので、利用者に合っているものが何かは直ぐには分からない。しかし、主治医は、利用者の生活状況などある程度わかっているため、それを踏まえた義足を処方しているのに関わらず、主治医の意見が反映されないことが多い。
- インターネットから様々な補装具の情報を得る利用者がいる。
- 利用者が使用するところではない部分に対して（介助者側の負担軽減）の配慮が欠ける部分がある。
- 作り変えて、前回使用していたものと違うパーツを使ったりすると、必ず理由を尋ねられる。

(4) 圏域の広さに関すること

【更生相談所】

- 医師は巡回できないため、担当者が巡回し、ビデオや写真などで記録をしている。
- 巡回以外に事前調査を行っている。
- 本人が来所することが困難であることが多い。

【事業者】

- 離島に行く際の交通費（飛行機や船の運賃）を何とかしてあげるべきではないか。
- 遠方地ではガソリン・高速・時間等経費が掛かる。遠方の場合、社員が1日400km以上運転することもある。
- 更生相談所が遠い地区は利用者から送迎の希望がある（費用は業者負担）。

(5) 判定の外部委託

【更生相談所】

- 更生相談所内では、技術、人員、予算面等で、判定機能について限界もあると思われるため、活用できる機能があれば検討の必要性はあると思われる。
- 医療の基準は「医学的により良いもの」であるが、判定の基準は「真に必要なもの」であるので外部委託の場合はその教育が必要になる。
- 補装具に関する相談センター自体は意義があるものだが、相談が全てセンターに集中するため、地域で見る力がなくなってしまう可能性もある。

(6) 補装具の分類

【市町村】

- 多点杖は診断書が必要だがT字杖は要らないといった、補装具と日常生活用具の違いが利用者にとってわかりにくい。
- 矯正眼鏡・遮光眼鏡について、基準額が同じであるのに区分されているものがある。
- 遮光眼鏡の6D未満は視力障害の方と言われたが、手引きなどにその旨の記載がなく、困った事例があった。
- 修理の判断基準が必要である。

【更生相談所】

- 修理項目の判断に困ることがある。通知文に書いてあれば事業者には根拠を示せるが、解釈の違いでの事業者とのやり取りに時間がかかる。
- 補装具判定専門委員会で回答があったものがまとめられていると良い。
- 補装具を児童に限定する必要はないのではないか。
- 車椅子か座位保持装置か判別できないものがある。
- 『基本は付加する機能なので金額は付加する分だけで、より補強が必要ななどの個別の需要がある場合は認める』という考え方ができるような融通が利く表記の仕方をしていただきたい。
- 座位保持装置の身体保持部品付き車椅子と構造フレーム付き座位保持装置は統合すべき。
- 座位保持装置（一部）・車椅子・電動車椅子・歩行器の併給は苦慮する。
- 完成用部品に関して、使用にあたっての考え方、対象リスト、判断基準といった全体的なマニュアル等が欲しい。

【事業者】

- 車椅子（電動車椅子）と座位保持装置一体型に関する判断基準は国からは示されておらず、二具としてカウントされてしまうのは問題である。
- J I Sには普通型のモジュラー型車椅子の図示しかないため、普通型しか認めない自治体がある。制度の運用が狭義すぎるきらいがある。

(7) その他の課題・要望

【市町村】

- 補装具の基準表が若干使いにくく、使いやすいものがあると便利である。
- 遮光眼鏡、カーシート、盲人安全つえ、歩行補助つえは見積り額を基準額内に収めることが難しい。
- 更生相談所から医師に対する質問は市町村を経由するため、時間がかかることが多い。文書のやりとりを優先する傾向もある。
- 更生相談所からアドバイスを頂いた代替機を勧めても、申請者から専門用語で攻め立てられてしまい、引き下がるケースもある。
- 必要なのか、あれば便利だから申請しているのかの見極めが難しい。
- 差額自己負担の要望が多く、差額自己負担の判定を行ってもらえれば良いと感じる。

【更生相談所】

- 補装具費支給制度が、エコカー補助金制度や割引制度といった主旨でとられることも多い。
- 機能の差額自己負担の取扱は悩んでいる。補聴器は差額自己負担で耳あな型になるため、制度の矛盾も感じており、容認すべきではとも考える。

【事業者】

- デモ機の費用や仮合わせ時の経費など負担が多すぎる。判定前にデモ機の試乗が必須とされ、更生相談所が事業者でデモをするように言われる。
- 本来作り変えなければならないものを修理し、故障・破損してしまった時の責任は全て業者になってしまう。
- カーシート等の差額は自己負担頂いている。
- 耐用年数が妥当なもの、そうでないものがある。消耗品の中には、耐用年数が6ヶ月と定められていても、3ヶ月でダメになるものもある。
- 最近はお金が無くて代金を立替が出来ない人が多い。

(2) 申請から給付、適合判定までの期間

(a) 申請から支給までの期間

【市町村】

- 身体障害者手帳と補装具との同時申請が出来ると良い。現状では診断書を2回書いてもらう必要があり、手間も費用もかかる。
- 過去の更生相談所判定時で質問された内容をFAQの形で市独自でまとめ、申請を受けた時点で出来るだけ聞き取りをするようにしている。
- 写真が必要な補装具（カーシート等）は事前に写真の準備をお願いしている。市職員が訪問して写真を撮ってくることもある。
- 更生相談所は電動車椅子の場合、判定依頼をしてから来所までが時間がかかっている。

【更生相談所】

- 補装具の手引きに、FAQを記載している。
- 申請前に事前相談をすることで、申請後の期間が短く出来る場合がある。
- 緊急の場合、判定せずに事前修理を認めることもある。
- 装具は写真を添付することで適合判定の代替としている。

【事業者】

- 義足の修理など、急を要する際に融通が利かないのが困る。
- 利用者、またはご家族への署名を頂き、決定前に作製を始めることもある。
- 支給決定前に、計測・設計まで進めておくことが可能なケースがある。

(3) 障害児に関する判定及び支給決定

(a) 児童の補装具判定・支給における課題

【市町村】

- 児童では判定の地域差を課題と感じている。
- 者になる前の駆け込み申請が多い。医療機関から申請を促されている模様。市としては却下する材料が無く、認めている現状である。
- 児童も更生相談所での判定になった場合、問合せ等で業務負担が大きくなることが懸念される。
- 所得が高い家庭で重度障害児の場合、高額な費用が全額負担になってしまう。児童の間だけでも所得要件がなくても良いのではないかな。

【更生相談所】

- 児童の場合、障害状況の変化が考えられるため、真に必要な機能かどうかの判断は者より困難である。
- 17歳での駆け込み申請が多い。18歳になると基準が変わるという認識が根強い。
- 細かなトラブルがあったため、市町村では判断が難しい時に助言を行っている。
- 児童では親同士の繋がりが強いいため、判定で認められなかったときの対応が難しい。
- 当県では、障害児の判定も障害者同様に実施しているが、児の判定を実施している更生相談所が少ないため、情報も少なく判断に苦慮することがある。児童から成人になった際のトラブル等は特にない。また、他都道府県から当県に転入された児童のケースで判定基準等の相違により、当県では以前と同様な内容での補装具の支給ができない場合もあり、トラブルの原因にもつながるため、全更生相談所において、児の判定も実施してほしい。

【事業者】

- 児童の補装具では年々性能や価格が上がっているが、基準額が低いものがある。超過分は自己負担を頂いている。差額分を、別の補装具作製の際に利益の穴埋めしている。
- 現在は更生相談所が全てチェックするため、時間がかかるようになった。
- 「耐用年数」に関しては、「一律に取り扱うのではなく、当該補装具の状態、障害状況や生活環境等を把握することにより、実情に沿うよう十分に配慮すること」となっているものの、現場ではかなり厳格に対応されている実情がある。障害児と障害者の耐用年数は別もので考えるべき。結果、体に合わない補装具を使っている児童もいる。

(b) 児と者の違い

【市町村】

- 児童から者になる際に判定の基準が厳しくなることは自治体からも伝えており、医療機関や保護者も認識している。
- 児童では申請すれば必ず認められるとされている状況。保護者からの要望も多くなっている。

【更生相談所】

- 児は2台支給している現状であり、元の「真に必要な場合に2台」に戻すには、通知文で示されないと直せない。

【事業者】

- 児童から者になった時点で県更生相談所での判定が必要となり、「補装具の整理」という名目で支給台数が厳しく制限される実態がある。既存の補装具の修理も1台のみ受け付けることとなっている。
- 児童に限る種目が下記の4種目あるが、限定する意味が不明確でかつ現実的でない。
(座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具)
- 児童は使用期間が短い為、部品・パーツの交換が出来る義肢装具の開発が必要と思われる。

(4) 医療機関との連携、情報共有

(a) 医療機関との連携、情報共有

【市町村】

- 何かあった場合に医師に連絡するのが基本。頻繁に連絡している所は、事前連絡することも稀にある。
- 更生相談所の新任者研修は年1回、5～6月頃。手引きについての説明で、実践的な部分で活かしているかはわからない。

【更生相談所】

- 定期的な連携は無く、不明点等があった際に不定期に問合せをしている。
- 直接判定で意見書が不要な場合でも、医療機関などの意見が反映されるように、「製作予定書」等の提出書類を準備いただいている。
- 市町村担当者への補装具研修を実施している。(年1～2回)

【事業者】

- リハビリテーション病院が中心となって、ポリオやリウマチ友の会など、障害者向けの勉強会を開いている。
- 更生相談所では、相談所主催の勉強会がある県もある。その他の更生相談所では年1回の意見交換会があるが、形骸化している状況である。
- 大学等とブレースクリニックや検討会等を行っている。
- 更生相談所が市町村向けに開催している勉強会に自社の商品を持参することもある。

(5) 医師の意見書

(a) 医師の意見書

【市町村】

- 意見書は可能な範囲で確認している。例えば、期限は3か月に設けているので、過ぎていないか、図や絵のみの場合は市職員でも分かるように記述してあるかなど。

【更生相談所】

- 指針上の要件を満たす医師が近隣に居ないことが多く、医師であれば意見書を書いてよいこととしている。
- 様式を工夫しているが、医師の意識の問題が大きいため、医師が意見書を書くこと自体に限界を感じている。
- 独自フォーマットを採用している。
- 意見書の内容について照会すると、文書で求められることもある。文書のやりとりに時間がかかり、結果として判定期間が延びてしまうことがある。
- 治療用ではない旨を確認する項目・内容があると判断しやすいと思われる。

(6) 事業者の選定

(a) 事業者の選定

【市町村】

- 事業者の選定は特に行っていない。
- 利用者が事業者を決めることは少なく、病院に出入りしている事業者や医師から紹介された事業者が中心となっている。
- 代理受領方式を前提として、業者は指定制である。制度への理解、適合判定時に来所可能か、修理対応可能か等を確認している。
- 登録事業者制にしており、事業経歴書、補装具の取扱い、製作設備等をチェックしている。

(7) 処方内容の追加及び修正等

(a) 処方内容の追加及び修正等

【市町村】

- 意見書、処方箋のやりとりで市役所を経由している。更生相談所と病院の間で直接やり取りできる制度があれば効率的だと感じる。
- 処方内容に修正・追加等をした場合支給券を出した後であれば、再判定をする。
- 支給券を出した後での金額の修正は行っていない。

【更生相談所】

- 追加・修正があった場合は、見積書の差し替え、判定のやり直し、支給券の差替えをしている。手間がかかるため、システムとして見積もりを簡易に修正できる仕組みが欲しい。
- 原則修正は認めていない。金額の一定割合までに関しては、修正・変更を認める方向でも良いのではないかと。

【事業者】

- 補装具の処方後に継手や部品の追加・変更の希望があった時に金額が下がれば支給券の変更になる。見積の金額内であれば理由書だけで良いが、額を超える場合は業者負担だったら良いと言われる。
- 申請時に見積書を出すことに無理がある。ある程度仮合せをしないと、見積書は出せないと感じる。
- 市更生相談所は、自費で機能を追加した補装具も適合判定で認めないこととなっているため苦労している。

(8) 使用状況の確認及びフォローアップ

(a) 使用状況の確認及びフォローアップ

【市町村】

- 在宅訪問しようにも、担当が一人であり、窓口を空けることができないので、フォローアップは現状では難しい。
- 交付されてから9ヶ月以内のものに関しては、事業者の負担でお願いしている。それ以降であれば修理で処理している。

【更生相談所】

- 種目によっては抜き打ちで実地調査をしている。
- 児童は、研修という形で8割に対しフォローアップを行っている。
- 事業者の責任部分（9ヶ月間の製作保証）について、対応する事業者とそうでない事業者があり、どこまでが事業者の責任か悩むことがある。
- 更生相談所では特段のフォローアップは行っていない。
- 「困っているが事業者に直接言えなかった」といった話を聞くことがある。
- 車の車検のように事業者による整備ができると良いと思う。

【事業者】

- 補装具全般の定期点検制度が必要。
- 補装具にはメンテナンスの概念があまりない。
- 更生相談所から、フォローアップは（受注促進行為になりかねないとして）更生相談所からは止めるように言われた。
- 全ての補装具のフォローが義務化となった場合、単純に業務量がかなり増える。利用者の自宅に訪問する際の費用負担について対策がないと難しい。
- 1年毎に電子メールや電話で行っている。
- 故障に対する応急処置は事業者負担で実施している。

(9) 現行制度の課題と要望

(a) レンタル制度にふさわしい補装具

【市町村】

- 歩行器、杖、カーシート、意思伝達装置、電動車椅子、車椅子。

【更生相談所】

- 完成用部品で作った座位保持装置、モジュラータイプの車椅子、児童の補装具、重度障害者用意思伝達装置、電動車椅子。

【事業者】

- 軽度障害者用車椅子（レディーメイド程度）、完成用部品に記載されない高額な商品、意思伝達装置の本体、歩行器、児童用のバギー等。

(b) レンタル制度に関する意見

【市町村】

- 修理期間中のレンタルも良いのではないかと。他市町村では、事業者が修理期間中のレンタルをしていることもあると思う。
- 申請から支給までの期間や、退院から手帳申請期間中にレンタルできる制度が欲しい。
- 診断書に記載欄を設け、耐用年数内で補装具の型式が変化しそうな利用者は、レンタルで対応することも可能では。

【更生相談所】

- 高齢者はメンテナンスなどの連絡が中々出来ないため、レンタル制度にしてメンテナンスが定期的に来る制度としても良い。
- 日本人は「自分のもの」という感覚が強く、レンタルを拒む人もいるため、難しさを感じる。
- 新規給付の時だけでも、一旦レンタル制度によって用具を利用して見て、ニーズがはっきりすることで、結果として余計な付属品を出さなくて済む。

【事業者】

- 修理時の代車は事業者で貸出している。公費は出ていない。
- 症状の進行が早い場合には製作が追いつかない場合もあり、そのような場合はレンタル制度に適している。
- 初期適合を見るための期間限定レンタルであれば可能。
- 座位保持装置は購入で25～40万円だが、レンタルで月2万円とすると、レンタルの方が高くなるケースも考えられる。

(c) 利用上限額の導入

【市町村】

- 障害等級で利用上限額を設定するのであれば、手帳の等級変更を行う必要があるなど、手間も増える可能性が考えられる。
- ケアマネージャーのような存在もおらず、サービスを調整することが困難な方が多いのではないかと。また、所得などによつてのサービス差が出来るのではないかと。

【更生相談所】

- 利用者の利用環境によつてもどれを選ぶか変わってくるので、障害の程度や補装具の機能だけで上限額を決めるのは難しいのではないかと。
- パーツ・機能の一つ一つを精査する労力は負担を感じている部分もあるが、更生相談所が上限額だけ決めるのは、制度上矛盾している。
- 年々、高額補装具の相談、要望がある。種目ごとに上限額の設定があると差額自己負担の説明もできるため、検討をお願いしたい。

【事業者】

- 現状において支給台数の制限や希望の処方内容からの変更を余儀なくされる状況下においては、「利用上限額」という考え方を導入し自己責任の範疇で選択できるようにしてはどうか。また、「利用上限額」の範疇で選択できるようにすると、機能に反して高額なものは選択されず、市場原理が少なからず働いてくるのではないかと考える。
- 障害の度合いに応じて補装具は変わるため、利用上限額を設定することは法の主旨と反するよう感じる。児童では特にそぐわない。

(d) 日常生活用具と判断してよい補装具

【市町村】

- 意見書不要の補装具（つえ等）
- 日常生活用具は入所者では出せないから、レッツチャット等の意思伝達装置を補装具として申請してくるケースがある。補装具なのか、日常生活用具なのか、明確な基準も欲しい。

【更生相談所】

- カーシート、普通型の車椅子、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、盲人安全つえ、歩行補助つえ。
- 基準が明確であれば補聴器、眼鏡。
- 児童の起立保持具、座位保持具、排便補助具。

【事業者】

- 頭部保護帽は加工や修正等の必要性があり、補装具の方が良い。
- カーシート、杖、意思伝達装置などで新機種が出る商品。

(e) その他現行制度に関する課題や要望

【市町村】

- 所得割46万円以上の方が、税金を多く払っているのに補装具費が出ないことで意見を言われる方もいる。
- 治療用装具と更生用装具の判断が難しい。病院から、更生用装具と言われることがあるが、判定で認められないこともある。
- 制度の理解や基準額の正確な把握について、義肢装具製作者は良いが、メガネ業者に理解されていない方が多い。
- インターネット上で、半額等で販売している車椅子や、補聴器があり、そこで購入したいといった要望も見られる。

【更生相談所】

- 通知などに「事業者は要請があれば適合判定に応じること」といった文言が入っていると良い。
- 更生相談所の全国会議のようなものはあるとうれしい。
- リクライニングティルト車椅子は、高齢者の申請が多い。申請後1年以内に亡くなる方が約1割おり、納品前に亡くなる方や使えない方もいる。補装具が有効活用できていないことに悩みを感じている。
- 基準額を超えている既製品、基準額内では市場に出ていない補装具があり、迅速に基準を改定して欲しい。
- 制度の一方を支える補装具事業者に対し、適正なコストの回収が行われるような価格体系とすべき。
- 障害者総合福祉法で130の難病が対象となるが、その対応が難しい。
- 重度障害者用意思伝達装置の視線入力装置。施設の備品として購入して、使用が出来ることが分かってから申請する流れの方がよいのではないか。

【事業者】

- 円安時、仕入先からパーツの値上げがあったが、当社が市町村に申請するときには価格が決まっているので値上げできなく、その差額は当社が被っていた。
- 医師意見書の文書料も公費対応にすべき。
- 完成用部品の単価は高いものの、利用者にとっては必ずしも良いものとは限らない。
- 車椅子の基本価格の設定がない。特別調整10%も廃止となった。モックアップ（模型）などの費用は業者が持ち出しになっている部分が多い。
- モジュラー型の車椅子が今後使われるように行政も舵を取ってほしい。

4. ヒアリング調査集計結果（まとめ）

市町村、更生相談所、事業者それぞれに対し、アンケートから明らかになった課題や検討委員会にて抽出した主な論点を補完することを目的として、ヒアリング調査を実施した。調査結果からは、下記にあげる課題が明らかになった。

- ① 市町村や更生相談所による判断の地域格差
- ② 補装具の分類や修理項目
- ③ 障害児に関する判定・相談
- ④ 医師による意見書
- ⑤ 処方内容の追加、修正
- ⑥ フォローアップの実施

IV. 種目別の課題及び要望と整理対応（案）

アンケート調査、ヒアリング調査によって得られた各補装具に関する課題及び要望、提案等を下表に整理した。各項目について、課題及び要望、提案等を記述し、その下に参考となる資料があれば付記している。参考となる資料については、下記略式記号を用いている。各課題及び要望、提案等に対し、検討委員による整理対応案等を記載した。

略式記号：参照元

【指針】補装具費支給事務取扱指針

【要領】義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

【算定】補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

【検討】平成22年度における補装具の価格改定等について（厚生労働省HP）

【QA】補装具費支給に係るQ&A（厚生労働省HP、平成22年10月29日）

【特事】特例補装具・判定困難事例集（テクノエイド協会HP）

1. 補聴器

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
a. 補聴器の基準額が低いといわれることが多い。 【算定】P70「その他（補聴器）」基準額 最少額 34,200～最大額 120,000 【検討】「3. 補聴器について」 →補聴器の基準価格については、毎年型式ごとに価格調査を行い、最低価格を採用	補聴器の基準額が低いという意見はあるが、基準額内で支給できる補聴器があるのも事実である。特例補装具となるデジタル補聴器でさえ普及、開発に伴い価格の安いものもみられるようになっている。判定したものと違う本人が希望するものを差額自己負担で購入することを認めている自治体もあり、基準額を上げる必要性については慎重に検討する必要がある。
b. 標準耳掛式63,000円、高度難聴用耳掛式98,000円ぐらいにするべきである。 【算定】P71「その他（補聴器）」 →高度難聴用耳かけ型（43,900）	
c. 補聴器の両耳装用について、眼鏡は左右一対で一具として支給されるのに、補聴器はなぜ片側で一具なのかという意見をいただく。 【算定】P69「その他（眼鏡）備考」「備考：価格はレンズ2枚1組」 【指針】「第2項（4）」補装具の個数について →原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上特に必要と認められた場合は、2個とすることができること	補聴器はなぜ片側で一具なのかという意見をいただくが、聴覚障害の認定基準が聴力の良い方（片側）を基準にしていることから、補聴器の支給（補聴効果が見込まれる良い方の障害の軽減）も片側を原則としている。更生相談所の判定で真に必要な方には両耳装用を認めているので、現行のままで対応可能と思われる。

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>d. 教育的・職能的理由は特になくても耳あな型を希望されるケースが多い。 ほとんどのの方が耳穴型、耳かけ型を希望される。</p>	<p>耳あな型補聴器は、外観だけでなく、自然に近い聴こえ、受話器、携帯電話が使用しやすいなどメリットがある。ポケット型及び耳かけ型補聴器の使用が困難で真に必要な者、ヘルメットの使用など古くからある対象者の要件を見直す必要がある。</p>
<p>【指針】別表「補聴器／耳あな型」 →ポケット型及び耳かけ型補聴器の使用が困難で真に必要な者</p>	
<p>e. 補聴器に関して、「耐用年数の5年は長い」との声が少なくない。 補聴器4年⇒5年になり、やはり4年の方が良い。</p>	<p>補聴器の耐用年数を見直すには5年では長いという根拠が必要である。ケースバイケースであり、現行の制度下でも障害状況の変化に応じて必要であれば耐用年数内でも対応可能である。</p>
<p>【算定】P71「補聴器耐用年数（5年）」</p>	
<p>f. 補聴器は汗による故障が多いが修理金額が高額な場合、耐用年数が延びることがある</p>	
<p>g. イヤモールド（耳栓）破損した場合、修理が出来るように項目が欲しい</p>	<p>修理基準にない修理が必要であれば、業者と相談の上、各更生相談所、各自治体の判断で適切な価格で修理対応して差し支えない。</p>
<p>【算定】P100「その他（補聴器）」 →イヤモールド交換（9,000） 修理の該当項目はなし</p>	
<p>h. 耳せんのクリーニング、内部の断線修理などが修理項目にない</p>	
<p>【算定】P101「その他（補聴器）」 →耳栓の修理及びクリーニングの該当項目なし</p>	<p>耳あな型アンプ組立交換、重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換、眼鏡型アンプ組立交換の基準額（2～3万円台）はあるが、ポケット型にはその項目はない。ポケット型のアンプ組立交換修理が必要な場合、基準表になくとも前者の基準額を準用することは可能である。</p>
<p>i. ポケット型アンプ組立交換が修理基準表にない。 【算定】P98「その他（補聴器）」 →ポケット型アンプ組立交換の該当項目なし 【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）</p>	
<p>j. 電池交換の公費支給希望 補聴器用空気電池を修理項目に追加して欲しい。</p>	<p>補聴器の電池交換は、以前は補聴器の修理基準にあったものである。現在は日常生活用具での対応である。</p>
<p>【算定】P98「その他（補聴器）」 →電池交換の該当項目なし</p>	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>k. 身体障害者手帳に該当しない難聴児への補聴器給付を行ってほしい。</p> <p>【身体障害者福祉法施策規則 別表第5号 身体障害者障害程度等級表】 →聴覚障害6級「(1) 両耳の聴力レベルが 70dB 以上のもの」「(2) 一側耳の聴力レベルが 90db 以上、他側耳の聴力レベルが 50db 以上のもの」</p>	<p>身体障害者手帳に該当しない難聴児への補聴器給付については、自治体によっては既に助成制度を設け対応しているところもある。今後、「市町村振興総合補助金交付事業」を活用して本助成制度（県1／3、市町村1／3、本人1／3）を設ける自治体も増えると思われる。</p>
<p>l. 聴覚の不自由さがあるものの身体障害者手帳の認定基準に該当しない人たちから、公費支給の要望がある。</p>	<p>公費による補装具費支給には手帳取得が前提である。ただし、聴覚6級に満たない聴力の方でも生活障害があることから認定基準の見直しを検討する必要がある。</p>
<p>→1-k 参照</p>	
<p>m. 聴覚障害6級の判定は「両耳70db以上」「60db以上」からが望ましい</p>	
<p>→1-k 参照</p>	<p>デジタル補聴器の開発、普及に伴い、デジタル補聴器を基準の型式に入れることを検討する必要があると思われる。その際、誰にでも認められるものではなく、対象者の要件を明確にする必要がある。</p>
<p>n. 補聴器の種類をアナログでなくデジタルにしてほしい。</p> <p>【検討】「3. 補聴器について」 →現在の基準価格はアナログ式を前提に設定している。 →今後支給対象者の明確化を図るとともに、調整に要する時間や人件費単価等を踏まえた加算を設けることを検討する必要がある。</p>	
<p>o. 集団補聴システムに関連して耳掛型からTコイルがないものが増えている</p>	<p>FM補聴器、Bluetooth対応補聴器などが開発され、テレコイル対応補聴器が減少していると思われる。</p>
<p>→近年の傾向として耳掛型の需要がないのか</p>	
<p>p. 補聴器として人工内耳の申請があった。</p>	<p>原則として人工内耳に関するものは医療保険での対応となる。必要に応じて自立支援医療（更生医療）で対応できるので補装具費支給制度で対応すべきものではない。</p>
<p>→人工内耳は埋め込み手術が必要なため、医療行為となり、補装具費の対象とはならない。</p>	
<p>q. 人工内耳音声信号装置の品目追加</p>	<p>人工内耳に関する付属品等は、定義上補装具の範疇ではない。医療保険や日常生活用具で対応すべきである。</p>
<p>→1-p 参照</p>	
<p>r. 人工内耳装用の方から、スピーチプロセッサの助成制度について要望</p>	
<p>→現在、スピーチプロセッサの交換等は基準にない →自治体によっては対象としているところもある</p>	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>s. 防水型補聴器も支給対象品種にして欲しい。</p> <p>【算定】P71「その他（補聴器）」 →防水型補聴器の該当項目なし</p>	<p>防水型補聴器など基準にない構造、型式の場合であっても職業上必要性が認められれば特例補装具として扱うこととなる。特殊なものであり、あえて基準に入れる必要はない。</p>
<p>t. 平成22年から、基準額（120,000円）の範囲内で扱われている骨導式補聴器が、どのメーカーにも存在しない状態が続いている。</p>	<p>骨導式補聴器の販売価格と基準額の間には大きな乖離がある場合は、実態を調査し、基準額の見直しの参考にする必要がある。</p>
<p>u. 骨導型の申請時にカチューシャタイプになるケースが多いが、眼鏡型に準じた申請になり差額負担が多いといわれる。</p> <p>→例）同一メーカーの場合、眼鏡タイプ（240,000）、カチューシャタイプ（180,000）</p> <p>【算定】P71「補聴器（骨導式眼鏡型（120,000）」 →カチューシャ型の該当種目なし →申請の場合は眼鏡型で申請しているということか</p>	
<p>v. カチューシャ型の骨導補聴器支給手段がない。</p> <p>1-u 参照</p>	<p>現行ではカチューシャ型の骨導補聴器の基準額は定められていない。現場での支給が多いとなれば型式の追加、基準額の設定の必要性があると思われる。</p>
<p>w. 未就学児の早期イヤモード再作製希望</p> <p>【算定】P70「その他（補聴器）備考欄」 →身体の障害により、イヤモードを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p>	<p>未就学児の早期イヤモード再作製希望は、必要性に応じて修理が認められると思われる。</p>
<p>x. イヤホンクロスでの申請（乳幼児）</p> <p>【算定】P70「その他（補聴器）」 →イヤホンクロスの該当項目なし →イヤホンクロス：乳幼児等耳かけ型補聴器を安定して、耳にかけておけない場合などにイヤホンコード及びイヤホンを接続し使用するもの。（HP）</p>	<p>イヤホンクロスの使用期間は乳幼児期等一定の期間に限定されると思われる。必要性が認められれば特例補装具での対応となる。</p>

2. 歩行器

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>a. 歩行器に内転防止プレートの修理基準額がない。</p> <p>【算定】P109「その他（歩行器）」 → 内転防止プレート該当項目なし</p> <p>【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）</p>	<p>多機能な歩行器が開発され、歩行器の構造も変化してきていることから、修理基準項目の見直しが必要である。</p>
<p>b. シルバーカー類の相談が多い。</p> <p>→補装具の種目に該当なし →基本構造は車輪型のみ記述されているため、市町村で判断時に苦慮する。</p>	<p>対象者の要件、基本構造等歩行器とシルバーカーなど高齢者用歩行車との違いを基準等に明記する必要がある。</p>
<p>c. 歩行器の基準額の引き上げ、基準に付属品を追加してほしい。</p> <p>【算定】P77～78「その他（歩行器）」 →価格（固定型：22,000～六輪型：63,100）</p>	<p>姿勢保持機能のある高額な歩行器が開発されている。加算額では対応できなくなっており、通常の歩行器と高機能歩行器で名称・型式を整理し直す必要がある。</p>

3. 車椅子・電動車椅子

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
<p>a. 車椅子と座位保持装置（車椅子フレーム）がそれぞれ最新型となると、ほぼ同じものが出来ることがある。装具の品目や修理基準の品目の見直しをしてほしい。</p> <p>【算定】P72「その他（車椅子）」 →座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる必要がある場合には、加算可能</p> <p>【算定】P64「座位保持装置」（ウ）構造フレーム →車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は車椅子及び電動車椅子の価格を基準価格とする。ただし、座位保持装置として製作する部分が重複することとなる部分については、（中略）これを控除すること。また、リクラ・ティルト機構に限り車椅子及び電動車椅子の機構を優先し、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わない。</p>	<p>座位保持機能を備えた車椅子と座位保持装置の構造フレームを車椅子とした場合には、類似の製品となることがあるのは確かである。基準表において車椅子を一つの種目として独立させる必要があるとの意見もある。その際、座位保持機能のある手押し型車椅子、座位保持機能のある電動車椅子と座位保持装置の整理が必要である。</p>
<p>b. 電動車椅子の耐用年数が4年⇒5年⇒6年と長くなって更新できない。 車椅子の耐用年数が長すぎるため（6年）作り直すことが難しい。 車椅子などについて、成長時期の児童についてはもう少し耐用年数を短くしてほしい。</p> <p>【検討】P8「（3）車椅子の耐用年数の見直し」 →「5年で使用不能になる車椅子はほとんどない」「JIS 認証により耐久性向上の環境が整備された」「モジュラータイプが主流になり部品交換で対応できる」 ※ただし、再支給の必要が生じれば耐用年数の到来前でも再支給可。</p>	<p>耐用年数は使用期間の目安であって、再支給の必要性が生じれば耐用年数の到来前でも再支給可能である。</p>
<p>c. 事務取扱指針別表に記載してある車椅子、付属品の対象者例として不適切、限定しすぎ、内容不足の項目がある。</p>	<p>対象者例として記載しているものはあくまでも例であって、摘要を限定しているのではなく、個別に対応すべきと考える。</p>
<p>d. 電動車椅子で、6輪車等高性能の機種希望 室内で使い易い6輪を希望するケースが多い</p> <p>【要領】P54「対象者例6輪構造」 →職場や家屋が狭隘な場合 →修理基準では、6輪構造部品交換 34,720)</p>	<p>6輪構造の車椅子はかつて特例補装具として扱われていたが、6輪構造部品交換の修理基準が追加されたため、基準内車椅子として取り扱うこととなった。6輪の電動車椅子も基準内で扱うのが原則である。価格的に基準内で扱うことができないものを希望する場合は差額自己負担か、様々な観点から真に必要性が認められる場合は、特例補装具の扱いとなる。</p>

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>e. 中輪駆動前後自在輪を認めてほしい。</p> <p>【算定】P72「その他（車椅子）」基本構造（普通型） →原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T9201-1998 又は JIS T9201-2006 による。</p>	<p>中輪駆動前後自在輪の車椅子は6輪型車椅子として扱うことが可能である。また、考え方として構造が当てはまらないと判断する場合であっても、真に必要性が認められれば特例補装具として扱うことも可能である。</p>
<p>f. 簡易型切替式電動車椅子を手動式に切り替えた場合、筋力が弱いので操作が難しい。車椅子普通型を電動車椅子と併用で交付してほしい。</p> <p>【指針】「第2項（4）」補装具の個数について →原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上特に必要と認めた場合は、2個とすることができること</p>	<p>電動車椅子と普通型車椅子の併用は生活スタイルによってあり得る。各更生相談所の判断によるが、使用場所による使い分けが真に必要であれば認められる場合もある。</p>
<p>g. 電動車椅子（簡易型）について、手動兼用以外のケースも適用を認めてほしい。軽量であり、車への積込みや室内での使用等がしやすいというメリットがある。</p> <p>【算定】P75「その他（電動車椅子）」基本構造 →車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの</p>	<p>簡易型という名称から手動兼用型となり、その後、再び簡易型に戻した経緯がある。上肢駆動の可能性がなくても、軽量、持ち運びが必要という理由で支給が可能である。</p>
<p>h. 簡易型ユニットを利用した完成品電動車椅子が「簡易型」としか認められない。（切替式でないのに）</p> <p>【算定】P74「その他（電動車椅子）」普通型（314,000）、上記製品（390,000） JISの規定に合致しないので、簡易型のみということか</p>	<p>自治体によって考え方が異なる可能性があるが、簡易型ユニットを利用した完成品電動車椅子は普通型電動車椅子として扱い、314,000円+外部充電器、バッテリー加算、ACサーボモーター加算、電磁ブレーキ等を加算し、定価額を上限として価格調整が可能である。</p>
<p>i. 体重が100kgを超えると電動車椅子など国産ではむずかしい。</p>	<p>過体重を理由に国産で対応できない場合は外国製とならざるを得ず、基準額で対応できない場合は特例補装具となる。</p>
<p>j. 鉄製の車椅子を基準にせず、アルミ製を基準とするのが実情に適している。</p> <p>【検討】「3. 価格改定等の考え方」</p>	<p>鉄製を基本とした時代にはアルミ加算という考え方もあったが、現行の基準額はアルミ製車椅子の市場調査で決められているものである。</p>
<p>k. 手押し型等の車椅子に電動ユニットをつけたタイプの簡易型電動車椅子の基準が欲しい。</p>	<p>手押し型等の車椅子に電動ユニットをつけたタイプの簡易型電動車椅子の基準については、検討する必要がある。</p>

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
l. 車椅子の手押し（B）に関する記述を現行の状態に合わせてほしい。手押し（B）のほとんどの機種が姿勢交換機能を備えている。	車椅子の基本構造は、現在普及している車椅子の構造を表すものではなく、特別な機能がない標準的なものを示している。
【算定】P74「その他（車椅子）」手押し型B →介助者が押して駆動するもの。小車輪だけのもの。リクラ・ティルトの手押し型の記述では「その他手押しAと同じ」と記述があり、Bは該当しない。	
m. 車椅子手押し型におけるA・Bの撤廃が必要。	
リクライニング・ティルト・リクティルの説明が、「…その他は手押し型Aと同じ」と表記されているため、大車輪が無い車椅子は手押し型B（基準額 81,000 円）として一律扱われてしまっている。	
n. 普通型車椅子を利用している児童について、足こぎ型車椅子を給付対象としてほしい。	補装具の支給は1種目につき1個である。普通型車椅子を利用している場合に2台目の車椅子は原則として認められない。認める場合も足漕ぎ型車椅子がなければ生活・就学が極めて困難であるという必然的な要件が求められる。真に必要なかどうかを見極めるために直接判定、デモ機の試用などを経て判定すべきものであり、特例補装具となる。
【特事】P19「複数個支給・目的疑義事例への考え方」 →補装具費支給事務取扱指針[通知第1-1(1)：市町村は（中略）身体障害児については、心身の発育家庭の特殊性を十分考慮する必要があること]について、複数個支給について明記された内容でないが、（中略）「補装具等についての技術的専門機関」の意見を得た上で、「複数個支給」について考慮する状況は考えられるとしている。	
o. 3年前までは特例扱いながらチルト式手押し型が155,000円、チルトリクライニング式手押し型が200,000円で見積を提出しておりました。現在のチルト式128,000円、チルトリクライニング式153,000円の金額では首都圏など地価が高く人件費も高い地域で営業をしいていくことが厳しい金額であります。	車椅子に限らず基準額は、市場調査に基づいて設定されていることを理解する必要がある。
【算定】P74「その他（車椅子）」 →リクライニング式手押し型（114,000） リクライニング・ティルト式手押し型（153,000） →独自ルールとの比較か	
p. 近年の実態に合ったレディーメイドの価格基準の設定の見直しが必要。	レディーメイド価格は特別な機能のない標準的な車椅子を想定したものである。高機能既製品の車椅子の場合は必要な機能については修理基準により機能加算をすることで価格調整を行うことが可能である。
・車椅子制度におけるレディーメイド価格(75%価格)は、低機能・大量生産による低価格製品をもとに考えられたと思われる。しかし近年メーカー各社の開発が進み、適合性・安全性に十分考慮された高機能製品(レディーメイド)が多数出てきている。これらの新しく開発された高機能製品の多くは、レディーメイドの価格ルールでは購入できないことが起きている。	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
q. ストレッチャー型の価格基準が無く、機能が複雑化している。現状の価格読み替えでは対応不可。	ストレッチャータイプの車椅子は特例補装具として扱い、価格も見合ったものを算定する。
r. クッション交換で座位保持装置の完成用部品を求められることが多い。	体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところにより加算することが認められている。判断に困る場合は、直接判定や情報収集等で真に必要なかどうかを見極めることで対応することが求められる。
<p>【算定】P101「その他（車椅子）」 →特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート 20,790）完成用部品（骨盤・大腿部 22,700）</p> <p>【算定】P72「その他（車椅子）備考欄」 →体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところにより加算すること。（平成22年度改正）</p>	
s. 電動車椅子のパワーステアリングを許可してほしい	パワーステアリングの機能が使用環境を勘案し、就労、生活上等で真に必要な場合は特例補装具として扱うことが可能である。
<p>【要領】P56「電動車椅子 対象者例」 →「悪路での使用が多い場合、不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合」、構造「前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの」</p>	
t. 基準額にない物をサービスとして要求される（カバンかけ等）	基準にない付属品を要求される場合、必要性があれば特例の付属品で扱い、単なる便利対応なら自己負担を請求してよいと思われる。
<p>【指針】「第1基本的事項」 →支給の目的にそぐわないのではないか</p>	
u. 生活のほぼ全てに電動車椅子を利用している方から、バッテリーが切れた時の不安から交互に充電する目的で予備のバッテリーとして2台申請がある	通勤、通所に要する移動距離や坂道などの環境因子も確かめ、1個のバッテリーではその走行距離がほぼ毎日のように不足することを確認する必要がある。判定は直接判定とし、情報収集等で真に必要なかどうかを見極めることで対応することが求められる。
<p>【算定】P107「その他（電動車椅子）」 →予備バッテリーの該当項目なし</p>	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>v. リチウムバッテリーの申請がでている。</p>	<p>リチウムイオンバッテリーの申請に対しては、これまでの電動車椅子の使用実態を把握することが必要である。通勤、通所に要する移動距離や坂道などの環境因子も確かめ、1個のニッケル水素電池の容量ではその走行距離がほぼ毎日のように不足すること、2個のニッケル水素電池を用意したとしても身体機能等から移動中の電池交換が困難であること、などを確認する必要がある。判定は直接判定とし、支給は特例補装具扱いとなる。</p>
<p>w. 車椅子の修理項目に追加して欲しい項目がある。</p> <p>・角度調整用部品電動式（64,500円）、バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）（54,000円）、外部充電器（簡易型）（25,000円）</p>	<p>車椅子の修理基準が細分化されたが、不足している部分は、今後基準改正が必要である。</p>
<p>x. 車椅子の押し手グリップやブレーキレバーなどをはじめ、項目にないものが多い</p> <p>【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できるとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）</p>	<p>ブレーキレバーのみの修理が必要な場合は、延長用ブレーキアーム交換価格の準用など適切な価格で対応する。押し手グリップをR型から直角にする理由が認められる場合は、適切な価格で特例として対応することになる。</p>
<p>y. 車椅子、電動車椅子の照明、バックミラーが基準にない</p> <p>【算定】P72～76「その他（車椅子）」 →照明、バックミラーの該当項目なし</p> <p>【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できるとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）</p>	<p>基本的にバックミラーや照明は自費購入する付属品である。就労、通学、通所等で真に必要性が認められる場合は特例補装具の扱いとなる。</p>
<p>z. 車椅子の体幹を保持するためのパッド等の算定基準がない。</p> <p>【算定】P101「その他（車椅子）」 バックサポートは記述があるが、パッドは該当項目なし</p>	<p>車椅子の付属品として体幹を保持するためのパッドが必要な場合は、クッション交換（3,400円）を準用することも可能である。</p>

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
aa. 車椅子・電動車椅子に、各部の調節機構（背高さ・座奥行き・肘掛高さ等）が加わりましたが、修理基準に座位保持装置のような調整項目がありません。 【算定】P67「座位保持装置 調節機構」	修理基準にある部品等の交換額に加え調節機構を設ける必要はないと考える。
bb. 車椅子に溶接の項目が無い。	車椅子の修理において殻構造義肢・装具と同様に溶接価格を設定する必要性についても検討課題である。
cc. オーダーメイド車椅子に採寸料の項目が無い。	車椅子の判定においてサイズの決定には慎重かつ労力を要するところである。採寸料の必要性は今後の検討課題とすべきである。
dd. レディメイドの車椅子についてメーカーでオープン価格としている場合があり、附属品の加算をどこまで認めてよいか分からない。	既製品の車椅子に付属した機能の加算を全て認めるのではなく、身体状況、環境因子等を把握して真に必要な機能だけを認めるのが原則である。判断に困る場合は、直接判定や情報収集等でそれぞれの機能が真に必要なかどうかを見極めることで対応することが求められる。欲しい車椅子と必要な車椅子を見極めることが重要である。
ee. 車椅子キャスター（小）の価格が低い 【算定】P103「その他（車椅子）」 →キャスター（小） 5,800	車椅子、電動車椅子、その構成部品の価格は市場調査を踏まえて決定しているものである。キャスター、バックサポート背折れ機構等の基準額等が実際に安過ぎるのか否かは検討の余地がある。
ff. 手入れ防止用（泥除け延長型）転倒防止バー（キャスター付折りたたみ無し） 背張りの調整と背クッションの併用ができない。	
gg. 電動車椅子のリクライニング式やリフト式は製品の種類が少なく、基準額が低い 【算定】P75「その他（電動車椅子）」 →リクライニング式（普通型 343,500・電動普通型 440,000・電動テイルト式普通型 982,000）電動リフト式普通型（701,400）	
hh. 車椅子の背折れ機構は左右2箇所の子部品であり、基準額が低すぎる。 【算定】P101「その他（車椅子）」 →背折れ機構部品 5,800	

4. 義肢

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
<p>a. 筋電義手が使いたい。</p> <p>【QA】「Q3」参照 →義肢等に使用されている完成用部品は、(中略)適合判定に苦慮するところである。A「対象者を限定するなど、一律に判断基準を示すことは選択の幅を狭めることとなるため、難しいと考える。」</p> <p>【指針】「第2 具体的事項(2) 特例補装具の支給について」</p>	<p>筋電義手については、判定、支給、フォローのシステムの確立も含め今後の課題である。</p>
<p>b. 義足作成の際、高機能(高額)な膝継手を使いたいとの要望があった。</p> <p>【特事】P89「高機能膝継手の判定困難事例 特記事項」 →欲しいという訴えだけで処方することは好ましくなく、使用状況の直接確認を行った上に、同等安価の考えで相談者のニーズに対応した処方を決定する必要がある。</p>	<p>適応があるか否かについては、更生相談所で直接判定して判断するものである。</p>
<p>c. 完成用部品に記載されているのにそのパーツを希望することが出来ない。例・骨格構造義足の膝継手など。</p> <p>【特事】P89「高機能膝継手の判定困難事例 特記事項」 →欲しいという訴えだけで処方することは好ましくなく、使用状況の直接確認を行った上に、同等安価の考えで相談者のニーズに対応した処方を決定する必要がある。</p>	<p>完成用部品が基準にあるからといって認められるものではない。希望=欲しいと必要性は異なることを理解して、公費で作製する以上、同等安価で完成用部品を選択すべきである。</p>
<p>d. 義肢モジュラー式においては、5年経過後であっても作り替えが認められていない。</p> <p>【算定】P34「骨格構造義肢」 →モジュラー式についての取り扱いが？なのか ※義肢モジュラー式：互換性を持つさまざまな部品(モジュール)から成る骨格構造義肢のことで、短時間で組み立てたり、分解することが可能。</p>	<p>骨格構造義肢については、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給して差し支えないこと(取扱指針)とされている。数年は部品交換で対応してきても、どこかで全部再支給のタイミングはあり得るものである。</p>
<p>e. 修理に設定されていない部位がある(義肢のB-5, 6など)。</p> <p>【要領】P4「殻構造義肢 b義足」 【基準】P82「2 修理基準」</p>	<p>殻構造義肢のB-5, 6のソケット修理が項目にないのは、構造上から修理対応ではなく再支給で対応することになるからと理解している。</p>
<p>f. 手指義手をスポンジ等で手造りした時に算定項目がない。</p> <p>【算定】P16「義肢 エ製作要素価格」 →製作要素価格A-7(皮革:3,800 熱硬化性樹脂:3,850 熱可逆性樹脂 3,300)</p>	<p>手指義手をスポンジ等で手造りした場合、適切な価格で特例補装具として対応することも可能である。</p>

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
g. 骨格構造義足の完成用部品の構成している小部品を交換する際、算定基準がない。殻構造のような部品の基準が必要である。	骨格構造義足の完成用部品の修理基準に、どのような小部品を算定すべきか検討する必要がある。
【算定】P89「殻構造義肢 カ 完成用部品の交換」	
h. 義足ソケット製作に関して、必ずガラス繊維やカーボンを使用しているのにカーボンストッキネットしか費用請求できない。	更生相談所の判定で必要性が認められ、ガラス繊維やカーボンの使用を処方指示されたのであれば費用が認められる余地はあるが、指示なく業者独自の判断で作製しているのであれば業者サービスとなる。
【算定】P17「義肢 エ製作要素価格 備考」	
→(ア)ソケットB-2「主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,200円増しとする	
i. 断端周径変化の多い人で、ソフトインサート及び、ソケットの調整時に、たびたび、その修理代を公費で請求しにくい。	術後等の断端周径変化の多い人に対するソケット調整、体型の変化やむくみなどの体質の変化による補装具の調整については、アフターケアの一環として業者サービスで対応されていることが多いと思われる。調整内容の大小にもよるが費用を請求し、認められるか否かはケースバイケースである。
【要領】「第1算定等に関する取扱い」	
→義肢の価格体系 ①基本価格+②製作要素価格+③完成用部品価格	
ソフトインサート及びソケットは②に該当する。	
【基準】「キ ソケットの調整」	
→ソケットの調整(7,000)	
※断端周辺変化：断端とは切断部(ソケットと接する部分)。例えば過剰な肥満に伴う体重変化は断端周径を大きく変化させ、義肢の不適合の原因になる。	
上記のような症状の場合にはソケットの調整が頻繁に必要なになる。(論文：国リハ山崎氏)	
j. 体型の変化やむくみなどの体質の変化による補装具の調整は、修理項目に記載がなく、無料で行っている。	

5. 装具

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
<p>a. 短下肢装具（シューホン）と靴型装具の同時支給を認めてほしい</p> <p>【指針】「第2項（4）」補装具の個数について →原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上特に必要と認めた場合は、2個とすることができること ※シューホン：足首やふくらはぎの後方を覆うプラスチック製の短下肢装具のこと。</p>	<p>装具の上に履く靴が市販品では対応できない場合は、生活状況を勘案し、必要に応じて靴型装具としての支給も認められる。装具のオーバーシューズとして開発された既製靴を標準靴として扱っている自治体もある。</p>
<p>b. 靴型装具については、1足でやりくりするのが難しい</p> <p>【指針】「第2項（4）」補装具の個数について →原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上特に必要と認めた場合は、2個とすることができること 【算定】P58「装具 耐用年数：1. 5年」</p>	<p>活動性にもよるが、耐用年数内であっても靴の修理が不可能な場合は必要に応じて再支給が可能である。また、屋内生活や就労でも必要な場合は、屋内用と屋外用として2足の支給が認められることもある。</p>
<p>c. ポリオ用の下肢装具など、軽量化のためFRP製の装具を作製する場合等、仮装具を製作することが必要となるが、仮装具の経費は対象外なので作製が難しい。</p> <p>→仮装具に関する加算の該当項目なし</p>	<p>特別な材料で軽量化を図ることが真に認められ、製作過程で仮装具の必要性があれば、仮装具作製費用も含めて特例補装具として対応することとなる。</p>
<p>d. 義手・義足等の直接肌と接触する装具について、職業上や日常生活において耐用年数内での再給付を希望されることが多い。</p> <p>【算定】P58「力 耐用年数」</p>	<p>義手・義足等の直接肌と接触する補装具については、職業の内容や生活状況によっては汚れや破損が激しい場合があるとと思われる。耐用年数内であっても必要に応じて再支給は可能である。</p>
<p>e. 頸椎装具について、ベルトが劣化してしまうが、取替え不能であり再支給の申請があった</p>	
<p>f. 手装具（上肢装具）軟性の場合、毎日手に付ける物なので、2～3年ももたないと言われる。</p> <p>【算定】P59「装具 耐用年数 上肢装具」</p>	
<p>g. 靴型装具の耐用年数について、健常者の一般の靴でも、毎日履けば、1年も待たない。</p> <p>【算定】P58「装具 耐用年数：1. 5年」</p>	
<p>h. 肩・肘・手・膝の耐用年数が長すぎる（軟性）</p> <p>【算定】P59「装具 耐用年数 上肢装具」</p>	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
i. 下肢装具のカバーシューズについて、子どもは足の成長に伴い買い替えが必要なので、補助の対象にしてほしい。	装具のオーバーシューズとして開発された既製靴を認めるか否かは、自治体によって取り扱いが異なる場合がある。基準として取り入れるかは検討を要する。市販の靴が履けない場合で個別に製作する場合は靴型装具での対応、装具のために開発された既製靴であれば標準靴で対応する場合もある。
【算定】P35「装具」 →カバーシューズの項目なし ※カバーシューズ：下肢装具の上から履くシューズ	
j. 申請者はプラスチック装具製作後、靴がないと訴える人が多数いる。	
5-i 参照	
k. 足底装具のアーチサポートとメタタルザルサポートは統一して良いが逆に増加してほしい。	足底装具、体幹装具、上肢装具、靴型装具とも基準にない構造等のものが現場で作製されているのは確かである。今後、基準改正が必要である。
l. 体幹装具は「半硬性」手背屈装具は「軟性」と対立装具 & 「拇指外転装具」靴型装具では「靴の内部での補正」など等が必要である。	
m. 長下肢装具の支持部にカーボン製のものを希望。	軽量化を図るためにカーボン製のものが真に必要と判断された場合は、特例補装具の対応となる。
【算定】P48「装具 b支持部」参照 →下腿支持部 A半月、B皮革等、Cモールドの3種類	
n. 下肢装具に熱硬塑性樹脂使用時に、カーボンストッキネット加算項目がないので、使用できない。	装具支持部の軽量化、強度化等を目的にカーボンストッキネットを使用することが真に必要であると認められた場合は特例補装具での対応となる。価格は義足のカーボンストッキネット加算額を準用するなど、更生相談所と相談の上、考えられる適正価格で対応することとなる。
【算定】P35「(3)装具」 →義肢の場合は加算有(4-g参照)	
o. 付属品などの加算要素に「アーチサポート」を追加して欲しい	アーチサポートは、一般的には採型、モールドの価格の中で対応するものである。ただし、後から追加する場合もあり、加算要素に加える必要性があると思われる。
【算定】P57「装具 その他加算要素」	
p. 体幹・上肢にはサンドイッチ構造があるのに下肢には無い	サンドイッチ構造の項目は確かに下肢装具にもあって良いと思われる。
【算定】P48「下肢 b支持部 備考欄」 →モールドサンドイッチ構造の価格がない	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
q. 義肢の修理基準（ソケットの調整）のように、装具でも「支持部の調整」という基準を設けられないか？	装具を作製する際に支持部を調整した装具を提供するのが当たり前のことと思われ、調整額は基本価格に含まれていると考えるのが妥当である。
【算定】P82「義肢」、P96「(3)装具」 →義肢の場合：ソケットの調整「断端の変化に対しソケットを調整した場合に、7,000円をもって修理価格とすること	
r. 支柱や本体のクリアランス調整等は修理申請項目にない	支柱や本体のクリアランス調整等はほとんどサービスで行われてきている。検討の余地はあるが、材料を使用しない調整は算定が難しいと思われる。
【算定】P96「(3)装具」 →該当なし	
s. 手造りの足部の（サッチ足部）算定ができるようにしたい	手造りの足部の（サッチ足部）算定は、更生相談所と相談の上、考えられる適正価格で対応する必要がある。
⇒【算定】P48「装具 C その他加算要素」	
t. 補装具の修理項目にない修理に関して、詳細な見解が得られない（例えば、足部覆いの当てしろ交換など）	装具の細かい修理に対して修理項目がないのは事実である。更生相談所と相談の上、考えられる適正価格で対応することとなる。今後、修理基準を含め、製作要素等基準項目の内容につき検討、整理が必要である。
u. 補正靴等フックの交換、靴紐の交換が修理項目に無い。	
v. 小さな修理が多い中、足底のアーチの高さの変更をしたり、マジックバンド本体ではなくバンドを通す環の方の交換したりと、該当する項目がなく、自費での修理又は自社負担となる場合がある。	
w. 最近は美錠ベルトの使用が少なくベルクロを使用することが多い従って角カンの交換の項目が無い。	
※ベルクロ：面ファスナー（マジックテープ） ※角カン：ベルトに使用される四角い金属	

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>x. 支柱の化粧皮交換、T. Yストラップの切断、継手周辺など音を消す調整、義足や装具のソケットの割れ補修、ポリウム調整による革張り、ネジ類・バネ・Tストラップの交換、補装具支持部（カフバンド・コルセット）等の部分修理（皮あて）、支柱の修正、プラスチック類の破損、体型に合わない調整、マジックベルト巾3cm、4cmの項目、シューホンプレースのひび割れの修理項目、点検・調整の項目が無い</p>	<p>装具の細かい修理に対して修理項目がないのは事実である。更生相談所と相談の上、考えられる適正価格で対応することとなる。今後、修理基準を含め、製作要素等基準項目の内容につき検討、整理が必要である。</p>
<p>y. 修理で、痛い箇所に対しての補正やスポンジ貼り付けを見積もれない。また溶接やメッキ、完成用部品の修理等も見積もれない。シリコン交換なども手間代が見積もれない。</p>	
<p>【算定】P96「(3)装具 イ 完成用部品の交換 エ 溶接」</p>	
<p>z. 靴型装具の靴ひも交換や周計調整に関して、色々なケースがある為、項目が少なすぎる。</p>	
<p>【算定】P96「(3)装具 オ その他の交換・修理」 →靴型装具 本底交換(7,400)、足底挿板交換(6,700)、半張交換(3,100)、踵交換(1,500)、積上交換(1,150)、底張かけ交換(1,850)、ファスナー交換(2,750)、細革交換(650)</p>	
<p>aa. 上肢装具の完成用部品（B. F. O）の価格が低い →完成用部品の指定について 上肢装具 把持装具用部品（36,500～119,500）</p>	<p>B. F. Oについては、定価額と基準額の乖離があるとの指摘があるが、基準額で扱っている自治体、業者もある。</p>
<p>bb. 短下肢装具足部内張り用に使用する材質が、基準額をオーバーする場合がある。</p>	<p>短下肢装具の足部内張りを使用するクッション材も様々なものが使用されるようになってきており基準額の見直しが必要である。</p>
<p>【算定】P49「装具 その他の加算要素」 →内張り（1,950～1,150）</p>	
<p>cc. 縫製において（カバー）基準内では作製できていない。</p>	
<p>dd. ストーマ装具について、基準額が低い ※ストーマ装具は、平成18年10月から日常生活用具給付等事業へ移行 ※日本オストミー協会 市町村ストーマ補装具給付実態調査報告では、市町村の給付基準額は「7,000～19,900円」</p>	<p>ストーマ用装具は日常生活用具給付等事業での対応である。基準額で不足する場合は、各自治体の裁量で判断することになる。</p>

6. 起立保持具

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
a. 起立保持具と立位保持具の分類が分かり難い。	起立保持具、立位保持具、起立位で使用する座位保持装置など、基本構造、名称、型式等、文言の整理を含めて基準の見直しが必要と思われる。
b. 給付の基準がわからない。また、基準額内で収まるものがなく、対象者から苦情が発生している。 【算定】P77「起立保持具」 →価格（27,400） 基本構造「機能障害の状況に適合させること。」	起立保持具の基準額が実際に使用されているものに見合わないため特例補装具となっている。現在の実情に合うように修正が必要である。
c. 起立保持具について、基準内では安全性が保てない。基準額を上げてほしい。	
d. 起立保持具の算定基準価格が低すぎて、受注を受けることが出来ない。支持部・部品加算式にすることはできないか？	
e. プロンボードを希望	
【特事】P26「(3) 基準額に見合わないもの」 →基準額に見合わないもの：プロンボード（特例補装具としての取扱い） ※プロンボード：前もたれの姿勢で立つ立位保持具（インターネット検索による価格（180,000～350,000））	体幹保持機能のあるものは歩行器の扱いとなるが、基準額で対応できない製品も多い。今後、基本構造を含めて基準の見直しが必要と思われる。
f. 児童の起立保持具の場合は、基準額が低いため特例補装具になることが多く、交付までに時間がかかる。	
6-b 参照	
6-e（特例補装具） 参照	

7. 座位保持装置

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
a. 座位保持装置か車椅子か判別できないものがある。	座位保持機能を付加した車椅子と座位保持装置の区別がつかないことがあるのも事実である。
b. 腹臥位の有効性が評価され、成人で腹臥位装置を作って欲しいとの要望が多い。	腹臥位装置は座位保持装置として支給することになる。ただし、公費で支給するには個数の制限もあるので、他の座位保持装置との使い分けの中で腹臥位装置がどうしても必要か検討を要するものである。
c. 者の車載用シートの要望 【算定】P76「その他（座位保持椅子）備考」 →「障害児に限る。」「車載用のものは40,700円増しとすること。」 【検討】P7「（2）ウ」 →「車載用の座位保持いすについての加算を設ける」	者に対しカーシートが必要な場合、座位保持装置として支給するか、児の基準額を準用し、基準額を超える場合は一律に差額自己負担とするか各更生相談所の判断による。
d. 座位保持椅子「車載用」の基準額が低すぎる。既製品で良く採用されている製品でも、差額が生じてしまう。 7-c 参照	カーシートの既製品を希望する場合、基準額以上は差額自己負担とし、個別作製のものは特例座位保持椅子とする考え方もある。
e. カーシートは別に種目として独立すべき。	カーシートの種目を独立させるよりも座位保持装置に組み込むのが妥当と思われる。
f. 車載用座位保持椅子の修理時に適当な項目が無い 【算定】P97「その他（座位保持いす）」 →購入基準はあるが、修理基準にはない	車載用座位保持椅子の修理時に修理部位に応じて他の種目（座位保持装置、車椅子）の基準額を準用することも考えられる。
g. リフト機能の付いたものの要望がある 【算定】P64「座位保持装置（ウ）構造フレーム」 →基本価格（25,200）構造フレーム（注）「昇降機構を付加する場合は、6,550加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。」 【特事】P64「1-5 使用目的に疑義が生じた事例 特記事項」 →生活上この機能がなければならないという理由が明確であるか慎重に検討する必要がある。	児童で昇降機能のある座位保持装置の希望者が多いとのことであるが、生活上この機能がなければならないという条件が必要である。昇降機能のある座位保持装置の対象者要件を示す必要がある。
h. 児童で座位保持装置（昇降機能）の希望者が多い	
i. 木製のオーダー支持部フレームを要望されることが多い。 【算定】P64「座位保持装置（ウ）構造フレーム」 →木材・金属	座位保持装置の木製構造フレームは、障害状況に合わせて個別に作製するのが基本である。

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>j. 排泄用の座位保持装置の項目が無い</p> <p>【算定】P61「(4) 座位保持装置」 →排泄の要素が無い</p>	<p>排便補助具での対応も考えられるが、基準額 10,000 円に対応できるかは検討を要する。座位保持機能のある排便補助具であれば、特例の座位保持装置として扱うこととなる。</p>
<p>k. 座位保持装置の例で独立型のテーブルを製作することがありますが、テーブル 11,300 円しか取ることが出来ない。</p> <p>【算定】P65「座位保持装置 (エ) 付属品」 →カットアウトテーブル (11,300)</p>	<p>座位保持装置から分離した独立型テーブルはそもそも認められないものである。</p>
<p>l. 座位保持装置のフレームのオーダー価格が安い。</p> <p>【算定】P64「座位保持装置」 →構造フレーム 基本価格 (25,200)</p>	<p>座位保持装置のオーダー構造フレームの基準額 25,200 円が実際に製作にかかる材料費、工賃等に見合わないか否かは要検討である。</p>
<p>m. 座位保持装置で車椅子フレームに座面背もたれを乗せる際、実際には座シート、背シートの上に座位保持装置を載せるので、价格的に控除するのは実情に合っていない。</p> <p>【算定】P64「座位保持装置 (ウ) 構造フレーム」</p>	<p>車椅子の基準額等を流用する限り、背シートと座シートの控除は決められた事項である。車椅子はオーダーメイドになることが多いと思われるが、その際シートは最初から存在しないので控除が必要である。既製品の車椅子フレームを使用する場合、シートは残っていても支持部として不要なものなので控除すべきである。</p>
<p>n. 特例で認められている 3D ネットを基準に組み込んで欲しい。</p>	<p>3D ネットは材料なので基準に入れるとすると加算額を定めることとなる。現在のところ真に必要性が認められれば特例で扱えるので、基準化は必要ないと考えられる。</p>
<p>o. ヘッドレストの特例が一切認められなくなった。</p> <p>ヘッドサポートマルチが基準価格に入っているため、ヘッドレストの特例は一切認められなくなった。基準に入っているものは特例を認めないという制度は改善すべき。</p>	<p>基準に入っているものは特例を認めないとする考えは、その地区の更生相談所の考え方であって制度ではない。ヘッドレストの特例が一切認められないということではないと思われる。</p>

8. 重度障害者用意思伝達装置

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
<p>a. 重度障害者用意思伝達装置の「本体修理」が、どこまでの範囲で修理とし見れるのか、また複数箇所修理する場合でも基準額は50,000円なのか、非常にわかりにくい。</p>	<p>重度障害者用意思伝達装置の本体修理は、複数箇所であっても1回の修理につき50,000円までである。修理基準の解釈について説明の追加が必要である。修理個所が複数あって基準額内で対応できない場合は、特例で修理することで対応可能である。</p>
<p>【算定】P109「その他（意思伝達装置）」 →本体修理（50,000）</p>	
<p>b. ALSの方から高額な重度障害者用意思伝達装置視線入力方式の申請があった。</p>	<p>ALS等の進行性疾患の対象者の場合、視線入力が手段となるのは病状も末期であり、本装置の使用期間も短期間になることが予想されることから慎重に判断すべきである。レンタル制度の導入が望まれる。視線入力型意思伝達装置は、労災法では支給対象になっているが自立支援法では支給の対象となっていない。真に必要な場合は、特例補装具での扱いとなる。</p>
<p>【算定】P79「その他（重度障害者用伝達装置）」 →価格（143,000～450,000円）</p>	

9. 眼鏡

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
<p>a. 矯正眼鏡・遮光眼鏡の区分を修正して欲しい</p> <p>→基準額が同じものは、分類を統一して欲しい 矯正眼鏡：10D 以上 20D 未満と 20D 以上がどちらも 24,000 円、遮光眼鏡：6D 未満と 6D 以上 10D 未満、10D 以上 20D 未満、20D 以上が全て 30,000 円</p>	<p>眼鏡の度数区分は基本構造でなされているのであって対象者の要件を示すものではない。基準額が同じことを理由に区分を統一することは相応しくないと考えられる。</p>
<p>b. 視力障害がない方の遮光眼鏡で掛け眼鏡の基準を設けて欲しい</p>	<p>遮光眼鏡が必要な方で、視力障害の認定基準に該当しないレベルの視力低下を矯正する屈折矯正機能部分は支給の対象にはならず、どうしても希望する場合は、自己負担となる。今後、遮光眼鏡で掛け眼鏡式の基本構造の必要性については要検討事項と思われる。</p>
<p>c. 単眼鏡は認められるが、ルーペは範囲外であるが日常生活では必要である。</p>	<p>ルーペは便利なもので弱視者が実際に使用している現状がある。ただし、補装具としては認められない。</p>
<p>【算定】P70「その他（眼鏡）」 →焦点調整式（17,900）</p>	
<p>d. 眼鏡の枠は原則セルロイド製となっているが基準額の範囲であれば軽量なチタンフレームでもいいのではないか。</p>	<p>眼鏡枠がセルロイド製という基本構造は以前からある文言であり、チタンフレーム等現代の状況に合わせて要検討事項と思われる。</p>
<p>【算定】P69「その他（眼鏡）」 →矯正眼鏡 基本構造（枠－セルロイド製を原則とする。）</p>	
<p>e. 基本構造で枠－セルロイド製となっているが、申請者がメタル枠を希望される事がある。</p>	
<p>9-d 参照</p>	<p>f. プリズム加算の項目設定を希望</p>
<p>【算定】P69「その他（眼鏡）」 →プリズム加算は現行ではない</p>	<p>プリズム加算の必要性については要検討事項と思われる。</p>
<p>g. 遮光眼鏡の基準額が低い</p>	<p>遮光眼鏡の基準額と実勢価格との乖離があるのか要検討事項と思われる。</p>
<p>【算定】P69「その他（眼鏡）」 →遮光眼鏡（21,500）</p>	
<p>h. 遮光眼鏡の支給基準額を上げてほしい。</p>	
<p>9-g 参照</p>	<p>i. 基準額の中で、遠近両用レンズを作れるようにしたい</p>
<p>【算定】P69「その他（眼鏡）備考」 →乱視を含む場合のみ 4,200 円増し</p>	<p>必要性が認められ、基準額の範囲内で遠近両用レンズを作ることが可能であれば、特例補装具として扱うこととなる。</p>

10. つえ

課題及び要望、提案等	整理対応案等
参考資料	
a. 白杖の普通型の規格が短すぎる。身長の高い人もいるのだから、もっと長いサイズも規格として作ってほしい。	白杖の長さについては基本構造で規定はしていない。製品の規格でも足りない高身長の方であれば特注となる。基準額で対応できない場合は特例補装具として扱い、適正な価格で対応する。
⇒【算定】P68「その他（盲人安全つえ）」 長さに関する規定はないのでは？	
b. ベル、フラッシュライト、木製ポリカーボネート樹脂被覆付は製品として無くなっている。	杖に関する古い文言の整理が必要と思われる。
【算定】P68「その他（盲人安全つえ）備考」	
c. 歩行補助杖の耐用年数が4年だが、日々使用するため、4年は長すぎると要望あり。	歩行補助つえの耐用年数については検討を要する事項と思われる。ただし、破損等で必要性があれば耐用年数内であっても再支給は可能である。
【算定】P78「その他（歩行補助つえ）」	
→耐用年数 松葉づえのみ2年 その他は4年	
d. 対応年数以下で壊れてしまうことが多く、対応年数を緩和して欲しい。	
→歩行補助つえは、松葉づえのみ2年、その他は4年	
→盲人用安全つえは、普通用（2年）軽金属のみ5年、携帯用（2年）軽金属のみ4年	

11. その他

課題及び要望、提案等 参考資料	整理対応案等
a. 各補装具において（特に下肢装具・車椅子・白杖・歩行補助杖）、修理基準に載っていない修理もあり、また、修理が実情に即していないとのこともあるため、見直しが必要ではないかと思われる。	修理基準にない修理項目について種目毎に調査、検討が必要と思われる。
【QA】Q4「修理基準が示されていない場合の基準額について」 →他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できるとしている。（平成22年3月31日「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」）	
b. 足漕ぎ車椅子のようにリハビリ目的と思われる装具の希望が増えている。	補装具は生活で長期間にわたり使用する物であり、一時的な使用や訓練目的のものは支給すべきではない。申請者に補装具の定義、目的を理解してもらうことが重要である。
c. 特例補装具は基準外交付のため修理は原則自費になってしまう。 【指針】「第2 具体的事項（2）特例補装具の支給について」 →ア「特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。	特例補装具は、その構造によっては修理項目がないものも考えられる。真に必要性を認めて支給した理由がある以上、修理が必要な場合は、特例扱いで修理を認めるのが適当と思われる。
d. 補装具や日常生活用具として、国から例示されていない物を希望される方がいる。（パルスオキシメータ、人工呼吸器用発電機、天井走行型浴室用リフト等） 【指針】「第2 具体的事項（2）特例補装具の支給について」	補装具や日常生活用具として、国から例示されていない物の希望に対しては原則として自己負担で購入していただくざるを得ない。各自治体の裁量で判断することになる。
e. 排便補助用具等が、者になっても必要なため、支給してほしい。 【算定】P78「その他（排便補助具）」 →備考「障害児に限る」	者になっても排便補助用具が必要と認められる場合は、特例補装具として扱うこととなる。

V. 本調査のまとめ

1. 施策検討に向けた主な論点と課題の整理

調査結果を踏まえ、補装具費支給制度の施策検討に向けた主な論点と課題を以下の15項目に整理する。検討委員会における主な意見等も踏まえ、短期～中期的な目標と中期～長期的な目標を一定記載したが、課題によってはより詳細な追加調査を要することに留意が必要である。

<主な論点と課題>

- 【課題 1】 判定及び支給決定、適合判定、作製等に関する事項
- 【課題 2】 申請から給付、適合判定までの期間に関する事項
- 【課題 3】 障害児に関する判定及び支給決定に関する事項
- 【課題 4】 医療機関等との連携、情報共有（交流の場）に関する事項
- 【課題 5】 医師による意見書に関する事項
- 【課題 6】 新たに開発された技術・製品に関する事項
- 【課題 7】 事業者の選定に関する事項
- 【課題 8】 処方内容の追加及び修正等に関する事項
- 【課題 9】 使用状況の確認及び定期的なフォローアップに関する事項
- 【課題 10】 事業者の費用負担に関する事項
- 【課題 11】 現行制度に関する課題と要望に関する事項
- 【課題 12】 申請者からの要望に関する事項
- 【課題 13】 必要としている支援内容に関する事項
- 【課題 14】 事業者に係わる事項
- 【課題 15】 現行種目の個別に関する事項

【課題1】判定及び支給決定、適合判定、作製等に関する事項

(1) 市町村における補装具に関する知識不足

短期～中期的な目標

- ・ 更生相談所において講習会を定期的で開催する。
- ・ 更生相談所などと「補装具に関する相談ホットライン」を設け、更生相談所との関係を強化する。
- ・ テクノエイド協会から市町村や利用者向けに補装具に関する基礎的な情報を発信する。

中期～長期的な目標

- ・ 情報を共有するシステムを構築する。

(2) 更生相談所による判断の地域格差

短期～中期的な目標

- ・ 支給基準に関するマニュアル（Q&A）を作成し、考え方を平準化する。
- ・ 全国や地域ブロックなどで、ケースカンファレンス・シンポジウムなどを定期的で開催し、判定技術の向上を図る。
- ・ 判定の一部を地域の専門病院等へ委託する方策を検討する。
具体的には、基幹病院や施設に勤務しているリハ及び整形外科の専門医やリハビリテーション専門職のチーム（外形基準に則り）に判定依頼をする「契約」について検討する。
- ・ 更生相談所間のネットワークシステムを構想する。

中期～長期的な目標

- ・ 更生相談所間のネットワークシステムを構築・運用する。
- ・ 判定業務の一部委託を全国的に広めていく。合わせて更生相談所の監督・指導・教育を強化する。
- ・ 利用者へのアクセシビリティ及びサービスの向上を図り、来所等の困難を解消する。

検討委員会における主な意見

- 市町村における補装具に関する専門知識について
 - ローテーション人事のなかでは一定以上の専門知識は蓄積しない。更生相談所などが補装具に関する研修会を定期開催し、最低限の知識と補装具費を支給する際の考え方や姿勢を身に付けてもらう（誰が見ても不適切な申請以外は門前払いをせず、更生相談所などの意見を求めるようにするなど）。
 - しかし、以上のことには限界もあるので、更生相談所などと補装具に関する「相談ホットライン」を設けるなど、更生相談所との関係を強化することが重要。特に児童の判定では、医師の意見書の内容が不十分だったり判断に迷うことが多いようなので、曖昧にせずに相談できる体制を整備することが急務である。
- 更生相談所における専門職の不足、巡回相談の頻度が低い、地域格差
 - 補装具費の支給基準に関するマニュアル（Q&A）（改版）を早急に作成する。
 - 全国更生相談所間のネットワークを強化する。具体的な事例をとおして情報交流を図る。
 - 各地の基幹病院や施設に勤務しているリハ及び整形外科の専門医やリハビリテーション専門職のチーム（外形基準に則り）に判定を依頼、契約することを検討し、具体化する。そのチームに判定を依頼することにより、利用者のアクセシビリティと判定の質的向

上、サービスの向上を図る。

- 身体障害者更生相談所は、公平、公正に補装具判定をするべきであるが、直接判定の頻度、判定力等に地域差がある。職員の資質向上は一筋縄ではいかないが、マニュアル作成や研修会等で改善を図る必要がある。
- 申請者、中間ユーザー、医師、義肢装具士、市町村、更生相談所それぞれの立場において制度解釈の乖離がある。情報が少ない中で判定を行っていることが摩擦の原因である。皆で共通理解が得られるようなマニュアル作成や研修会等で改善を図る必要がある。
- 更生相談所において市町村職員対象の研修をしているにも関わらず、技術や知識の不足感が市町村にある。研修内容のレベルアップ、または更生相談所自体のレベルアップが必要。
- 運用に関わる職員の人材育成については現時点から改善することを目標とし、現行制度の運用レベルを全国レベルで標準化する仕組みを作っていく検討を行う。
- テクノエイド協会などから、市町村向けの分かり易い情報を発信する。情報網を整備する。
- どの補装具についても、公平中立な立場での判定・適合・助言を行える機関や職員が必要。責任を持たせるための任用資格などの導入も検討が必要。
- 現行の制度と運用システムでは、適切な補装具を支給できているとは言えず、制度及び運用システムの抜本的な見直しが必要と考える。
- 補装具に関する知識を有する医療機関との接点を持たない在宅ケースも増加してきているので、地域ごと（二次医療圏くらい）の補装具拠点機関があればと考える。ただ、生活の視点を持たない機関では困るので、他分野を介入しての検討が必要。
- 専門的な知見について、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、毎年2回、義肢装具適合判定医研修セミナーを開催している。様々な補装具の要否・適合判定について、文書判定を含み、適合判定修了医師にまかせてみてはどうか。実際の現場での問題点が出た場合は、それらを集約しセミナー内容に反映していけばよいと思う。
- 2011年に開催した補装具判定シンポジウムは効果的であった。同様の研修・シンポジウムを今後も開催したい。
- 研修の開催にあたっては、全国身体障害者更生相談所長協議会及び国立障害者リハビリテーションセンター、テクノエイド協会との連携を行うことが有用と思われる。
- ユーザーへの啓蒙活動を行う。
- 事務の簡素化を図る。

【課題2】申請から給付、適合判定までの期間に関する事項

短期～中期的な目標

- ・ 組織や体制等の理由からどの程度の遅延が発生しているか調査する。
- ・ 標準的な期間を提示する。
- ・ 補装具のチェック機能強化として、完成した補装具の装着写真の添付を義務化する。
- ・ 一部の補装具についてレンタル制の導入を検討する。

中期～長期的な目標

- ・ 必要に応じて一部の補装具のレンタルを可能とする。
- ・ 組織や体制等を整備し、適切かつ迅速な期間をもって支給決定できることとする。

検討委員会における主な意見

- 申請者に適切な補装具が支給されるために時間がかかるのであれば問題ないが、組織の体制等の理由で遅延しているのであればシステムの改善を図らねばならない。
- デモ機貸出による試用期間も算入されていると考えられる。補装具レンタル制であれば一定の改善が見込まれる。
- 様々な要因があるだろうが、判定依頼から判定実施、判定実施から支給決定までの期間は可能な限り短縮することは必要。また、標準的期間のような提示も必要なのかもしれない。
- 簡素化・効率化を図るために、補装具のチェック機能として、完成した補装具ならびに装着写真の添付を義務付ける。実際に行っている更生相談所がある。

【課題3】障害児に関する判定及び支給決定に関する事項

短期～中期的な目標

- ・ 更生相談所において障害児の補装具判定に対応できる体制を検討する。
- ・ 更生相談所における市町村に対する相談・指導を強化する。
- ・ 判定困難なケースなどは、更生相談所へ相談、助言を求めるよう徹底する。

中期～長期的な目標

- ・ 少なくとも特例補装具については、更生相談所へ判定依頼することとする。
- ・ 指定医療機関には毎年研修を義務付けることとする。

検討委員会における主な意見

- 児童の判定に関する相談
 - 更生相談所における市町村に対する相談・指導を強化する。たとえば、児童の補装具費支給に関する研修会や会議を開催、積極的に情報を提供するとともに相談に乗るよう指導する。
 - 判定困難ケースに対しては更生相談所の責任で積極的に介入するよう指導する。
- 児童の特例補装具は必ず更生相談所への助言依頼か判定依頼をする必要があることを取扱指針に明記すべきである。
- 基準内補装具は従来どおり市町村判断で扱う。
- 児童補装具の判定に対応できるように更生相談所も体制の準備をすべきである。そうすることで、18歳移行時の判定も信頼が得られるようになる。
- 育成医療機関医師の制度についての理解と知識が必要（学会認定単位で取り上げてもらうことも考慮が必要か）。
- 将来的には現行制度の見直しが必要。児童についても専門の判定機関を設置した方がよいと考えられる。
- 現在の指定医療機関職員（医師、コ・メディカル等）への現行制度の研修を毎年義務づけるなどの仕組みづくりが必要。
- チェック機能を必要とする。
- 義肢装具適合判定医を活用する。

【課題4】医療機関等との連携、情報共有（交流の場）に関する事項

（1）医療機関等との連携、情報共有

短期～中期的な目標

- ・ 更生相談所から判定医師やリハ専門職、事業者に対して定期的な会議の開催、判定に関する情報交流を図る
- ・ 情報共有するためのシステムの在り方を検討する。

中期～長期的な目標

- ・ テクノエイド協会において、市町村職員・更生相談所向けの情報提供システムを整備する。（具体的には、時間的経過による情報の更新と分野別情報の整理など）

検討委員会における主な意見

- 更生相談所における情報交流
 - 市町村担当者との定期会議や研修会を拡充強化するように指導する。
 - 判定医師やリハ専門職、事業者に対しても定期的な会議を開催し、判定に関する情報交流を図る（制度、技術、価格の決め方など）。
 - テクノエイド協会などから、更生相談所向けの情報提供システム（時間的経過による情報の更新と分野別情報の整理）を整備する。
（市町村向け&更生相談所向け&補装具業者向け e t c.）
- 市町村職員や更生相談所職員（事務職）が補装具の知識を身に着けるには限界があり、異動もある。知識不足よりも情報不足が判定困難の根源であり、情報の共有化が図れるシステムを検討したい。
- 医療機関従事者への補装具制度に関する研修が十分に行われているとは考えにくく、定期的に行う必要があると考えられる。場合によっては、認定制の導入なども検討する必要がある。
- 更生相談所の主催で、毎年、市町村と契約事業者との間で懇談会を開催する。情報共有セミナーは大切である。

【課題5】 医師による意見書に関する事項

(1) 医師の意見書のばらつき

短期～中期的な目標

- ・ 制度の理解、補装具費支給意見書の書き方に関して医師への研修を徹底する。
- ・ 医師向けの補装具費支給マニュアルやQ & Aを作成する。

中期～長期的な目標

- ・ 指定医の資格要件、研修の在り方を検討する。

(2) 意見書を作成する医師の確保

中期～長期的な目標

- ・ 地域において、指針の要件を満たす医師が不足しないよう施策を講じる。

検討委員会における主な意見

- 制度の理解、補装具費支給意見書の書き方に関して医師への研修を徹底すべきである。ただし、参加型の研修会は開催も困難であることが予想され、医師向けの補装具費支給マニュアルを作成する方が効果的と思われる。
- 意見書記載医師の補装具や補装具費支給制度に関する知識・理解が不足している（学会認定単位で取り上げてもらうことも考慮必要か）。
- 意見書を書ける医師（指定医）の資質にバラつきがあるようなので、資格要件を厳しくするか、登録するのであれば、補装具費支給制度の研修を毎年必修にするくらいの仕組みづくりが必要。
- 指針上の要件を満たす医師が近隣に居ない。

【課題6】新たに開発された技術・製品に関する事項

(1) 完成用部品の取扱・情報不足

短期～中期的な目標

- ・ 使用目的、対象、機能、画像等を含めた完成用部品の情報発信、現場で役立つハンドブック的なものを作成する。
- ・ 完成用部品の適応基準について調査検討する。

中期～長期的な目標

- ・ 特例補装具Q & Aなどを基にして具体的な基準を作成する。
- ・ 完成用部品データベースシステムの機能の拡充を図る。

(2) 新たに開発された技術・製品の導入

中期～長期的な目標

- ・ 技術革新や製品開発努力等によって、新たに開発されたものを導入するための具体的な方法について検討する。

検討委員会における主な意見

- 特例補装具や完成用部品の取り扱い
 - 真に必要なものは積極的に検討対象にするよう指導する。
 - 特例補装具の基準内取り入れの枠組みにおいて、特例補装具のQ & Aなどを基により具体的な基準を作成する。
 - 完成用部品の適応基準について調査検討する必要がある。
- 完成用部品や制度に関する情報交流
 - 更生相談所や市町村の主催で、「補装具費の支給に関するマニュアル（今後、早急に編纂予定）などを基に研修会を開催する。市町村や更生相談所との間で合議し、合意を図る（できれば児童の判定を実施している療育機関の担当者も加えて）。問題点などの意見を収集し、厚生労働省やテクノエイド協会へ伝達する。
- 使用目的、対象、機能、画像等を含めた完成用部品の情報発信、現場で役立つハンドブック的なものが必要である。（完成用部品データベースシステムの周知活動もさらに必要）
- 通知やテクノエイド協会HPの完成用部品データベースシステムのリストが余り見やすすくない。その完成用部品に特徴的な機能やその適用に関する情報が得られない。同等機能をもった完成用部品を一斉検索できない。
- 新しい技術や製品の導入方法について具体的な方法論を検討すべき。導入の方法が検討されていれば、新しい技術が入ってきた時にスムーズな議論が可能になるのではないか。

【課題7】事業者の選定に関する事項

(1) 事業者選定のための支援

短期～中期的な目標

- ・ テクノエイド協会の補装具製作（販売）事業者情報を拡充して、事業者に関する情報の共有化を推進するとともに、機械設備や人的設備（有資格者）など設置基準を明確化し事業者選定時の参考に役立つものとする。
- ・ 実績や技術力の違いが確認できる仕組みを検討する。

検討委員会における主な意見

- 事業者の情報提供も大切であるが、事業者の言いなりにならない判定側の力量をもつことが重要である。
- 事業者の情報や評価が申請者にわからない。適合判定時、利用者にアンケートを書いてもらい、事業者の得意分野や評価についての集計を公的機関HPにアップしたり、窓口で申請者に情報提供するのはどうか。
- 現状では、事業者を自由に自己選択できていない。また、選択するための情報もない。
- テクノエイド協会の補装具製作（販売）事業者情報への登録を基準化する。機械設備・人的設備（有資格者確認）など設置基準を明確化する。

【課題8】処方内容の追加及び修正等に関する事項

(1) 処方内容の追加・修正時の対応のばらつき

短期～中期的な目標

- ・ 仮合わせ後の処方の追加・修正を踏まえて、最終的な支給決定が行えるよう徹底する。
- ・ 見積もり・支給券・判定など、修正の手間がかかるため、簡易に修正できるシステムを構想する。

中期～長期的な目標

- ・ レンタル制度の導入も視野に入れ、判定前に補装具の試用が出来るような仕組みを検討する。

検討委員会における主な意見

- 仮合わせ後に処方の追加・修正を行うことを踏まえ、最終的な支給決定を行うことで対応可能であり問題とならない。
- 判定実施時の補装具の選択・決定について、その前での検討が不十分ではないかと考える。試せる補装具があれば違うのでは。
- 追加・修正があった場合は、見積書の差し替え、判定のやり直し、支給券の差替えをしている。手間がかかるため、システムとして見積もりを簡易に修正できる仕組みが欲しい。

【課題9】 使用状況の確認及び定期的なフォローアップに関する事項

(1) フォローアップの定義と実施

短期～中期的な目標

- ・ フォローアップの内容（手法・時期等）や範囲、定義を明確化し、指針に書き込む。
- ・ 市町村、更生相談所及び事業者それぞれの役割を明確化したフォローアップを検討する。
- ・ 指針に示される9ヶ月の製作保証の取扱範囲について検討する。

中期～長期的な目標

- ・ 少なくとも特例補装具のフォローアップは義務化する。

検討委員会における主な意見

- フォローアップは、本来市町村の役割である。対象品目を限定し、支給後の使用状況などを自動的に調査するようにはどうか（義肢、装具、車椅子、座位保持装置、歩行器など）。更生相談所と協力して行ってもよいのではないか。
- マンパワー的にフォローアップの実施が困難であることが伺える。特例補装具だけでもフォローアップを義務化することで、申請者、事業者にも特別に支給されたという意識づけになると思われる。
- 補装具の使用状況等についてサービス利用計画に組み込んで、モニタリングするプロセスを入れるのはどうか。
- 現行制度のように専門的知識を持たない機関（市区町村）にフォローアップをさせることは困難。
- 新たな適合機関が必要である。
- 定期点検制度の標準化が必要である。
- 補装具の定期点検制度について、事務取扱指針において検討項目に入れるべきである。

【課題10】事業者の費用負担に関する事項

(1) 処方内容と見積もりの整合性（市町村）

短期～中期的な目標

- ・市町村は、最終的に、処方が出ているものに関しては、事業者指導の観点からも、その内容と見積書との整合性は確認すべきである。更生相談所との連携又は更生相談所に依頼することも視野に入れて具体化を図る。

(2) 処方内容と見積もりの整合性（更生相談所）

短期～中期的な目標

- ・技術的な問題を理解していなければ整合性を図ることは困難である。市町村との連携に基づいて整合性を図る責任は更生相談所にある。積極的に協力すべきである。
- ・とりわけ、生活上のニーズを十分に取り入れる必要がある座位保持装置や意思伝達装置などでは、仮処方、仮合わせ（レンタル制度の導入を検討）、完成チェック時に仮処方を修正、処方内容を確定、見積書との整合性を図る。

(3) 仮合わせ時の追加材料費

短期～中期的な目標

- ・意思伝達装置や座位保持装置等の一部の種目については、レンタル制度の導入を検討する。

中期～長期的な目標

但し、意思伝達装置以外の種目の価格設定は、中長期的な視点をもって慎重に検討する。

(4) 見積もり金額の修正・変更

短期～中期的な目標

- ・文書判定を多用しているところでは、現場で言われた追加・修正が更生相談所まで届かず、事業者がサービスで行っていると推察される。申請前の検討、医師の意見書のレベルアップを図ることにより解決する問題であると思慮される。

検討委員会における主な意見

- 市町村における判定書の処方内容と見積もりとの整合性
 - 市町村は、最終的に、処方が出ているものに関しては、事業者指導の観点からも、その内容と見積書との整合性は確認すべきである。更生相談所との連携又は更生相談所に依頼することも視野に入れて具体化を図るべきである。
- 更生相談所における判定書の処方内容と見積もりとの整合性
 - 技術的な問題を理解していなければ整合性を図ることは困難。市町村との連携に基づいて整合性を図る責任は更生相談所にある。積極的に協力すべきである。
 - とりわけ、生活上のニーズを十分に取り入れる必要がある座位保持装置や意思伝達装置などでは、仮処方、仮合わせ（レンタル制度の導入を検討）、完成チェック時に仮処方を修正、処方内容を確定、見積書との整合性を図る。
- 仮合わせ時の追加材料費
 - レンタル又は期間限定のレンタル制度の導入を図る。
 - 利益追求の前に、真に必要な補装具として、より適切で適合したものを支給できる技術

及び体制整備に努める。

- 市町村の支給決定と実際の支払いは時期が分離しているので、修正・追加があった場合は判定書を差し替えることで事業者の負担は全く生じていない。ただし、文書判定を多用しているところでは、現場で言われた追加・修正が更生相談所まで届かずに業者がサービスで行っていると推察する。申請前の検討、医師意見書のレベルアップを図れば解決する問題であると思われる。
- フォローアップに関する費用は必要と思うが、フォローアップの定義、内容の吟味を慎重に検討しなければならない。
- 簡易な修理の場合、修理価格の設定が各事業者によってバラつきがある。修理頻度の多いような項目については、公示価格を設定しても良いのではないか。
- 補装具の定期点検制度について、事務取扱指針において検討項目に入れるべきである。定期点検のコストの中に、現状の様々な問題を組み込んで、全体コスト削減になるかどうか検討すべきである。

【課題 1 1】現行制度に関する課題と要望に関する事項

検討委員会における主な意見

- 基準表の大幅な見直しが急務である。
- 研究事業などでマニュアルを作成する必要がある。
- 全国の更生相談所が統一された判定基準に基づいて行われているとは考えにくく、判定の標準化が求められる。そのためには、運用システムの見直しや研修の義務付けなどが必要。
- 補装具レンタル制を導入すれば柔軟な提供が一定見込まれるか。
- 児童補装具は目的だけでなく、判定の在り方も含め取扱指針の見直しが必要である。
- 必要がない場合、差額を払うことで欲しいものを支給することは間違いである。
- 社会情勢に合わせた制度の定期的な見直しができるような仕組みづくりが必要。
- 国から実施機関へ制度の内容がきちんと伝達されるような仕組みも検討すべき。ある程度の義務化が必須。指針も通知レベルでは、実施機関からすれば効力がない。

【課題 1 2】申請者からの要望に関する事項

検討委員会における主な意見

〔種目、名称、型式又は修理、耐用年数に関すること〕

- 基準額の再考を要する種目、型式の整理が必要である。
- 申請者は自ら「必要」と「欲しい」のすみ分けを考えるプロセスがない。
- 補装具が高機能になればなるほどこのギャップが広がる。
- 申請者や支援者は「必要」と「欲しい」のすみ分けを一定強いられている（自らの判断で機能やパーツを柔軟に組み合わせることができない）。

〔基準に関すること〕

- 児童の手帳非該当レベルの補聴器は助成事業で対応。
- 個別に判断して、必要な方には両耳装用を認めているので現行で対応可能である。
- 製作者の制度理解が不十分なことが伺える内容である。故に、申請者、医師、更生相談所も含めて共通理解が得られるマニュアルが必要である。
- 更生相談所が認めれば問題ないのではないかと、相談所のあり方を考慮すれば解決できるはずである。出来る限り、特例補装具も見直し、基準に組み込んでいく。しかし、特例は必要不可欠であるので、特例として残しておくべきである。
- 市場価格といった意味が理解しがたい。補装具はオーダーメイドであり、特別なものなので、市場価格といった概念はない。G7 など、欧米諸国と比較して、日本の補装具価格は安価である。そのため、義肢価格が安いといった意見が出ているのではないかと。

〔申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関すること〕

- 補装具は時間を短縮して支給した方がよいもの（下肢装具、装飾用義手など）と時間をじっくりかけた方がよいもの（オーダーメイド車椅子、座位保持装置）があり、臨機応変に種目ごとに対応を変える必要がある。しかし、年間計画で期日が限られてしまう巡回相談などは一律に扱わざるを得ないのが現状である。
- 判定力の向上なくしてフォローはあり得ない。これらの現場の生の声からも更生相談所の地域差が感じられる。
- 事務の簡素化・効率化について、治療用装具と更生用装具と区別を明確化し、事務手続きを簡素化し、文書判定・写真添付を義務付ければ問題が解決できるのではないかと。

【課題13】必要としている支援内容に関する事項

検討委員会における主な意見

〔厚生労働省に対して〕

- 基準表の見直しは急務と思われる。これまで以上に図譜を多く入れ、検索機能のある電子データで配布できれば理想。
- 補装具費支給制度に関与する全ての機関において、制度に関する情報の収集や共有などに多くの課題があるように見受けられる。それぞれの立場を理解しつつも、相互に情報共有していく場の確保が必要。(中長期的課題)
- マニュアル作成は必要だと思う。

〔更生相談所に対して〕

- セミナー開催は必要だと思う。
- 情報共有するための講習は、毎年1回は開催すべきである。
- 更生相談所業務の補装具費をチェックするために、義肢装具士を採用すればよい。彼らは算定の仕方も学んでいる。

〔テクノエイド協会に対して〕

- 現在のテクノエイド協会の完成用部品データベースシステムをもっと有効活用すべきである。

〔国立障害者リハビリテーションセンターに対して〕

- 義肢装具適合判定医研修会の充実を図るべきである。
- ブロック別で開催できるくらいに拡大を図る。

【課題 1 4】 事業者に係わる事項

検討委員会における主な意見

- 補装具費の支給に関する利用者への説明（短期）
 - 市町村や更生相談所の監修で説明用の分かり易いリーフレットなどを作成する。それを基に利用者への解説を徹底する。
- 補装具の価格設定ルールの作成について
 - 人件費の調査を含め、価格設定のルール作りが必要（価格構成要素の決定→配分率などの検討）である（調査は短期、実施は中長期？）。
- 遠隔地に住む利用者への支給・修理代金について（調査は短期、具体化は中長期）
 - それに要する時間と交通費などの経費負担に関する調査研究が必要である。
 - とりわけ、市町村や更生相談所からの依頼（処方、仮合わせ、完成 e t c.）で訪問した場合（補装具費支給に関する判定チームの一員としての立場）と、利用者の要請により修理などで訪問した場合（フォローアップの要素と営業努力の要素が混在する）とに分けて検討する必要があるのではないか。

【課題 15】 現行種目の個別に関する事項

検討委員会における主な意見

〔義肢〕

- 製品名毎に完成用部品価格を明示するのも問題か。たとえば、膝継手なら「立脚期流体制御、遊脚期流体制御・マイコン制御」といった機能ごとに基準となる価格を示すのはどうか。

〔装具〕

- 短下肢装具においては、障害像と使用場所、使用頻度の不適合が多く見受けられる。治療用装具と更生用装具との違いが見極められない専門職員も多い。そのことによる破損も多いので、適切な処方能力をもった職員の人材育成が必要になってくる。
- 要望に記載されている簡易な修理項目は日常的に見られるが、公示価格がないため請求しづらい部分も多い。また、在宅を訪問する現場では、移動に時間を要するため非効率である。時代に応じた新たな修理項目の新設検討も必要。
- 進行性疾患の方が、上肢装具（PSB、B.F.O）を希望される場合に、レンタル制度を今後検討する必要あり。
- カーボン装具、サンドイッチ構造など、追加していくべき項目はたくさんある。これらについて、補装具検討委員会を開催し、事務取扱指針で取り入れていくべきである。聞き入れるべき問題とそうでないものと区別する必要がある。

〔座位保持装置〕

- 「真に必要なもの」の定義は、多種多様な価値観の下では抽象的すぎるかもしれない。
- 車載用座位保持装置については、道路交通法上のチャイルドシートとの棲み分けをしっかりとさせておく必要がある。（短期的課題）
- 一定年齢時期だけ使用するようなものは、レンタル制度を導入してもよいような仕組みも検討していく。（長期的課題）

〔車椅子〕

- 車椅子と座位保持装置との境界線が不透明になってきており、ある程度熟知した職員でないと、それぞれの補装具を見極めることが難しくなっている。
- 介護保険制度との違い（選別化）が明確でないため、実施機関によっては取り扱いが様々である。
- 車椅子の構造及び機能、使用方法についての価値観が、使用者（本人、介護スタッフ）と製造者では乖離している部分があるため、その間を埋めるための中間ユーザー的な職員が必要である。

〔補聴器〕

- 高齢化に伴い、年々補聴器の支給数は増加しているが、肢体不自由者と比し、障害像に応じた適正な補聴器の適合評価がなされているとは考えにくい。補聴器の適合評価を専門とする職種を養成することも必要である。

- 適切な普及を推進するためには、テクノエイド協会の認定補聴器技能者に関する人材情報を充実させ、地域の関係者が積極的に活用する必要がある。

〔眼鏡〕

- 眼鏡も調整の仕方で見やすさが左右されてしまうため、その適合・調整には専門能力のある職種が責任をもつ必要がある。
- 高齢化に伴う中途失明者の増加も見込まれるため、ロービジョンクリニックなどの普及も必要である。

〔意思伝達装置〕

- 意思伝達装置について、早期支給、病状進行に対応した機器の変更が求められ、レンタル制度の適用を考える必要がある。

2. まとめ

本事業では、市町村及び更生相談所、事業者に対するアンケート調査とヒアリング調査において、明らかになった課題とその論点整理を中心に行った。

一方、アンケート調査等から、現行の基準や種目等に関する具体的な課題が、幾つか挙げられたところであるが、この部分については、今回、検討委員にご協力いただき、整理対応案として記載するに留めたところである。今後、作業部会等をつけて、現行基準の古い文言や現状に即していない基準などの整理を進めていく必要があると思われる。

調査結果に基づく論点整理にあたっては、補装具費支給にあたって重要な役割を果たす、更生相談所に係わる事項が多く挙げられたところであるが、検討委員会において、更生相談所の今後の役割として、利用者のニーズが多様化し、機器が複雑化していく現状において、これまでの業務判定に加え、補装具を有効に活用するための技術的、支援集団としての役割も求められるとの議論もなされた。

しかしその一方で、本調査では、市町村及び更生相談所ともに、地域の核となる人材が数年で異動している現状、ノウハウの定着や蓄積が難しいことが確認されたところであり、こうした状況を改善していくためには、全国身体障害者更生相談所長協議会をはじめ、国立障害者リハビリテーションセンター、公益財団法人テクノエイド協会等が連携して、現行の制度及び更生相談所を強固にサポートしていく必要があると思われる。

さらに、今後の補装具判定のあり方としては、適切な指導・管理のもとで、地域のリハビリテーションセンターや専門病院等への判定業務の一部委託、さらに現行の補装具費の価格設定のルールについては、価格の構成要素とその配分率を検討すること。

また、支給方法の在り方としては、一部の補装具に対するレンタル制度の導入等を含めて、その重要性が認識されたところである。

本事業において整理した課題と短期から中長期的な目標、さらには検討委員会による検討結果、アンケート結果に基づく個別の意見等を適切に踏まえて、今後、補装具費支給制度の施策検討がなされることに期待するものである。

第 2 部 資料編

1. 市町村向け

市区町村向け

補装具費支給制度の施策検討に向けた 実態把握に関する調査研究 アンケート調査

○調査目的

本アンケート調査は、公益財団法人テクノエイド協会において、平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所等の専門機関の意見等を参考に、市区町村において、その支給決定がなされているところですが、本アンケート調査は、新しい補装具の開発や利用者ニーズが多様化する中、現行制度の実態を把握し、課題や要望の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的としています。

補装具費の支給等につきましては、障害者等のニーズに即した、適切かつ効率的な支給方法等の検討が求められており、本調査で回答いただく内容は、極めて貴重な意見となります。本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○調査対象

市区町村の障害者福祉主管課 補装具費の支給決定事務担当者
※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○記載方法

- ①本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして入力してください。
<http://www.techno-aids.or.jp/>
但し、本調査票に直接書いていただくことも可能です。
- ②記載方法は、別添「記載例」を参照してください。

○提出方法

テクノエイド協会あてに電子メール又は、同封の返信用封筒にて提出ください。
kikaku2@techno-aids.or.jp

○提出期限

平成24年10月12日（金）17時必着

○本調査に関する問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 谷田良平・梶原成晃・五島清国
電話番号 03-3266-6883

公益財団法人テクノエイド協会

本アンケート調査の結果は、本研究の目的並び厚生労働省による補装具費支給の在り方検討のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。

●ご担当者名記入欄

調査票をダウンロードした場合のみ
↓ダイレクトメール右下の「番号」を記入

市区町村名		回答番号	
部署名		担当者名	
住所		電話	

1 市区町村の概要

Q 1 貴市区町村の概要をご記入ください。

市区町村コード	
都道府県名	
市区町村名	
人口（平成24年4月1日時点）	人
身体障害者手帳の交付件数 （平成24年度4月1日時点の手帳所持者数）	件

2 補装具費支給決定の状況

Q 2 障害者の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。

※昨年度の支給実績の平均（1/12）又は、昨年度のうち、平均的な1ヵ月分の件数についてお答えください。

※支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理交付も含めてください。

※「市区町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積もり等をもとに市町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

<障害者の支給決定件数>	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a) + (b)
		意見書に基づき交付	意見書省略で交付	市区町村計 (b)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

↓ 次のページに続きます。

2 補装具費支給決定の状況

Q 3 障害児の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。

※昨年度の支給実績の平均（1/12）又は、昨年度のうち、平均的な1ヵ月分の件数についてお答えください。

※支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理交付も含めてください。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

＜障害児の支給決定件数＞	更生相談所に助言依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a) + (b)
		意見書に基づき交付	意見書省略で交付	市区町村計(b)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

Q 4 補装具費の支給決定に携わっている職種・人数をご記入ください。

※補装具の交付決定に携わっている職員の人数を記入します。（事務職を含む。）

※支給決定とは、補装具の相談開始から補装具費の支給事務手続き完了までを言います。

※職種が重複する場合には、業務の優先度が高い方でカウントしてください。

※兼務とは、ほかに本務地がある職員が、交付時に関わる場合を言います。

※嘱託とは、ほかに勤務地がある方に、交付時に依頼して関わってもらう場合を言います。

※「0件」の場合は、記入不要です。

職種	常勤	非常勤・兼務	嘱託
一般事務職	人	人	人
身体障害者福祉司	人	人	人
理学療法士	人	人	人
作業療法士	人	人	人
言語聴覚士	人	人	人
その他	人	人	人

↓次のページに続きます。

2 補装具費支給決定の状況

Q 5 事務取扱指針にあるように、医師、専門職員等との連携を図りながら、申請者の身体状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を把握・考慮した支給決定ができていますか？

- a. 十分にできている
- b. 概ねできているが、課題がある
- c. どちらともいえない

※上記設問で「b. 概ねできているが、課題がある」を選択した場合にのみお答えください。

Q 6 その理由として主なものは何ですか？

- a. 業務量が多く、対応できないから
- b. 情報収集する手段や入手先がないから
- c. 情報収集してもその活用が難しいから
- d. 専門的知識がないから
- e. その他 ()

Q 7 技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や「完成用部品」に関する情報収集を積極的に行い、それを踏まえた補装具の支給決定ができていますか？

- a. 十分にできている
- b. 概ねできているが、課題がある
- c. どちらともいえない

※上記設問で「b. 概ねできているが、課題がある」を選択した場合にのみお答えください。

Q 8 その理由として主なものは何ですか？

- a. 業務量が多く、対応できないから
- b. 情報収集する手段や入手先がないから
- c. 情報収集してもその活用が難しいから
- d. 専門的知識がないから
- e. その他 ()

Q 9 医師の意見書に記載された内容は支給決定に必要な情報が十分に記載されていますか？

- a. 納得のいくものが多い
- b. 不十分なものが多い
- c. どちらともいえない

※上記設問で「b」・「c」を選択した場合にのみお答えください。

Q 10 医師の意見書の記載で、どのような点が不十分だと思えますか？（複数回答可）

- a. 補装具の必要性が書いていない
- b. 付属品の必要性が書いていない
- c. 必要性の記載が簡易すぎる
- d. 処方と業者見積もりが一致していない部分がある
- e. 特定の製品を指定しているにも関わらず、その製品に限定する理由が記載されていない
- f. その他 ()

Q 11 医師の意見書が不十分だった場合の主な対処はどのようにしていますか？

- a. 修正・再提出の依頼をしている
- b. 電話などで補足の説明を求めている
- c. 特に行っていない (理由:)
- d. その他 ()

↓ 次のページに続きます。

2 補装具費支給決定の状況

Q 12 児童の補装具費支給決定にあたり、判断に迷うことがありますか？

- a. 大いにある
- b. 時々ある
- c. ほとんどない
- d. ない

※上記設問で「a」・「b」を選択した場合にのみお答えください。

Q 13 判断に迷う理由は何ですか？（複数回答可）

- a. 医師の意見書の記載が不十分
- b. 補装具の具体的な構造がイメージできない
- c. 高額である
- d. 同一種目の複数個（2個目、3個目）の申請
- e. 複数種目の同時申請
- f. 教育や訓練には必要だが、生活の場での使用とは乖離がある
- g. その他 （ ）

Q 14 補装具費の支給決定に際して、厚生労働省が定める「事務取扱要領」や「算定等に関する基準」以外に、貴市区町村独自の規程や内規等がありますか？

- a. ある（種目によって「ある」を含む）
- b. 状況に応じて対応している
- c. ない

※上記設問で「a」を選択した場合には、その内規等を添付してください。

Q 15 事業者の選定にあたっては、事業者の有する設備や技術、適切な製作ができる技術者の配置等を踏まえた選定ができていますか？

- a. 出来ている
- b. 出来ていない （理由：）
- c. どちらともいえない

Q 16 補装具費支給に当たっての適合判定は、指針通りに実施できていますか？

- a. 十分にできている
- b. 概ねできているが、課題がある
- c. 実施していない
- d. どちらともいえない

※上記設問で「b」・「c」・「d」を選択した場合にのみお答えください。

Q 17 その理由を簡単にご記入ください。

理由

Q 18 見積書に記載された完成用部品等と実物の照合はできていますか？

- a. 適切にできている
- b. 満足にできていない
- c. 実施していない
- d. どちらともいえない

↓次のページに続きます。

2 補装具費支給決定の状況

※Q18で「b」・「c」・「d」を選択した場合にのみお答えください。

Q 19 その理由を簡単にご記入ください。

理由	
----	--

Q 20 義肢・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・意思伝達装置・その他について、更生相談所に判定依頼した場合、申請から支給決定まで2週間以内でできていますか？

	概ねできている	2週間以上かかることが多い
義肢	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
座位保持装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電動車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
意思伝達装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※上記設問で「2週間以上かかることが多い」を選択した場合にのみお答えください。

Q 21 その理由を簡単にご記入ください。

理由	
----	--

Q 22 市区町村だけで判断した場合、申請から支給決定まで2週間以内でできていますか？

<input type="radio"/> a. 概ねできている <input type="radio"/> b. 2週間以上かかることが多い
--

※上記設問で「b. 2週間以上かかることが多い」を選択した場合にのみお答えください。

Q 23 その理由を簡単にご記入ください。

理由	
----	--

Q 24 義肢・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・意思伝達装置・その他について、支給決定から適合判定までの平均的な期間についてお答えください。

判定までの期間	1ヶ月以内	2~3ヶ月以内	4ヶ月以上
義肢	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
座位保持装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電動車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
意思伝達装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q 25 補装具費支給後において、随時、使用状況の確認^(※)ができていますか？

※「使用状況の確認」とは、装着等訓練及び実施観察を言います。

<input type="radio"/> a. 計画的に装着等訓練を実施している <input type="radio"/> b. 装着等訓練は実施していない <input type="radio"/> c. 部分的に実施している
--

↓ 次のページに続きます。

2 補装具費支給決定の状況

※Q25で「b」・「c」を選択した場合にのみお答えください。

Q 26 その理由を簡単にご記入ください。

理由	
----	--

Q 27 補装具費給付後に、利用者に対してどのようなフォローアップを行っていますか？（複数回答可）

※フォローアップとは、装着等訓練及び実地観察の終了後、概ね6ヵ月以降に使用状況及び不具合等を確認することを言います。

<input type="checkbox"/>	a. ハガキなどで状況を聞いている
<input type="checkbox"/>	b. 一部の補装具については直接フォローアップを行っている
<input type="checkbox"/>	c. 医療機関や事業者を通じたフォローアップを行っている
<input type="checkbox"/>	d. 特にフォローアップは行っていない
<input type="checkbox"/>	e. その他 ()

Q 28 処方から完成までの間に、処方内容に修正・追加等をすることはありますか？

種目毎にその頻度を選択してください。

修正・追加等を行う頻度	ほとんどない	まれにある	かなりある	ほぼ毎回ある
義肢	○	○	○	○
装具	○	○	○	○
座位保持装置	○	○	○	○
盲人安全つえ	○	○	○	○
義眼	○	○	○	○
眼鏡	○	○	○	○
補聴器	○	○	○	○
オーダーメイド車椅子	○	○	○	○
レディメイド車椅子	○	○	○	○
電動車椅子	○	○	○	○
座位保持いす（児童のみ）	○	○	○	○
起立保持具（児童のみ）	○	○	○	○
歩行器	○	○	○	○
頭部保持具（児童のみ）	○	○	○	○
排便補助具（児童のみ）	○	○	○	○
歩行補助つえ	○	○	○	○
重度障害者用意思伝達装置	○	○	○	○

Q 29 処方内容に修正・追加等をした場合に、業者が提出する見積もりについての対応はどのようにしていますか？

<input type="radio"/>	a. 最終見積もり金額は、処方内容の金額以下とさせている
<input type="radio"/>	b. 市町村の判断で、判定書とは異なる金額でも給付を行っている
<input type="radio"/>	c. 判定書の追加・修正を依頼し、最終見積もりと金額を合わせている
<input type="radio"/>	d. その他 ()

↓ 次のページに続きます。

3 現行制度における課題と提案

Q 30 補装具費の申請から支給決定等の業務の中で、貴市区町村において、最も大きな課題と思われる内容を以下の「1～31」の項目から最大3つ選択し、「その具体的な内容」と「貴市区町村が提案するあるべき姿（理想像）」を記入してください。

1. 補装具に関する知識が乏しい
2. 補装具に関する研修機会がない
3. 厚生労働省が定める「算定等に関する基準」や「事務取扱要領」を理解することが難しい
4. 利用者ニーズの多様化が進み、真に必要とされる補装具の判断が難しい
5. 高額や高機能な補装具を申請される場合の対応が難しい
6. 基準額の範囲内での支給が難しい
7. 同一種目で複数の支給を希望される場合の対応が難しい
8. 「必要」と「欲しい」のすみ分けが難しい
9. 申請された補装具が使いこなせるか不安に感じることもある
10. 医療機関しか処方できないような補装具を希望される
11. 医療保険と異なるなど、手続きが異なることを理解してくれない
12. 介護保険とのすみ分けが難しい
13. 耐用年数未済で再支給を要求されることが多い
14. 児童の支給決定が難しい
15. 特例補装具を希望されるケースが多い
16. 製作事業者と利用者間で必要な型式が決まっていることが多い
17. 申請の段階で既に製作が開始されている、あるいは製作済みであることが多い
18. 児童から者へ移行する18歳直前に、明らかに駆け込み申請と思われる必要以上の申請が多い
19. 意見書の記載内容を理解することが難しい
20. 意見書の記載内容に不備が多い
21. 意見書の内容が物足りない（利用者の要望のみが記載されている、など）
22. 申請から支給決定にかなりの時間を要してしまう
23. 更生相談所との顔の見える関係や連携が不足している
24. 申請から支給決定、利用状況の管理までシステム化されていない
25. フォローアップの体制が確立していない
26. 遠隔地（離島など）の利用者への支給体制が確立していない
27. 製作後の適合判定や使用状況の確認が難しい
28. 支給決定どおり作製されていない
29. 実物と見積書の明細に記載された完成用部品等の突合が難しい
30. 補装具と日常生活用具で類似した種目があり、判断が難しい
31. その他

項目	具体的な内容	あるべき姿（理想像）

↓ 次のページに続きます。

3 現行制度における課題と提案

Q 31 下記のそれぞれの区分における申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄について記入してください。

区分	申請者の要望	現行制度における課題
種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数等に関すること		
基準額に関すること		
申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関すること		
相談・フォローに関すること		
その他		

Q 32 申請者の要望や適切かつ効率的な補装具費の支給決定を行うために、下記の要望先に対し、貴市区町村が求めている支援内容があればご記入ください。

要望先	具体的な要望
厚生労働省	
更生相談所	
テクノエイド協会	
補装具製作（販売）事業者	
その他 ()	

ご協力ありがとうございました。

2. 更生相談所向け

更生相談所向け

補装具費支給制度の施策検討に向けた 実態把握に関する調査研究 アンケート調査

○調査目的

本アンケート調査は、公益財団法人テクノエイド協会において、平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所等の専門機関の意見等を参考に、市区町村において、その支給決定がなされているところですが、本アンケート調査は、新しい補装具の開発や利用者ニーズが多様化する中、現行制度の実態を把握し、課題や要望の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的としています。

補装具費の支給等につきましては、障害者等のニーズに即した、適切かつ効率的な支給方法等の検討が求められており、本調査で回答いただく内容は、極めて貴重な意見となります。本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○調査対象

身体障害者更生相談所 補装具判定業務の担当者

※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○記載方法

①本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして入力してください。

<http://www.techno-aids.or.jp/>

但し、本調査票に直接書いていただくことも可能です。

②記載方法は、別添「記載例」を参照してください。

○提出方法

テクノエイド協会あてに電子メール又は、同封の返信用封筒にて提出ください。

kikaku2@techno-aids.or.jp

○提出期限

平成24年10月12日（金）17時必着

○本調査に関する問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 谷田良平・梶原成晃・五島清国

電話番号 03-3266-6883

公益財団法人テクノエイド協会

本アンケート調査の結果は、本研究の目的並び厚生労働省による補装具費支給の在り方検討のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。

●ご担当者名記入欄

調査票をダウンロードした場合のみ
↓ダイレクトメール右下の「番号」を記入

更生相談所名		回答番号	
所在地 (都道府県)		担当者名	
住所		電話	

1 更生相談所の概要

Q 1 貴更生相談所名をご記入ください。

更生相談所名	
--------	--

2 補装具判定の状況

Q 2 障害者の補装具判定の件数をご記入ください。

※昨年度の支給実績の平均（1/12）又は、昨年度のうち、平均的な1ヵ月分の件数についてお答えください。

※「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することを言います。

※「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を行うことを言います。

※本表には、障害児の判定件数を含めないで下さい。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

<障害者の判定件数>	直接判定				小計(a)	文書判定 (b)	総計 (a) + (b)
	所内	巡回	在宅				
義肢	件	件	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件	件	件

Q 3 障害児補装具について、市区町村や療育機関から判定相談を受けていますか？

a. 受けている（月 〇 件程度）

b. 受けていない

※上記設問で「a. 受けている」を選択した場合にのみお答えください。

Q 4 障害児補装具の判定相談を受けている補装具を選んでください（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 義肢	<input type="checkbox"/> 眼鏡	<input type="checkbox"/> 座位保持具	<input type="checkbox"/> 歩行補助つえ
<input type="checkbox"/> 装具	<input type="checkbox"/> 補聴器	<input type="checkbox"/> 起立保持具	<input type="checkbox"/> 重度障害者用意思伝達装置
<input type="checkbox"/> 座位保持装置	<input type="checkbox"/> オーダーメイド車椅子	<input type="checkbox"/> 歩行器	
<input type="checkbox"/> 盲人安全つえ	<input type="checkbox"/> レディメイド車椅子	<input type="checkbox"/> 頭部保持具	
<input type="checkbox"/> 義眼	<input type="checkbox"/> 電動車椅子	<input type="checkbox"/> 排便補助具	

↓ 次のページに続きます。

2 補装具判定の状況

Q 5 補装具の判定に携わっている職種・人数をご記入ください。

※実際の判定に携わっている職員の人数を記入します。（事務職を含む。）

※職種が重複する場合には、業務の優先度が高い方でカウントしてください。

※兼務とは、ほかに本務地がある職員が、判定時に関わる場合を言います。

※嘱託とは、ほかに勤務地がある方に、判定時に依頼して関わってもらう場合を言います。

職種	常勤	非常勤・兼務	嘱託
医師	人	人	人
理学療法士	人	人	人
作業療法士	人	人	人
言語聴覚士	人	人	人
義肢装具士	人	人	人
身体障害者福祉司	人	人	人
リハエンジニア	人	人	人
一般事務職	人	人	人
その他	人	人	人

Q 6 所内判定の実施頻度をお答え下さい。

- a. 週4回以上
- b. 週2～3回
- c. 週1回程度
- d. 月2～3回
- e. 月1回程度
- f. 月1回未満
- g. 不定期、または都度必要に応じて実施

Q 7 巡回判定の実施頻度をお答え下さい。

- a. 月4回以上
- b. 月2～3回
- c. 月1回程度
- d. 月1回未満
- e. 不定期、または都度必要に応じて実施
- f. 実施していない

※上記設問で「e」・「f」を選択した場合にのみお答えください。

Q 8 実施していない主な理由は何ですか？

- a. 未所で十分対応できるから
- b. 人員が不足しているから
- c. 移動に手間や予算がかかるから
- d. その他 ()

↓次のページに続きます。

2 補装具判定の状況

Q 9 在宅判定の実施頻度をお答え下さい。

- a. 月4回以上
- b. 月2~3回
- c. 月1回程度
- d. 月1回未満
- e. 不定期、または都度必要に応じて実施
- f. 実施していない

※上記設問で「e」・「f」を選択した場合にのみお答えください。

Q 10 実施していない主な理由は何ですか？

- a. 来所で十分対応できるから
- b. 人員が不足している
- c. 移動に手間や予算がかかるから
- d. その他 ()

Q 11 申請者の「身体状況」や「置かれている生活環境」等を十分に踏まえた判定はできていますか？

- a. 十分にできている
- b. 概ねできているが、課題がある
- c. どちらともいえない

※上記設問で「b. 概ねできているが、課題がある」を選択した場合にのみお答えください。

Q 12 その理由として主なものは何ですか？

- a. 業務量が多く、対応できない
- b. 情報が不足している
- c. 専門職の人員がいない、又は不足している
- d. 専門的知識がないから
- e. その他 ()

Q 13 義肢・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・意思伝達装置・その他について、判定依頼を受けてから、判定実施までの平均的な期間を、それぞれお答えください。

判定までの期間	1ヶ月以内	2~3ヶ月以内	4ヶ月以上
義肢	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
座位保持装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電動車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
意思伝達装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q 14 情報交流の場として、圏域の市区町村や補装具業者との定期的な担当者会議等を行っていますか？

- a. 定期的に行っている (年 回程度)
- b. 不定期に行っている (昨年実施回数 回)
- c. 行っていない

↓次のページに続きます。

2 補装具判定の状況

Q 15 市区町村の担当者に対し、補装具に関する定期的な研修を行っていますか？

- a. 定期的に行っている（年 回程度）
- b. 不定期に行っている（昨年実施回数 回）
- c. 行っていない

Q 16 意見書を記載する医師に対し、補装具に関する定期的な研修を行っていますか？

- a. 定期的に行っている（年 回程度）
- b. 不定期に行っている（昨年実施回数 回）
- c. 行っていない

Q 17 補装具業者に対し、補装具費支給制度等に関する定期的な研修を行っていますか？

- a. 定期的に行っている（年 回程度）
- b. 不定期に行っている（昨年実施回数 回）
- c. 行っていない

Q 18 技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や「完成用部品」に関する情報収集を積極的に行い、それを踏まえた判定ができていますか？

- a. 十分にできている
- b. 概ねできているが、課題がある
- c. どちらともいえない

※ Q18で「b. 概ねできているが、課題がある」を選択した場合にのみお答えください。

Q 19 その理由として主なものは何ですか？

- a. 業務量が多く、対応できない
- b. 情報収集する手段や入手先がない
- c. 情報収集してもその活用が難しい
- d. 専門的知識がないから
- e. その他（）

Q 20 申請者の主治医や理学療法士、作業療法士など医療職種等と申請者に関する情報を共有（あるいは連携）したうえで補装具の判定ができていますか？

- a. 適切にできている
- b. 満足にできていない
- c. どちらともいえない

Q 21 補装具の判定に際して、厚生労働省が定める「事務取扱要領」や「算定等に関する基準」以外に、貴相談所独自の規程や内規等がありますか？

- a. ある（種目によって「ある」を含む）
- b. 状況に応じて検討している
- c. ない

※上記設問で「a」又は「b」を選択した場合には、その内規等を添付してください。

↓ 次のページに続きます。

2 補装具判定の状況

Q 22 補装具費支給に当たっての適合判定は、適切にできていますか？

- a. 適切にできている
- b. 満足にできていない
- c. 実施していない
- d. どちらともいえない

※上記設問で「b」・「c」・「d」を選択した場合にのみお答えください。

Q 23 その理由を簡単にご記入ください。

理由

Q 24 適合判定に難儀する主なケースについて記述してください。

回答

Q 25 特例補装具の検討会議の実施頻度をお答え下さい。

- a. 週1回以上
- b. 月1回以上
- c. 4半期に1回以上
- d. 半年に1回以上
- e. 実施していない

Q 26 療育機関や児童の補装具判定に関わっている医療機関等との情報共有はできていますか？

- a. 満足にできている
- b. 必要な時にのみ行っている
- c. 十分にはできていない
- d. どちらともいえない

※上記設問で「a」・「b」を選択した場合にのみお答えください。

Q 27 情報共有の具体的な方法を簡潔にご記入下さい。

回答

Q 28 判定後に、利用者に対してどのようなフォローアップを行っていますか？（複数回答可）

※フォローアップとは、装着等訓練及び実地観察の終了後、概ね6ヵ月以降に使用状況及び不具合等を確認することを言います。

- a. ハガキなどで状況を聞いている
- b. 一部の補装具については直接フォローアップを行っている
- c. 医療機関や事業者を通じたフォローアップを行っている
- d. 特にフォローアップは行っていない
- e. その他 ()

↓次のページに続きます。

2 補装具判定の状況

Q 29 仮合わせや完成時に処方内容に修正・追加等を行うことはありますか？

種目毎にその頻度を選択してください。

修正・追加等を行う頻度	ほとんどない	まれにある	かなりある	ほぼ毎回ある
義肢	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
装具	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
座位保持装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
盲人安全つえ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
義眼	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
眼鏡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
補聴器	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オーダーメイド車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
レディメイド車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電動車椅子	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
座位保持いす（児童のみ）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
起立保持具（児童のみ）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
歩行器	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
頭部保持具（児童のみ）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
排便補助具（児童のみ）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
歩行補助つえ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
重度障害者用意思伝達装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

↓次のページに続きます。

3 現行制度における課題と提案

Q 30 補装具判定業務の中で、貴相談所において、最も大きな課題と思われる内容を以下の「1～28」の項目から最大3つ選択し、「その具体的な内容」と「貴相談所が提案するあるべき姿（理想像）」を記入してください。

1. 補装具に関する知識が乏しい
2. 補装具に関する研修機会がない
3. 利用者ニーズの多様化が進み、真に必要とされる補装具の判断が難しい
4. 高額や高機能な補装具を申請される場合の対応が難しい
5. 基準額の範囲内での支給が難しい
6. 同一種目で複数の支給を希望される場合の対応が難しい
7. 「必要」と「欲しい」のすみ分けが難しい
8. 判定した補装具が使いこなせるか不安に感じることがある
9. 介護保険とのすみ分けが難しい
10. 耐用年数未満で再支給を要求されることが多い
11. 児童の支給決定が難しい
12. 特例補装具の判定が難しい
13. 製作事業者と利用者間で必要な型式が決まっている場合が多い
14. 児童から者へ移行する18歳直前に、明らかに駆け込み申請と思われる必要以上の申請が多い
15. 医療保険で作製すべきものか判断に迷う
16. 意見書の記載内容を理解することが難しい
17. 意見書の記載内容に不備が多い
18. 意見書の内容が物足りない（利用者の要望のみが記載されている、など）
19. 申請から判定までかなりの時間を要してしまう
20. 申請から支給決定、利用状況の管理までシステム化されていない
21. フォローアップの体制が確立していない
22. 遠隔地（離島など）の利用者への判定体制が確立していない
23. 製作後の適合判定や使用状況の確認が難しい
24. 判定どおり作製されていない
25. 実物と見積書の明細に記載された指定部品等の突合が難しい
26. 巡回・在宅判定では制約があり、一部作製困難な補装具がある
27. 1回の来所判定だけでは判断に難儀することが多い。
28. その他

項目	具体的な内容	あるべき姿（理想像）

↓次のページに続きます。

3 現行制度における課題と提案

Q 31 下記のそれぞれの区分における申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄について記入してください。

区分	申請者の要望	現行制度における課題
種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数等に関すること		
基準額に関すること		
申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関すること		
相談・フォローに関すること		
その他		

Q 32 補装具費支給制度における技術的中枢機関として、市区町村等からの要望に応えるために、下記の要望先に対し、貴相談所が求めている支援内容があればご記入ください。

要望先	具体的な要望
厚生労働省	
市区町村	
テクノエイド協会	
補装具製作(販売)事業者	
その他 ()	

ご協力ありがとうございました。

3. 事業者向け

事業者向け

補装具費支給制度の施策検討に向けた 実態把握に関する調査研究 アンケート調査

○調査目的

本アンケート調査は、公益財団法人テクノエイド協会において、平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所等の専門機関の意見等を参考に、市区町村において、その支給決定がなされているところですが、本アンケート調査は、新しい補装具の開発や利用者ニーズが多様化する中、現行制度の実態を把握し、課題や要望の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的としています。

補装具費の支給等につきましては、障害者等のニーズに即した、適切かつ効率的な支給方法等の検討が求められており、本調査で回答いただく内容は、極めて貴重な意見となります。本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○調査対象

義肢装具等製作（販売）事業者

※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○記載方法

①本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして入力してください。

<http://www.techno-aids.or.jp/>

但し、本調査票に直接書いていただくことも可能です。

②記載方法は、別添「記載例」を参照してください。

○提出方法

テクノエイド協会あてに電子メール又は、同封の返信用封筒にて提出ください。

kikaku2@techno-aids.or.jp

○提出期限

平成24年10月12日（金）17時必着

○本調査に関する問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 谷田良平・梶原成晃・五島清国

電話番号 03-3266-6883

公益財団法人テクノエイド協会

本アンケート調査の結果は、本研究の目的並び厚生労働省による補装具費支給の在り方検討のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。

●ご担当者名記入欄

調査票をダウンロードした場合のみ
！ダイレクトメール右下の「番号」を記入

事業者名		回答番号	
部署名		担当者名	
住所		電話	

1 事業者の概要

Q 1 貴事業者の概要をご記入ください。

事業者名	
補装具費の請求実績 市区町村数 (平成23年度実績)	箇所

2 補装具作製の状況

Q 2 補装具作製の件数（利用者へ納品した数）をご記入ください。

※昨年度の支給実績の平均（1/12）又は、昨年度のうち、平均的な1ヵ月分の件数についてお答えください。

※障害者・障害児それぞれについて、新規・修理の作製件数をお答え下さい。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

<作製件数>	障害者		障害児		合計
	新規	修理	新規	修理	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

↓次のページに続きます。

2 補装具作製の状況

Q 3 補装具の作製に携わっている職種・人数をご記入ください。

※実際の業務に携わっている職員の人数を記入します。(事務職を含む。)

※職種が重複する場合には、業務の優先度が高い方でカウントしてください。

※非常勤には、パートも含まれます。

職種	常勤	非常勤
管理職	人	人
営業社員	人	人
事務社員	人	人
義肢装具士	人	人
理学療法士	人	人
作業療法士	人	人
言語聴覚士	人	人
製作技術者	人	人
その他	人	人

Q 4 申請者の「身体状況」や「置かれている生活環境」等を十分に踏まえた補装具の作製ができていますか？

- a. 十分にできている
 b. 概ねできているが、課題がある
 c. どちらともいえない

※上記設問で「b. 概ねできているが、課題がある」を選択した場合にのみお答えください。

Q 5 その理由として主なものは何ですか？

- a. 業務量が多く、対応できない
 b. 情報が不足している
 c. 専門職の人員がいない、又は不足している
 d. 技術力が不足している
 e. その他 ()

Q 6 技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や「完成用部品」に関する情報収集を積極的に行い、それを踏まえた補装具の作製ができていますか？

- a. 十分にできている
 b. 概ねできているが、課題がある
 c. どちらともいえない

※上記設問で「b. 概ねできているが、課題がある」を選択した場合にのみお答えください。

Q 7 その理由として主なものは何ですか？

- a. 業務量が多く、対応できない
 b. 情報収集する手段や入手先がない
 c. 情報収集してもその活用が難しい
 d. その他 ()

↓ 次のページに続きます。

2 補装具作製の状況

Q 8 補装具作製の見積書は、申請者の主治医や理学療法士、作業療法士など医療職種等と申請者に関する情報をきちんと共有（あるいは連携）したうえで作成できていますか？

- a. 適切にできている
- b. 満足にできていない
- c. どちらともいえない

Q 9 判定時の立会いの必要性についてお考えをお聞かせ下さい。

- a. 全ての判定に立ち会いたい
- b. 種目や必要に応じて立ち会いたい
- c. 申請者の要望に応じて判断する
- d. 更生相談所からの要請に応じて判断する
- e. 立ち会う必要はない

Q 10 補装具費支給決定にあたっての判断基準についてお聞かせ下さい。

- a. 市区町村によって判断基準の違いを感じる人が多い
- b. 市区町村によって判断基準の違いを感じる事がまれにある
- c. 市区町村の判断基準は一致している
- d. その他 ()

※上記設問で「a」・「b」を選択した場合にのみお答えください。

Q 11 判断基準が違うと考えられる理由を選んでください。（複数選択可）

- a. 知識量の差がある
- b. 担当者の熱意・意識が異なる
- c. 市区町村独自の判断基準がある
- d. 市区町村と医療職の連携度合いに差がある
- e. その他 ()

Q 12 適合判定時の立会いの必要性についてお考えをお聞かせ下さい。

- a. 全ての判定に立ち会いたい
- b. 種目や必要に応じて立ち会いたい
- c. 申請者の要望に応じて判断する
- d. 更生相談所からの要請に応じて判断する
- e. 立ち会う必要はない

Q 13 判定時や適合判定時の立会いにかかる費用（移動費）の負担感をお聞かせ下さい。

- a. かなりの負担感を感じる
- b. それなりに負担感はある
- c. 特別な負担感はない
- d. その他 ()

↓ 次のページに続きます。

2 補装具作製の状況

Q 14 処方判定から完成までの期間、仮合わせなどで修正や追加があった際の材料費やデモ機の費用についてお答え下さい。

- a. 自社で負担することが多い
- b. 内容によって見積書の修正をお願いしている
- c. 見積書を再提出している
- d. その他 ()

※上記設問で「a. 自社で負担することが多い」を選択した場合にのみお答えください。

Q 15 仮合わせなどで修正や追加があった際の材料費やデモ機の費用について負担感をお聞かせ下さい。

- a. かなりの負担感を感じる
- b. それなりに負担感はある
- c. 特別な負担感はない
- d. その他 ()

Q 16 支給決定から、採型、仮合わせ開始までの平均的な期間についてお答え下さい。

- a. 1か月以内
- b. 2～3か月以内
- c. 4か月以上

Q 17 申請者との契約後、納品までの平均的な期間についてお答え下さい。

- a. 1か月以内
- b. 2～3か月以内
- c. 4か月以上

Q 18 納品後の、利用者に対するフォローアップの期間についてお答え下さい。

※ここで言う「フォローアップ」とは、納品後、貴事業者が独自で行う定期的な使用状況等を確認すること。

- a. 概ね3ヶ月以内に行っている
- b. 概ね6ヶ月以内に行っている
- c. 概ね1年以内に行っている
- d. 概ね1年以上をあげて行っている
- e. フォローアップは行っていない

Q 19 フォローアップにかかる費用の負担感をお聞かせ下さい。

- a. かなりの負担感を感じる
- b. それなりに負担感はある
- c. 特別な負担感はない
- d. その他 ()

↓ 次のページに続きます。

3 現行制度における課題と提案

Q 20 補装具作製の業務のなかで、貴事業者において、最も大きな課題と思われる内容を以下の「1～28」の項目から最大3つ選択し、「その具体的な内容」と「貴事業者が提案するあるべき姿（理想像）」を記入してください。

1. 利用者ニーズの多様化が進み、真に必要とされる補装具の作製が難しい
2. 基準額の範囲内での作製が難しい
3. 制度に対する申請者の理解が乏しい
4. 新しい補装具や完成用部品の情報収集が難しい
5. 判定時の立会いが難しい
6. マンパワーや技術力が不足している
7. 医療保険と異なるなど、手続きが異なることを申請者が理解してくれない
8. 市区町村や更生相談所は、補装具作製事業者の要望を聞き入れてくれない
9. 介護保険とのすみ分けが難しい
10. 児童用補装具の作製が難しい
11. 特例補装具を希望されるケースが多い
12. 特例補装具の作製が難しい
13. 修理項目に記載の無い修理の要望がある
14. 医療関係者と利用者間で必要な補装具が決まっている場合が多い
15. 行政からの連絡により必要な補装具が決まっている場合が多い
16. 主治医の要望に応えることが難しい
17. 処方から納品までに時間を要してしまう
18. 市区町村によって支給決定の判断が異なる
19. 更生相談所によって判定の内容が異なる
20. 補装具の利用状況を管理するシステムがない
21. フォローアップの体制が確立していない
22. 遠隔地（離島など）の利用者への作製が困難である
23. 処方判定の内容と申請者の希望が乖離している
24. 仮合わせで修正を加えるため、処方通りに作製できないことが多い
25. 医療関係職種との連携が難しい
26. 車椅子や電動車椅子の採型や仮合わせに要する補装具費の支給が無い
27. 仮合わせの期間に貸し出せるデモ機の数十分に確保できていない
28. その他

項目	具体的な内容	あるべき姿（理想像）

↓次のページに続きます。

3 現行制度における課題と提案

Q 21 下記のそれぞれの区分における申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄について記入してください。

区分	申請者の要望	現行制度における課題
種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数等に関する事		
基準額に関する事		
申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関する事		
相談・フォローに関する事		
その他		

Q 22 補装具費の作製に際して、申請者の要望に応えるため、貴事業者が求めている支援内容があればご記入下さい。

要望先	具体的な要望
厚生労働省	
更生相談所	
市区町村	
テクノエイド協会	
その他 ()	

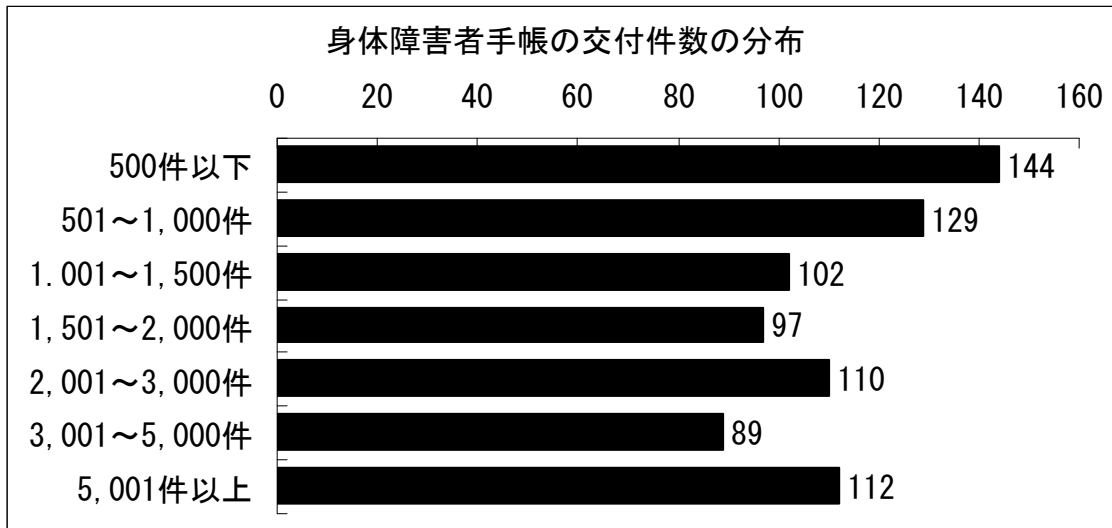
ご協力ありがとうございました。

資料2 アンケート調査集計結果(市町村)

1 市町村の概要

Q1 貴市町村の概要をご記入ください。

身体障害者手帳の交付件数(平成24年度4月1日時点の手帳所持者数) 平均 3,410件
n=780



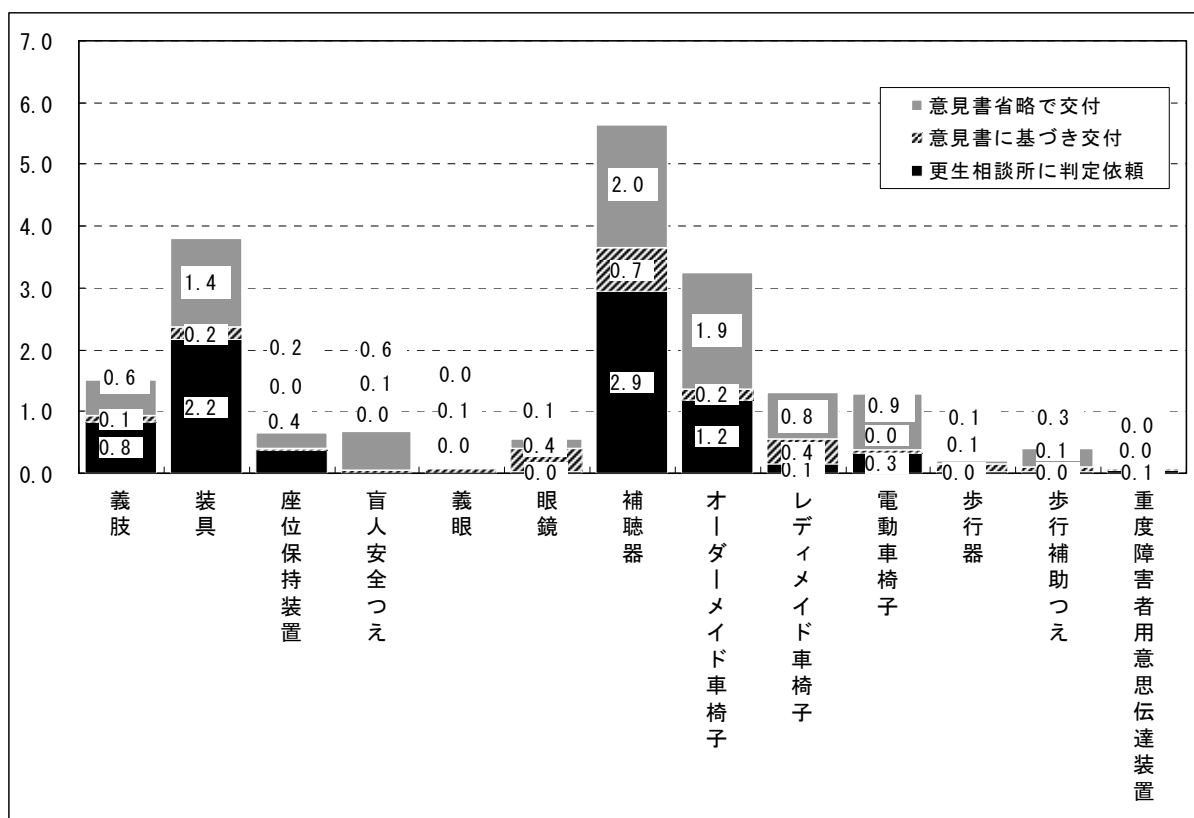
2 補装具費支給決定の状況

Q2 障害者の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。

平均(1か月分)

n = 795

＜障害者の支給決定件数＞	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a) + (b)
		意見書に基づき交付	意見書省略で交付	市区町村計 (b)	
義肢	0.83 件	0.09 件	0.59 件	0.69 件	1.76 件
装具	2.16 件	0.22 件	1.43 件	1.68 件	5.05 件
座位保持装置	0.37 件	0.04 件	0.25 件	0.30 件	0.72 件
盲人安全つえ	0.01 件	0.05 件	0.62 件	0.69 件	0.83 件
義眼	0.00 件	0.06 件	0.04 件	0.10 件	0.12 件
眼鏡	0.03 件	0.37 件	0.14 件	0.52 件	0.72 件
補聴器	2.94 件	0.70 件	2.00 件	2.76 件	6.67 件
オーダーメイド車椅子	1.20 件	0.17 件	1.89 件	2.08 件	5.55 件
レディメイド車椅子	0.15 件	0.41 件	0.76 件	1.21 件	1.36 件
電動車椅子	0.32 件	0.05 件	0.91 件	0.98 件	1.71 件
歩行器	0.02 件	0.12 件	0.06 件	0.19 件	0.25 件
歩行補助つえ	0.02 件	0.08 件	0.30 件	0.40 件	0.55 件
重度障害者用意思伝達装置	0.06 件	0.01 件	0.03 件	0.04 件	0.12 件
合計	8.11 件	2.39 件	9.01 件	11.65 件	25.41 件

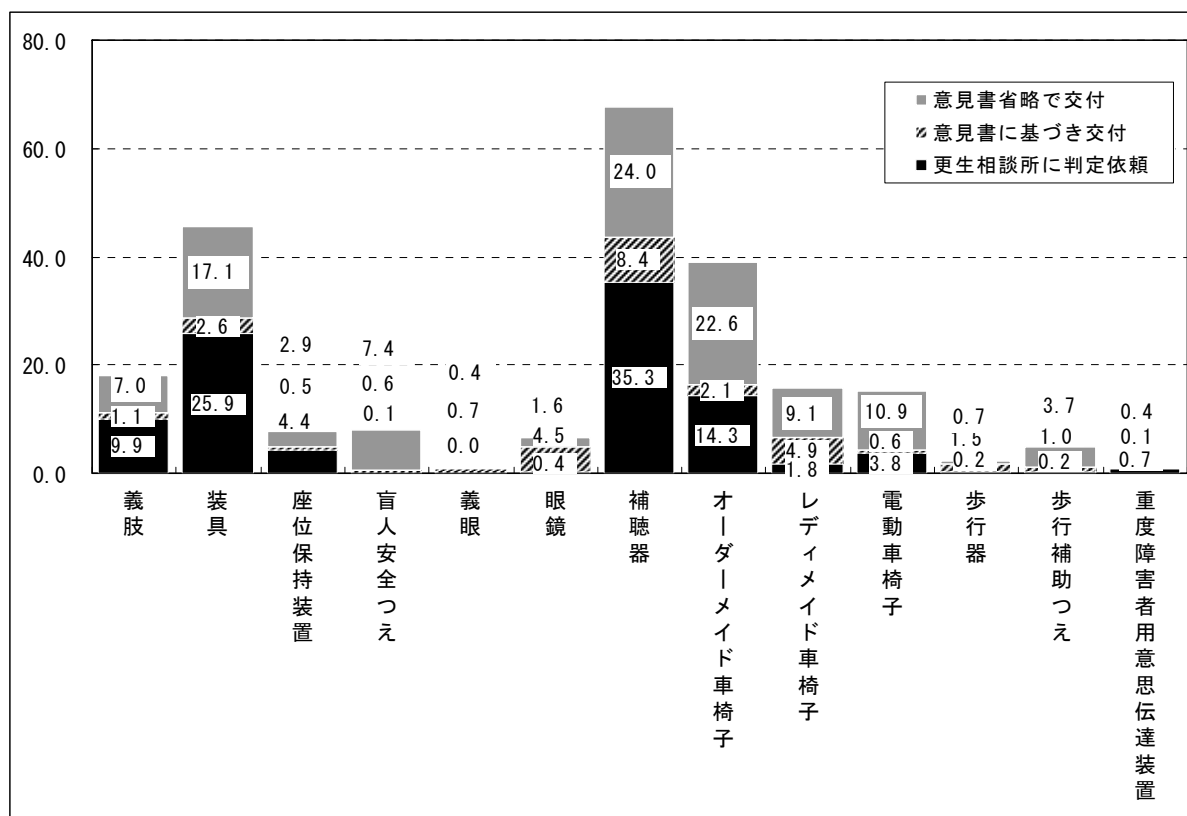


Q2 障害者の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。

平均(1年分)

n = 795

＜障害者の支給決定件数＞	更生相談所に判定依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a) + (b)
		意見書に基づき交付	意見書省略で交付	市区町村計 (b)	
義肢	9.93 件	1.13 件	7.05 件	8.33 件	21.11 件
装具	25.91 件	2.64 件	17.11 件	20.18 件	60.62 件
座位保持装置	4.39 件	0.53 件	2.95 件	3.56 件	8.60 件
盲人安全つえ	0.07 件	0.64 件	7.45 件	8.29 件	9.94 件
義眼	0.05 件	0.72 件	0.45 件	1.23 件	1.43 件
眼鏡	0.40 件	4.48 件	1.63 件	6.29 件	8.68 件
補聴器	35.32 件	8.40 件	24.02 件	33.10 件	80.04 件
オーダーメイド車椅子	14.34 件	2.06 件	22.65 件	24.97 件	66.56 件
レディメイド車椅子	1.78 件	4.93 件	9.10 件	14.48 件	16.34 件
電動車椅子	3.81 件	0.58 件	10.88 件	11.74 件	20.55 件
歩行器	0.23 件	1.48 件	0.72 件	2.23 件	3.02 件
歩行補助つえ	0.24 件	0.97 件	3.65 件	4.76 件	6.61 件
重度障害者用意思伝達装置	0.74 件	0.12 件	0.37 件	0.52 件	1.42 件
合計	97.32 件	28.73 件	108.15 件	139.83 件	304.95 件

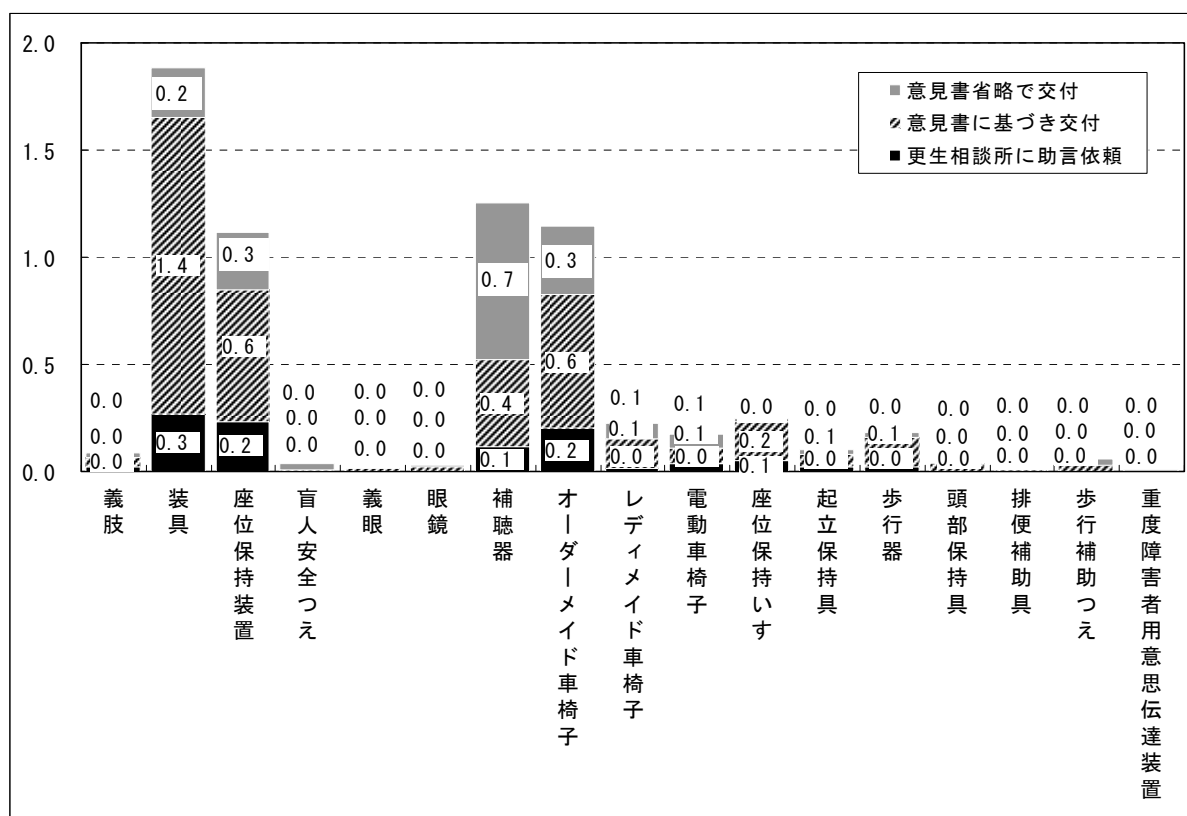


Q3 障害児の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。

平均(1か月分)

n = 795

<障害児の支給決定件数>	更生相談所に助言依頼 (a)	市区町村だけで判断			総計 (a) + (b)
		意見書に基づき交付	意見書省略で交付	市区町村計(b)	
義肢	0.02 件	0.05 件	0.02 件	0.07 件	0.09 件
装具	0.27 件	1.39 件	0.23 件	1.65 件	2.81 件
座位保持装置	0.23 件	0.62 件	0.27 件	0.90 件	1.44 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.01 件	0.02 件	0.03 件	0.04 件
義眼	0.00 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件
眼鏡	0.00 件	0.02 件	0.00 件	0.03 件	0.04 件
補聴器	0.11 件	0.41 件	0.73 件	1.16 件	1.55 件
オーダーメイド車椅子	0.20 件	0.62 件	0.31 件	0.95 件	1.61 件
レディメイド車椅子	0.01 件	0.14 件	0.07 件	0.21 件	0.23 件
電動車椅子	0.03 件	0.07 件	0.06 件	0.14 件	0.22 件
座位保持いす	0.05 件	0.18 件	0.02 件	0.20 件	0.31 件
起立保持具	0.02 件	0.06 件	0.02 件	0.08 件	0.13 件
歩行器	0.02 件	0.14 件	0.03 件	0.16 件	0.22 件
頭部保持具	0.00 件	0.03 件	0.00 件	0.04 件	0.04 件
排便補助具	0.00 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件
歩行補助つえ	0.00 件	0.02 件	0.03 件	0.05 件	0.07 件
重度障害者用意思伝達装置	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.55 件
合計	0.98 件	3.78 件	1.83 件	5.69 件	8.82 件

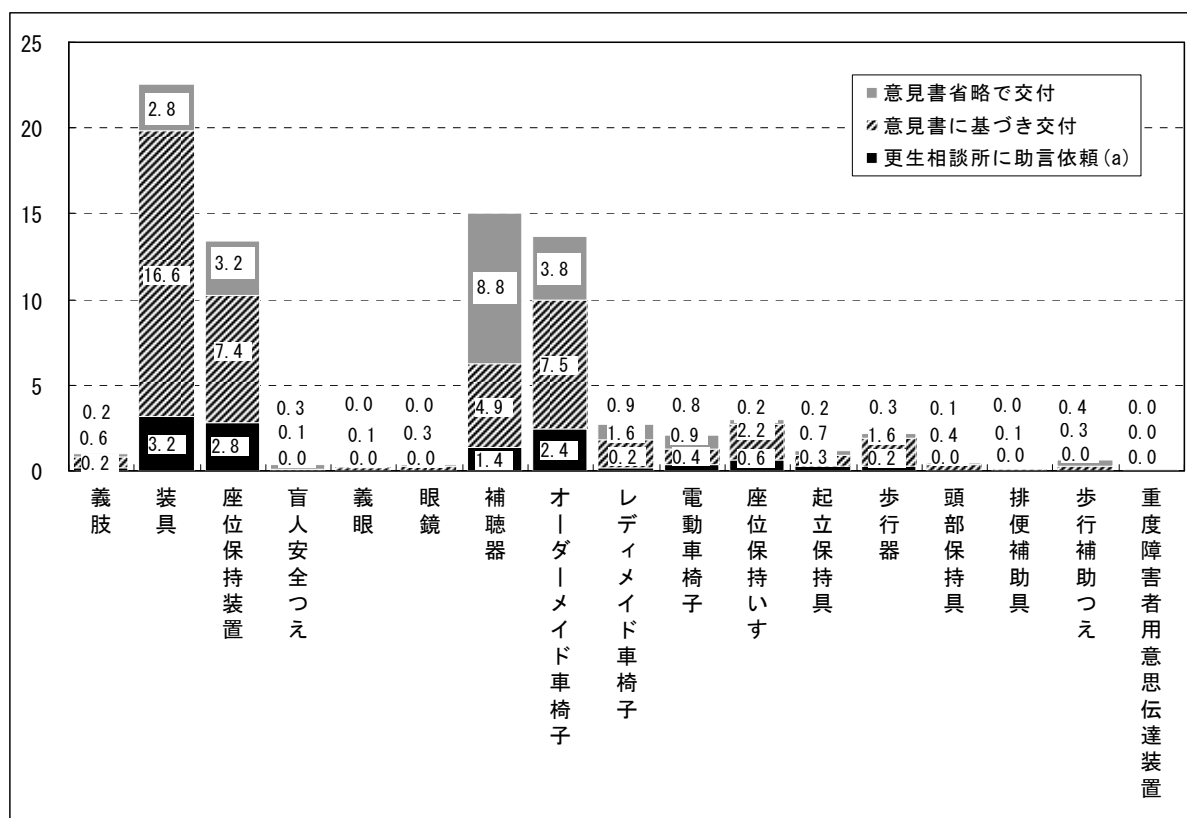


Q3 障害児の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。

平均(1年分)

n = 795

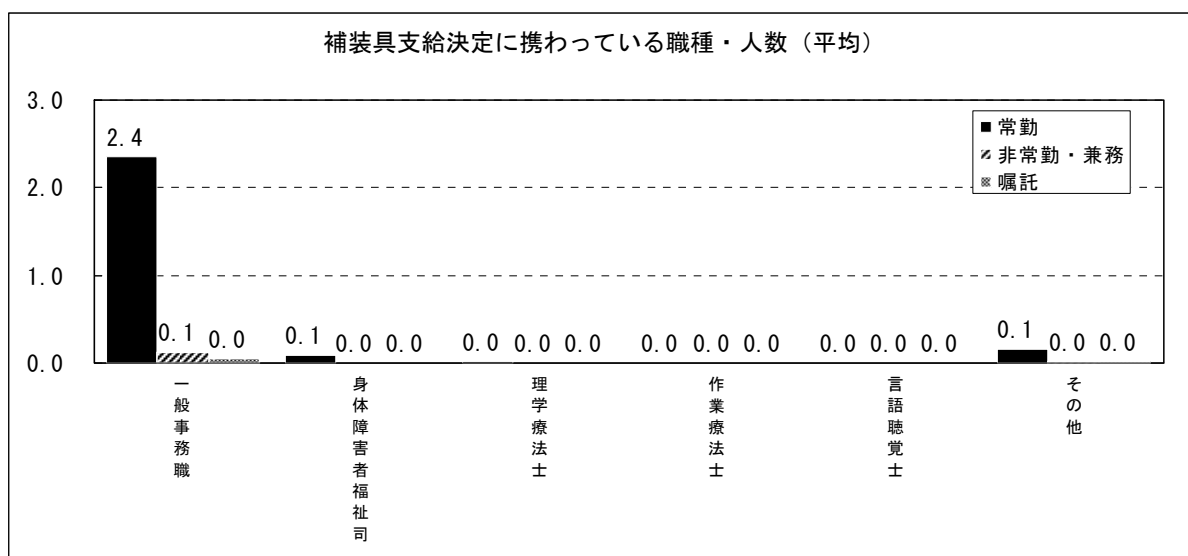
<障害児の支給決定件数>	更生相談所に助言依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a) + (b)
		意見書に基づき交付	意見書省略で交付	市区町村計(b)	
義肢	0.22 件	0.57 件	0.22 件	0.79 件	1.10 件
装具	3.20 件	16.64 件	2.76 件	19.82 件	33.77 件
座位保持装置	2.79 件	7.40 件	3.23 件	10.81 件	17.34 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.12 件	0.28 件	0.41 件	0.44 件
義眼	0.02 件	0.12 件	0.02 件	0.14 件	0.17 件
眼鏡	0.00 件	0.29 件	0.04 件	0.34 件	0.48 件
補聴器	1.38 件	4.88 件	8.77 件	13.87 件	18.57 件
オーダーメイド車椅子	2.44 件	7.48 件	3.78 件	11.42 件	19.26 件
レディメイド車椅子	0.17 件	1.64 件	0.87 件	2.57 件	2.77 件
電動車椅子	0.41 件	0.89 件	0.76 件	1.69 件	2.60 件
座位保持いす	0.60 件	2.15 件	0.21 件	2.39 件	3.68 件
起立保持具	0.25 件	0.69 件	0.24 件	0.94 件	1.56 件
歩行器	0.25 件	1.64 件	0.31 件	1.97 件	2.64 件
頭部保持具	0.00 件	0.40 件	0.06 件	0.49 件	0.54 件
排便補助具	0.02 件	0.08 件	0.00 件	0.08 件	0.11 件
歩行補助つえ	0.03 件	0.28 件	0.36 件	0.64 件	0.78 件
重度障害者用意思伝達装置	0.00 件	0.02 件	0.03 件	0.05 件	6.54 件
合計	11.80 件	45.33 件	21.96 件	68.30 件	105.85 件



Q 4 補装具費の支給決定に携わっている職種・人数をご記入ください。

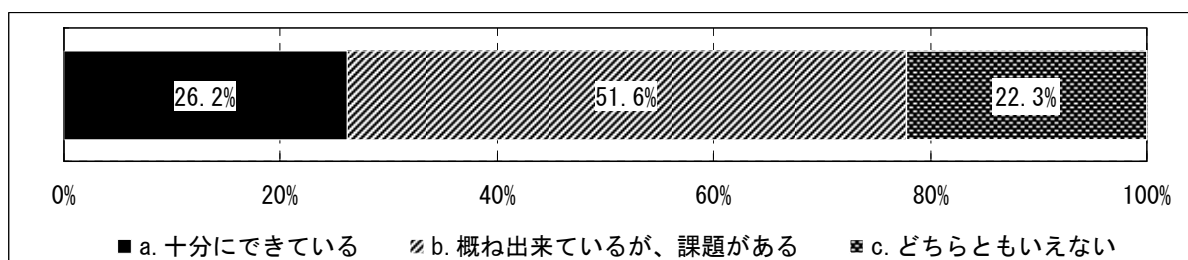
n = 795

職種	常勤			非常勤・兼務			嘱託		
	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
一般事務職	2.4 人	(0 ~	55 人)	0.1 人	(0 ~	3 人)	0.0 人	(0 ~	2 人)
身体障害者福祉司	0.1 人	(0 ~	8 人)	0.0 人	(0 ~	13 人)	0.0 人	(0 ~	3 人)
理学療法士	0.0 人	(0 ~	3 人)	0.0 人	(0 ~	0 人)	0.0 人	(0 ~	5 人)
作業療法士	0.0 人	(0 ~	1 人)	0.0 人	(0 ~	2 人)	0.0 人	(0 ~	0 人)
言語聴覚士	0.0 人	(0 ~	0 人)	0.0 人	(0 ~	2 人)	0.0 人	(0 ~	3 人)
その他	0.1 人	(0 ~	13 人)	0.0 人	(0 ~	0 人)	0.0 人	(0 ~	5 人)



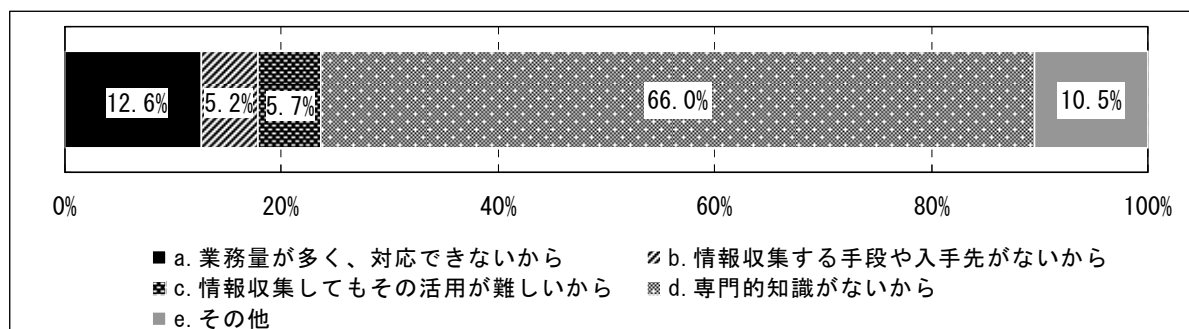
Q 5 事務取扱指針にあるように、医師、専門職員等との連携を図りながら、申請者の身体状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を把握・考慮した支給決定ができていますか？

n = 795



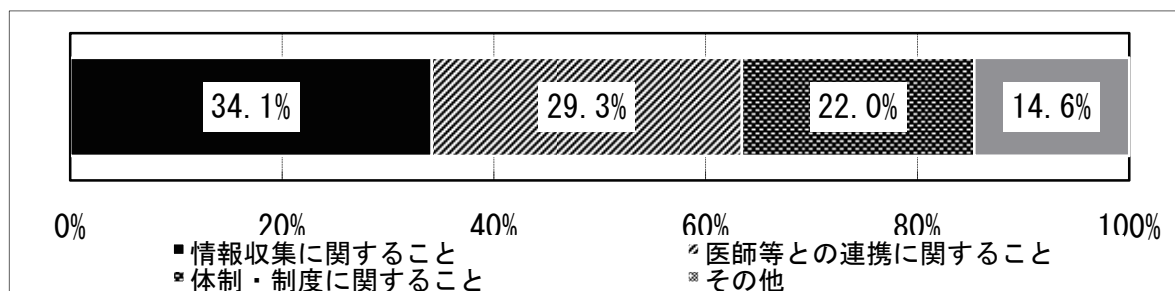
Q6 その理由として主なものは何ですか？（Q5「b」選択者のみ）

n = 420



その他の記述

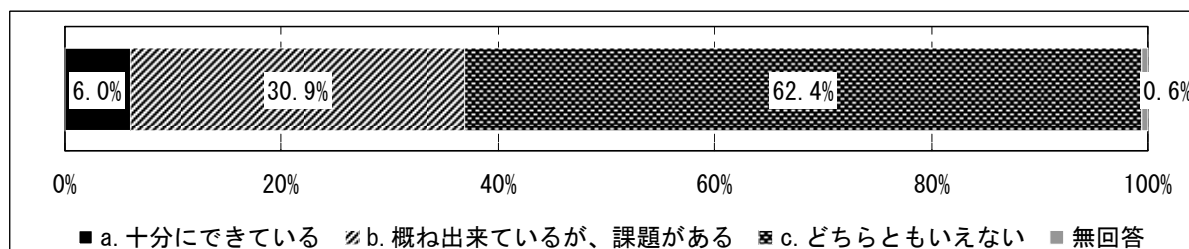
n = 41



分類	件数	主なコメント
情報収集に関すること	14件	医師、専門職員との連携が難しい。 指定育成医療機関の医師と行政との意見が一致しないことがある。
医師等との連携に関すること	12件	本人の身体状況や生活環境は実際に訪問して確認する必要があると思うが、現状では申請の際にお話を伺うのみで、訪問はできていない。 諸条件を考慮するほど情報収集ができていない。
体制・制度に関すること	9件	申請者の希望と支給できるものに乖離があるため、適切な支給か判断が難しい。 考慮すべき諸条件の内容について、担当者間で差が生じる場合がある。
その他	6件	児童の支給決定は柔軟性がある一方で、その線引きが難しい。

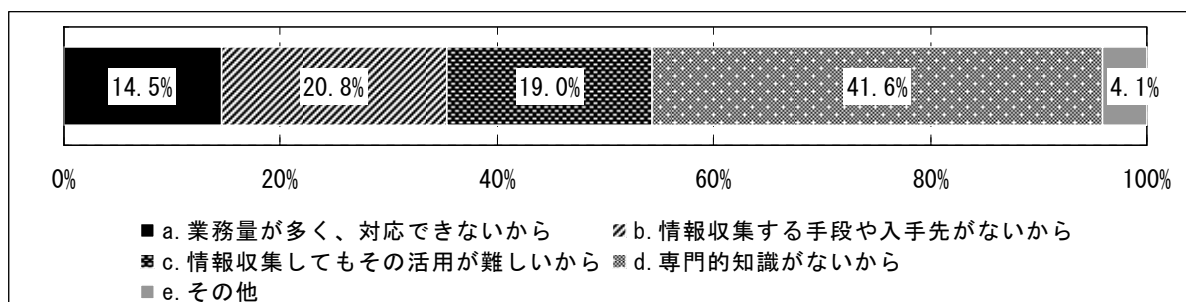
Q7 技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や「完成用部品」に関する情報収集を積極的に行い、それを踏まえた補装具の支給決定ができていますか？

n = 795



Q 8 その理由として主なものは何ですか？（Q 7 「b」 選択者のみ）

n = 269



その他の自由記載（主なコメント）

地方の場合、業者が限られているため情報自体が少ない。

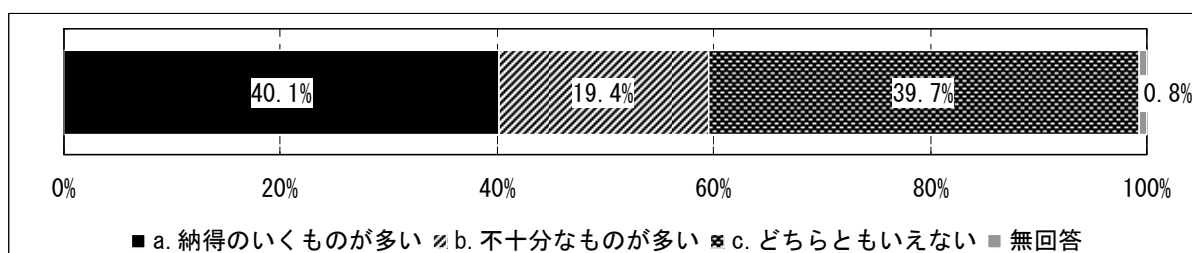
情報入手の手段が、自ら知るのではなく取引先業者からであることが多い。

情報収集する手段が少なく、カタログのみの知識しかない装具もあるため。

研修等に参加してはいるが、専門的な分野に関しては更生相談所や業者に教えてもらう部分が多い。

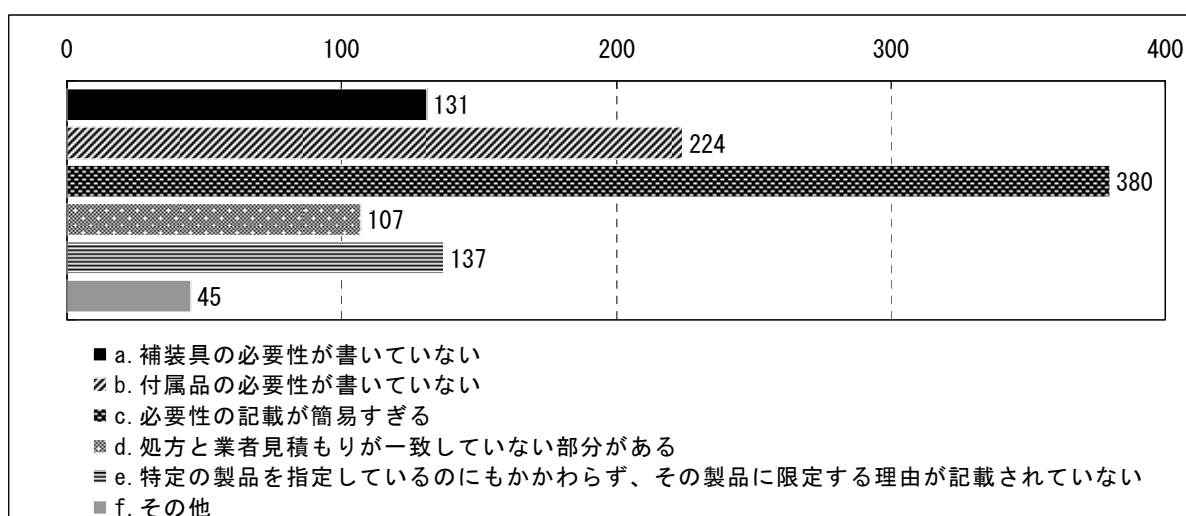
Q 9 医師の意見書に記載された内容は支給決定に必要な情報が十分に記載されていますか？

n = 795

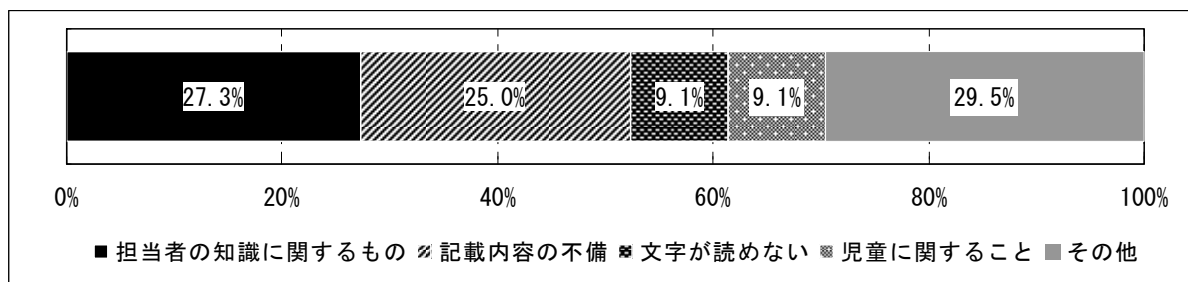


Q 10 医師の意見書の記載で、どのような点が不十分だと思いますか？（複数回答可）

n = 466

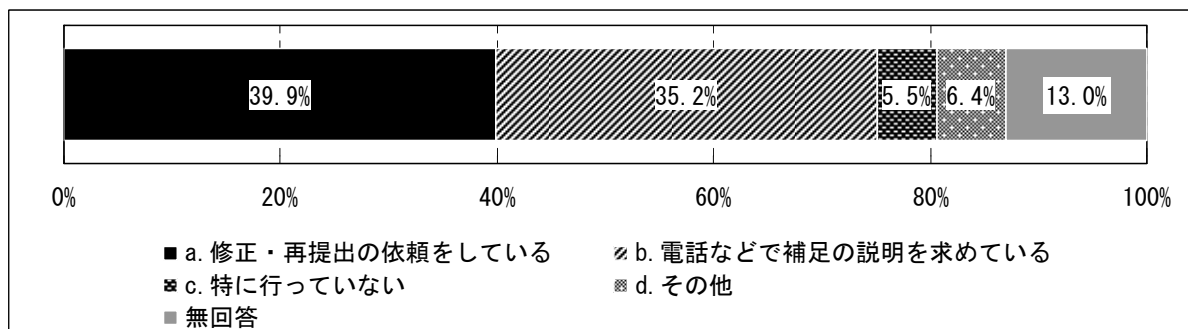


その他の記述



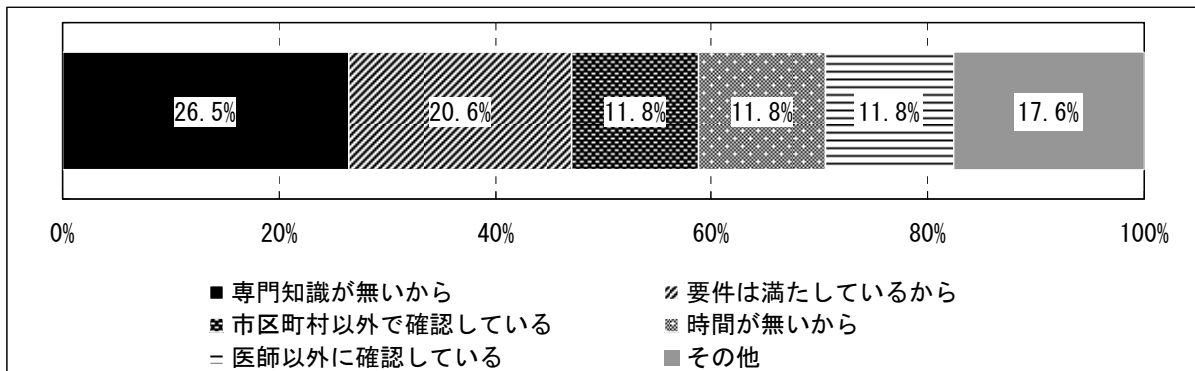
分類	件数	主なコメント
担当者の知識に関するもの	12 件	担当に専門的な知識がないため情報が十分かどうか判断しがたい。
記載内容の不備	11 件	補聴器の処方理由が書かれていない。記入欄が狭い。選択する形式にしてはどうか。
		使用することによる日常生活の改善の見込みが記載されていない。
文字が読めない	4 件	文字が読みづらいものが多くわかりにくい。
児童に関すること	4 件	児童に関しては必要性が明確でない場合や利便性や家族の希望を重視する傾向が散見。
その他	13 件	市町村では、意見書の記載漏れ確認等のみで、記載内容を判断しない。
		意見書の作成日が見積書作成日後であることが多い。
		医師自身が補装具の支給要件がわからない中で記載していると思うことあり。本人要望のままでは？例えば、高齢者 80 代難聴：補聴器両耳にチェックありなど。

Q11 医師の意見書が不十分だった場合の主な対処はどのようにしていますか？ n = 795



「c. 特に行っていない」場合の理由

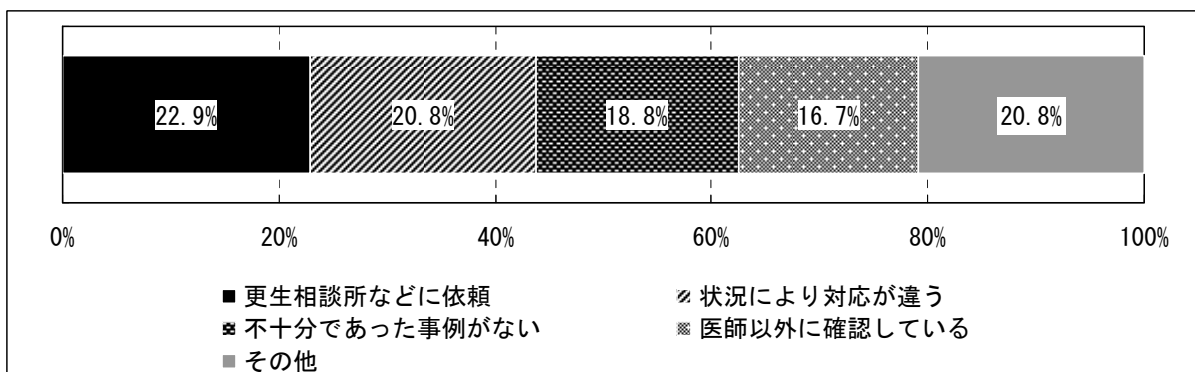
n = 34



分類	件数	主なコメント
専門知識が無いから	9件	専門的知識がないため、医師が必要だと認めれば認めている。
要件は満たしているから	7件	内容は簡易であっても要件を満たしていれば、修正は求めている。
市区町村以外で確認している	4件	意見書の判定は県に依頼している。市では確認等を行っていない。
時間が無いから	4件	非常に時間がかかり仕事が進まないため、また、きちんとした回答が得られないため。
医師以外に確認している	4件	業者に問い合わせることが多い。 申請者に聞き取り調査を行い、補装具調査書に記入している。
その他	6件	再提出を依頼すると「障害があるから病院に行くのも大変なのに」等、弱者であることを強く主張されるため、依頼しにくい。また医師に対しても同様に補足説明を求めにくい。 近年、意見書のみによる支給決定事例が無い。

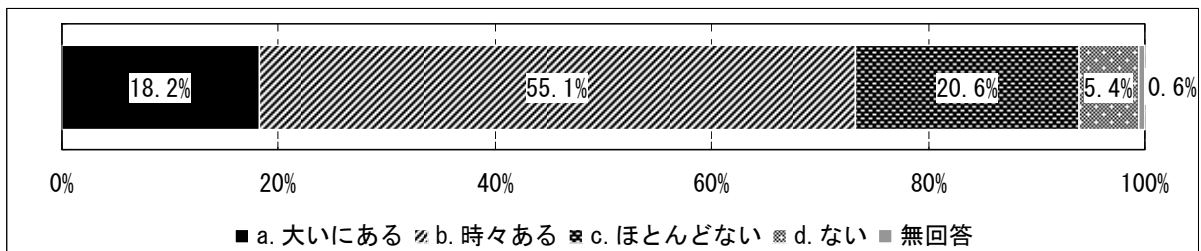
その他の記述

n = 52

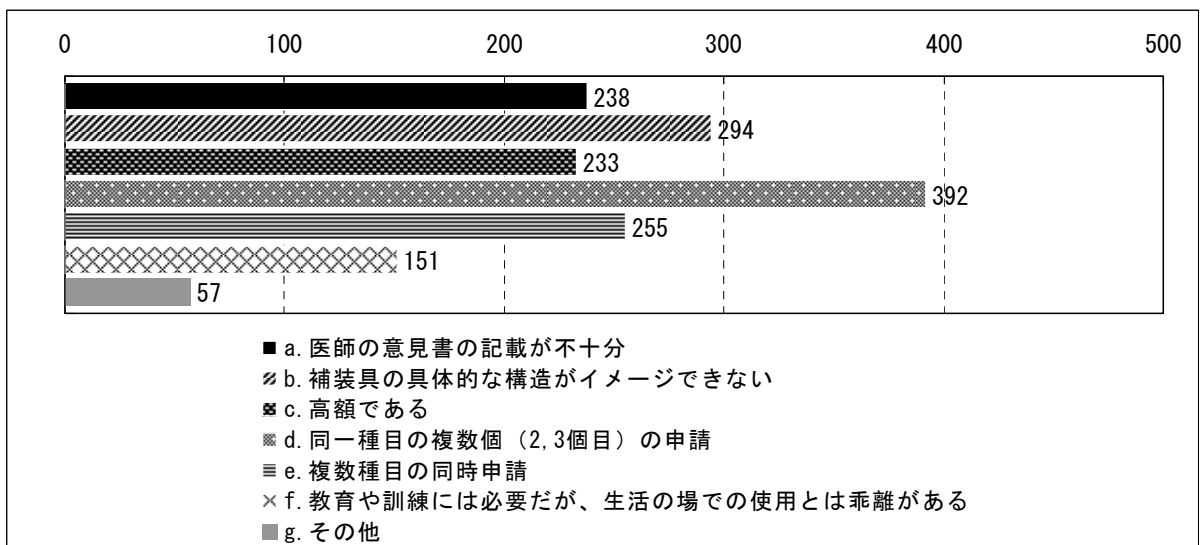


分類	件数	主なコメント
更生相談所などに依頼	11件	障害者更生相談所へ相談し、場合によっては、判定依頼をしている。
状況により対応が違う	10件	極端に簡易すぎて必要性に疑問を感じる場合は、電話などで補足説明を求めているが、簡易な記載でも必要性をかるうじて読み取ることができた場合は、特に補足説明等は求めている。 基本的に修正・再提出の依頼をするが、時間がかかったり再提出を依頼しても返送が遅れることもあり、付属部品などは見積書のコピーを送付し、医師の指示した付属部品が見積書と相違ないか確認を求めることも度々ある。
不十分であった事例がない	9件	医師の意見書が不十分だった場合がないため、対処したことがない。
医師以外に確認している	8件	製作者及び本人に聞き取りを行っている。 MSWや家族からの聞き取りなどで補う
その他	10件	県独自の様式で、医療専門機関作成による評価表で確認 医師が直接、質問に答えてくれるケースはまれで、対処できていない状況である。

Q12 児童の補装具費支給決定にあたり、判断に迷うことがありますか？ n = 795

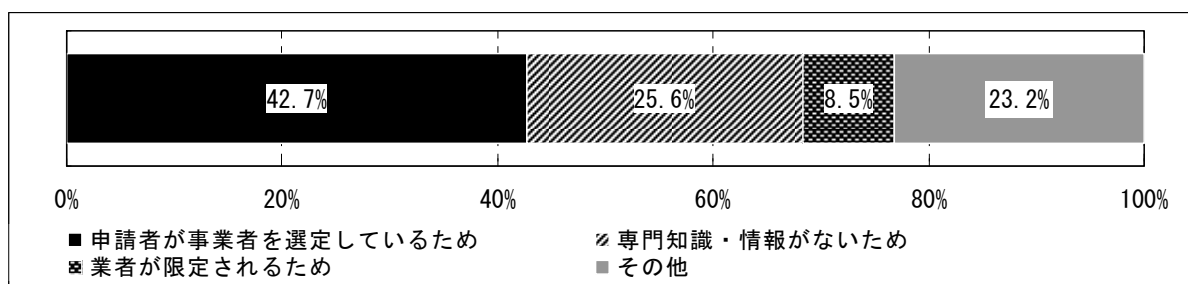


Q13 判断に迷う理由は何ですか？（複数回答可）（Q12「a」「b」選択者のみ） n = 795



その他の記述

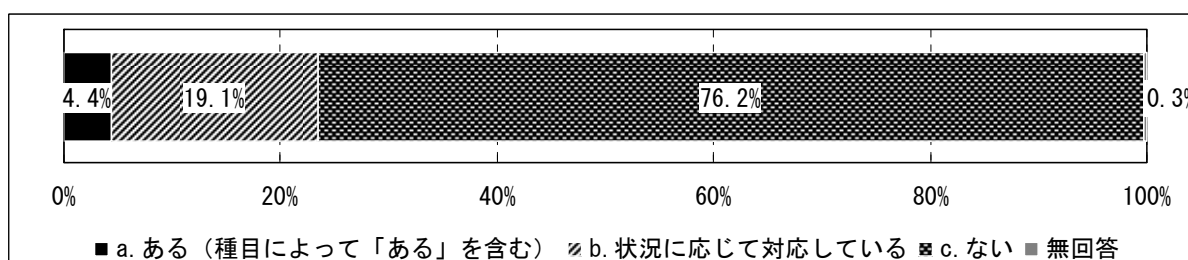
n = 55



分類	件数	主なコメント
専門知識が無いから	17件	PT や OT 等、装具に関する専門的知識を持った職員がいない中で必要性を判断する事が困難。 専門的知識がなく、業者からの見積内容で給付が適当であるのか判断できない。
成長に伴う再交付申請	13件	成長に伴う再支給の場合の判断が難しい。 体に合わなくなった為の理由で、毎年申請される事もあるのだ。
特例・基準外補装具の申請	6件	特例補装具の支給決定の判断が難しい
その他	19件	訓練用の補装具などは学校で共有する工夫はしていただけないかと思うことがある。 「必要」と「欲しい」のすみ分けが難しい 支給対象の補装具かどうかの判断がつかない。市町村での判断が難しい。 医師の意見書が客観性に欠けるものが多い。

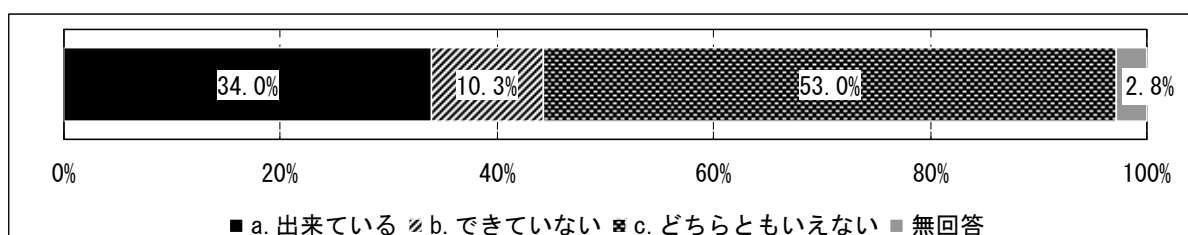
Q14 補装具費の支給決定に際して、厚生労働省が定める「事務取扱要領」や「算定等に関する基準」以外に、貴市町村独自の規程や内規等がありますか？

n = 795



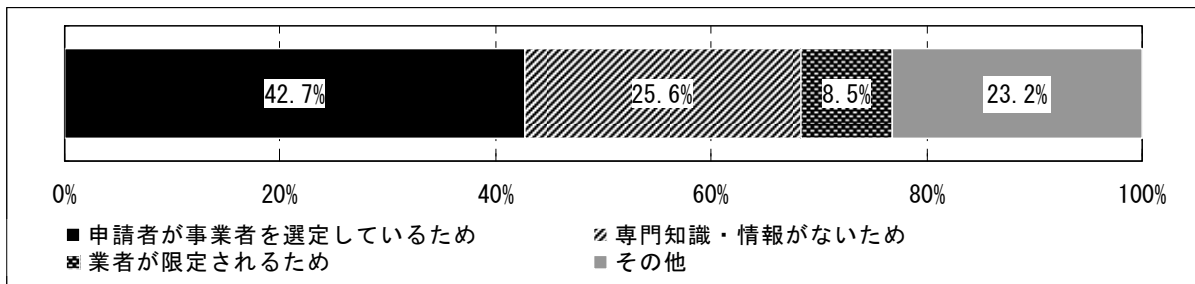
Q15 事業者の選定にあたっては、事業者の有する設備や技術、適切な製作ができる技術者の配置等を踏まえた選定ができていますか？

n = 795



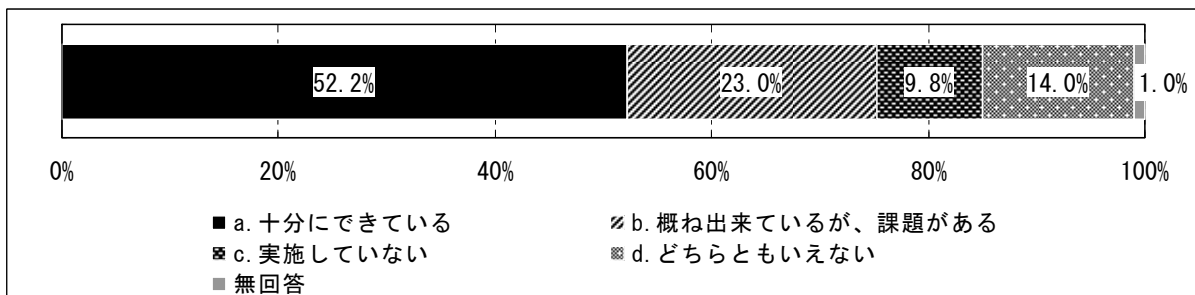
「出来ていない」 場合の理由

n = 82

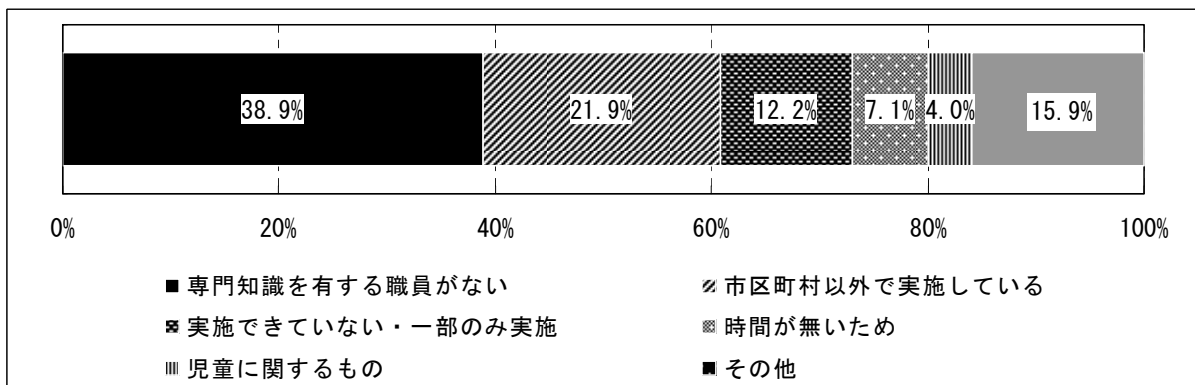


分類	件数	主なコメント
申請者が事業者を選定しているため	35 件	利用者の希望した事業者で作成しているため、市での選定はしていない 利用者が病院の療法士との相談により支給申請前に業者を決めているケースが殆どである。
専門知識・情報がないため	21 件	諸条件を考慮する為の情報収集をそもそもしていないから。 専門的な知識がないため、書面以上の確認をしていないため。
業者が限定されるため	7 件	地方は業者が限られているため、全てが適切とは言い切れない。
その他	19 件	事業者の選定において特に規定を設けていない。 届出により書面審査をおこなっているが実態について十分把握しているとは言い難い。

Q16 補装具費支給に当たっての適合判定は、指針通りに実施できていますか？ n = 795



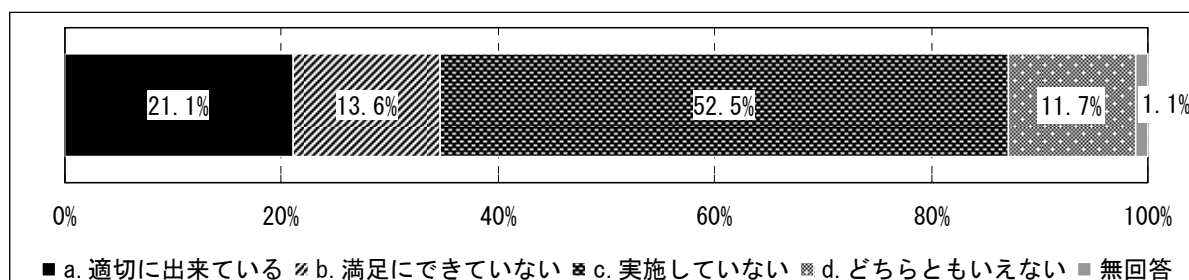
Q17 その理由を簡単にご記入ください。(Q16「b」「c」「d」選択者のみ) n = 353



分類	件数	具体的な要望
専門知識を有する職員がない	137 件	判定依頼や助言依頼の結果を参考にしながら、適合判定を行なっているが、対象者の生活において、「本当にそれが必要なのか？」という総合的な判断はできていないと思うから。
		専門知識がなく、立会いを求められても判断できない。専門の方が適切に実施しているかも確認できない。
		事務職員が業務を行っているため、専門的知識に乏しく、意見書や処方せんと見積書が合っているか判断に迷うことがある。補装具に特化した研修も受けていないため、県の更生相談所担当に随時意見を求めている。専門的知識を習得する機会が欲しい。
市区町村以外で実施している	77 件	要領により、更生相談所がおこなうものと位置付けられている。
		適合判定は、業者から申請者へ引き渡されるときにしてもらうようお願いしているが、多くの業者で適合判定は重視されていないのか、適合判定をしないケースが多々ある。
		医師が適合判定を行い、市町村で適合判定が適切に行われているか確認すると指針ではあるが”適切に行われている”の判断基準については課題がある。
実施できていない・一部のみ実施	43 件	補装具費支給券へ判定日等を記入することとなっているが慣例的に実施されていないことが多い
		更生相談所へ判定依頼したものについては、更生相談所にて適合判定が行われている。市町村で判定するものについては、適合判定を実施していない。
		更生相談所からの指示があった場合にのみ実施しているため
時間が無いため	35 件	相談等事務処理件数が膨大であるため、補装具使用に著しい不具合が生じている場合などについて、実施するので精一杯である。
		すべての件に対して指針通りの適合判定をするには、いろいろな病院に出向く必要があり、時間および仕事量的にも実施することが難しい。
児童に関するもの	14 件	児童用補装具については、市判定となるが障害状況と支給する補装具の専門知識が乏しく、専門職（県依頼）等の関与が必要と思います。
		者に関しては、県の適切な判定のもと支給決定できているが、児童については、県の客観的な判定がない分、医師、業者の主導で文書が作成され、疑問の部分は県の助言は受けているが、十分とは言えない。
その他	56 件	利用者が適合判定に来所しない場合がある。
		適正理由に迷うことがある。また、一部業者によっては、適合判定を軽視。判定内容と異なる場合、更生相談所の指摘を受けて、業者に連絡しても、市町村には、強制力がない。
		適合判定をどういった場合には必ず実施するのかの判断基準がない。
		申請者より「補装具を使う前に十分業者と打ち合わせしているし、不具合があっても業者が調整してくれるのに、適合判定が必要な理由がわからない」との意見がある。
		適合判定のみの受診は利用者にとって負担が生じるため、利用者が納得し受領したことでの適合としている。

Q18 見積書に記載された完成用部品等と実物の照合はできていますか？

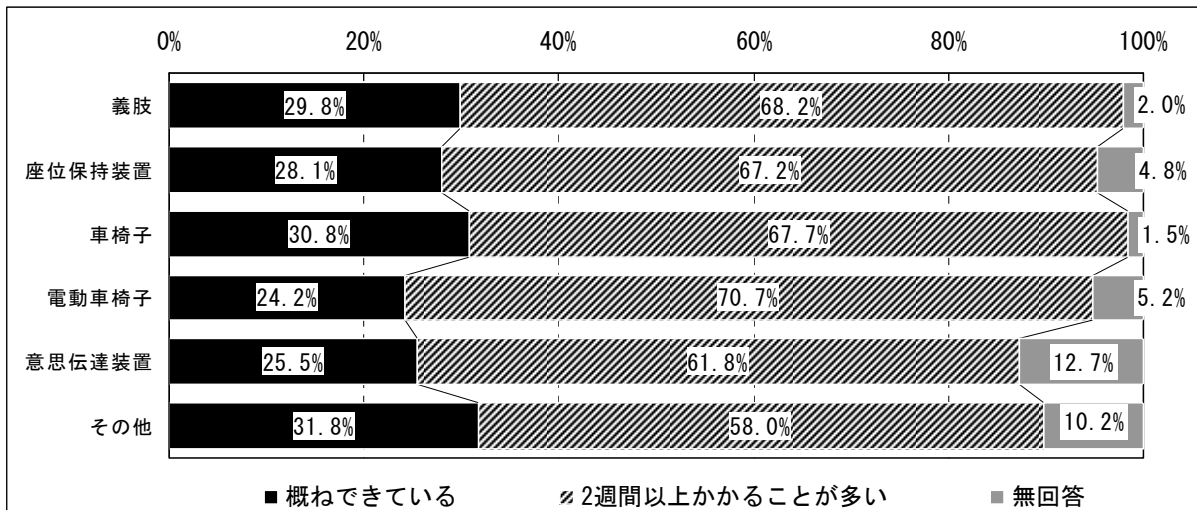
n = 795



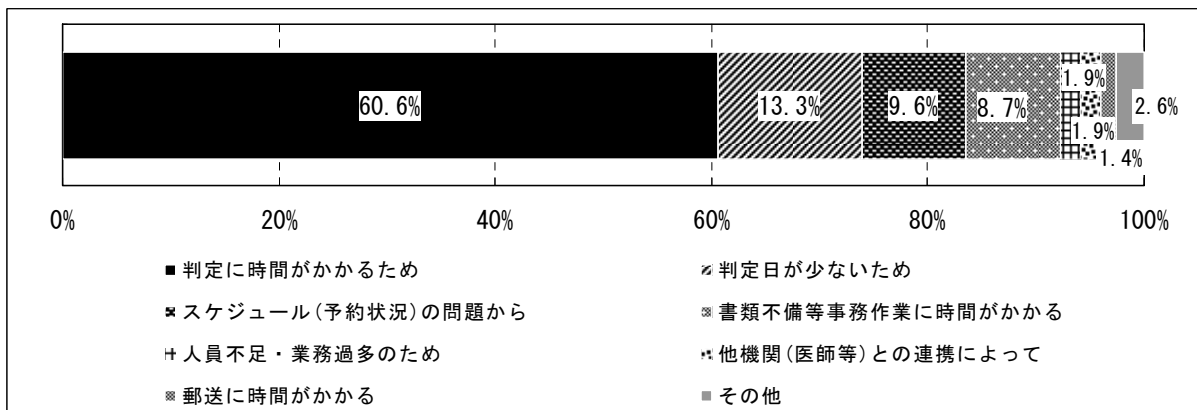
Q19 その理由を簡単にご記入ください。(Q18「b」「c」「d」選択者のみ) n = 535

分類	件数	主なコメント
知識・技能不足のため	194 件	事務担当者に専門的な知識がないため、見てもわからない。件数も多く、全件実施は困難。支給券の受領印があり、その後の問い合わせがなければ、問題がないと捉えている。
		市町村の職員では専門的な知識が乏しく、専門機関等の関与が必要。平成 24 年度より、更生相談所の判定が必要な者については直接判定し、補装具完成後適合判定を行うことになった。
人員不足・業務過多のため	166 件	補装具業務以外も担当しており実物確認の為に外に出ている余裕が無く、不在にしてしまうと相談業務が止まってしまう。障害者に来庁してもらい確認することも実現は難しく実施が困難。
		補装具給付に携わっている職員は 3 人(正規職員 2、非常勤職員 1)で、事務職であり、他の業務も兼任していて受付から決定までの業務で手一杯のため
現物確認の機会がないため	112 件	完成品は直接利用者に届くため照合する機会が無い。実物を役場に持ってきてもらったり、家に出向いて確認したりすることはしていない。
		本町は離島であり、障がい児の装具について本土の医師が意見書を作成した場合は、その医師が適合判定をすることになるが、判定の場に立ち会うことが難しいため。
一部実施している(していない)	44 件	判定依頼した補装具は完成品検査ができているが障害児などのそれ以外は十分できていない。 使用部品名等、詳細な部分までの照合ができていないケースがある。
他機関(更生相談所・医師等)に任せているため	40 件	支給決定後必要に応じて医師等の適合検査があることから、市町村での照合等は行っていない。
		更生相談所で適合判定を受けるため、その時に照合しているから。
業者・利用者を信頼し、任せているため	34 件	申請者が受領した確認は行うが、メーカーとの信頼関係に基づき職員による実物確認は行っていない。
		現物確認は業者に依頼した写真で確認を行っている為。
本人へ直接支給されているため	11 件	代理受理による補装具費支払をしているため、業者が直接本人へ手渡ししているため。
		給付決定後、実物はそのまま支給者へ手渡される為。
書面のみ実施	10 件	見積書の記載内容の確認のみとしているため。
その他	14 件	完成品の写真添付を依頼していたが、本年から中止。

Q20 義肢・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・意思伝達装置・その他について、更生相談所に判定依頼した場合、申請から支給決定まで2週間以内でできていますか？ n = 795



Q21 その理由を簡単にご記入ください。(Q20「2週間以上かかることが多い」選択者のみ) n = 574

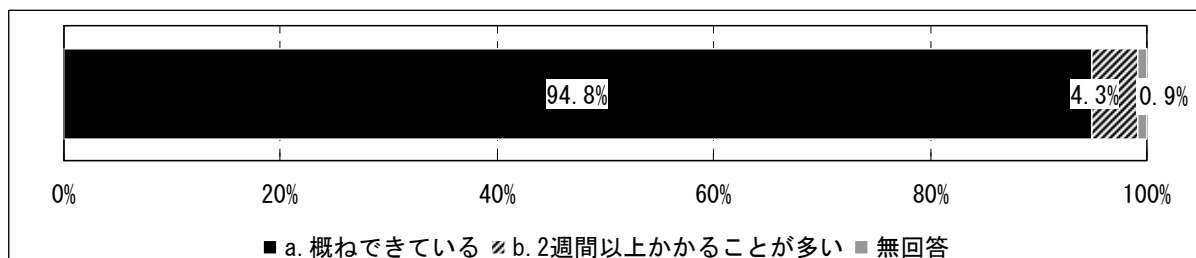


分類	件数	主なコメント
判定に時間がかかるため	391件	申請から判定を受けるまでに時間がかかる。また本人が申請だけして、判定に行かないことや業者との意見書の再提出等のやりとりをしていると時間がかかる。2週間という日にちは非現実的である。
		当市は遠隔地のため、申請者の利便性を考慮し、更生相談所に医学的判定依頼書を送付し、そこからご本人が病院に出席かれ、意見書を書いてもらい、その後業者の見積もりが出て、更生相談所による判定が行われるため、2週間は越えることになると思われます。
		判定書が到着するまでに時間がかかるため。また、更生相談所から依頼される調査にも、申請者や医療機関に連絡がつかない等で聞き取りができず、日数を要するため。
判定日が少ないため	86件	判定日が決まっているため、早く提出しても、判定日と合わない時間がかかってしまう。
		申請者のほとんどは更生相談所での所内相談ではなく、2ヶ月に1回の地域巡回相談で判定を行っているため。

分類	件数	主なコメント
スケジュール（予約状況）の問題から	62件	来所・巡回判定の場合、申請者の都合などによりすぐに来所出来ないことが多いため 更生相談所の予約が、なかなかとれないため。
書類不備等事務作業に時間がかかる	38件	書類の不備（状況写真の未添付、医師意見書の記載漏れや訂正）が多いため。 見積もりの依頼や各種書類の整備に時間がかかってしまう事が多い。
人員不足・業務過多のため	12件	別組織である更生相談所のことなので、詳しいことはわかりませんが、全県分であるので忙しいのではないかと思います。 更生相談所の判定員の人員が少ないため。
他機関（医師等）との連携によって	12件	給付判定を受ける場合、申請者に判定を受ける医療機関を選んでもらうため。 近隣の医療機関では判定が受けられない地域であるため。 医師意見書の作成に時間を要するため。
郵送に時間がかかる	9件	離島の為、送付状況による。 更正相談所とは郵送でのやりとりが多く、どうしても往復に2週間くらいは時間がかかるため。
その他	17件	申請者の健康状態にもよるため。 更生相談所との距離が離れているため。 他の業務との関係で、一定期間の分をまとめて判定依頼している。

Q22 市町村だけで判断した場合、申請から支給決定まで2週間以内でできていますか？

n = 795

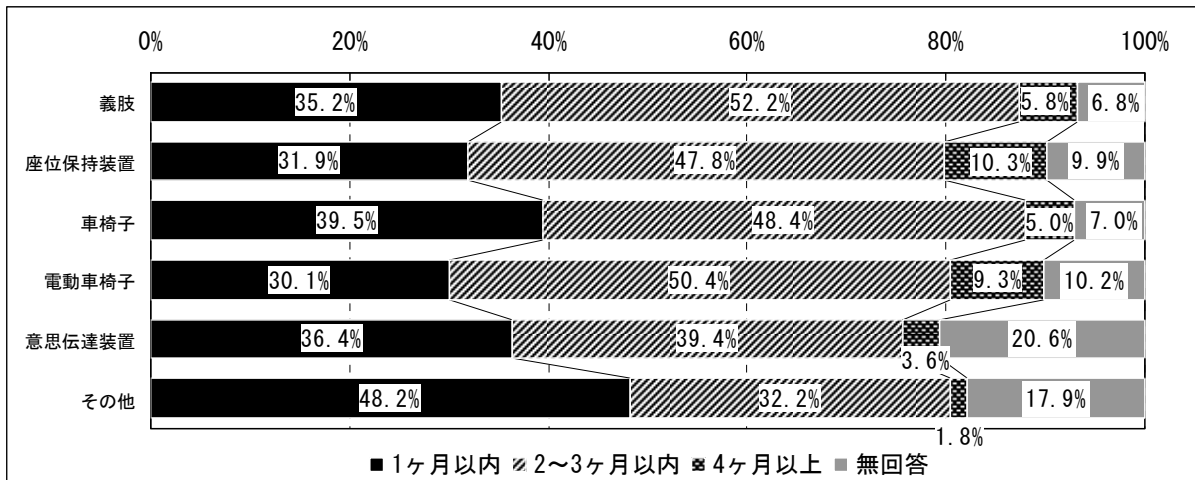


Q23 その理由を簡単にご記入ください。（Q22「b」選択者のみ）

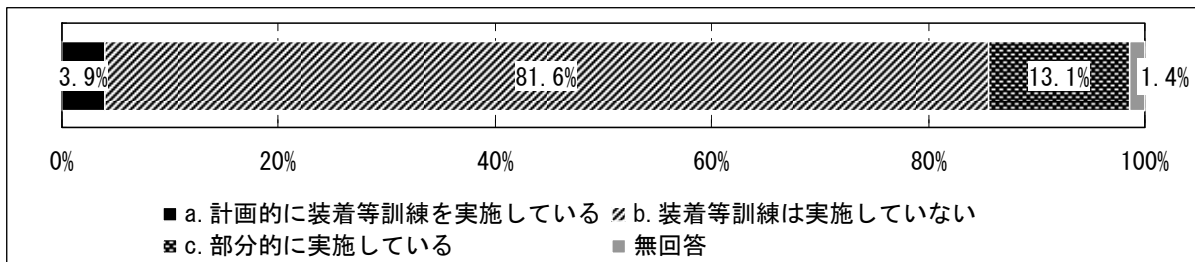
n = 33

その他の自由記載（主なコメント）
判定するノウハウがない。また、事務量が多いため。
業者と申請者との都合で見積書の作成に時間がかかる場合がある。
見積書等の入手に時間を要す。
総合相談所の手続きで、2週間以上かかることがある。
見積書の作成に時間がかかるため。

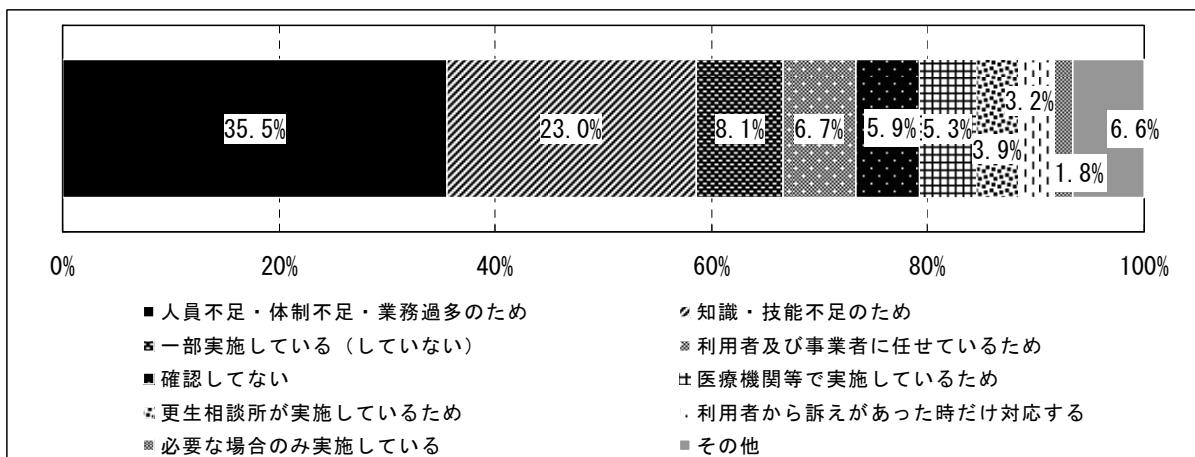
Q24 義肢・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・意思伝達装置・その他について、支給決定から適合判定までの平均的な期間についてお答えください。 n = 795



Q25 補装具費支給後において、随時、使用状況の確認ができていますか？ n = 795



Q26 その理由を簡単にご記入ください。(Q25「b」「c」選択者のみ) n = 627

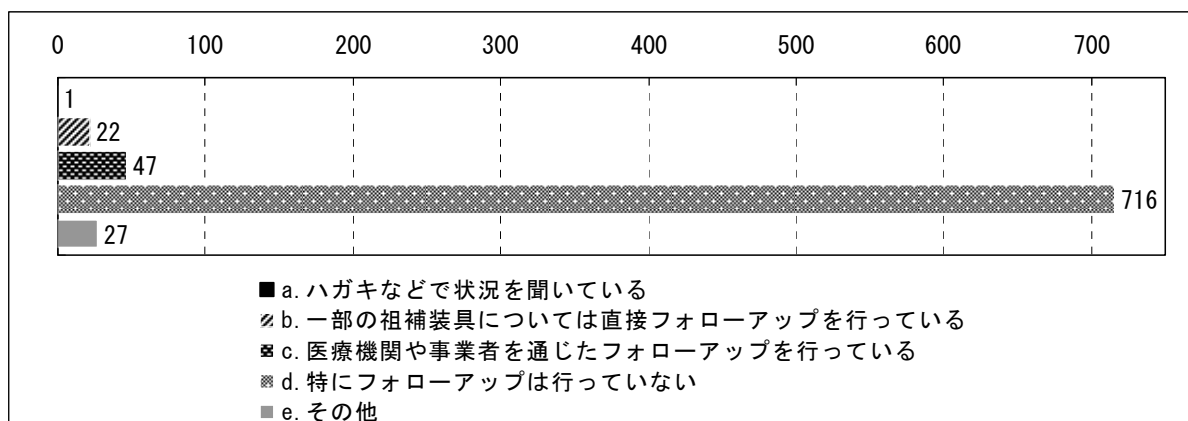


分類	件数	主なコメント
人員不足・体制不足・業務過多のため	276 件	補装具給付に携わっている職員は3人(正規職員2、非常勤職員1)で、事務職であり、他の業務も兼任していて受付から決定までの業務で手一杯のため 職員数が少なく、使用状況の確認を全ての支給者について行なうことは困難である。
知識・技能不足のため	179 件	障害や補装具についての専門知識が乏しく、訓練や確認を行っても的確な判断ができないため実施していない。 専門的知識がないため、装着等訓練及び実施観察を行っても分からないため。
一部実施している(していない)	63 件	担当者が兼務であり地域が広いため、近くに出向いた折に随時使用状況を確認している。 電話等で確認することがある。
利用者及び事業者に任せているため	52 件	市と事業者との間で、補装具の交付及び修理の委託に関する契約を結んでおり、事業者は適切な補装具の交付・修理に努めると共に不備があるときは改修することとなっており、受給者へは不具合があった場合、市や事業者へ連絡していただくよう努めているため。 補装具業者の巡回、定期的な声かけもあり、町では行っていない。
確認していない	46 件	現在の体制では相談を受けて交付決定するまでが限界で一般的な装具や義肢に関しては使用状況の確認を障害者宅を訪問して個別に行う余力や時間的な余裕が無く、逆に障害者に確認の為に市役所へ来てもらうことも難しい。 随時、訓練実施を行政がしなくてはならない理由がわからない。
医療機関等で実施しているため	41 件	定期的に通院されている方がほとんどであり、各医療機関で使用補装具の確認が行われているため。 保健師が訪問に行った際に状況を確認している。
更生相談所が実施しているため	30 件	県の更生相談所において、支給後に状況を確認しているため。 相談支援センターにお願いするケースが多い
利用者から訴えがあった時だけ対応する	25 件	申請から実物の照合まで深く話し合い、もし問題があれば連絡をいただけるよう話しているため 不具合などが生じた場合は随時相談を受け付けている為
必要な場合のみ実施	14 件	使用状況の報告が必要な補装具のみ実施。 書類判定のケースなど必要に応じて確認している。
その他	51 件	給付券の受領者氏名、印をもって装着訓練等も実施済みとして処理している ご本人に会った際に状況を確認することはあるが、訓練や観察を目的として行うことはない。

Q27 補装具費給付後に、利用者に対してどのようなフォローアップを行っていますか？

(複数回答可)

n = 795



その他

n = 27

その他の自由記載 (主なコメント)

保健師による訪問等により実施

利用者より相談があれば、事業者に相談するよう案内

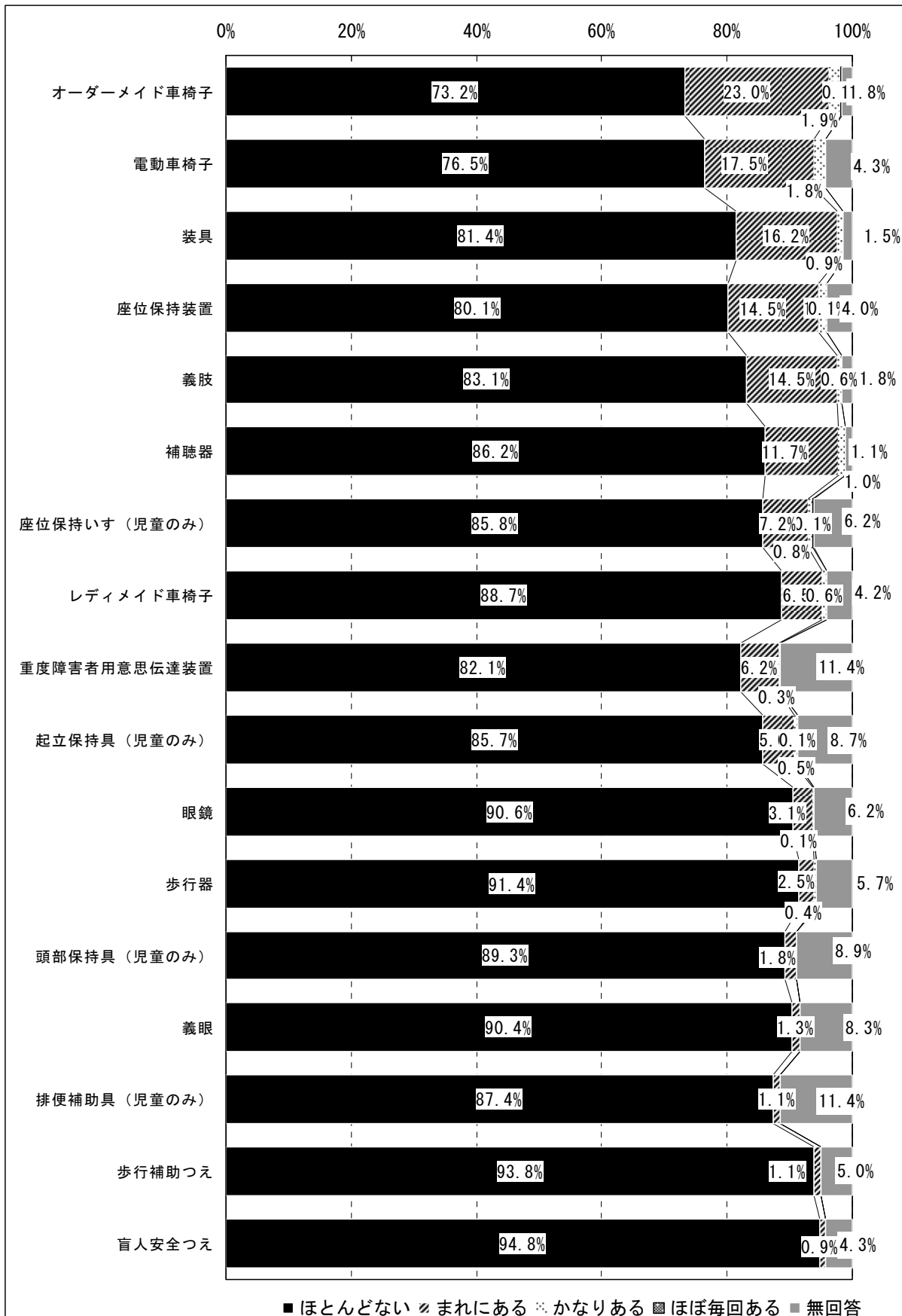
面接、訪問時に実地観察をし、使用状況及び不具合などを確認している。

巡回相談のお知らせを行っている。

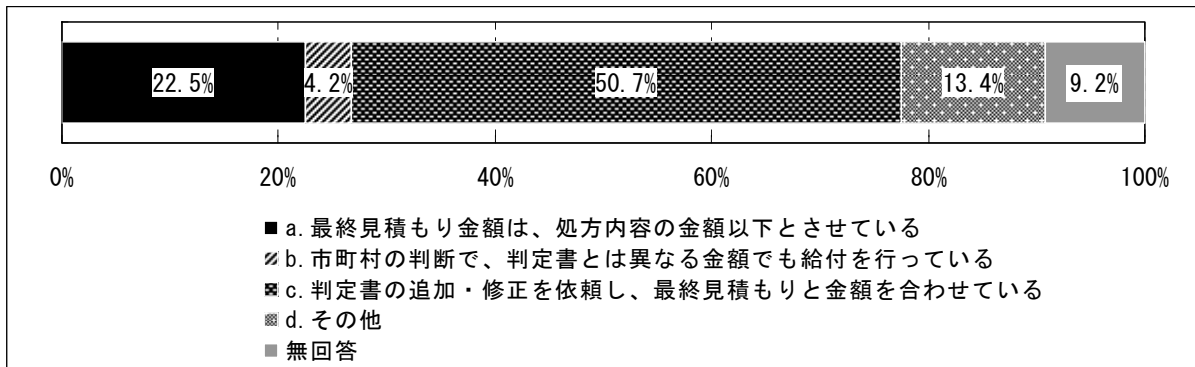
計画的ではないが、施設訪問の機会や修理相談があった際に確認はしている。

Q28 処方から完成までの間に、処方内容に修正・追加等をすることはありますか？種目毎にその頻度を選択してください。

n = 795

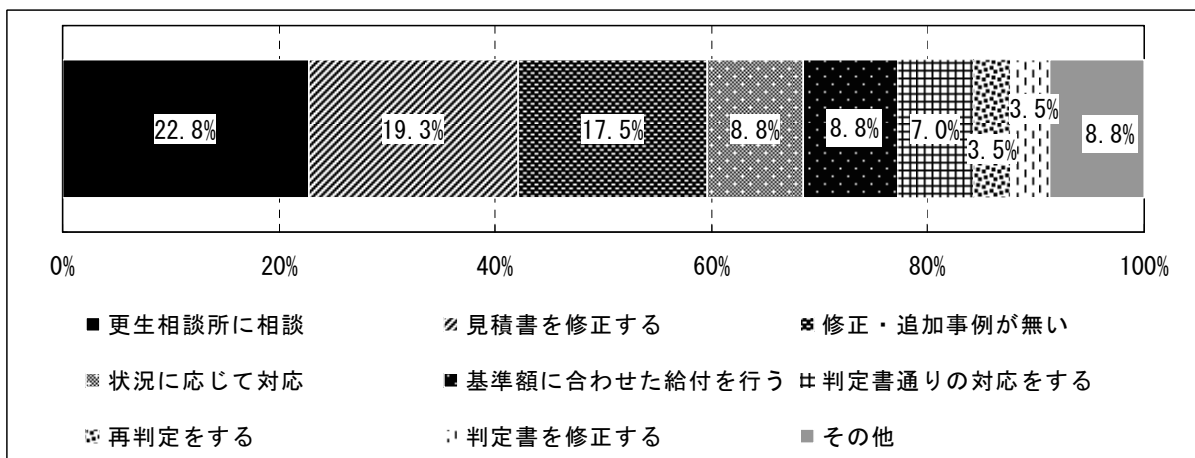


Q29 処方内容に修正・追加等をした場合に、業者が提出する見積もりについての対応はどのようにしていますか？ n = 795



その他

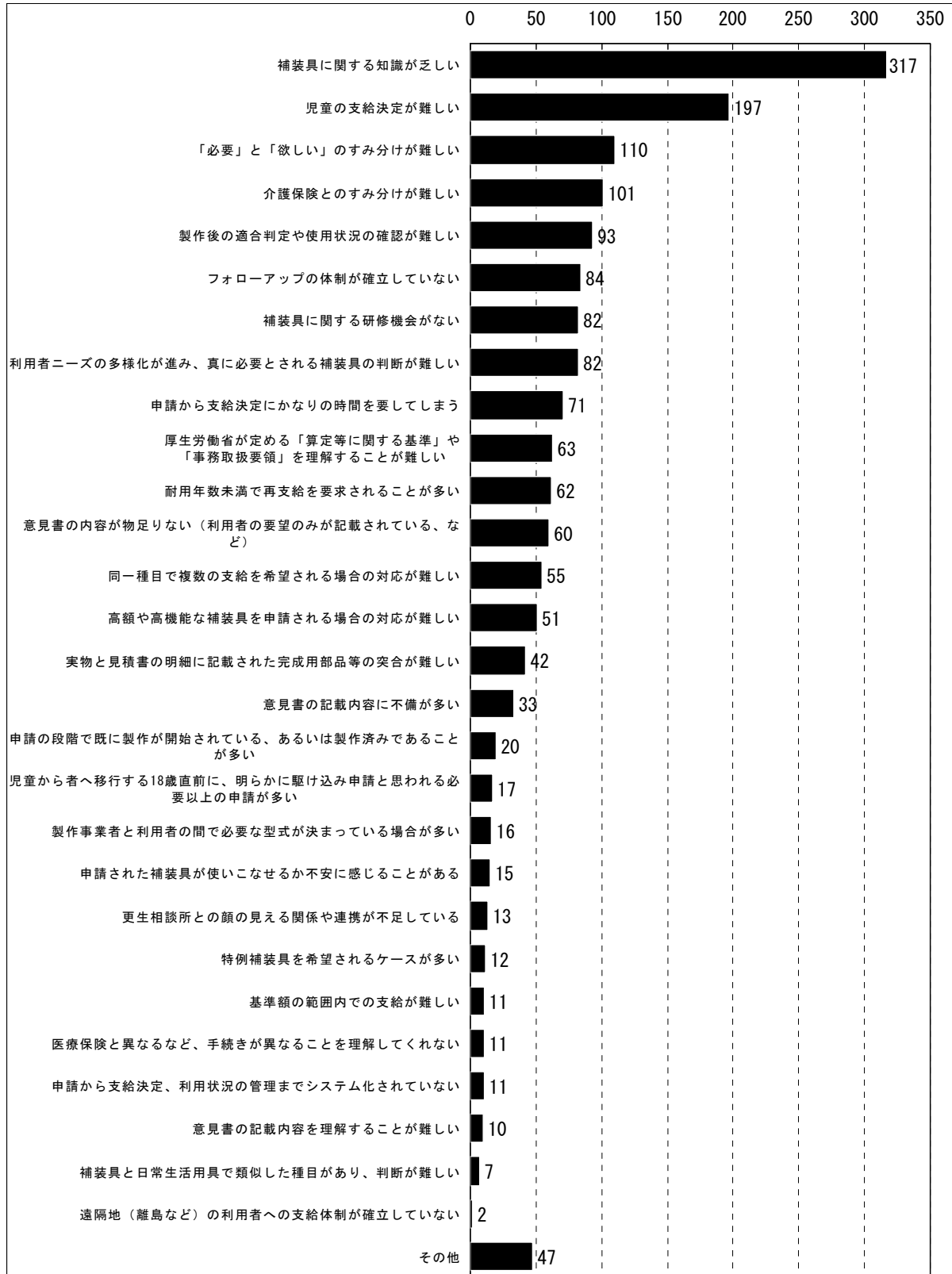
n = 55



分類	件数	主なコメント
更生相談所に相談	13 件	内容により、障害者相談センターに相談して対応している。 更生相談所に相談のうえ、金額を決定している。
見積書を修正する	11 件	追加や修正があった場合は判定書が再度送付されてくるため、それに合わせた見積書を作成してもらっている。 業者に見積書の差し替えを依頼している。
修正・追加事例が無い	10 件	追加、修正の実績ないが、あれば最終見積りと金額を合わせると思う。
状況に応じて対応	5 件	修正・追加に至った経緯やその内容に応じて個別に対応している。
基準額に合わせた給付を行う	5 件	基準額を超える分については自己負担とし、決定を行っている
判定書通りの対応をする	4 件	判定書の処方に修正・追加は行わない。判定書どおりの支給決定しか行っていない。
再判定をする	2 件	処方内容が変更になる場合は一度取下げ、改めて申請し直してもらっている。
判定書を修正する	2 件	判定書とは異なる金額で給付を行うこともあれば、判定書の修正を行ってもらうこともある。
その他	5 件	支給決定後、修理対応としている。 市町村の判断で、判定書とは異なる金額で給付を行ったが、更生相談所に経緯等の報告を行った。

3 現行制度における課題と提案

Q30 補装具費の申請から支給決定等の業務の中で、貴市町村において、最も大きな課題と思われる内容を以下の「1～31」の項目から最大3つ選択し、「その具体的な内容」と「貴市町村が提案するあるべき姿（理想像）」を記入してください。 n = 795



【補装具に関する知識が乏しい】

n = 317

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
知識全般に関すること	82 件	補装具の種類・機能が多様で複雑なため、具体的な箇所の機能などわかりにくい。 直接・書類・市町村判定と分かれていて、事務が煩雑であり誤りも起こりやすい。	補装具に対する知識を増やすことが必要である。 写真付のマニュアルや視覚・聴覚以外の出張研修があると知識を高めることができると思われる。
		補装具の構造を理解し、イメージすることができない。	補装具の構造を理解し、障害者が利用する様子をイメージする。
人員・体制に関すること	77 件	補装具支給は多くの業務のうちの一つであり、専門的な知識の習得は困難。	専門的な知識を持ち、補装具の必要性を判断し、適合判定、装着等訓練を行うことのできる職員を配置することは困難。 児童の補装具など医学的意見書に基づく判定は更生相談所が行うことが望ましい。
		町担当職員は 3 年程度で異動があるため、年 1 回の研修のみでは、補装具やそれらに係る制度への理解が深めることが難しい。	初級・中級に分けた研修を定期的に行いたい。
判断に関すること	54 件	補装具に関する専門的知識が乏しいため、申請者の障害状況・生活状況に沿った支給であるのか、判断に迷うことが多々ある。	担当者が知識を得る機会（研修等）をつくるか、専門職等の連携が必要と考える。
		壊れたと修理に来られても、本当に壊れているかわからないので業者に頼っている。業者が本当は壊れていないのに修理の見積りをあげてもわからない可能性がある。	2 つ以上の業者に確認してもらう。
相談・アドバイスに関すること	34 件	市町村は、補装具の支給決定事務を行うにあたり、実際の使用者と直接関わるため、その人の障がいの特性やそれに対応した補装具の知識がないと、適切なアドバイスができない。	補装具やその補装具に対応する障がいの特性を理解することで、実際の使用者の今後の生活を見据えたうえで、その人にとって必要な補装具の支給についてアドバイスができる。
		補装具に関する知識がないため、具体的な相談には対応が出来ない。見積書を見てもそれぞれの部品や用具がどのようなものかが分からず、種類も多いため、違いや特徴がわからない。	職員数の少ない市町村では、専門職員の配置も難しいので、保健所単位などで、専門で相談、対応してくれるところがあると良い。市町村は支払事務のみ行う。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補装具に触れる機会・学ぶ機会に関すること	31件	補装具の年間の支給件数や支給の種類等が少ない。実物を見ることも殆どなく専門的な資料等も無いため、特に市の判断である小児の装具については今現在の身体の状況や今後の成長過程に「必要」なものか、「欲しい」「有れば便利」などレベルなのかのすみ分けが難しい。	理想としては、大人の場合は更生相談所の判定時に立ち会う。小児の場合は意見書作成のための病院受診時に立ち会うことが望ましい。
時間・業務量に関すること	15件	各区の事務職員では補装具に対する知識が乏しいため、更生相談所への問い合わせが多くなり、業務量が増加する傾向にある。	補装具に対する知識を身に付け、現場で要・不要等の判断ができるようにするとともに、その判断が各区分において同じである。（各区分間で差が無いようにする）
		同じ補装具でも数種類あり、単価や耐用年数の確認時に、時間や手間がかかる。	種類についても詳細なマニュアルを作成してほしい。 見積書を一目見て判断できる記載をすべての業者に行ってほしい。
その他・未記入	30件	医師からの意見書事業者からの見積書は、そのまま判定依頼しているため、相談所から確認を要する事案が発生する。	行政や医師より事業者の方が専門性があり、見積書通りとなることが多い。

【児童の支給決定が難しい】

n=197

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
判断に関すること	103件	児童の補装具は、原則市町村で支給決定できるが、高額なものが多い。必要性について意見書で判断せざるを得ないが、真に必要なかどうかの判断が難しい。	統一した基準で支給決定ができるよう、更生相談所での判定事務が必要と思われる。
		児童については、意見書を更生相談所に求めているが、支給決定は町になるため、判断が難しい。市町村間で支給決定に差が出ると関係機関に混乱を招いてしまう。	児童についても更生相談所で統一した基準で判定をしてほしい。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
		以下の項目も児童に関することである。児童の補装具の意見書は主治医が作成しているが、保護者より聞きとりすると状況と違っていたり、あるものは主治医の診察はなく業者の見積や装具の購入をすすめ、主治医が意見書を記入しているようなことも聞こえてくる。また意見書の状況、必要性が合致していない。家族が自宅では使えないがすすめられたなど、必要性がみいだせないものもある。	町から主治医に再度、意見を求めても返答が返ってこなかったり、適切な回答が得られず、感情が先行しているような返答をされることがあり、適切な支給決定を行うことに苦慮している。これらのことを考えると、児童補装具においても県、更生相談所での適切な判定があるべきだと思う。
複数申請に関すること	29 件	学校用と自宅用など同種目のものの複数交付の考え方や、支給・修理に当たって意見書の必要性の有無の判断があいまいであり市町村ごとによって異なる。	児童の補装具給付のマニュアルの作成など、統一した考え方のと支給決定を行う。
		児童については、学校用と家庭用の希望があり同一種目で複数の交付申請がある。また、成長に伴い短期間で新規交付申請がされる。	成長に伴い合わなくなった補装具（車椅子）については、学校や施設で一時保管し、利用したい児童や者が現れた時に修理等で順次対応できるように調整して頂けないか。
特例・高額補装具に関すること	23 件	児童で高額な補装具の申請があった場合、真に必要なのかどうかの判断が困難。意見書に「必要だ」という内容の記載があれば、支給せざるを得ない状況。	補装具の知識、理解のある医師に意見書を作成していただきたい。
		車椅子や座位保持装置は福祉機器展などを見に行き外国製の高額な物や新型機種を希望する親が多い。交付後の業者のフォロー（成長対応修理等）が不十分な場合が多いと利用者から聞いている。	業者の研修もより必要と思われる。
耐用年数内での申請に関すること	23 件	成長に伴い、毎年のように装具を希望されるケースがあり、意見書には、成長に伴い必要としか記載されていないため、更生相談所に助言依頼するが、市町村判断になりますといわれるため、判断に迷う。	児童の交付について、市町村判定になるが、更生相談所の判定も必要ではないか。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
		児童の場合、複数の補装具を交付することが多くあるが、それぞれ成長と共に障がい状態や体型に適合しなくなるため、耐用年数前に再交付することが多くある。	似たような装具を交付することが多いため、業者が引き取り、格安にて再利用（レンタル等）できるものは、そのような仕組みがあるとよいのではないか。
制度に関する こと	13 件	大人は更生相談所が判定するのに、何故児童は市町村判断になるのか。	大人も児童も判定は更生相談所がすべき。
		特に車椅子は労災や介護保険の他方優先制度があり利用者にはわかりにくい。補装具の制度であれば無料で購入できるものが介護保険では1割負担のレンタルになるため理解が得られにくい。	利用者にとってはただ「車椅子がほしい」ということが、制度上の都合だけで振り回されるため、わかりやすい制度が必要。
その他・未記入	22 件	就学前に入学予定の学校から、学校用の補装具を作るよう保護者に話があることが多く、状況変化の著しい児童においては、入学前に作ると、本児に合わないものになってしまう可能性がある。	本児が入学後、学校環境に慣れてから製作することが望ましいと思われる。 また、学校と連携を図っていく必要もある。
		病院のセラピストが自らの意見を「専門家」という立場で、支給の疑義等を強引に主張して押し進めようとする。	支給決定に関して、各自治体にセラピストの配置義務があれば良い。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
判断に関するもの	48 件	補聴器両耳装用や耳あな型を希望された時、教育上又は職業上の理由でない場合の対応が難しい。	医師への意見書の記入方法を示して欲しい。
		必要性の判断が難しく、購入後有効に活用していないケースが見られる。	現状の体制では、使用環境、生活状況等の把握は本人の申し立てによる他なく、きめ細かい調査を行い必要性を判断する必要がある。
		具体的に必要な理由を聞けば聞くほど、困っている状況がわかってきて必要ないと断定しにくくなってしまう。	真に必要なものであることを丁寧に聞き取り、知識に裏づけされた判断ができること。
制度に関するもの	9 件	耐用年数の経過ごとの再交付申請や一定期間ごとの修理申請（バッテリー、タイヤ及びチューブ交換）など経常的な制度利用が見受けられる。	低所得であっても相応の自己負担が発生するなど、価格競争原理や使えるうちは使うというインセンティブが働く制度とする。
要望に関するもの	37 件	本人にとって必要性よりも「欲しい」という家族等による相談が増えている。	補装具に関する知識を有する相談支援事業者等が地域の中で身近に相談を受け付け、アドバイスできるとよい。
		補聴器を購入希望であっても自分の希望するタイプの補装具ではなく、窓口で苦情を言われるケースがある。	欲しいニーズに対して、必要であることや、補助できる品目に限りがあることを十分に説明し、理解を得る工夫が必要。
		補装具に対して、本人が考えている必要性と、聞き取った結果や医師の意見書から判断できる必要性との間に距離がある場合に制度の趣旨等を説明しても理解してもらえないことがある。	補装具のハード面からの支援だけでなく、使い方のコツなどのソフト面からの支援も充実させ、本人にとって必要十分な補装具を提供できるシステムをつくる。
		特に学齢時を迎えた児童の申請において、本当に必要な物か、あれば便利な物かの判断に苦慮する。	必要な物、欲しい物、便利な物、との間に明確な支給条件における線引きをする。
		手帳に表記された障害を原因とせず、高齢による単純な筋力の低下等を原因とした補装具の申請が多い。（筋力低下で弱った足腰を支えるために装具を申請する等。）	補装具が身体障害者の失われた身体機能を補完又は代償する用具であることを、申請者に広くご理解いただき、その範囲内で制度を最大限に活用していただきたい。
その他・未記入	16 件	実際に判定会を経て支給決定しても、その後利用していないケースがあるなどその補装具の必要性があったのか疑問に思うことがある。	申請を受け付ける際に利用する場面などの確認を行うことや、支給後実際にどのように利用しているかなどの確認を行う。使い方がわからず利用が定着しないなど、その理由によって相談機関の紹介などを行う。

【介護保険とのすみ分けが難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
介護保険対象者に車椅子を購入したいと、施設関係者等からの相談が多々あり。既成品レンタルで対応可能と思われるが、補装具での申請を希望されるケースが多い。介護保険優先の理解が乏しい。	介護保険施設職員、ケアマネージャーへの制度理解と共通認識が必要。
介護保険対象者が車椅子等の支給を希望されるケースが多い。補装具では原則1割負担すれば購入できるのに、介護保険では貸与になるため継続的にお金がかかるためと思われる。	申請者に対して制度の違いを周知し、申請者にとってメリットのある制度を導入する。試用期間は介護保険貸与を利用し、正式には補装具を製作する等。
介護保険施設入所者、在宅者等、個々の状況により給付が適当かどうかのグレーゾーンな人が出てしまう。	どのような状況でも明確に判断出来る指標があれば良い。

【製作後の適合判定や使用状況の確認が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
全てのものについて適合判定や使用状況の確認が出来ない。医療機関任せになったり、市職員が訪問する機会がある際に確認する程度である。	支給決定後6ヶ月を目安に使用状況の確認のはがきを送るなどフォローアップ体制の整備の必要性がある。適合判定には医学的な専門知識が必要であるため、チェックシートなど国としての基準があるとよい。
補装具交付に対応するまでの相談や確認が業務上の限界で交付後の適合判定や使用状況の確認までする時間的な余力はない。また合併により市域も拡大しており移動時間だけで確認に要する時間以上にかかる恐れもある。	相談や給付事務に従事する事務職と確認の為に訪問するワーカー職に分けて対応するか確認部門は業者に委託。
意見書を作成した医師が適合判断を行うとあるが、医療機関が遠方であったり、診察料がかかるためわざわざ適合判断のために受診することは難しい。	適合判断のための診察料は無料にする。さらに別の医師の判定でも可とするなど。

【フォローアップの体制が確立していない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
支給決定及び補装具費の支払まで行えば、事務処理完了とする認識が強い。	フォローアップにより支給後のトラブルの解消・軽減を行い、また、申請者と事業者との繋ぎ役的機能を担う。
外出ができない等の理由で補装具の申請ができない方たち等へのフォローアップ体制が不十分である。	全戸訪問にてニーズを掘り起こした上で、更生相談所ではなく、区市町村の判定にて決定、フォローアップできるような体制。
使用後の感想を尋ねる機会を設けていないので、利用者の感想が分からない。また、改善すべき点などの知識が深まらない。	支給決定通知の送付と同時に使用後の感想アンケートを送り、返送してもらうようにする。

【補装具に関する研修機会がない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補装具支給決定を行っている者が一般事務職で、補装具等の専門的知識が乏しい中で、児童の支給決定は市町村で行う必要があるため、判断に迷うこともある。	補装具の基礎知識についての研修のみならず、児童補装具支給決定についての研修も実施してほしい。
年1回の福祉総合相談所事務説明会の研修があるが、補装具に関する説明が2H程度なので、初心者には不十分なところがある。	経験年数によって研修内容を変えていただきたい。問い合わせの多い事例など具体的な内容を教えていただきたい。
研修機会がないため、自らインターネット等を使ったり、更生相談所に相談するなどして窓口対応したり、学習したりしている。	個人の知識や能力を高めたり、基本的な内容を学ぶような機会が欲しい。

【利用者ニーズの多様化が進み、真に必要とされる補装具の判断が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
新たに開発された足こぎ車椅子（Profhand）申請要望があった。リハビリ的要素が強いことやフォローが難しい点や他の車椅子で対応できるなどの理由で補装具で認めるのは難しいとの更生相談所からの助言であった。	新たに開発された補装具については、どのような身体状況の人に適しているか、補装具として給付が適当である用具なのかなどの情報提供をしていただき、できるだけ特例もしくは差額自己負担などの方法で要望に応えられるべき。
完成用部品などで高性能の新商品が出てくるが、利用者もデモで体験出来ることから購入希望に繋がることも多々ある。取扱基準を伝えるが、様々な理由を挙げながら、判定等の手間のない簡易な購入を求めてくる。	現状では取扱基準を伝えて理解してもらっているが、本人の体に合っているものをスムーズに提供出来ることが一番良いと思われるし、完成用部品のくくりがもう少し緩くてもと思う。（緩すぎも逆に問題とは思いますが）
自立支援法の補装具費支給制度の趣旨である、失われた身体機能の補完又は代償する機能以上の補装具を要望されることがある。（支給基準と比べて遥かに高額な補装具等）	補装具を必要とする方に、制度の趣旨を広くご理解いただき、その範囲内で制度を最大限に活用していただきたい。

【申請から支給決定にかなりの時間を要してしまう】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
品目にもよるが、支給申請から支給決定まで2～3か月かかるので申請者から催促の問い合わせがある。	補装具の判定～作製～支給決定まで時間がかかるのは物理的にある程度仕方のない部分があるため、申請者と補装具作製状況の連絡を密にしていきたい。
判定を要する場合は特にそうだが、申請後判定を受けて判定書の交付後の支給決定となる為、数か月単位は時間を要してしまう。	判定の日時も会場も限られている為、判定を受ける機会の拡充を図る。申請→判定→判定書の交付→支給決定までのそれぞれの事務的な作業の効率化でスピーディーに支給決定を実施する。
義足、装具の破損については、至急に修理を行う必要性が高く、修理実施後に制度利用を相談される場合がある。	修理は、緊急に対応する必要があることから、クーポン方式など申請→決定がなくても利用でき、公平性が担保される制度とする。

【厚生労働省が定める「算定等に関する基準」や「事務取扱要領」を理解することが難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
毎日の業務が多忙であり、通知・指針等を読み込む時間が無い。意見書と見積書の整合性及び基準額のチェックはできるが、それ以外のことは専門的な知識が必要となり理解困難。	補装具制度についての分かりやすいマニュアルの作成。関連通知や法令等をまとめたHPの作成。
事務取扱要領、算定基準、完成用部品などを理解して、支給決定から適合、確認、フォローまでに関わるには相当の専門知識が必要である。	県や近隣市町村等と協力し、適正な規模で、補装具費に関する専任（専門）職員を配置する。
算定基準の理解が容易でない。項目によって加算可能なものや、消費税法との関係の3%・5%加算、基準額の100分の95とするもの等、見積もりとの確認が難しい。	わかりやすい一覧表のようなものがあれば、スムーズに対応でき、支給金額を間違える危険性もない。

【耐用年数未満で再支給を要求されることが多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
耐用年数前であっても新規支給は市町村の判断により可能とされているが、その市町村の判断に要する基準や見解が不明瞭であり、真に耐用年数前の新規支給が適切であるか判断に苦しむ件がいくつかあった。	単に市町村の判断とするだけでなく、様々な事例を提示することにより、判断の基準をできるだけ明瞭にしていきたい。
耐用年数内の再支給について、新規申請と同様の書類一式が必要となること、及び意見書の内容が補装具の必要性を求める旨の内容が必要となっていること。	既に必要として交付されている方に対して、補装具が必要かどうかの意見書の提出を求めることは失礼に当たるとのではないかと考える。省略可能となることを求める。
聞き取り調査をすることで状況が把握できることもあるが、車椅子・電動車椅子・義足・装具など、目に見えない歪みや劣化、消耗等については専門的な知識が必要であり、職員による判断のみでは難しいことがある。	業者から証明書（報告書）等で確認している場合もあり、様式を定めていくことで分かりやすくする。

【意見書の内容が物足りない（利用者の要望のみが記載されている、など）】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
意見書に合わせて補装具を作るというより必要な補装具に合わせて意見書を作成される場合が多い。求められるままに作成された感じの意見書が多く、医師の立場から見た具体的な必要性について記載されていないことがある。	意見書を作成する医師にも補装具の支給基準を理解いただいた上で、補装具の必要性について記載していただけると適切な支給に繋がると思う。
補聴器の意見書に、処方が必要な理由を記入する欄があるが、記入欄が狭く、補聴器が必要な理由は記載されているが、耳かけ型、耳あな型、骨動式などの処方が必要な理由が記載されていない。	耳かけ型、耳あな型、骨動式など、処方ごとに必要な理由の選択肢を設けて、指定医が○をつけ、空欄に補足を付け加える形式の意見書が良い。

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
「四肢体幹機能障害のため」など障害名だけ記入されているようなことが多い。また、「知的障害」、「脳性麻痺」のためなどとの記入はあるが、具体的な装用効果・医学的所見の記入が無いか足りないことが多い。	補装具が身体機能をどのように補完し得るのかなどの装用効果を具体的に記入する。また、補装具の構造・部品がその処方でなければならない理由を具体的に記入する。

【同一種目で複数の支給を希望される場合の対応が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
複数交付を希望されているが、更生相談所の判定の結果、決定が1個しか下りなかった時、他の人は複数交付されているのにどうして自分は1個しか決定が下りないのかと不満に思われることがある。	申請者や業者に対し、複数交付の決定は誰でも必ず下りるものではないということを申請段階で確実に伝えていく。
児童について、生活の場所や教育現場で複数必要とされている。しかし、18歳になると更生相談所の判定となり今までどおりの利用ができないことで保護者が苦慮され、また市町村においても保護者の理解を得るのが困難な状況。	児童のときから専門機関での判定を行ない、必要に応じて支給決定する。
同一種で複数の交付はできないが、補装具が壊れると生活に著しく困難になるため、壊れた時のための補装具を希望してくる場合がある。	壊れると著しく生活に困窮する補装具については、柔軟に対応すべき。

【高額や高機能な補装具を申請される場合の対応が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
特に児童の場合、車椅子に関して高額なものを申請される場合がある。18歳以上の身障者については更生相談所に判定依頼するが、身障児については意見書で市町村判定しており、医師の意見書のとおり支給している。	身障児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要がある、身障者のように専門的な判定機関があることが好ましい。
座位保持装置付車椅子等は高額で、判断は困難。輸入品であったため、部品も番号で記載され、内容が全く分からなかった。	医師もなぜ輸入品でなければ対応できない障害者なのかきちんと意見書に理由を書くべき。
義肢や補聴器の申請で基準外のものの交付申請があったとき、市町でできるだけ詳しく聞き取りし、書類を添付してくださいとの指導がある。	市町での聞き取り内容の詳細が見えず、こちらで判定時にどのようなことを質問すればよいのか分からず困惑する。何度もお客様とやりとりするのも障害上難しいので、具体的な質問事項を示してほしい。

【実物と見積書の明細に記載された完成用部品等の突合が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
専門的知識がないため、修理は業者からの見積書どおりに決定しており、実際に見積書の明細に記載されている修理がすべて行われているかなどの疑問がある。	補装具製作事業者に対する国等の実地監査など、第三者のチェック機能があれば、信用して決定することができる。
完成された補装具の詳細部品の知識がないため、適合判定など市町村だけでは行うことは困難である。	適合判定を更生相談所が立会いのもと行うことが今年度から県の指針に出ているので知識の乏しい市町村職員だけの判定にはならなくなると思われる。
事業者から見積りをもらって審査しようとしても、実物がわからず機能や必要性を理解するのに多大な時間と労力を要する。	完成用部品等の写真や機能等をインターネット上で閲覧でき、支給決定までのスピードアップが図られる。

【意見書の記載内容に不備が多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補装具の意見書に記載の不備や誤りがあり、意見書の修正や追記を郵送で依頼することがあるが、医師へ制度の説明をしなければならないこともあり、郵送上でのやりとりに難しさを感じる。	意見書の様式に記載されている「注意書き」をわかりやすくし、医師にも記載の際には確認をいただきたい。
市で交付可能な車椅子について、附属品の要否と見積書が整合していない場合がある。書類判定（補聴器等）で、意見書の不備を医師へ指摘することに対し、県によって様式や必要事項が異なることに対し苦情がある。	指定医が意見書の記入方法について共通の理解を持つ。医学的判断を行う更生相談所が、指定医に対し適切な指導を行う。
第15条指定医でない医師の処方箋が提出される。	病院に意見書、処方箋は、15条指定医が記入することを、もっと認識してもらう。

【申請の段階で既に製作が開始されている、あるいは製作済みであることが多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
申請段階で補装具を準備してもらっている状態で、判定内容と相違する結果につながる場合がある。特に補聴器は、申請段階で購入するものが決まっている場合が多くみられる。	一人ひとりに適切な形で作製されるのが求められているので、任せられる部分には任せたい。（⇒事前作製が許可される事業者を指定する） 任せられない事業者は排除する。
申請時に何も言われませんが、緊急時の修理については事後申請もあるのではないかとと思われる。	修理の場合でも書類を整え提出し決定通知が届くまでにはやはり時間を要す。緊急を要すなど時と場合によるのではと思われる。
児童の場合成長が著しいため、支給決定を待ってから補装具の制作に取りかかると見積書との齟齬が発生したり、きつくなった装具を履き続けることで障害に影響が出たりするとの理由から、支給決定前に制作に入る業者がある。	実情をふまえた補装具費支給制度であることが望ましい。

【児童から者へ移行する 18 歳直前に、明らかに駆け込み申請と思われる必要以上の申請が多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>者だと更生相談所での判定になって、もらえるのが厳しくなる、というイメージがある。児童だと意見書に「成長による不適合のため再支給が必要」と医師が記入していれば出さざるを得ないため、者に比べて支給の判断基準が緩やかになりがちである。保護者は病院・業者等に言われるままに申請していると思われるケースが見受けられるため、本当に必要なものがあつたときに既に支給できる個数いっぱい申請できないことがある。</p>	<p>者と児どちらも条件が同じであれば、判定基準や結果は同じであることの徹底。成長を見通した長期的な支給計画、状況に応じて真に必要な支給申請などを行政・業者・保護者で共有する仕組み。</p>
<p>医療機関や業者から「障害者」へ移行すると装具が出難い、判定手続きが大変などと言われて申請に来ることが多い。</p>	<p>18 歳以上について都道府県更生相談所が判定する種目を医学的見地等からの確認が必要な義肢、電動車椅子、座位保持装置とし、それ以外を市町村限りで支給決定すると法令等で規定し、全国で統一した基準とする。</p>

【製作事業者と利用者間で必要な型式が決まっている場合が多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>肢体不自由の指定医師であれば誰でも意見書が作成できることとなっているため、大半の医師は補装具に対する知識が浅く、本人や業者の意向で意見書が作成されている。</p>	<p>補装具の意見書を作成できる医師は十分な知識と判定能力を有し、的確な処方を行なえることが必要である。</p>
<p>今の生活状況に合わせて、効果と経済的負担などを考慮して、業者が対象者に補装具を提案している様子が感じられない。対象者は業者の言われるままであることが多い。</p>	<p>業者が利益だけに走らないように、必ず、第三者を補装具選定に参加させる。また、対象者自身も研修などを通じて、補装具の知識を持てるように促したい。</p>
<p>特に児童の再交付申請について、申請者自身の意思というよりは、一部の業者から申請者（顧客）への「そろそろ新品がほしいのでは」という定期的なアプローチによってなされているように感じられる。</p>	<p>申請に関して訪問調査を行い、真に支給が必要かどうか判断できるだけの、時間と知識を持つべきである。</p>

【申請された補装具が使いこなせるか不安に感じることがある】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
せっかく交付しても十分に活用されていない補装具もあり、適応状況について確認が必要である。（特に高齢者への義足等）	十分に利用状況を確認するシステムが必要である。治療用義足から本義足への申請に際して、業者主導で行われることを防止する必要がある。
学校で使用するからどうしても必要と申請があり、支給決定しても、体調が悪くてほとんど学校に行けていない状況を知ると高額な補装具がもったいないと思います。	学校で使用するものは、個人所有ではなく、学校備品にして、業者と学校が連携して一部分を調整したり、取り替えたりして使用してもらいたいです。
耳穴型の補聴器が差額自己負担で購入できることになっており、高齢の方が外見から耳穴型を購入希望される事が多い。しかし、紛失する、操作しづらいといったことは多い。	補聴器など装用するものは説明用の模型があるとよい。

【更生相談所との顔の見える関係や連携が不足している】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補装具の納入後の確認など、市町村の職員は実際に見ていないのでその人にあった補装具かどうか確認できない。受領者のサインと押印のみで確認している。	理想は、市町村の職員も現場にいて、所定のチェックリストや写真などをとるなどして確認すること。不正に受給しようとするればできないこともない。
文書だけのやりとりになっているため、不足している内容があると確認作業に手間取ることもある。	相談所等との連携を深め、お互いの状況を報告する必要あり。

【特例補装具を希望されるケースが多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
お客様の様々なニーズに合わせ特例申請の補装具が多くなり、支給決定まで慎重に検討するため要する時間が多くなる。	個別ケースに合わせ、特に児童に関して、迅速に支給決定ができるよう努める。
児童は特例補装具の申請が多いが、更生相談所の判定もなく、支給基準もないため判断が難しい。	児童は成長に伴い変化も早いので、従来どおり市の判断でよいと思うが、支給マニュアルを作ってほしい。
補装具製作事業者、リハビリ職より特例補装具で認めて欲しいとの申し出があり、申請にあたって、理由書等の資料の提出を求めたところ、市や県での決定に時間がかかりすぎるとのクレームを受けたケースがあった。	補装具製作事業者、事業所職員等が、補装具費支給（障害者自立支援法）の法的な理解を踏まえた上で、利用者に対応する。

【基準額の範囲内での支給が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補聴器など、流通価格や業者の進める装具と基準額の上に大きな価格差が生じる場合に申請者の理解を得るのが難しい場合がある。	基準額に近い価格の装具と高額の自己負担が生じる装具について利用者の方にその違い等を良く理解いただいたうえで申請をしていただく必要がある。
補装具によっては、基準額をかなり上回るものがあり、申請者の負担が大きくなるケースがある。	申請者の負担が少なくなる。

【医療保険と異なるなど、手続きが異なることを理解してくれない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
医療保険の方が手続きが面倒なためか、補装具で対応してほしいという訴えを受ける。医師側も医療保険での作成を理解してくれないことがある。	病院側でも義肢装具については、医療保険を念頭に置いた対応をしてほしい。市だけが申請受理を拒む悪者になってしまうことがある。
治療用装具として出る装具を、補装具で申請し、業者から聞いたら治療用装具か補装具かを選べたと答えられた。	業者と申請者に対して制度の周知が必要。

【申請から支給決定、利用状況の管理までシステム化されていない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
①アナログ管理をしているので、いつ頃購入したものなのか、障害福祉で支給した補装具かどうかなどの確認に手間取る。 ②補装具の調査依頼があった際、データ作成に時間がかかる。	① 前等の検索で、今までの申請や支給等の履歴一覧が閲覧できる。 ② 条件入力で、支給件数等を項目別に出力できる。
長年の支給歴のある人や複数の補装具の支給を受けている人の現況を把握することが難しく、また多数の支給対象者の手続状況を同時進行で管理することが難しい。	過去データの入力作業が困難であるが、情報システムで一元的に管理すると良い。

【意見書の記載内容を理解することが難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
専門的な知識が乏しいため、市町村判断となる補装具については適正なものかどうかの判断が難しい。	担当者の知識向上はもちろん、近隣で専門家に直接相談することができる機会を多く確保できる体制があると良い。
専門的知識がないため、本当に必要なものなのか判断が難しい。	医師に詳細に記入してもらおうよう依頼していただきたい。

【補装具と日常生活用具で類似した種目があり、判断が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
同じ杖でも業者によって、補装具で見積書を出す業者と日常生活用具で見積を出す業者があった。	杖の種類で補装具なのか日常生活用具か区別するべき。
類似した種目は整理して、わかりやすくして欲しい。	構造や単価に応じて、修理できないものは、日常生活用具にする等、補装具の種目を減らし、判断しやすくしてもらいたい。

【遠隔地（離島など）の利用者への支給体制が確立していない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
村内に意見書を作成出来る医師や、補装具の業者もないので、申請者が島外に出なければ作成出来ない。（年1回の巡回相談のみ）	巡回相談の回数の増と、聴覚・視覚の業者も来島希望

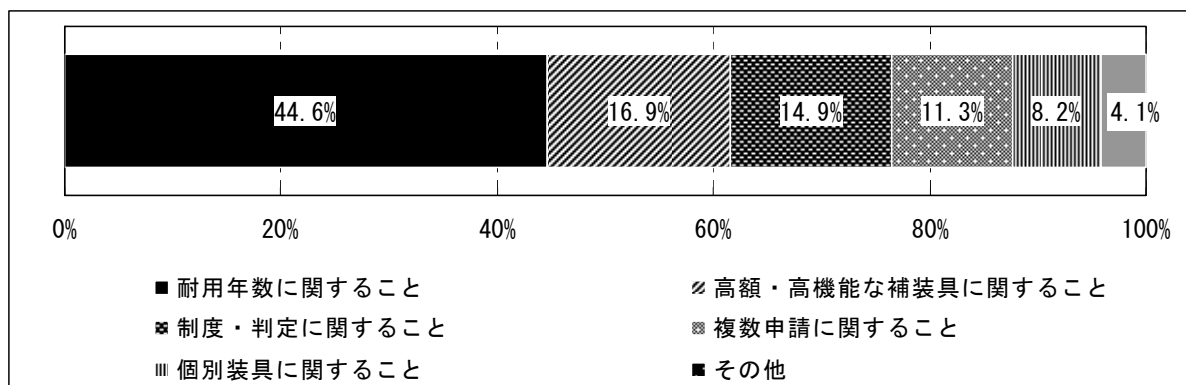
【その他】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
レディメイドの車椅子についてメーカーでオープン価格としている場合があり、附属品の加算をどこまで認めてよいのかわからない。	レディメイドの車椅子については、標準価格がすべて示されている。
医療保険3割負担（償還払い）、障害者福祉1割負担（代理受領払い）と適用制度により負担が変わり、申請者の理解を得るのが困難。	医療保険・介護保険・障害者福祉間のシームレスな制度活用。
製作後の適合判定や完成用部品の確認等、当市が実施できていないことについて、実施に向けてのノウハウやシステム等の知識が無い。	他市の実施状況や実施市町村の取り組み方法等について意見交換や研究する機会をつくり、互いにフィードバックして改善へ繋げる。
市町村においては、判定できない装具については、障害者総合相談所において判定を行っているが、どれが市町村の判断で可能かといった判別が難しい。	ワンストップサービスの観点からも支給決定機関・判定機関の集中を行い申請者も申請しやすい体制づくりが必要。
補装具の修理に対する明確な基準（耐用年数など）が設けられていない事。新しい補装具を交付して古い補装具は破棄されているはずなのに不正にその古い補装具の修理申請を出してくる事がある。	修理に対しても事務取扱い要領を作成してほしい。不正行為が発生した時の対応策、防止法、罰則を作成して欲しい。

Q31 下記のそれぞれの区分における申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄について記入してください。

n = 189

【種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数等に関すること】

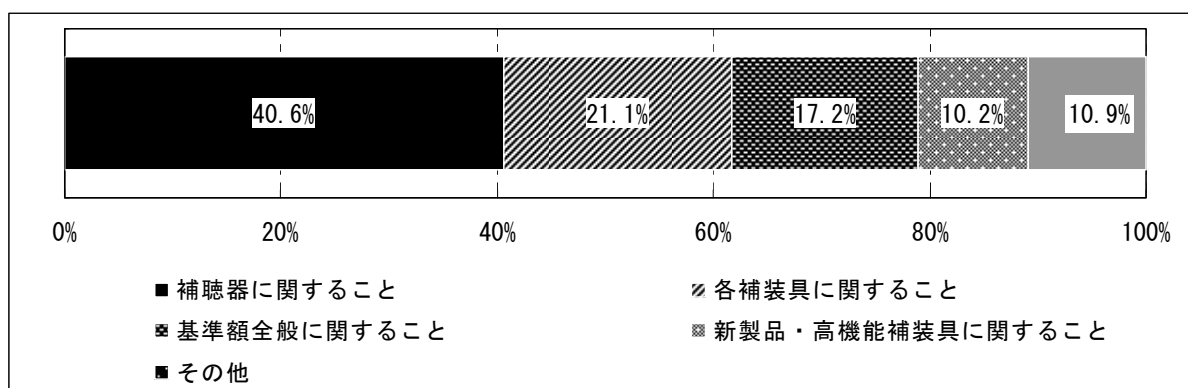


分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
耐用年数に関すること	87件	生活状況による消耗の程度が異なるため、耐用年数内の要望がある。修理の頻繁な要望がある。	耐用年数内の場合は利用状況を確認するが、判断が難しい。
		児童の支給決定について、耐用年数内であっても、成長過程に伴うサイズアップ等の理由で毎年申請する方が多い。	児童についての支給決定は、その必要性を判定するのが難しく、また、費用も掛かるので妥当であるか判断が難しい。
		耐用年数前に修理等で新規購入以上に経費がかかる場合がある。	耐用年数前でも購入可となるよう補助金も対応してほしい。
高額・高機能な補装具に関すること	33件	補聴器の耳あな型を必要としているが、職業等の理由がないため、耳かけ型の判定書が出る事が多く、超過額の自己負担が大きい。	希望の型式の見積書と支給決定基準額の差額が自己負担となることが多い。
		障害児については、新しく開発された補装具を希望される保護者が多い。	児童については、判定が市町村であるし、医師意見は必要であるという場合が多いため、判断が困難である。特例補装具という、障害児にあった補装具を給付する制度もあるため、対応に苦慮している。
		基準外の付属品を業者と相談し、自費購入している。経済的負担もかなりあるので、その部品を幅広く認めて欲しい。	申請者の要望を検討し、基準の見直しをすることが難しい現状がある。
制度・判定に関すること	29件	特に補装具は、壊れてしまってから申請となった場合、完成まで使用できなくなってしまうため、以前使用していたものを修理しておきたい。との要望がある。	自宅用、外出用など2個支給が可となるが、そうでない、どちらかで過ごすだけという人の予備用としての保持が出来ない点。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
		小学校高学年の意義について、小4は、高学年か否か。使わせたい。	高学年以上の高学年とは、低学年中学年高学年の3つに分ける際と、低学年、高学年の2つに分ける際で小学校4年生の立場が変わるので明文化してほしい。
		65歳到達で介護保険福祉用具貸与の対象となった利用者が、今まで購入して使用出来た補装具がレンタルとなり、歳を取ったことで却って福祉サービスの質が低下したと感じる。	利用者にとって補装具が必要となる状況は65歳の前後で何も変更が無いのであるから、法令、予算、担当部署の違いという「役所の事情」でサービスが変わることを理解するのは難しい。
複数申請に関する事	22件	修理に長期間を要するため、代用品の支給を認めてほしい。	補装具支給に係るQ&Aにより、補装具の修理を行っている間、当該補装具の代用品を支給することは認められないことになっている。
		座位保持装置（臥位装置を含む）を生活場面に応じて3個以上の支給費を認めて欲しい。	現制度では支給数は原則1種目1個で、必要性があっても2個までとなっている。重度の障害者・児が在宅で生活するうえで、3個以上必要な場合が増加している。
		補聴器について、両耳装用したいと言われることが多い。	職業上、教育上の理由が明確な者に限られており、現行の基準で対応できない人が多い。
個別装具に関する事	16件	特例補装具の修理について。	特例補装具は基準外交付のため修理は原則自費になってしまう。
		起立保持具を製作したいが基準内の箱型のものでは立位保持ができず、また成長対応もできない。調整ができるものは基準額を遥かに超えるため、特例補装具として申請する。	近年の起立保持具の進化が制度へ反映されていない。本人の健康・日常生活利便の他、コミュニケーション・社会参加の面からも必要な補装具という位置付けがリハビリテーション現場で確立しつつあるそうであるが、本人の身体にあったものが基準内で支給できないケースがある。
その他	8件	写真つきの冊子など、具体的に案内できるもの、もしくは専門に相談に乗れる者がいてほしい。	質問の多くは県に問い合わせ。
		型式等詳しい説明を聞きたいと言われたとき。	業者さんにまかせている。

【基準額に関すること】

n = 126

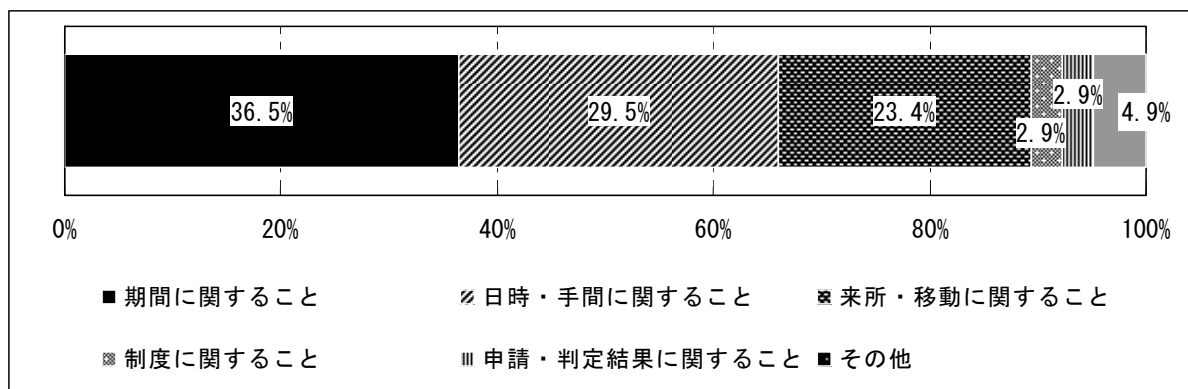


分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補聴器に関すること	52 件	補聴器の基準額が低いといわれることが多い。	補聴器の種類も多く、高価なものになると基準額の数倍もするものもあるため、そういったニーズをどのように解決していくのか。
		補聴器など高額なものが多く実価値に見合っていない。	ほとんどの補装具について差額自己負担が認めておらず、場合によっては交付自体が認められない。より高機能なものというニーズには合わない。
		以前に比べると自立支援法内で対応できる補聴器の性能が良くなったものの、希望する補聴器の価格に対して補聴器の基準額が低いといわれることが多い。	ニーズの多様化や生活環境の変化に応じての、基準額の見直しが必要。
各補装具に関すること	27 件	座位保持装置の申請にあたり、基準に定められた完成用部品を使うと 90 万円近くになるものもあるが、何をもって「高額」と言うのか。基準内であれば高額でもよいのではないかと。	同じ機能の完成用部品であってもメーカーによって基準額に大きな差があることで、処方する医療機関によって同じ機能の座位保持装置でも支給額に大きな差ができてしまう。公平な支給に支障が出る。差額を自己負担で対応している。
		遮光眼鏡の基準額が低いと言われる。	
		起立保持具について、申請者、理学療法士、業者などから基準額で買える製品がないので特例補装具を申請するとと言われる事が多い。	基準額の範囲内で購入できる既製品が無い中で、適切な支給決定を行うのが困難である。
基準額全般に関すること	22 件	基準額は各障害を考慮し、一律に決められているものだが、実際、障害の中でも特別な障害を患っている者もいるので、その者にあう補装具は基準額を超える。その場合、基準額以上の補助を受けたい。	特例補装具という制度はあるが、その制度に当てはまらないケースで、以前申請者から左記の要望があった。基準額がある以上それ以上の額については自己負担になるが、真に必要な場合どうするか迷う。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
		利用者、補装具業者とも基準額は高ければ高いほど良いと考えている。	利用者負担が少なく価格競争の原理が働きにくい業界であることから、デフレ経済が継続しているにもかかわらず年々基準額が上昇しており、インターネットなどで確認できる実勢価格と見積額の乖離がある。
新製品・高機能補装具に関する事	13 件	外国製の補装具など、高価だが性能や成長対応で長く使用できるなど利点が多い物の購入費用を差額負担がないよう認めて欲しい。	現制度では、基準額を超える補装具は差額自己負担か、特例補装具の支給決定が必要である。障害者の場合、特例補装具は更生相談所の直接判定を受ける必要がある。
		高性能・高額な補装具の希望がある。	高性能・高額な補装具の基準外交付の判断が難しい。基準外交付は金額の上限が定められていないため、通常の基準額による支給決定者と比較して不公平が生じてしまう。
その他	14 件	基準が分かりにくい。	種類が多すぎる。
		基準額表にのっていない部品も対象としてほしい。	表にのっていないということは安全性に欠けるため対応できない。

【申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関する事】

n = 232



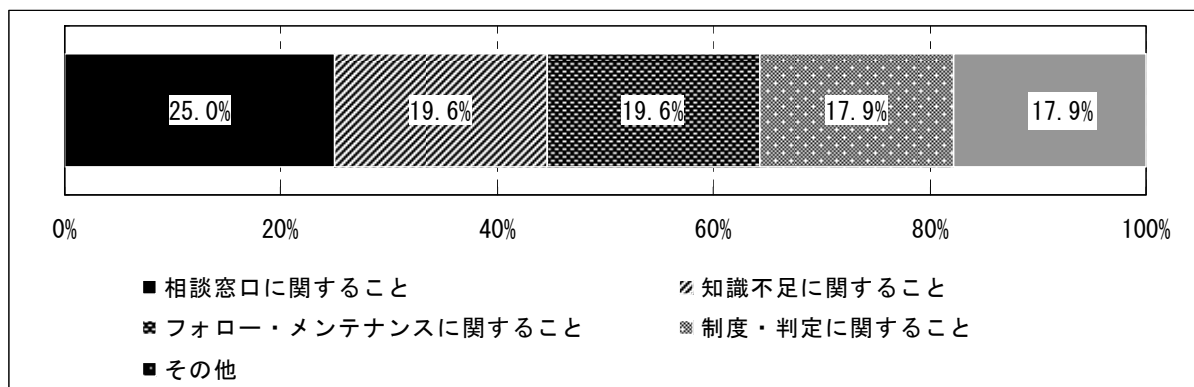
分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
期間に関する事	89 件	身体障害者手帳を取得していない状態から、補聴器の交付を希望する場合、補聴器交付までに約3ヵ月かかるため、より早く交付できるようにしてほしい。	補聴器の助成を受けるため、身体障害者手帳を取得するケースが多いが、手帳交付後に補聴器意見書を取得して判定依頼となるため、補聴器交付までに3ヵ月以上かかる。
		更生相談所に判定依頼をかけてから判定結果がわかるまで約1ヵ月かかることから、利用者が補装具を購入するまでかなりの時間を要する。	当県では更生相談所の数が1つしかなく、そこで県内全ての判定を処理している状況だと思われる。更生相談所の規模を大きくしていただく等して、今よりもさらに早く結果がわかるようにしてほしい。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
		更生相談所での判定に時間がかかるため、義足のソケット交換など支給を急ぐ利用者から苦情が出ることがある。	更生相談所からの判定結果が1カ月以上かかるため、受付時にいつ決定できるかを案内できない。
日時・手間に関する事	72件	更生相談所の判定が月1回で、予約もすぐに埋まってしまうため、回数を増やしてほしい。	月に一度のタイミングを逃すと長い間待たなければならない。
		補聴器の交付申請は、身体障害者手帳の申請と非常に近い期間内に行われることが多い。それぞれの意見書には聴力検査等、重複する内容も多い書類を2通作成することは申請者の負担になっている。	精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）のように、聴力障害用の身体障害者手帳意見書と、補聴器用意見書が共用できる書式であることが望ましい。
		巡回相談の日数が少ないので、いつまでたっても判定できず困る。日数を増やしてもらいたい。	県の判定になるので、町のほうでは日数を増やすことはできないため、交付までにかかなり時間がかかる場合が多い。
		直接判定の日が決まっているため、直接判定に行けないとの相談がある。	判定の曜日が決まっているため、申請者が判定に行けず時間がかかることがある。判定の曜日が週ごとに違っていれば、理想的である。
来所・移動に関する事	57件	来所判定での個別対応に対する感謝の声等、好意的な意見がある一方で、書類で簡便に済ませたいという声も聞く。利用者が適合の必要性について理解されていない場合がある。	専門職、特に医師の確保の問題から、来所枠が少なく、予約から来所日までの待ち時間が長期化している。
		来所判定が必要でも更生相談所まで行くことが難しい。もっと近い場所で判定が受けられないのか。	来所判定の場合は原則、更生相談所へ障害者が行く必要があるが、高齢で車が運転できない・介助者がいないなどの理由で来所が困難な場合がある。巡回相談もあるが、年1回の開催のため利用が難しい。
		直接判定において更生相談所までの距離が遠い。巡回して欲しい。	当市から更生相談所までの距離がおよそ40kmで巡回の判定がないため、申請者に負担をかけている。
申請・判定結果に関する事	7件	申請時の体の状態でしか、判定時に考慮されないため、その後の悪化が予想される場合においても考慮して欲しい。	将来的な体の状況について、判断しづらい部分が多いことから、申請時の体の状態で判定せざるを得ない。
		児から者となり更生相談所の判定を受けると、今まで交付決定されていたものについても指摘を受けることがある。	児については市町村判断となるが、児は考慮すべき点が多く判断が難しい。児であっても、ある程度早い段階で更生相談所と連携をとる必要がある。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
		市で認められるものと県で認められるものの区分基準が定められた理由が不明。	県に行かなければならないものがあることはとても不便。しかし、判定は必要なので、一部低所得者には、交通費等の支給が必要と考える。
その他	12件	良い作成業者を紹介して欲しいとの相談がある。	特定の業者を推薦することは不公平になるのでできない。また、業者を選ぶ時の判断基準として示せるものがない。
		ストマ装具は最長4ヶ月分の給付ができるが、できれば年1回の申請に変更して欲しい。	現行では、年3回の申請となっているため、大変手間がかかる。

【相談・フォローに関すること】

n = 57

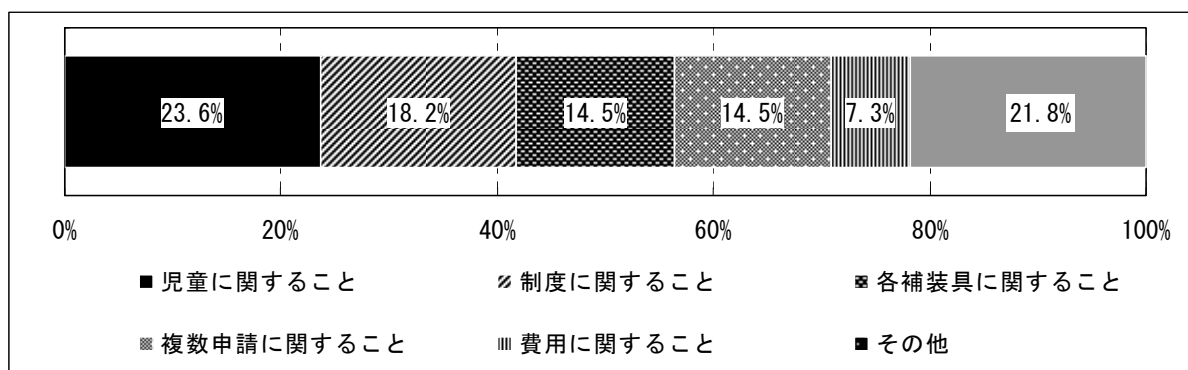


分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
相談窓口に関すること	14件	補装具費の支給決定後の医療機関のフォローが行われないことが多く、利用者から相談の場がないという訴えが多い	意見書を作成したり、補装具に関する指示を出す医師に対する研修や方法が不足している
		支給決定後に身体に合わないことが判ったが、巡回更生相談があるまで我慢していた。	介護保険のケアマネージャーに相当するような役割がない。
		自分の体に合った補装具を研究したいが、情報源が通院先の出入りの補装具事業者などに限られる。身近に信頼できる相談窓口がない。	信頼できる補装具事業者とめぐり合えずに補装具を作成すると、長期間にわたり不都合が生じる場合がある。
知識不足に関すること	11件	補装具類は専門知識がない為、相談しても効果的な助言をもらえない。	一般行政職が行っている為、専門知識がない。
		市職員も専門知識を持ってほしい。	専門職が配置されていない。

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
フォロー・メンテナンスに関すること	11 件	補装具を作成したが、実際使用すると使いにくいというケースがある。	病院での適合検査以降、支援センターが頻繁に関わっているケース以外でのフォローは難しく、不都合が出た場合は製作業者に頼っている状況。業者の責任なのか本人の使用方法等に起因するのか不明。
		車椅子・座位保持装置のシーティングや、重度障害者用意思伝達装置の選定など、業者が技術不足で対応しきれない場合に、更生相談所に適合への立会の要望がある。	利用者の要望に対応できる業者が限られる。専門職の不足で、更生相談所に相談やアフターフォローに対応できる体制がない。
		定期的にメンテナンスをして欲しい。	
制度・判定に関すること	10 件	介護保険を受けている方は、介護保険の福祉器具レンタルのサービスが優先である理由がわからない。自分の好きな方を選べるようにしてほしい。	介護保険制度と補装具制度のすみ分けができていない。なぜ介護保険対象者は介護保険の福祉器具レンタルが優先なのか、利用者が納得できる理由を示してほしい。
		所得超過している世帯の支給不可について。	制度上、具体的に金額が定められており、その基準を超えると、支給できないが、障害児の場合、成長に伴い、補装具が合わなくなり、その都度再購入・修理になるため、経済的負担が大きい。
		更生用装具として認められなかった場合等、他のサービスで対応できるか。部品や構造が却下になった場合、具体的にどのような方法で対応すればよいか。	更生用装具として認められなかった場合のフォローが困難。病院・業者へ相談してほしいという話はするが、具体的にどのような方法で不都合に感じている部分を補完すれば良いかわからない。
その他	10 件	補装具の支給は市町村の判断になるが、不明な点については県に問い合わせているため、利用者と県とが直接相談することはまずない。	間に市町村が入るため、利用者の意見がきちんと伝わらない場合もある。市町村が知識を増やし、利用者の意見をきちんと汲み取る必要がある。
		担当者が変わり、同じ説明が必要となり不都合。	担当部署に専門職がない。

【その他】

n = 54



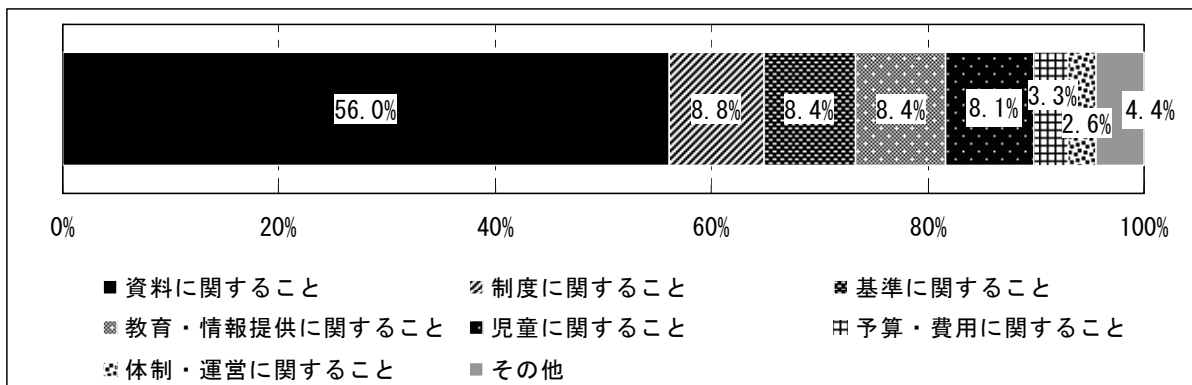
分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
児童に関する こと	13 件	障害手帳に該当しない難聴児への補聴器給付を行ってほしい。	現行制度では手帳不所持者は補装具費給付の対象とはならないため、学習等で真に必要なといえる児童への支援が行えない。
		児童用補装具は成長対応するために使用期間が短いので、貸与制度を積極的に活用すべき。	（児童用）補装具は個々の身体機能の補完代替するため給付によるが、高機能なものも増えて個々の身体状況に調整することも可能となっており、貸与も有り得ると思われる。
		障害児で筋ジストロフィー等による身体機能低下に対する補装具の相談	立位が取れなくなることにに対して給付できる補装具がない（起立保持具は訓練用として定義されている）。児童に関しては座位より立位が優位な条件も先ずないので給付できない。
制度に関する こと	10 件	身体障害者手帳の取得から、補装具の支給までに時間がかかる点。手帳取得時の医師意見書料と補装具に係る医師意見書料と 2 重にお金がかかる点。	市街地から遠くに住んでいる方は、医師の診察が困難である。
		介護保険のようなレンタル制度が補装具にはないのか。	進行性疾患の方など、一部レンタル制度が導入できるとよい。
		型式が変わる装具が更生用装具として認められないことがある。（治療用装具なのか更生用装具なのか）	治療用装具と更生用装具の住み分けが難しい。病院では治療用装具ではないので、更生用でと言われ、更生相談所においては更生用装具とは認められないので病院に相談してくれと言われる。
各補装具に関する こと	8 件	短下肢装具（シューホン）と靴型装具の同時支給を認めてほしい（以前は支給してもらえたのになぜ支給されないのか）	明らかに必要性がある場合でも、更生相談所の直接判定が必要となり、申請者に負担がかかる

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
		座位保持装置等、比較的高額な完成用部品を使用したものを支給して欲しい	昇降式フレーム等、医学的な理由となるかの判断が困難なケースがある。（「他人と視線を合わせることが療育上必要だ」等）
複数申請に関する事	8 件	補聴器の両耳装用について、眼鏡は左右一対で一具として支給されるのに、補聴器はなぜ片側で一具なのかという意見をいただく。	電動車椅子対象者の上肢障害の程度、高額な完成用部品の対象者等、基準が明確になっていないため、自治体ごとの取扱いに差がある。
		修理等で業者に預けたり、修理困難で再交付となる間、新しい物が手元に届くまでのスペアは無い。	基本は1個のみの交付となるため、オーダーメイド品は特に対応困難。
費用に関する事	4 件	市町村民税所得割46万円以上の世帯員がいる世帯も、補装具費支給の対象として欲しい。	現制度では、対象となっていない。重度障害者・児は、医療的ケアの負担があったり、高額な補装具が必要な場合も多い。このような世帯が、所得制限により手当支給対象とならないこともある。
		利用者負担額をなくして欲しい。	定率負担の1割負担が発生し、課税世帯にある利用者は負担が生ずる。
その他	12 件	義足（骨格構造）の意見書を書ける先生が少ない。	骨格構造の義足の意見書は義肢装具等適合判定医師研究会受講終了医師が記載することになっているが、市内にはその先生がいない。
		補装具業者への技術面での苦情。	専門的知識をもつ職員がいないため、直に指導等を行える状況にない。

Q32 申請者の要望や適切かつ効率的な補装具費の支給決定を行うために、下記の要望先に対し、貴市町村が求めている支援内容があればご記入ください。

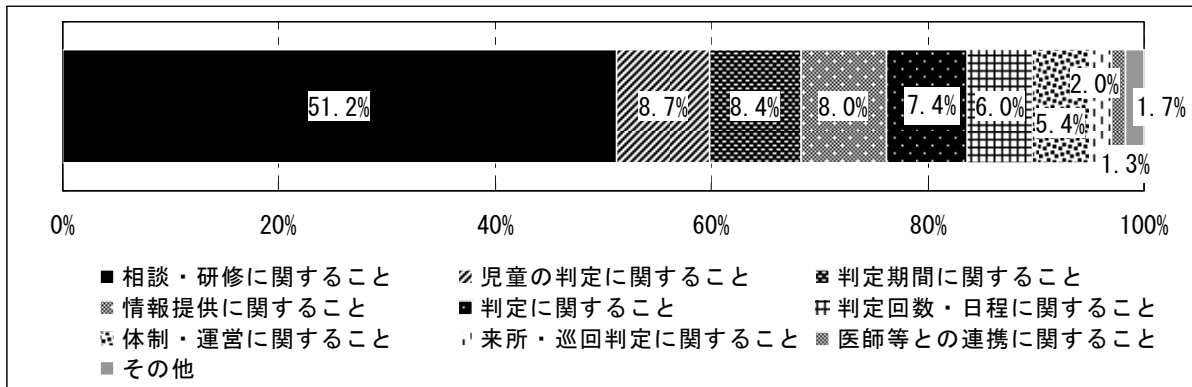
【厚生労働省】

n = 281



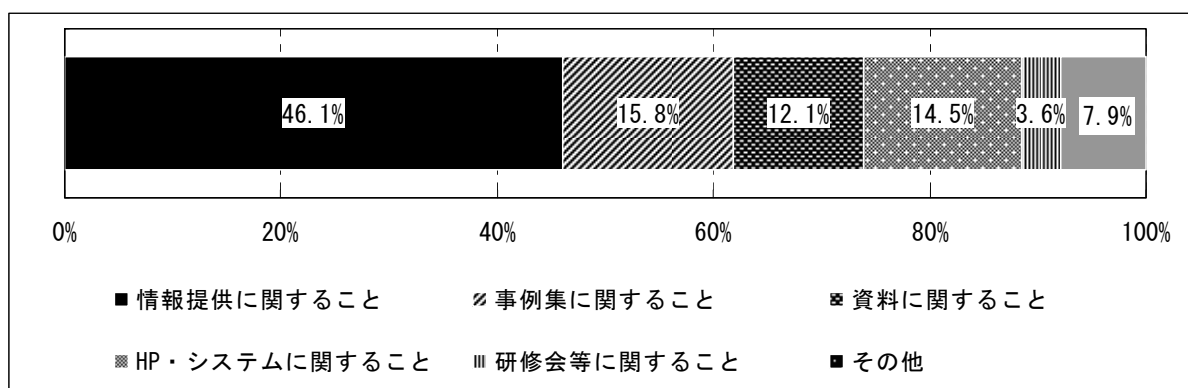
分類	件数	具体的な要望
資料に関すること	153 件	<p>支給決定にあたり、初任者にもわかりやすい支給決定の事務マニュアルやQ & Aを作成してほしい。また、補装具の中には名称や部品名だけではどのような形態の用具であるかイメージがしにくいいため、補装具の図録のようなものを作成してほしい。</p> <p>児童の支給決定についても、身体障害者更生相談所等専門知識を有する方による判定を必須としてほしい。</p> <p>補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準、完成用部品の表について、項目が分かりにくく、見づらいので、見出しで検索できるなどして欲しい。</p> <p>成人だけでなく、児童についても取扱基準やQ & Aを作成して欲しい。</p> <p>利用者向けの申請から判定・支給決定までの流れや、制度の概要をわかりやすく記載したパンフレット等を作成してほしい。</p>
制度に関すること	24 件	<p>薬剤などのように医師の処方箋と国保連による請求が制度化されれば、補装具制度全体が簡素化されるように思う。</p> <p>取扱指針における市町村の役割の再考を。医師に問い合わせることがあっても、忙しいのか、取り次いでもらえなかったり、叱責されることも。現実として、町の事務屋レベルでは、厳しい場面も。</p> <p>適切かつ効率的な補装具の支給決定を行うために、補装具製作（販売）事業者を登録免許制にしてほしい。</p> <p>地域差が出ないように実務レベルでの取扱いの統一化。取扱指針では実務レベルでの取扱いをすべてカバーできないため、細部での取扱いをもう少し統一した方がよいと思う。</p> <p>各市町村と各事業所で代理受領・委任払の契約が必要な点について、国、あるいは県で、補装具を扱える業者として登録すれば。OKという風にしてほしい。</p> <p>新たに契約を交わしながらとなると、支給が速やかにできない。</p> <p>介護保険、障害者自立支援法等の制度で支給の仕方を区別するのではなく、補装具の支給に関して一本化した法の整備。</p>
基準に関すること	23 件	<p>新たに開発された補装具関連の部品について、基準表に載せるまでの時間を早くして欲しい。</p> <p>各補装具において（特に下肢装具・車椅子・白杖・歩行補助杖）、修理基準に載っていない修理もあり、また、修理が実情に即していない</p>

分類	件数	具体的な要望
		<p>とのこともあるため、見直しが必要ではないかと思われる。</p> <p>基準額の見直し。耐用年数等から一律に取扱うのではなく、実情に沿うよう十分に配慮することとされているが、申請者のニーズが多様化する中、判断が困難になっている。</p>
教育・情報提供に関すること	23 件	<p>事業者から利用者へのフォローアップができるよう、事業者向けの研修等の体制が整備されたい。行政も参加できれば事業者との連携もとれ、支給事務に有効。</p> <p>意見書作成医師や補装具業者に対し、都道府県において、研修を行うよう促してほしい。</p> <p>現状、補聴器専門店以外の眼鏡店、家電店等で補聴器の見積もり作成が行われる事例も増えているが補装具制度への知識・理解が無く、市町村が制度の概要を一から教えていかなければならず、大きな負担となっている。こうした店舗の利用にも大きなニーズがあり、厚生労働省・更生相談所から、制度の周知をはかっていただきたい。</p>
児童に関すること	22 件	<p>障害児の補装具支給決定にあたり、更生相談がない代わりに、それに代わる具体的な指針や基準等があると良い。現在の支給決定方法では、多額な予算がかかってしまうため。</p> <p>更生相談所の判断を要しない 18 歳未満の駆け込み申請と、本体に加算された種々の付属部品が、補装具の予算を圧迫している。一握りの障害者のみに大半の予算が使われているので、規制方法を検討してもらいたい。</p> <p>児童の補装具については、高額な物や複数の同時申請、18 歳前の複数装具申請、意見書の不備など課題が多いが、市町村の質問等に対し、主治医より適切な回答が得られないことなどを考慮し、事務指針等を変更し、児童補装具も県の更生相談所での判定が必須であるようにしてほしい。</p>
予算・費用に関すること	9 件	<p>高額補装具費支給に対する特段の財政的援助。</p> <p>低所得者の自己負担の無料化を廃止し、低額でも自己負担を求めることが必要である。自己負担のなくなったことで交付・修理に対し、頻繁に申請するケースが増加している。補装具を大切に使うという気持ちが薄らいでいるように感じる。</p>
体制・運営に関すること	7 件	<p>申請者・補装具製作事業所・病院・市区町村・更生相談所全てが連絡や連携が取りやすいようなシステムづくりをお願いしたい。更生相談所から病院・業者への質問やまた逆の場合において、市区町村を通してのやりとりのために、質問の意図が明確でなかったり医学的な知識が必要な内容の確認等では不十分になってしまうことがある。</p>
その他	12 件	<p>補装具費見積書の確認に際し、電算により確認できるシステム（ソフトウェア）の提供をいただきたい。既にある場合は、その紹介をいただきたい。</p> <p>各都道府県や政令市等の補装具制度のローカルルールのようなものがあれば公表し、周知をしてほしい。</p> <p>専門職を常勤で、国から派遣してほしい。（更生相談所で交付決定、適合判定を行ってもらえる様な制度にしてもらえる場合は、人材を更生相談所へ派遣していただきたい。</p>



分類	件数	具体的な要望
相談・研修に関すること	153 件	補装具制度全般の研修や補装具の支給要件などの研修を種目ごとに分けて時間を掛けて行なってほしい。また、実際にあった事例なども学ぶ機会がほしい。 特例補装具についての研修を行なってほしい。
		担当者によって温度差があるのだが、更生相談所は児童の補装具においても市町村に助言指導する機関であるので、市町村に適切な助言指導をしてほしい。（「児童は市町村の支給決定なので・・・」という返答もある。）
		相談所の担当者にもよるが、判断に迷い相談しても「市町としてはどうお考えか」と問い返され、結局、県内の他市町の状況を参考に判断することが多い。もっと積極的なアドバイスが欲しい。
		初任者向けだけではなく中級者に向けた研修があってもよいと考える。
		現状、補聴器専門店以外の眼鏡店、家電店等で補聴器の見積もり作成が行われる事例も増えているが補装具制度への知識・理解が無く、市町村が制度の概要を一から教えていかなければならず、大きな負担となっている。こうした店舗の利用にも大きなニーズがあり、厚生労働省・更生相談所から、制度の周知をはかっていただきたい。
児童の判定に関すること	26 件	障害児の補装具についても、ぜひ判定依頼させていただきたい。
		高額申請となる障害児の支給申請に対しても、専門的視点で支給決定の判定をしてほしいと思います。医師意見書で必要と記入してあるものについて、障害者であれば認められないものを判定する機関がありません。
		市町村では専門家や医師の配置が難しく、また市町村の担当者は数年で異動があるため、補装具のマニュアルの作成や児童の特例補装具の判定などを行っていただくと大いに助かる。
判定期間に関すること	25 件	判定期間の短縮。現在判定依頼から判定が下りるまで約4週間かけており、支給決定までの時間がかかりすぎている。
		判定依頼をしてから、市町村に通知が届くのに約2ヶ月近くかかるため、申請者から問い合わせが多い。
情報提供に関すること	24 件	必要な書類・記載内容は、可能な範囲で完全マニュアル化して欲しい。不足等あった場合に、お客様に何度も来て頂いたり郵送を繰り返したり、負担と無駄があり申し訳ない。

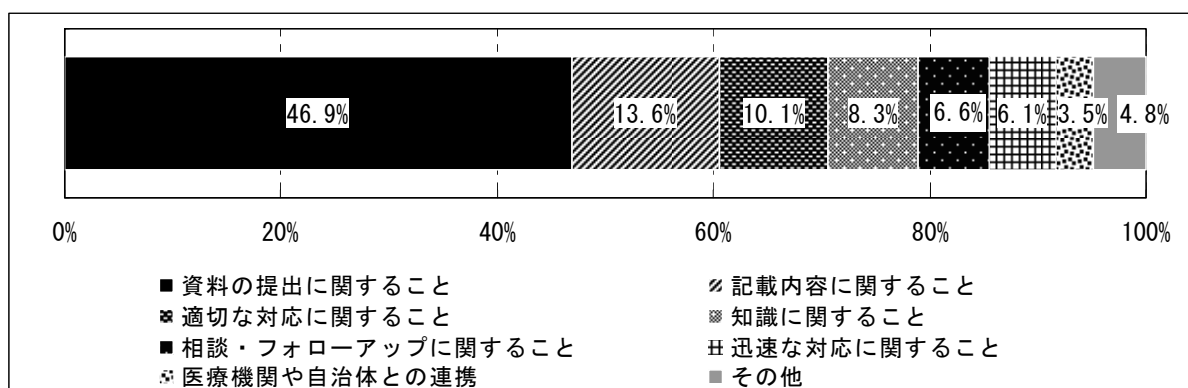
分類	件数	具体的な要望
		市町村判断で決定するもの(修理・児童への給付)について、所管内の自治体の支給決定事例集を作成してもらいたい。 補装具の種目における対象者は手引きなどに載っているが、付属品や構造についても対象者が明確に分かる手引きが欲しい。 却下の際等に理由を申請者に説明することが困難な状況である。
判定に関する こと	22 件	調査書・意見書・処方箋に記載されていない追加の調査依頼が多いので別途様式を作製・配付してほしい。 都道府県によって支給対象となる補装具に対する考え方が異なるため、統一化するようにしてほしい(例えば新しい補装具については実績がないので支給の対象としないというケースも出てきている) 車椅子(オーダーメイド)については再支給の場合は前回交付のものと著しく違うものを購入する場合にのみ判定する形をとって欲しい。再支給をお願いする場合は早く決定してほしい場合が多いのに、オーダーメイドだからという理由で判定を経ないといけないうのは時間もかかり手続きも大変で困る。 補聴器の判定日を決めて事前に連絡してほしい。現在はいつが判定日か分からないため、申請が出るたびに送付している。あらかじめ判定日が分かっていたら、判定日に間に合うようにまとめて送付することができる。
判定回数・日程 に関する こと	18 件	判定回数、来所審査の回数を増やしてほしい。 巡回相談の回数増加、当市町村への巡回相談日程の固定化。
体制・運営に 関すること	16 件	専門知識の不足を補うため、フォローアップ(特に新規利用者)体制を広域で整備されたい。 各市町村からの特例補装具等の相談を分析し、必要と思われる基準変更をより一層国へ働きかけてほしい。 判定員の人員を増やして欲しい。補装具に関して、電話で相談をしてもつかまらない場合があり、業務に支障がきたしてしまうことがあるため。
来所・巡回判定 に関する こと	6 件	自宅での判定を積極的に行って欲しい。特に市町村内に事業者が居ない地区については、積極的な実施が必要不可欠と思う。
医師等との連 携に関する こと	4 件	効率的に事務を行うためには、判定依頼した際の医師意見書や処方箋、あるいは業者見積りに不備がある場合、更生相談所から直接、病院や業者に連絡して頂きたい。専門的な知識を持った職員が市町村にはいないため、正確に伝わらないなど、手間と時間がかかる。
その他	5 件	医師が制度をよく理解していないことがあり、意見書と業者の見積書の内容が一致しないことがある。県下の市町において、手続き方法についてやり方が違うため、県下で統一した事務手順書の作成をして欲しい。 車椅子や装具等の審査(来所判定)を見学させてほしい。



分類	件数	具体的な要望
情報提供に関すること	76件	完成用部品が新たに追加される等して変更点が発生した場合は、速やかにかつ確実に決定処理をするためにも、ホームページへの掲載以外にも、メール等で直接連絡していただきたいです。
		特例補装具に関する情報提供やシンポジウムを企画してほしい。
		申請者に対する補装具の使用方法や手入れの仕方について定期的に案内して欲しい。
		さまざまな補装具が販売されるが、障害特性に応じ必要である要素と、利用者の選択性を高めることは分けけて、補装具費では必要ある要素のみを給付できるよう整理した情報提供を求めたい。
事例集に関すること	26件	補装具・日常生活用具等の適用例や判定困難事例を示して欲しい。
		新任者向けの補装具適用例を作成してほしい。
資料に関すること	20件	平成20年3月に発行された「補装具・日常生活用具給付等ガイドブック」は使いやすい。法改正もあるので、最新版を発行してほしい。
		補装具の種別ごとに図入り解説付きのガイドブック等がほしい。
		補装具に関する分かりやすい冊子やパンフレットを作してほしい。
HP・システムに関すること	24件	見積書の明細と「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定基準等に関する基準」とのチェックを紙ベースで行っているため時間がかかる場合がある。また算定基準の改正等に気づかず改正前の基準額を使用する業者がいるので、基準に基づいて見積明細作成及びチェックを容易にできるWEBサイトなどの開発をしてほしい。
		補装具の種目・部品ごとの名称・型式・基準額などをインターネット上で検索できるようにしてほしい。下腿骨格義足など装具ごとの代表的な基本構造組合せ例・処方例・見積書例・写真などをインターネット上で検索できるようにしてほしい。
		インターネットのホームページ（以下HP）に給付ガイドブックと同じ内容の説明やイラストを載せて頂きたい。HPの福祉用具検索画面で国が例示している福祉用具の項目ごとに商品をまとめて示して頂きたい。
研修会等に関すること	6件	新規参入の事業者向け研修をしてほしい。
		補装具の基本的な知識（パーツの名称やそれぞれの型の特徴など）を学ぶ機会を設けてほしい。
その他	13件	日常生活用具の対象品目の基準（品名・性能・対象者・基準額・耐用年数）を定めてほしい。専門的知識のない小規模町村では独自の設定が困難なため。
		児童の補装具の判定機関を正式に設置することとして欲しい

【補装具製作（販売）事業者】

n = 245



分類	件数	具体的な要望
資料の提出に関すること	107 件	取扱商品や部品のカatalog、また説明書・仕様書（業者担当者が作成するもの）の提出を、必要に応じてお願いしている。
		見積書の作成する際には、補装具のカatalogや写真を添付してもらえらる仕組みや、請求書を提出する際には交付した補装具の写真を提出する仕組みがほしい。
		見積書の内容の詳細がわかるように工夫して欲しい。特に完成用部品については詳しくお知らせいただきたい。
記載内容に関すること	31 件	申請者の生活や障がいの状況をよく見て、真に必要な補装具（近い将来必要になるであろうと思われるところまで見越して）を申請者に勧めてほしい。できる限り告示に載っている基準額内の部品を使用して補装具を製作してほしい（安易に特例の部品を使用しないでほしい）。
		見積書の記載内容に誤りが多い為、事業者向けの研修などがあれば参加してもらったり、見積書の徹底した内容確認をお願いしたい。
		補装具意見書の作成医師と連携し、意見書と見積書に相違がないようにしてほしい。必要以上の修理をしないでほしい（真に必要な修理にしてほしい）。
適切な対応に関すること	23 件	補装具の決定が下りる前に、業者から申請者へ今回の内容なら必ず交付されるというような趣旨の案内をしている場合がある。更生相談所の判定によっては却下される場合もあるので、安易な案内はやめてもらいたい。
		申請者の利得第一であるため、基準額を大幅に超えるものでも勧めている傾向がある。基準額で購入できるものでも十分な効果があれば試用を勧めるなど対応して欲しい。特別な取り扱いや管理が必要なものに対しては申請者や介護者に十分な説明を行い、破損後の申請に至らないためにも定期メンテナンスの必要性を指導して欲しい。
		まれに、支給決定をするまえに交付や修理をしているケースがあるため、適切な対応をしてもらいたい。

分類	件数	具体的な要望
知識に関する こと	19 件	補装具費支給制度に関してそもそも知識が乏しい業者がある。きちんと制度の勉強をしてほしい。事務担当も知識が乏しいため、本来必要ない修理等があっても見抜くことができない可能性がある。
		補装具制度について、正しく理解してほしい。特に支給の流れや耐用年数の考え方など。市民の方にとっては最初に情報を得る場所となることが多いため。
		販売の事業者の方は特に、県の研修に参加して、補装具費の制度の概要や介護保険との運用関係について、理解を深めていただきたい。
相談・フォロー アップに関する こと	15 件	支給決定後、不適合・不具合を確認するため、定期的にフォローアップを行ってほしい。
		耐用年数が経過したので再支給を促すのではなく、修理で使用継続が可能なら同じものを使い続けてほしい。補装具に適合した製作をお願いしたい。
迅速な対応に 関すること	14 件	車椅子の修理では、交付決定から受領までの期間が3ヶ月以上もかかる事業者がいる。どの様な対応となっているかがわからないため、経過報告をする様にして欲しい。（利用者の中には、不信感を持つ方がいるため）
		見積書の提出が遅い、修正になかなか対応しない業者がまれにあり、申請者から福祉事務所に苦情が生じることがある。依頼を受けた際には、速やかに対応して欲しい。
医療機関や自 治体との連携	8 件	個別具体的な対応に苦労も多いと思われませんが、より良い、適正なサービス提供に努めてもらいたい。誤解を受ける給付となりそうな場合は、自ら区市町村に申告していただき、ご相談いただきたい。
		判定前における処方箋と見積の照し合せ及び児童における意見書交付後の確認のため、医療機関とのより密接な連携及び情報共有を望む。
その他	11 件	補装具の展示会などを定期的で開催してほしい。
		コストパフォーマンスを向上し、安価な補装具を提供してほしい。
		既製品の価格をオープン価格とはせず、適正な価格を明示して欲しい。

要望先	主なコメント
指定医師	補装具費制度を理解し、申請者の身体状況・生活環境を踏まえ、意見書に処方する補装具が必要である理由を具体的に記載していただきたい。
県リハビリテーションセンター	OT や技師の支援をお願いすることがあるが、忙しくなる中相談の時間がもてない。補装具の適正を見ていただきたいが身近ではない。
	高齢者が補聴器を購入するために聴覚障害の手帳を取得し、補聴器を申請してくるが、高齢者の補聴器を補装具から除外し、日常生活用具もしくは購入費の助成等に制度変更するべきであると思う。 判定に際して耳鼻科の医師の意見書を提出しているが、物品としては高度用と重度用の2種類であり、納品時に業者が調整して手渡している状況であることから、補装具として判定が必要な物品として疑問である。また高齢者の補聴器の申請や判定事務の量が増加し続けており、その他の業務を圧迫している。
	修理基準が確立されないのであれば、市町村として不正行為があった際に対応できるように規則、要綱を設けないといけないので、作成にあたり助言等をして欲しい。
	交通事故により障害者となった方の補装具の申請について、明確な指針がないため何十年前の事故の補償の確認等申請窓口で混乱が生じている。一般的なQ & A集を提供してもらいたい。
	補装具支給事務について、国のマニュアル以外に都道府県対応のマニュアルを定期的に作成し、説明会や研修会を行ってほしい。（何年も前のマニュアルしか存在しておらず、事務の変更点等があるかどうか分かりづらい。Q&A もまとまっていないため事例を調べにくい。）
	特に児童のケースで特例補装具を耳にするが、先進医療等により様々な身体状況の方が存在し、中には基準のものでなく、「これでなければ対応出来ない」というような状況もあろうかと思われるので、特例補装具という位置づけは不要なのではないかと思われる。
	「補装具基準表」の改訂版を早く発行してほしい。
	教育や訓練の中で必要な補装具を提供することに異論はありませんが、必要以上と思われる機能や変更、数量を求めることはやめていただきたい。また18歳到達前の駆け込み申請を含めて、必要性を精査したうえで必要ある補装具の給付に寄与願いたい。

資料3 アンケート調査集計結果(更生相談所)

1 更生相談所の概要

Q1 貴更生相談所名をご記入ください。
 ※更生相談所名記載のみのため、集計なし

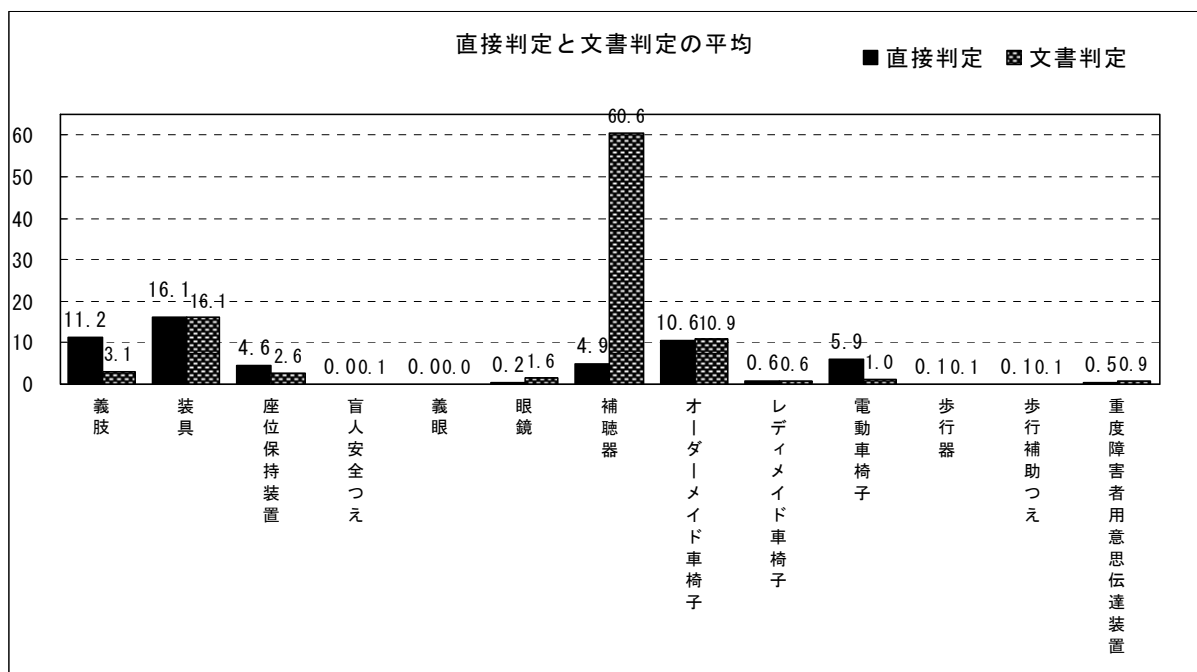
2 補装具判定の状況

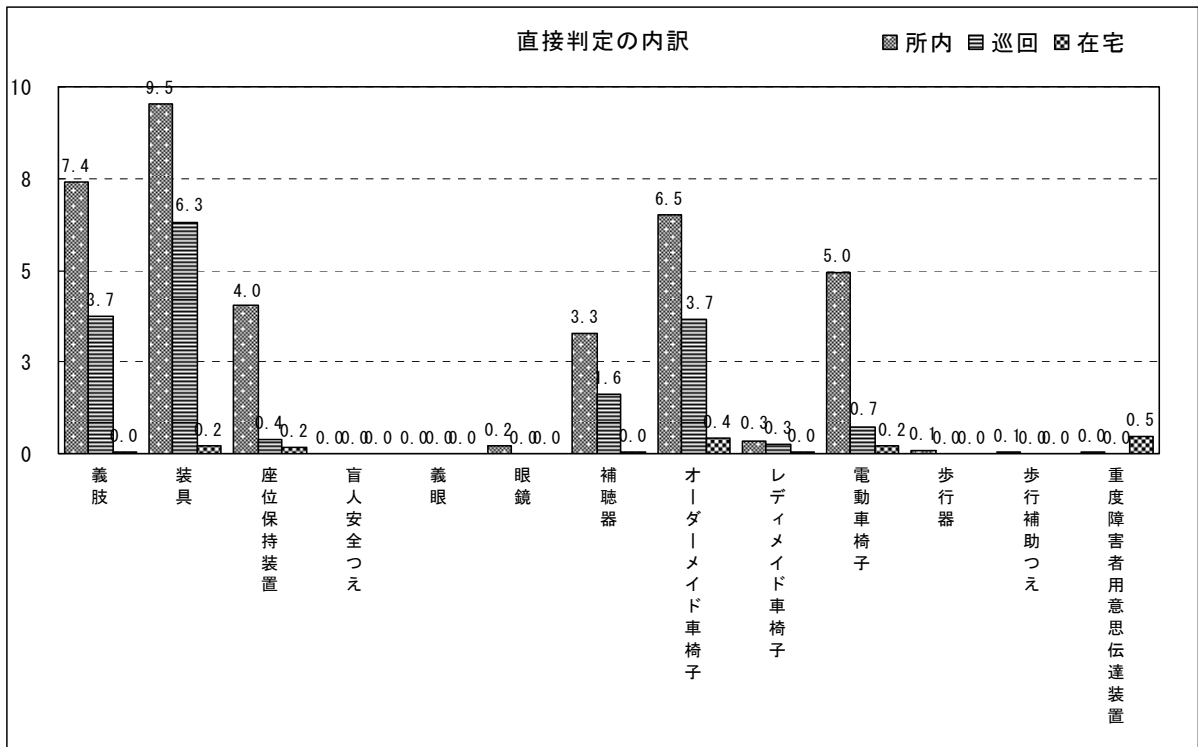
Q2 障害者の補装具判定の件数をご記入ください。

平均(1ヶ月分)

n=67

<障害者の判定件数>	直接判定				文書判定 (b)	総計 (a) + (b)
	所内	巡回	在宅	小計(a)		
義肢	7.4 件	3.7 件	0.0 件	11.2 件	3.1 件	14.2 件
装具	9.5 件	6.3 件	0.2 件	16.1 件	16.1 件	32.2 件
座位保持装置	4.0 件	0.4 件	0.2 件	4.6 件	2.6 件	7.2 件
盲人安全つえ	0.0 件	0.0 件	0.0 件	0.0 件	0.1 件	0.1 件
義眼	0.0 件	0.0 件	0.0 件	0.0 件	0.0 件	0.0 件
眼鏡	0.2 件	0.0 件	0.0 件	0.2 件	1.6 件	1.8 件
補聴器	3.3 件	1.6 件	0.0 件	4.9 件	60.6 件	65.5 件
オーダーメイド車椅子	6.5 件	3.7 件	0.4 件	10.6 件	10.9 件	21.6 件
レディメイド車椅子	0.3 件	0.3 件	0.0 件	0.6 件	0.6 件	1.2 件
電動車椅子	5.0 件	0.7 件	0.2 件	5.9 件	1.0 件	6.9 件
歩行器	0.1 件	0.0 件	0.0 件	0.1 件	0.1 件	0.2 件
歩行補助つえ	0.1 件	0.0 件	0.0 件	0.1 件	0.1 件	0.1 件
重度障害者用意思伝達装置	0.0 件	0.0 件	0.5 件	0.5 件	0.9 件	1.4 件
合計	66.1 件	42.1 件	1.8 件	109.9 件	109.8 件	219.7 件



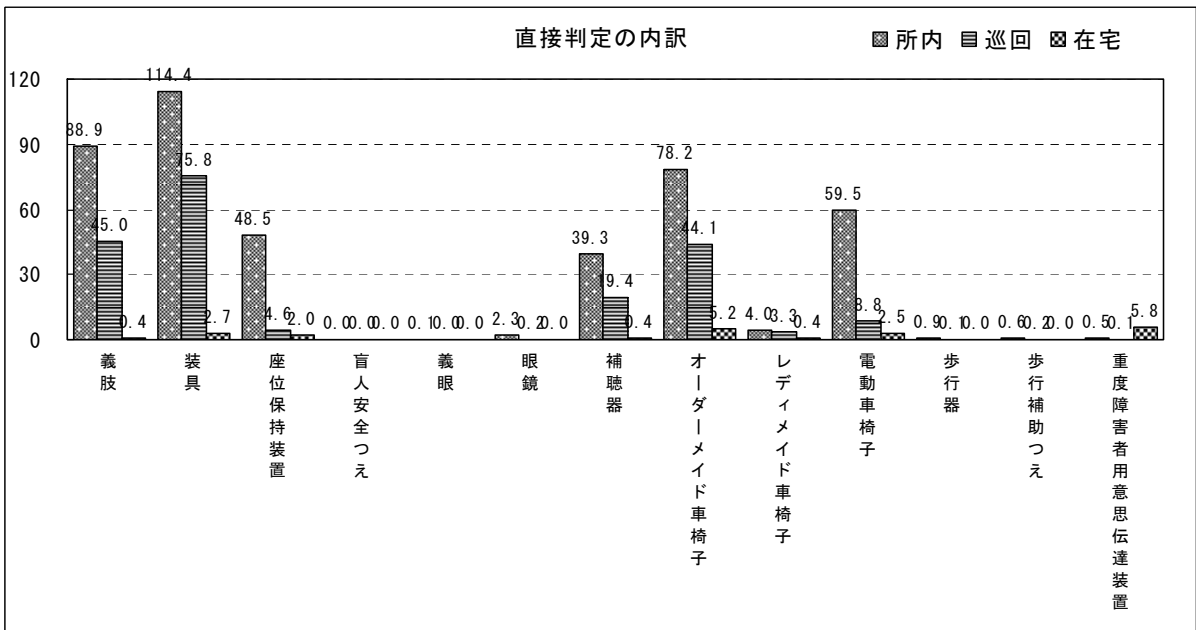
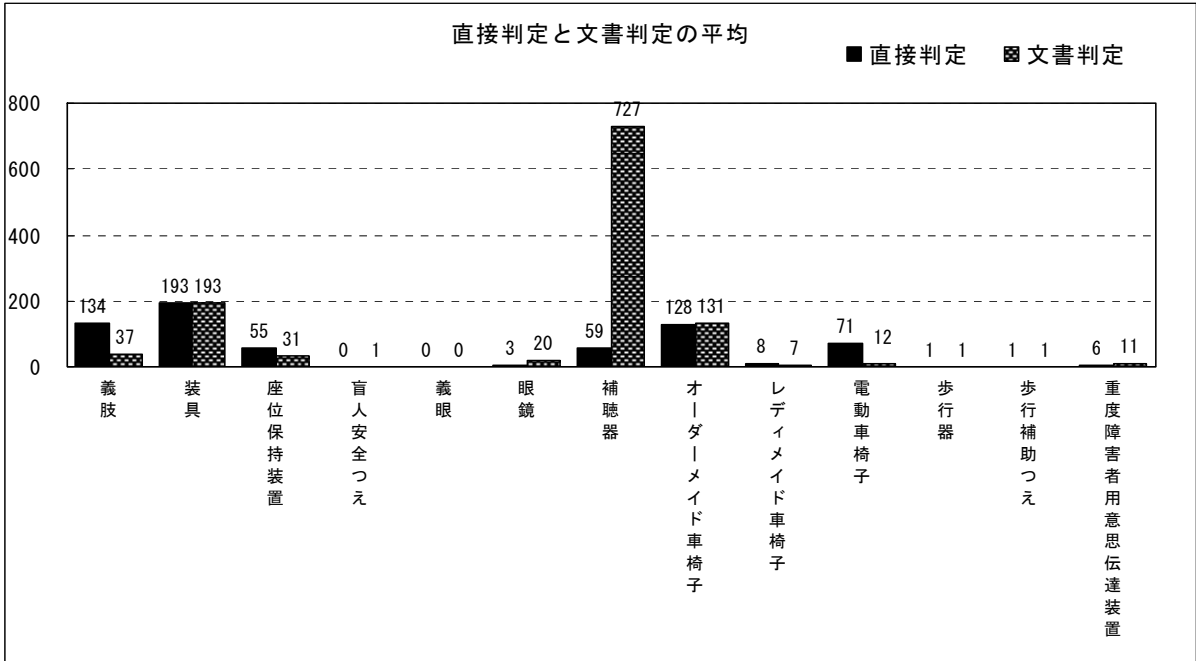


Q2 障害者の補装具判定の件数をご記入ください。

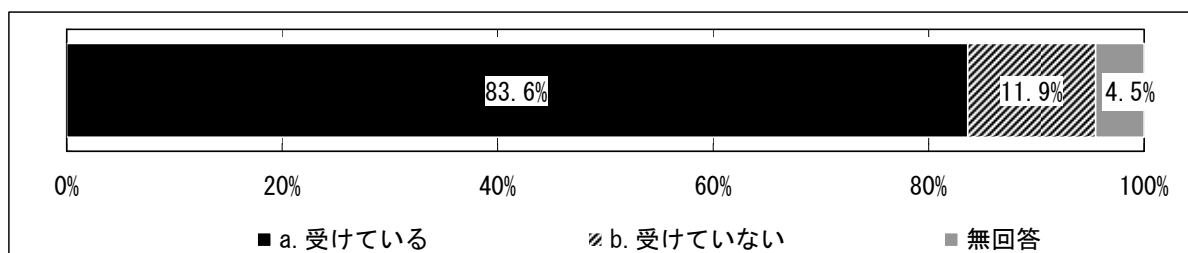
平均(1年分)

n = 67

＜障害者の判定件数＞	直接判定				文書判定 (b)	総計 (a) + (b)
	所内	巡回	在宅	小計(a)		
義肢	88.9 件	45.0 件	0.4 件	134.2 件	36.7 件	171.0 件
装具	114.4 件	75.8 件	2.7 件	193.0 件	193.1 件	386.1 件
座位保持装置	48.5 件	4.6 件	2.0 件	55.1 件	31.3 件	86.4 件
盲人安全つえ	0.0 件	0.0 件	0.0 件	0.0 件	1.1 件	1.1 件
義眼	0.1 件	0.0 件	0.0 件	0.1 件	0.1 件	0.3 件
眼鏡	2.3 件	0.2 件	0.0 件	2.5 件	19.5 件	22.1 件
補聴器	39.3 件	19.4 件	0.4 件	59.1 件	726.7 件	785.7 件
オーダーメイド車椅子	78.2 件	44.1 件	5.2 件	127.5 件	131.3 件	258.8 件
レディメイド車椅子	4.0 件	3.3 件	0.4 件	7.6 件	6.9 件	14.5 件
電動車椅子	59.5 件	8.8 件	2.5 件	70.8 件	11.6 件	82.3 件
歩行器	0.9 件	0.1 件	0.0 件	1.0 件	0.9 件	1.9 件
歩行補助つえ	0.6 件	0.2 件	0.0 件	0.8 件	0.8 件	1.7 件
重度障害者用意思伝達装置	0.5 件	0.1 件	5.8 件	6.3 件	10.5 件	16.9 件
合計	466.9 件	226.7 件	19.6 件	713.2 件	1182.7 件	1895.9 件

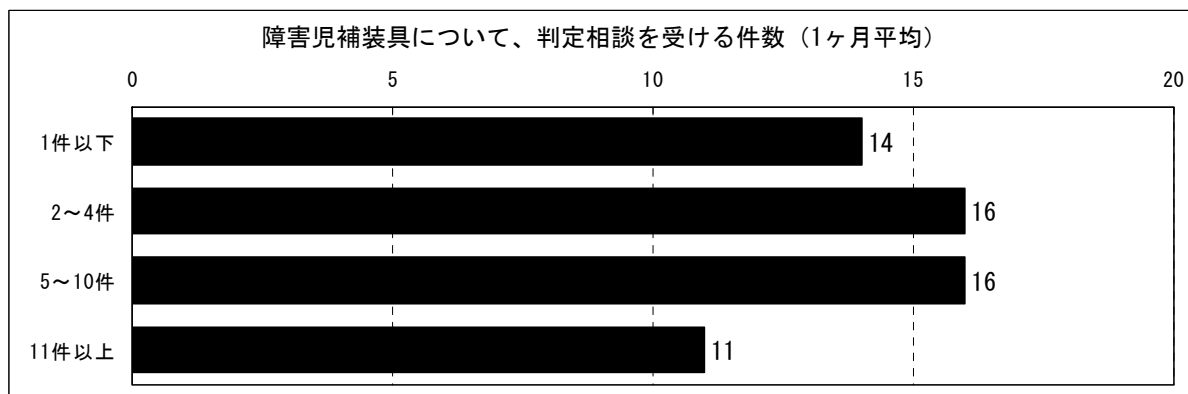


Q3 障害児補装具について、市町村や療育機関から判定相談を受けていますか？ n=67

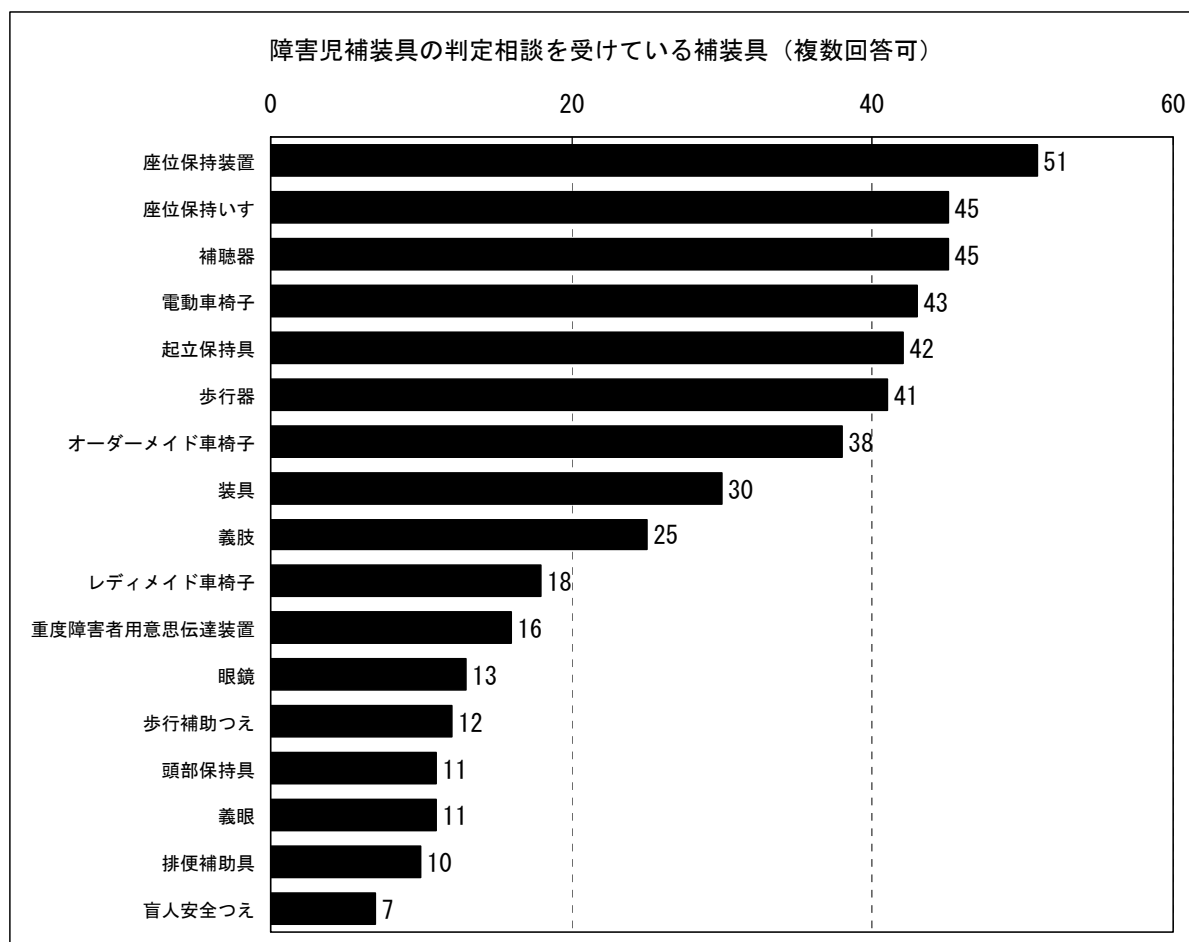


受けている場合の件数

平均	月 8.3 件
最頻値	月 1 件 (12 箇所)
最小値	月 1 件
最大値	月 163 件

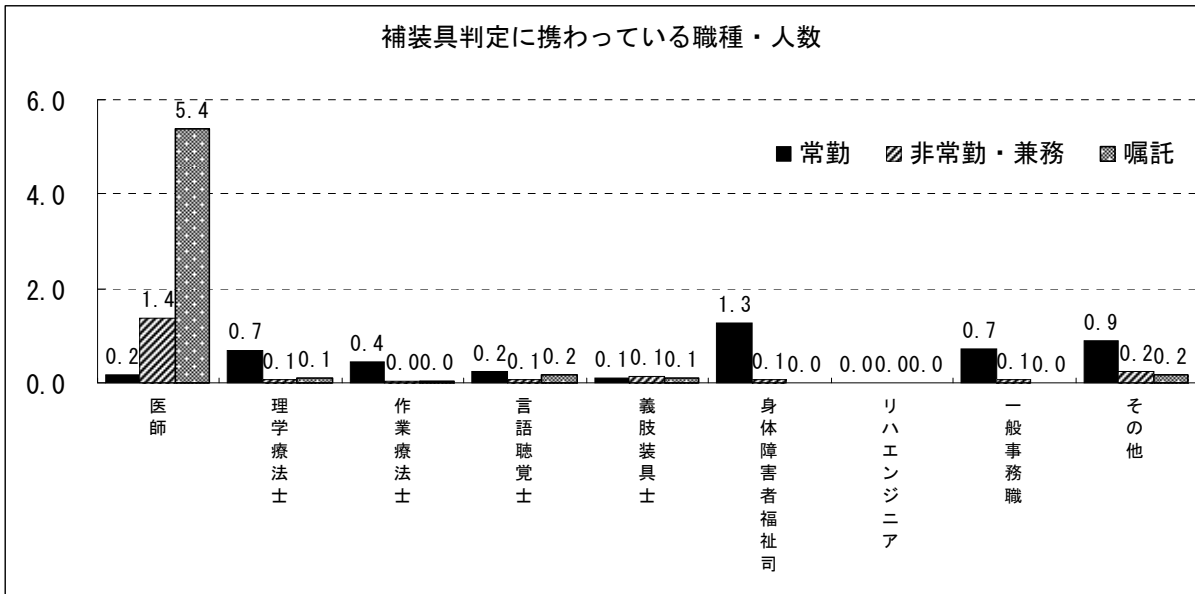


Q 4 障害児補装具の判定相談を受けている補装具を選んでください。(複数回答可) (Q 3「a」選択者のみ) n = 57



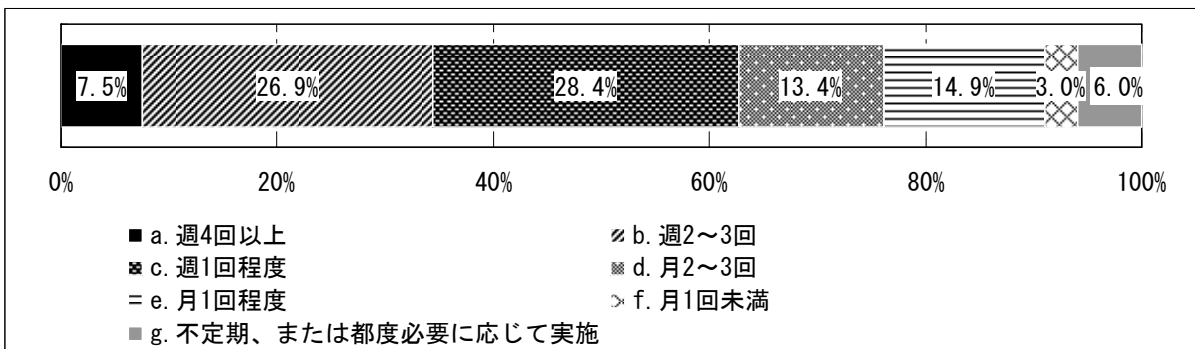
Q 5 補装具の判定に携わっている職種・人数をご記入ください。 n = 67

職種	常勤		非常勤・兼務		嘱託	
	平均	(最小 ~ 最大)	平均	(最小 ~ 最大)	平均	(最小 ~ 最大)
医師	0.2 人	(0.0 ~ 3.0 人)	1.4 人	(0.0 ~ 17.0 人)	5.4 人	(0.0 ~ 32.0 人)
理学療法士	0.7 人	(0.0 ~ 5.0 人)	0.1 人	(0.0 ~ 1.0 人)	0.1 人	(0.0 ~ 4.0 人)
作業療法士	0.4 人	(0.0 ~ 4.0 人)	0.0 人	(0.0 ~ 1.0 人)	0.0 人	(0.0 ~ 1.0 人)
言語聴覚士	0.2 人	(0.0 ~ 2.0 人)	0.1 人	(0.0 ~ 2.0 人)	0.2 人	(0.0 ~ 3.0 人)
義肢装具士	0.1 人	(0.0 ~ 2.0 人)	0.1 人	(0.0 ~ 3.0 人)	0.1 人	(0.0 ~ 2.0 人)
身体障害者福祉司	1.3 人	(0.0 ~ 8.0 人)	0.1 人	(0.0 ~ 2.0 人)	0.0 人	(0.0 ~ 0.0 人)
リハエンジニア	0.0 人	(0.0 ~ 1.0 人)	0.0 人	(0.0 ~ 1.0 人)	0.0 人	(0.0 ~ 0.0 人)
一般事務職	0.7 人	(0.0 ~ 5.0 人)	0.1 人	(0.0 ~ 1.0 人)	0.0 人	(0.0 ~ 0.0 人)
その他	0.9 人	(0.0 ~ 7.0 人)	0.2 人	(0.0 ~ 3.0 人)	0.2 人	(0.0 ~ 2.0 人)



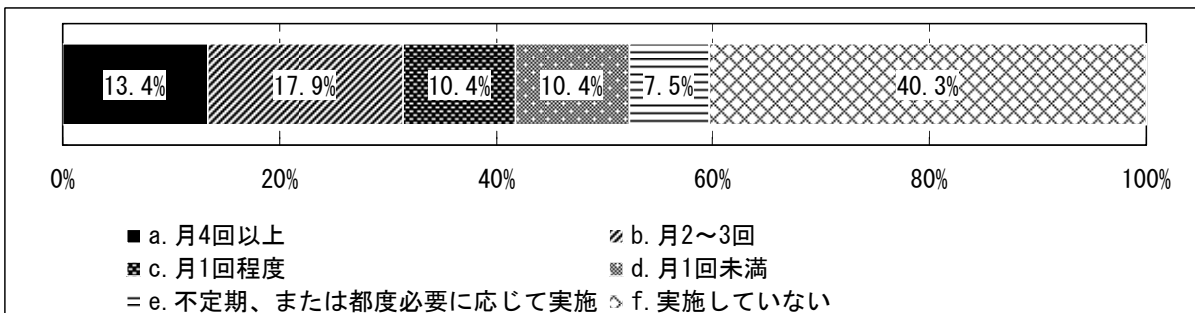
Q 6 所内判定の実施頻度をお答え下さい。

n = 67



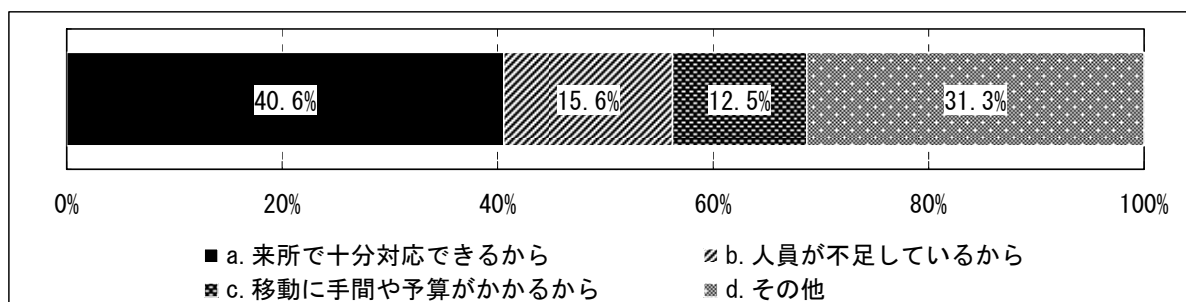
Q 7 巡回判定の実施頻度をお答え下さい。

n = 67

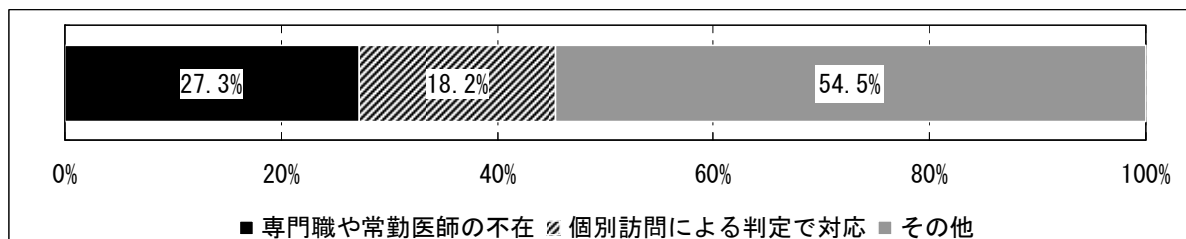


Q8 実施していない主な理由は何ですか？（Q7「e」「f」選択者のみ）

n=32



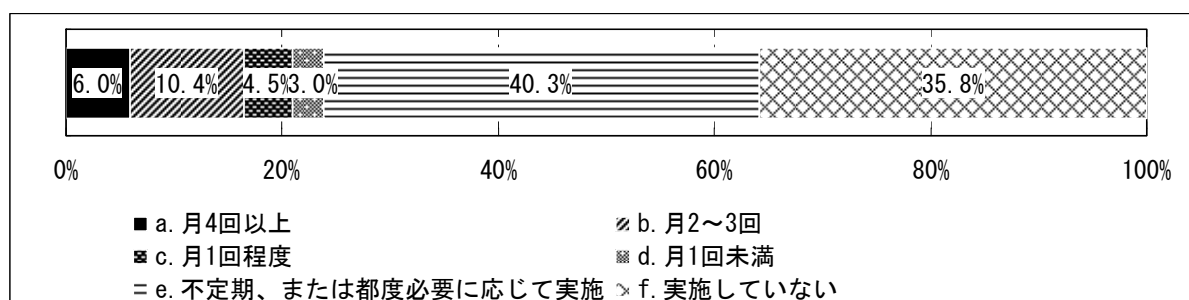
その他の記述



分類	件数	主なコメント
専門職や常勤医師の不在	3件	専門職がない。
		嘱託医の確保が困難。
個別訪問による判定で対応	2件	来所困難な場合は個別訪問による判定で対応しているから。
その他	6件	適合判定の実施が日程的に困難。
		巡回判定の希望がない。
		市内ということもあり、在宅判定により対応している。
		補装具外来を行っている医療機関が多い。
		書類判定であり意見書作成可能な医療機関が管内にある。

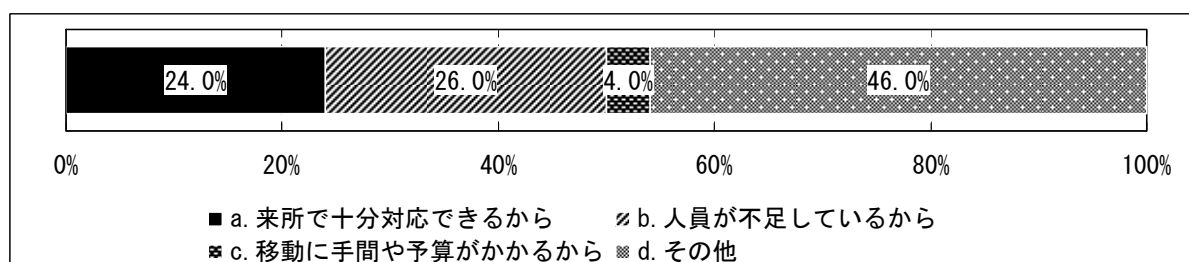
Q9 在宅判定の実施頻度をお答え下さい。

n = 67

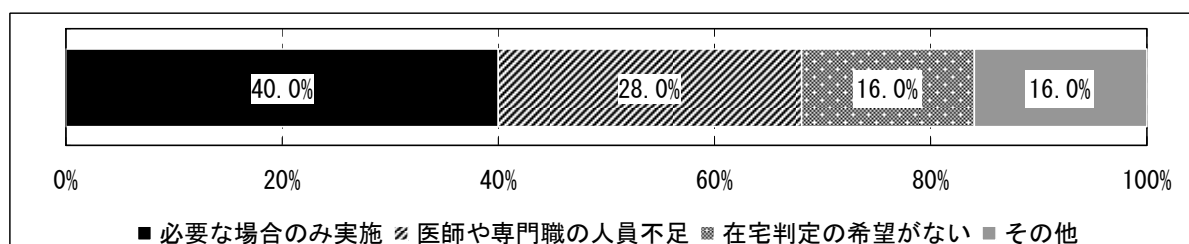


Q10 実施していない主な理由は何ですか？ (Q9「e」「f」選択者のみ)

n = 50

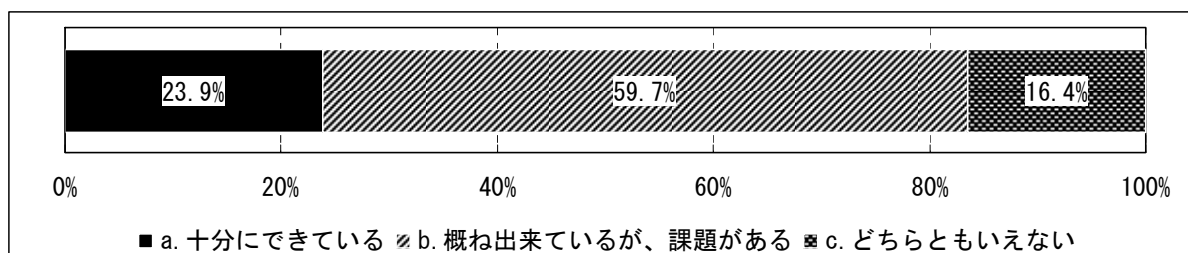


その他の記述

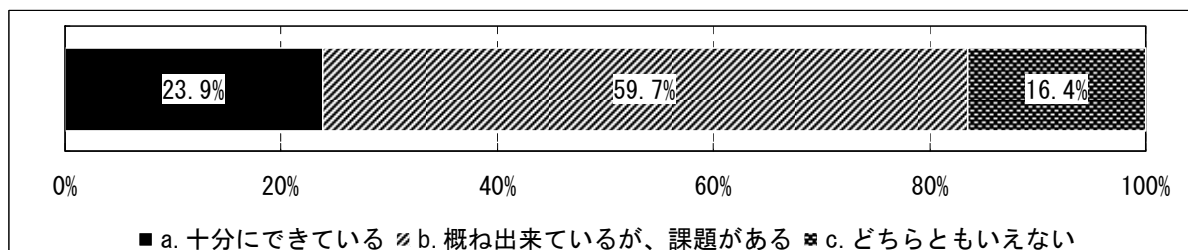


分類	件数	主なコメント
必要な場合のみ実施	10件	意思伝達装置に限り、嘱託の理学療法士が在宅・病院へ訪問し調査を実施している。
		外出困難、住環境との適合性など、在宅での判定が適当なケースの申請があった場合に対応。
医師や専門職の人員不足	7件	医師の確保が難しいため。
在宅判定の希望がない	4件	まだ、在宅判定が必要な申請がない。(判定調査のための家庭訪問はある。)
その他	4件	巡回相談で対応。
		来所や巡回相談に対応できない場合は訪問している。
		以前実施していたが、市町村事業との指摘により廃止。

Q11 申請者の「身体状況」や「置かれている生活環境」等を十分に踏まえた判定はできていますか？ n = 67



Q12 その理由として主なものは何ですか？（Q11「b」選択者のみ） n = 40



n = 5

その他の記述

文書判定では、直接判定でのみ得られるような情報が不足し画一的な判定となることがある。

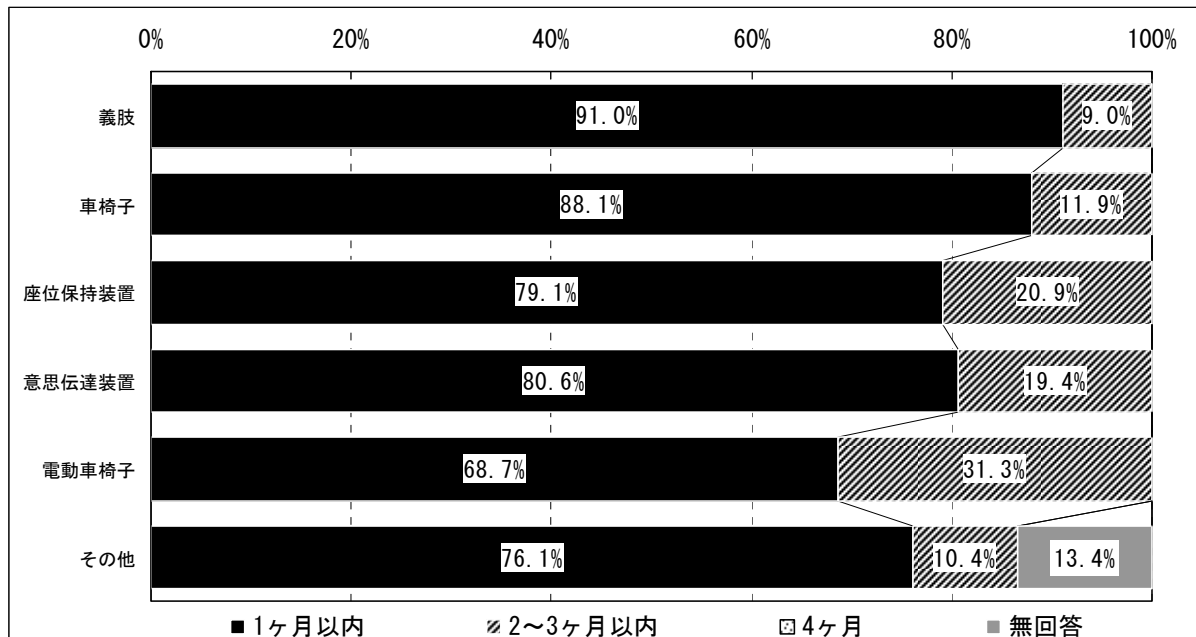
直接判定・文書判定ともに「置かれている生活環境」等の情報が不足している場合がある。

来所や在宅における直接判定はできているが、書類判定の場合、十分な状況把握が難しいこともある。

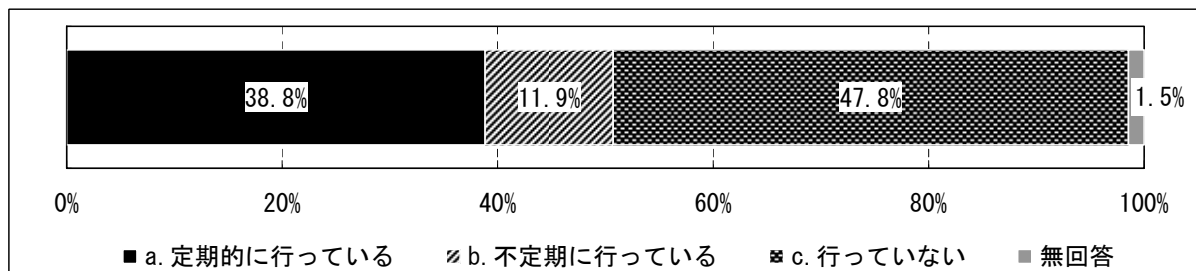
専門職員や情報が不足している。

申請者を支援する支援者は多職種に渡り、それぞれの意見があるため統一することに時間がかかることがある。

Q13 義肢・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・意思伝達装置・その他について、判定依頼を受けてから、判定実施までの平均的な期間を、それぞれお答えください。 n = 67

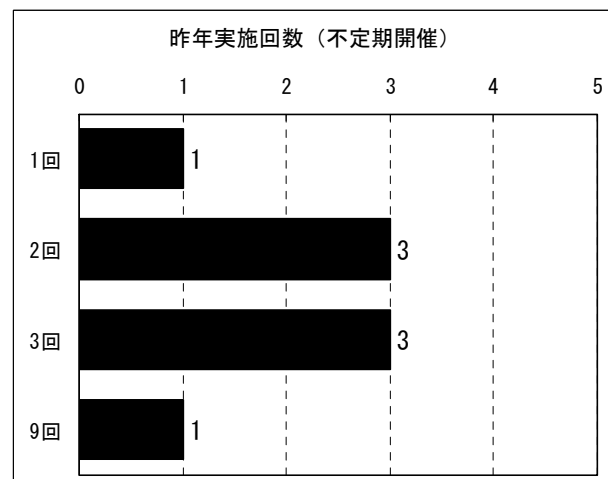
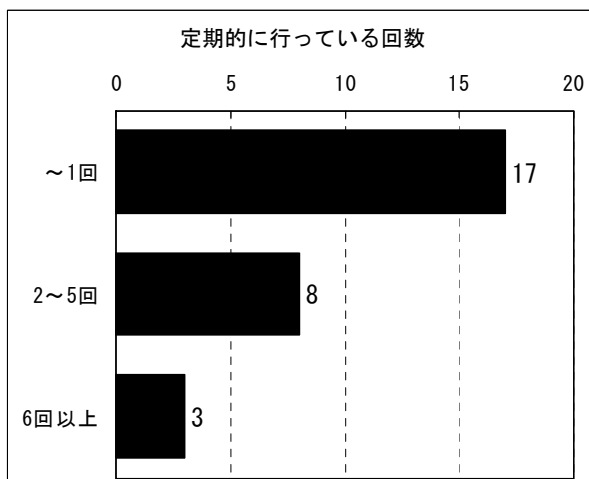


Q14 情報交流の場として、圏域の市区町村や補装具業者との定期的な担当者会議等を行っていますか？ n = 67

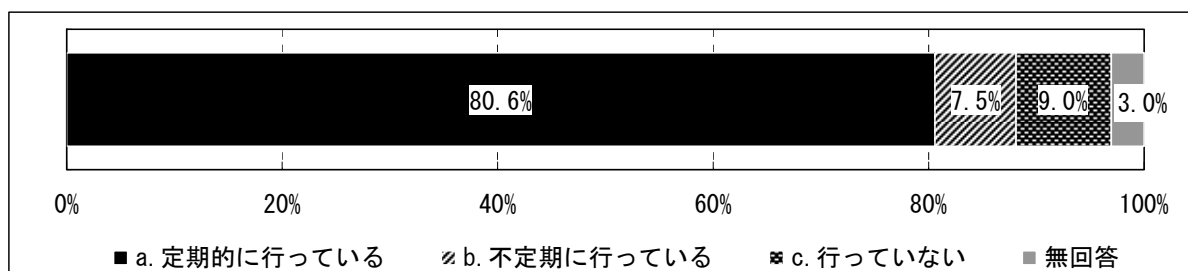


会議の回数

【定期的に行っている回数】		n = 28	【昨年実施回数(不定期開催)】		n = 8
平均	年 0.8 ± 1.7 件		昨年実施回数	0.4 ± 1.3 件	
最小値	0 件		最小値	0 件	
最大値	10 件		最大値	9 件	

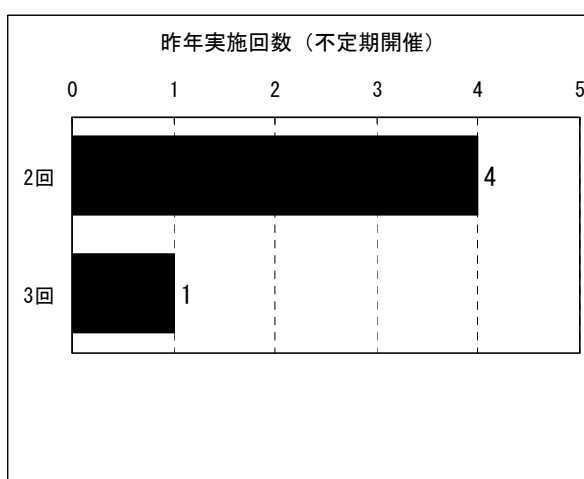
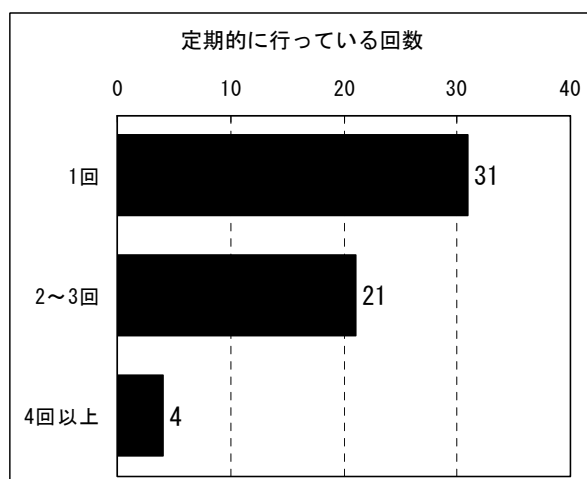


Q15 市区町村の担当者に対し、補装具に関する定期的な研修を行っていますか？ n = 67



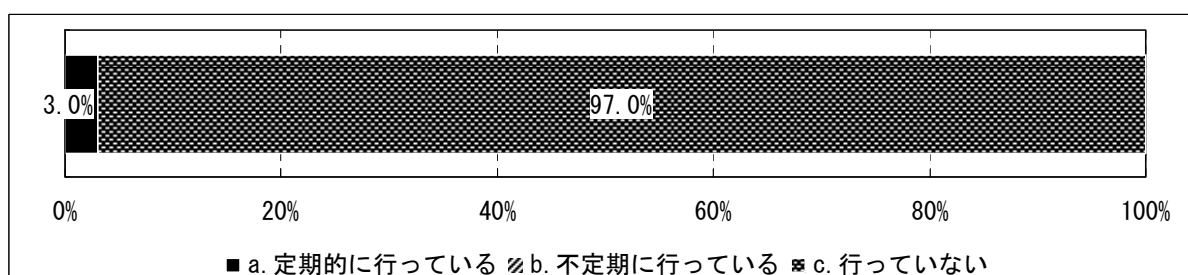
研修の回数

【定期的に行っている回数】		n = 56	【昨年実施回数(不定期開催)】		n = 5
平均	年 1.7 ± 2.3 件		昨年実施回数	0.2 ± 0.6 件	
最小値	0 件		最小値	0 件	
最大値	16 件		最大値	3 件	



Q16 意見書を記載する医師に対し、補装具に関する定期的な研修を行っていますか？

n = 67

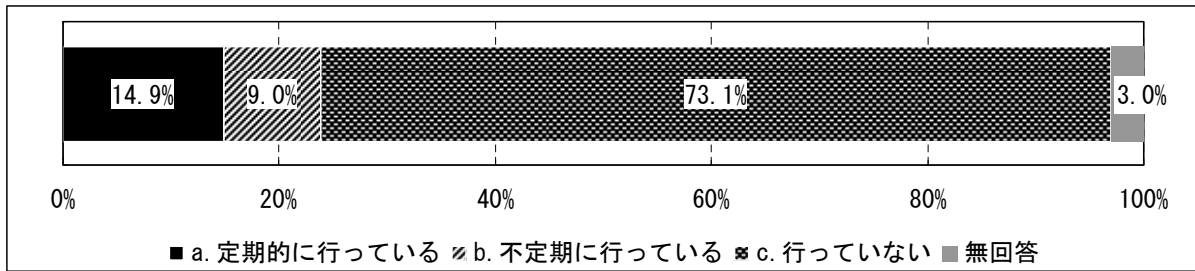


研修の回数

【定期的に行っている回数】		n = 2
平均	月 1.5 ± 0.3 件	
最小値	1 件	
最大値	2 件	

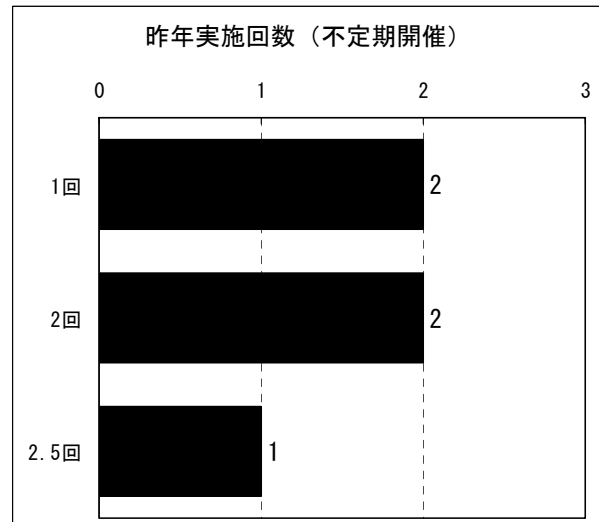
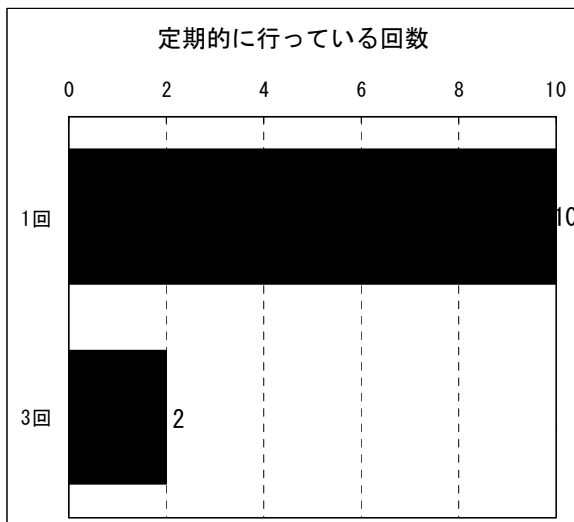
Q17 補装具業者に対し、補装具費支給制度等に関する定期的な研修を行っていますか？

n = 67



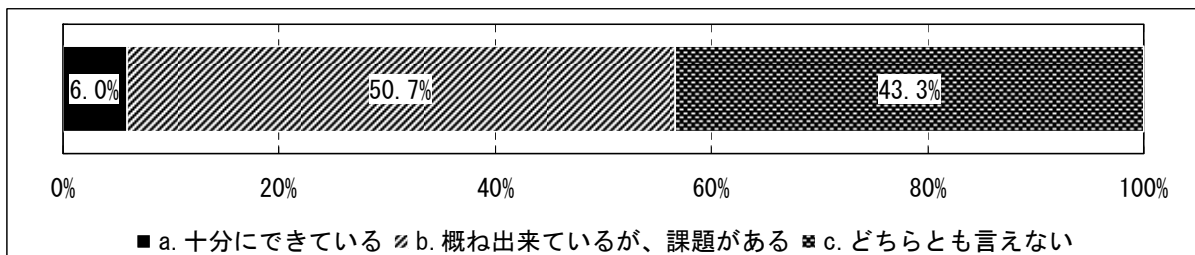
研修の回数

【定期的に行っている回数】		n = 12	【昨年実施回数(不定期開催)】		n = 5
平均	月	1.3	±	0.8	件
最小値		1	件		
最大値		3	件		
				昨年実施回数	0.1 ± 0.5 件
				最小値	1 件
				最大値	2.5 件



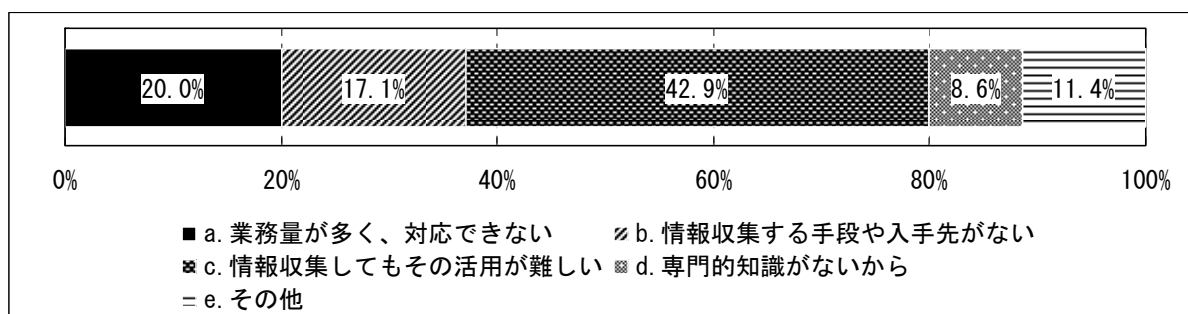
Q18 技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や「完成用部品」に関する情報収集を積極的に行い、それを踏まえた判定ができていますか？

n = 67



Q19 その理由として主なものは何ですか？（Q18「b」選択者のみ）

n = 35



n = 5

その他の記述

判定ごとに確認をしているため。

情報が新しいほど、基準には載っていないため、活用するまでに至らないことがある。

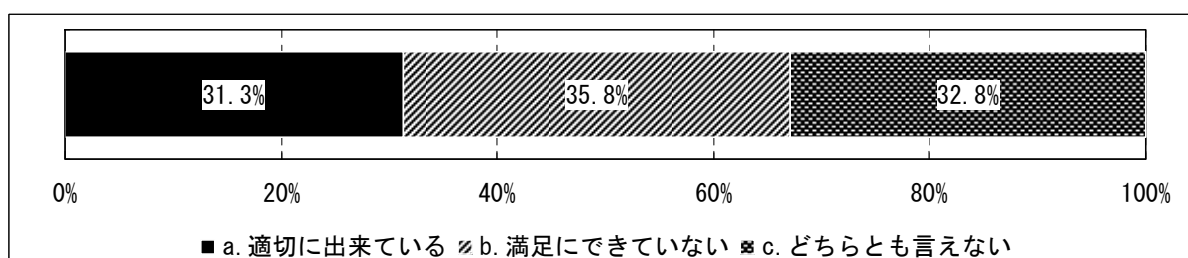
種類が多い。

最新情報を元に適正な判断ができていないか課題があり、都度確認を要する状況である。

メーカー側が発する情報と判定の側で必要とする情報が異なるため。

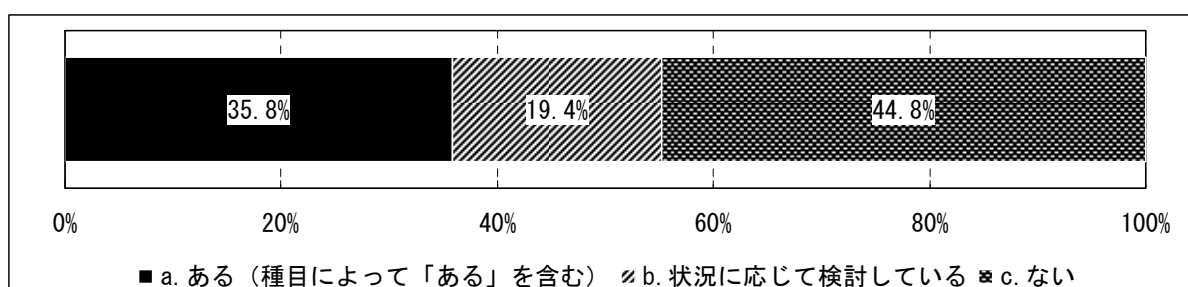
Q20 申請者の主治医や理学療法士、作業療法士など医療職種等と申請者に関する情報を共有（あるいは連携）したうえで補装具の判定ができていますか？

n = 67



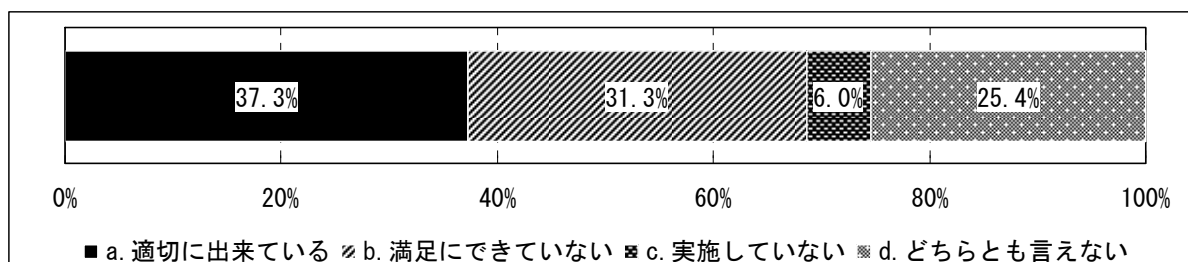
Q21 補装具の判定に際して、厚生労働省が定める「事務取扱要領」や「算定等に関する基準」以外に、貴相談所独自の規程や内規等がありますか？

n = 67



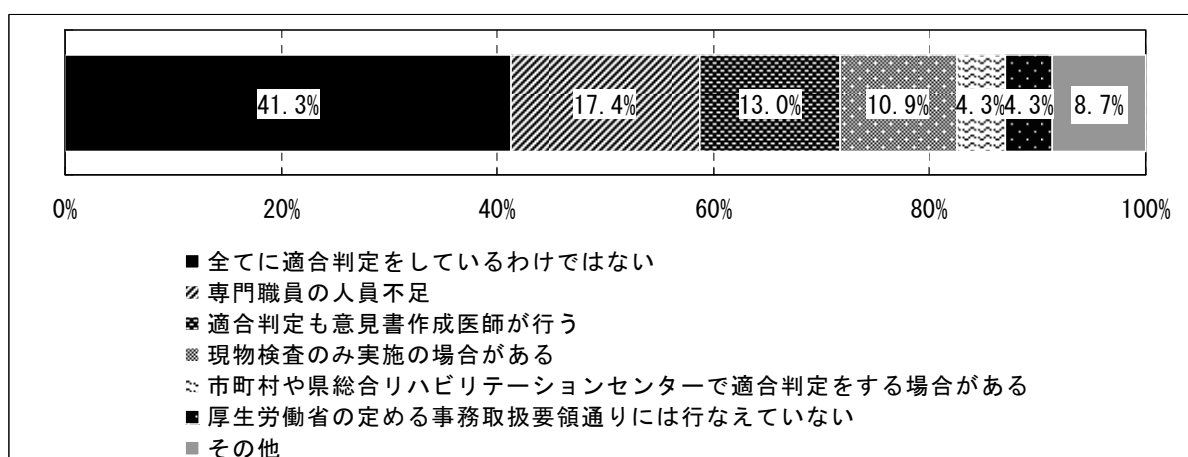
Q22 補装具費支給に当たっての適合判定は、適切にできていますか？

n = 67



Q23 その理由を簡単にご記入ください。(Q22「b」「c」「d」選択者のみ)

n = 46

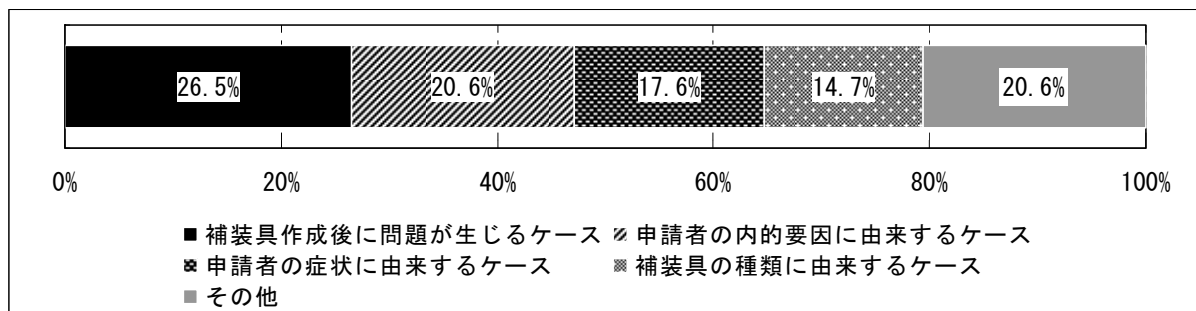


分類	件数	主なコメント
一部で実施	19件	適合を確認することより完成品の確認をすることが殆どのため。
		来所判定は必ず適合を確認しているが、書類判定の場合、意見書に記載した医師が行うこととしているため、実態が把握しきれない。
専門職員の人員不足	8件	利用者の来所に伴う心身及び経済的負担が大きいこと、業者の反発も予想されることや当所の人員（医師）も不足しており、補装具全ての適合判定を来所で行うことは難しい。
		医師が常勤でないことから、判定日が限られるため日程調整等が困難。
意見書作成医師が実施	6件	意見書作成医師に適合判定をしてもらい、書面にて報告をうけていて、更生相談所が直接確認しているわけではないから。
現物検査のみ実施の場合がある	5件	義肢装具については直接適合判定をしているが、車椅子・座位保持装置等は原則として現物検収であり、適合判定については希望者のみ個別対応で、全体に実施するような体制ではない。
市町村やリハセン等で適合判定をする場合がある	2件	当所のスタッフでは適合判定がしきれない場合があり、県総合リハビリテーションセンターに判定・評価を依頼することがあるため。
厚生労働省の定める事務取扱要領通りには行なっていない	2件	厚生労働省の定める事務取扱要領通りには行なっていないため。（骨格構造義肢以外は現物検収）

分類	件数	主なコメント
その他	4件	適合判定依頼の実績がない。
		適切に実施しているが重要なのはその後適切に使用できているかどうかと考える。
		県域が広く、交通の利便性から困難。

Q24 適合判定に難儀する主なケースについて記述してください。

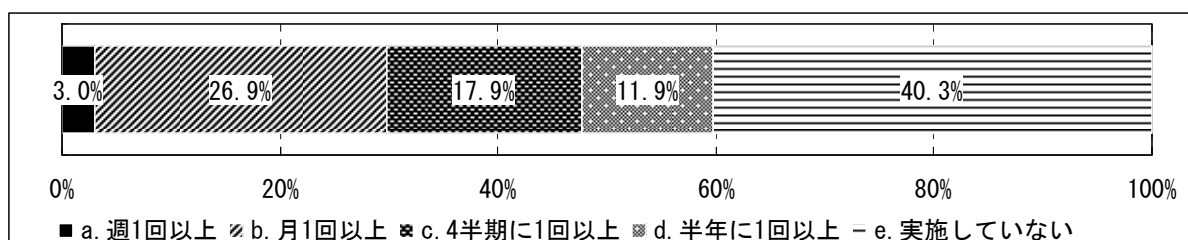
n = 34



分類	件数	主なコメント
補装具作成後に問題が生じるケース	9件	フィッティングが良好でアライメントも問題なく、補装具の機能も果たしていても、申請者に不満があり、納得されないケースがある。
		当初処方した内容では不要と考えられていた部分が、安全面等の理由から追加処方が必要となった。
申請者の内的要因に由来するケース	7件	連絡が付かない。いろいろ理由を付けて適合判定に来ない。判定の後意見、主張を変える。
		装具を試験的に装用したまま適合判定を受ける必要がないと言って、適合判定日に来所を拒むケースがある。
申請者の症状に由来するケース	6件	脳性マヒや難病の方で微調整が必要な場合。
		補装具完成までに日数を要し、申請時と状態が変化するケース。
		特例車椅子、特例座位保持装置などの身体機能レベルの低いケース。
補装具の種類に由来するケース（高機能・高価格の補装具など）	5件	オーダーメイド車椅子とカスタムオーダー車椅子の見分け方。
		高機能・高価格の骨格構造義足の膝継手。
その他	7件	障害児に対する座位保持装置や車椅子の複数交付。
		督促しても適合判定書が意見書作成医師から未提出になる。
		シーティングを行うケースやリハ工学を要するケース。
		県外業者作成の際、書類のみのやりとりで判定に時間を要してしまうケース。
		短時間の装着、歩行状態等からでは適切な判断が難しいケースがある。
		書面判定のケース。

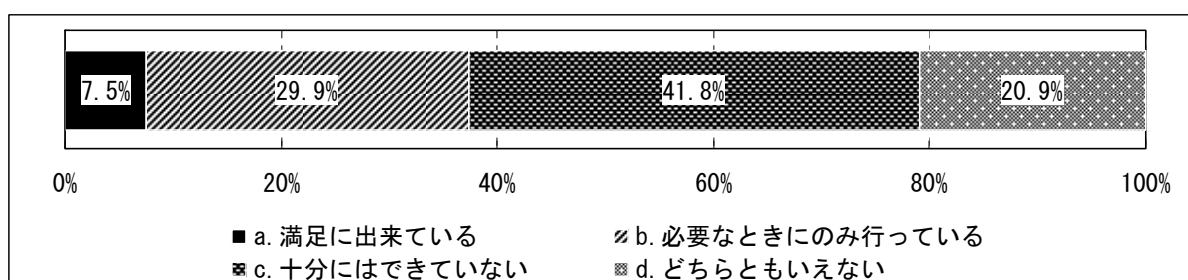
Q25 特例補装具の検討会議の実施頻度をお答え下さい。

n = 67



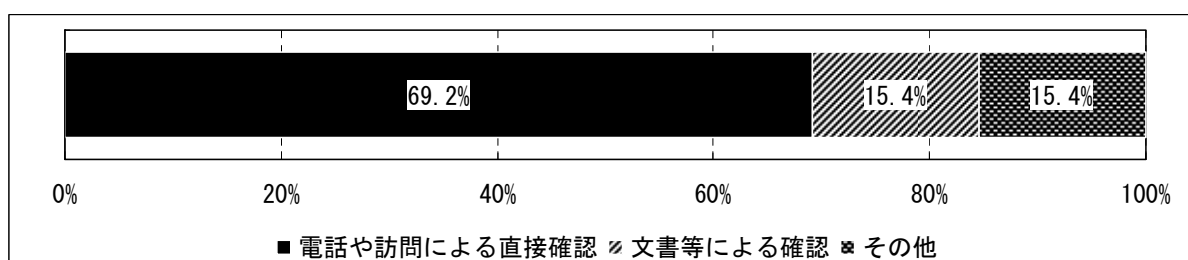
Q26 療育機関や児童の補装具判定に関わっている医療機関等との情報共有はできていますか？

n = 67



Q27 情報共有の具体的な方法を簡潔にご記入下さい。(Q26「a」「b」選択者のみ)

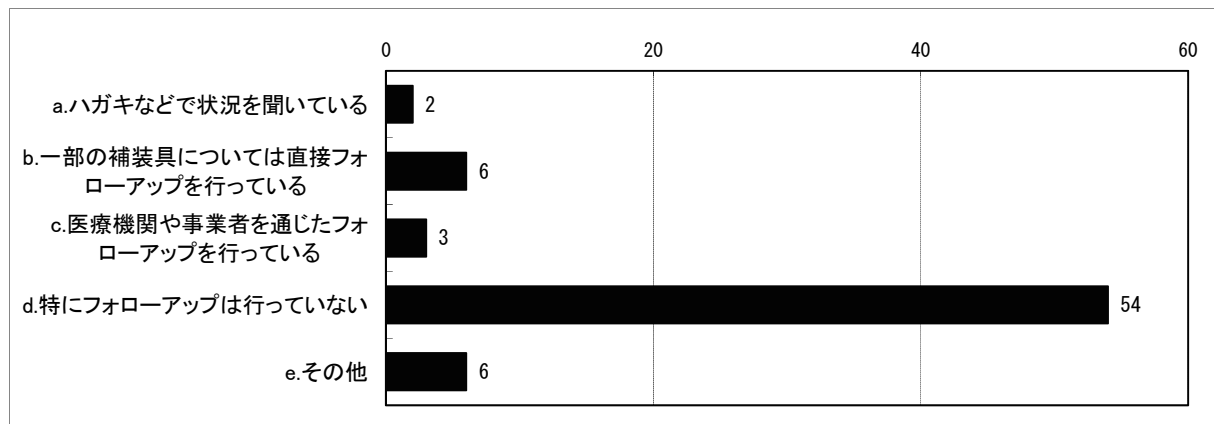
n = 26



分類	件数	主なコメント
電話や訪問による直接確認	18件	療育機関・医療機関の医師・専門職と直接電話等で連絡調整を行なっている。
		電話にて状況を確認したり、書類の提出等を依頼し情報共有している。
文書等による確認	4件	市町村窓口を通じて書面で情報を頂くか、実際に判定に来て頂く。
		意見書の記載内容によって判断しきれない場合には、照会文書によって意見書作成医師に情報を確認する。その際には制度についてご理解いただけるよう、更生相談所から資料等を添付する場合もある。
その他	4件	個別の事例を通じた連携及び助言、基礎的・総論的な知識・技術の共有及び助言。
		福祉機器相談基盤整備事業研修会の開催。
		医療機関向けの補装具相談判定マニュアルの発行。

Q28 判定後に、利用者に対してどのようなフォローアップを行っていますか？（複数回答可）

n = 67



n = 6

その他の記述

特例補装具については、モニタリング（納品後2ヶ月～3ヶ月）を実施。

重度障害者用意思伝達装置については、年1回アンケート調査を行っている。

重度障害者用意思伝達装置については、アンケート形式によるフォローアップを実施。

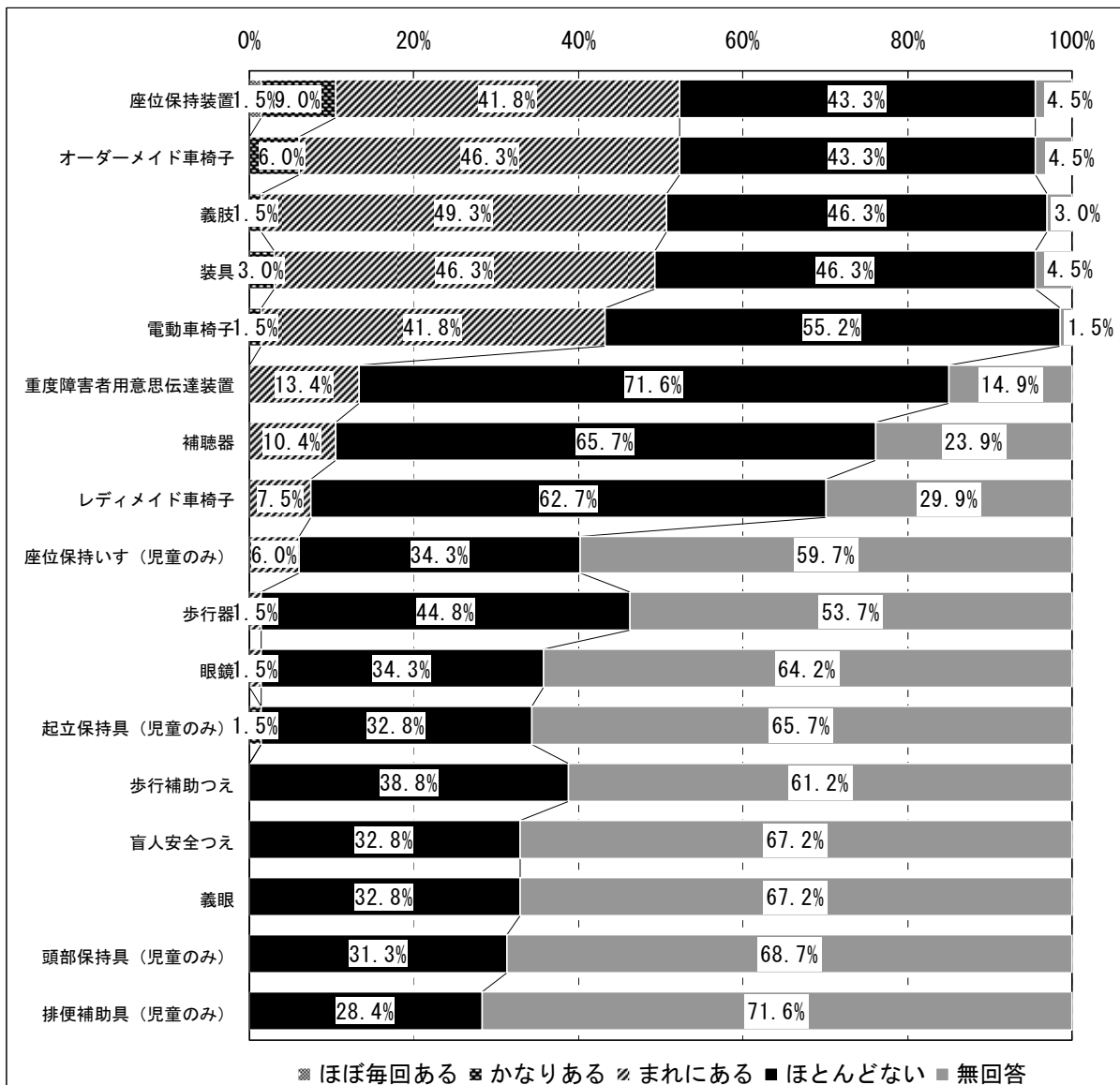
基本的には市町村業務と考えている。

巡回相談時に、装具について確認。

理学療法士が実地に臨宅し、点検している。

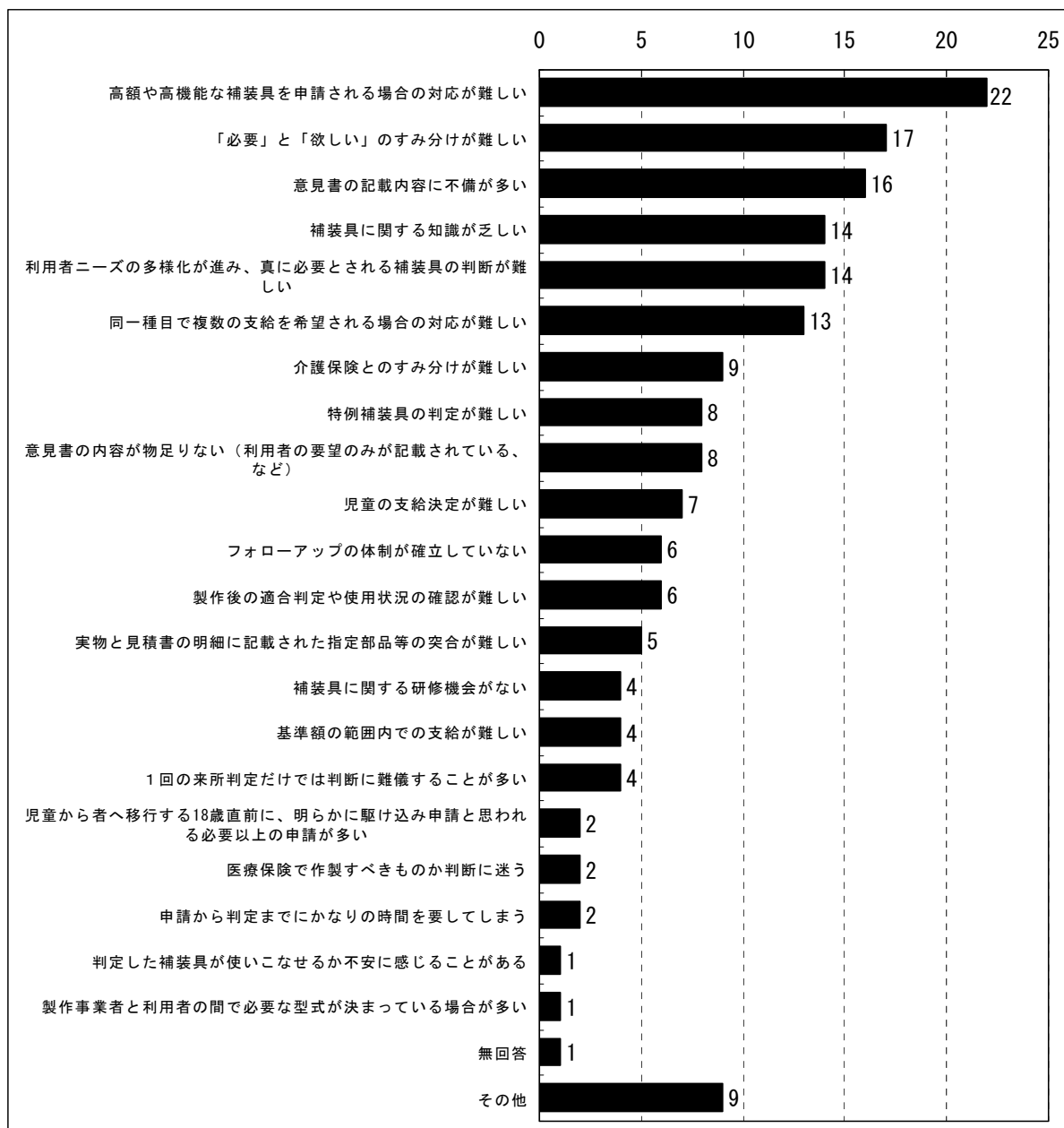
Q29 仮合わせや完成時に処方内容に修正・追加等をすることはありますか？種目毎にその頻度を選択してください。

n = 67



3 現行制度における課題と提案

Q30 補装具判定業務の中で、貴相談所において、最も大きな課題と思われる内容を以下の「1～28」の項目から最大3つ選択し、「その具体的な内容」と「貴相談所が提案するあるべき姿（理想像）」を記入してください。 n = 66



分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
判断に関する事	12 件	ニーズの多様化が進み、高額、高機能な補装具の申請をされる場合がある。特に義足の部品においては基準内でも高機能、高額な膝継手や足部等の部品を希望される場合がある。しかしその部品が真に必要なものか否かを明確にすることが、できていない様を感じる。基準には従来の部品と、新たに認められた高機能な部品が混在して種類が増え、判定者側も知識を整理しきれず、利用者に真に必要な部品を選択できない。利用者はインターネットや業者から情報を得ており、できるだけ高機能なものを希望する。デモ品は業者により用意できるものが限られることと高機能なものになる傾向があること、またデモ機の使用にあたっては高機能なものは全般的に使用感が良く、結局そのパーツを支給することになってしまう。	部品毎にその支給対象者をきめ細かに設定し、それに沿って支給できるようにする。また、基準表にある部品でも実際には製造販売されていないものもあることから、基準表自体を見直し、部品の特色を整理する必要もある。判定者側もそれぞれの部品の機能を知る努力をする必要がある。
		児童補装具について、高額、高機能な物が出てきている中（特に完成用部品や起立保持具、歩行器等）、補装具としてどこまでを認めるかの判断に迷う事が多い。指針にある「社会人として自立自活するための素地を育成・助長する」目的の解釈が難しい。	高額、高機能な製品の機能等について適宜情報収集し、補装具として必要な範囲、基準を所内で明確にしておく。
利用者からの要望に関する事	6 件	完成用部品として、掲載されているものに関しては支給すべきであると強く希望されることがある。また、医師も真に必要なものではなく、医学的により良いものを処方されることが多く対応に苦慮している。	医療関係者が制度について理解を深めていただきたい。また、高額高機能なものの完成用部品としての登録は慎重におこなって欲しい。
		明らかに業者の意向と思われる、申請者の身体状況、障害程度と合わない高額、高機能の車椅子、座位保持装置等の申請があり、来所判定の結果、見直しを求めたが、「将来的に必要」「あったほうがよい」という理由で、主治医、業者が判定結果に難色を示す。	業者主導ではなく、主治医は身体状況、障害程度に見合った意見書を作成する。来所判定、もしくは書類判定においては申請者の状況がわかる写真添付の徹底を行う。
その他	3 件	座位保持装置など基準内の完成部品の組み合わせで高額になることがある。	基準内のものなので対応が難しい。上限額を定めてほしい。（例：疾患や身障手帳の等級などで）

<「必要」と「欲しい」のすみ分けが難しい>

n = 17

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
利用者からの要望に関すること	8件	「必要」と「欲しい」のすみ分けが難しい。上記4とも関連しますが、絶対これではなければならないが、こちらの方が試してみたら楽だったから、ということから「欲しい」といったケースがあり対応に苦慮することがある。	「必要」とまではいかないが「欲しい」というケースについては最低限必要な部品で判定しそのカテゴリ内（義足用膝継ぎ手を例とした場合、単軸、遊動、油圧の範囲内）において部品を使用し差額は自己負担としてはどうでしょうか。
		申請者の障害状態よりも多機能なものを希望される。「あったら便利」、「いずれいようになるかも」といった不確定な要件で希望される。	申請者の障害・日常生活の状況を確認し、必要とする機能を確認した上で判定する。
判断に関すること	7件	周囲からの勧め（便利）による欲しい補装具なのか、真に生活などに必要とされる補装具なのかの判断に戸惑うことが多い。	デモ機の使用やレンタル制度により一時使用してもらい、それにより真に必要な補装具なのかの評価や判定をし、必要に応じ支給することができることが望ましい。
		書面での判定のため、医師が記載した意見書の内容不足、及び市町担当が記載する書類内容の情報不足から、「必要」と「欲しい」のすみ分けが困難。	医師意見書に障害状況上及び環境上の必要性の詳細を記入依頼する。

<意見書の記載内容に不備が多い>

n = 16

分類	件数	具体的な内容	あるべき姿（理想像）
理由の記載に関すること	13件	意見書に本人の身体状況、その装具が必要な明確な理由が書かれていないことが多い。主治医や担当PT等への照会を行うため、判定に時間を要してしまう。	指定医向けに、意見書の書き方含め補装具に関する研修を実施する等。
		書類判定が増えているが、主治医の意見書では判断ができないことが多く、内容確認や再調査等で対応に苦慮している。また書類判定の場合は業者の意向が影響し、結果的に過大な見積りとなる傾向が感じられる。	意見書を記載する医師の補装具に対する専門性を高めることが望まれる。また、的確な判定が行えるよう、医師意見書様式や市町村の調査書等の工夫が必要と思われる。
その他	3件	当県は書類判定が主であるため、市町村から補装具費の要否判定の依頼時に、医師の意見書、製作者の見積書が提出されるが、意見書と見積書の内容に相違が見られることが多く、確認、修正に時間を要することがある。	医師、製作者、市町村等に対し、意見書、見積書の作成・記載方法に関して、より周知、確認の徹底がなされることが望ましい。

<補装具に関する知識が乏しい>

n = 14

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
書類判定で処理する補装具が多く、書類の情報のみでは、真に必要な型式・付属品・完成用部品等判断しづらい。完成用部品の把握が全てできていない為、適正な補装具を提案できない。	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子は、来所審査で判断する。適正な補装具を提案できる職員の配置、職員数の確保。完成用部品は、同じ機能を持つもの毎に分類されているとわかりやすい。
意見書の内容を見て、不要な付属品が処方されていないか、この申請者にとってはこういう機能が必要なのではないかということを専門知識がないため、自信を持って、意見書作成医師に伝えることができない。作成医師と嘱託医の意見に相違がある場合、判定に苦慮する。	意見書作成医師、嘱託医と対等な立場で更生相談所の意見を述べるができる。
補装具や制度の理解において、知識が乏しく判定に苦慮している。他県の状況や厚労省への問い合わせをして情報を得ている状況である。	その都度相談できる機関があることを望む。

<利用者ニーズの多様化が進み、真に必要なとされる補装具の判断が難しい>

n = 14

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
近年、様々な装具が開発され、また輸入品等も増えている中で、補装具として真に必要なものかどうか判断することが困難になっている。特に車椅子の様々なタイプや付属品など申請者のニーズが多様化している。	補装具費として一定の基準で公費負担を決定した後は、申請者の希望で差額自己負担として扱うのが現実的と思われる。
地域で生活し様々な社会参加や就労スタイルがあり、支給個数の問題や基準にはない機能を求める方が多くなっている。また、情報を収集しやすくなっているため、補装具には適さないと思われる福祉用具を申請されてきたり、本人の要求が強く対応に苦慮することが多くなっていると思われる。障害福祉サービスに関わる支援機関が多くなると場面、場面でのその方の補装具の考え方が異なりその調整に難儀することが多くなっている。	本人・家族もしくはケアマネ等の支援者が補装具に対してのマネジメントを行い、判定時には意見が調整されていること。それらを判定が適切に判断できる。
利用者が希望する機種が、必ずしも利用者に合うとは限らない。機能が良くても、補装具で利用者の障害や生活の問題をすべて解決することができるわけではない。	「必要」と「欲しい」すみ分けができるよう、基準に該当する種目等については、できる限り対象者(例)で説明がつくようにガイドラインを整備していただきたい。

<同一種目で複数の支給を希望される場合の対応が難しい>

n = 13

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
生活パターンの多様化により同一種目で複数個申請される場合がある。例えば通所施設を2ヶ所利用するために、それぞれの通所施設用と自宅用の車椅子又は座位保持装置3個の申請。家事での使用頻度が高いために手部義手を2個申請。このような場合、必要性を認めて支給するか、必要性を認めながらも個数の制限をするか、判断に迷う。	必要性を検討するための事前の調査（使用目的、使用場所や頻度、時間等）をきめ細かに行うこと、また、判定後迅速に打ち合わせ等を行って支給の可否を意志決定できる体制作りが必要である。
児童期に複数支給されている場合、更生相談所が判断する基準との乖離が大きく、申請者(家族)に理解してもらうことが難しい。また義肢・装具の判定では、複数支給の判断が難しい事例が多い。	種目によって標準2個を認めるものと、公費では1個とするものを規定する。児童補装具の扱いについては、判定方法を含め見直しが必要と思われる。
義足や下肢装具について替え用を支給してほしいと言う要望がしばしばある。現行制度では支給は認められないため対応に苦慮することもある。	各福祉事務所、医療機関並びに補装具制作（販売）事業者を通じて、対象者に対して制度の周知をはかるとともに、治療用（訓練用）義肢、装具の有効な活用を働きかける。

<介護保険とのすみ分けが難しい>

n = 9

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
介護保険該当者に対する車椅子の支給については、オーダーメイドで作成する必要がある場合についてのみ自立支援法での支給を認めているが、線引きが難しい。	長期に車椅子を利用する場合、レンタルよりも支給のほうが安価になる場合も多く、レディ・オーダーを問わず、どちらの制度を使うかについては原則本人の選択としたほうが合理的。
市町村において介護保険でのレンタル製品の情報が不足しているとともに、レンタル製品への本人の抵抗、デモ機を借りることの調整の難しさ、介護保険支給量の制限等の課題がある。	「レンタル」という名称の再検討も含め、介護保険制度が利用しやすくなるよう改善が必要である。
介護保険施設等への入所に伴い、介護保険制度による車椅子貸与が停止される。施設の備品では対応できない種類の車椅子であるという理由で、既製品の車椅子の補装具費申請が増加傾向にある。	介護保険施設等に入所する場合でも、介護保険制度による福祉用具貸与を継続できるように調整すべきである。

<特例補装具の判定が難しい>

n = 8

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
高額・高機能な補装具を希望するケースが増えているが、基準内の補装具との比較検証が不十分な場合が多い。	特例補装具についても、厚生労働省から明確な判断基準が示されれば理想だが。
特例補装具（児童の歩行器等）は基準額がないため、日常生活で真に必要な補装具であるか否かの判断が難しい。	訓練目的であれば、医療機関や学校が備品として備える。一時的な使用が想定されるためリースやリサイクルの体制が整備される。補装具であれば基準化する。

<意見書の内容が物足りない(利用者の要望のみが記載されているなど)>

n=8

具体的な内容	あるべき姿 (理想像)
補装具、車椅子のオーダーメイドを必要とする状況(障害状況、日常生活の困難さ)の記載が十分でなく、具体性・客観性にも乏しい。そのため、支給及び、処方内容の適否の判定に時間を要する。	意見書の記載について、どのような内容を判定者側が求めているか周知されていること。申請者の様子が把握しやすいように意見書の書式・項目が工夫されていること。
障害の状況について、詳細に記載されていない場合があること、また、処方について、「別紙のとおり」として、業者が作成した処方箋をそのまま添付しているため、障害と補装具の必要性の関係を確認できないケースがある。	障害の状況と補装具の必要性について、詳細に記載すること、特に、車椅子の附属品等について、必要性や使用目的を記載することにより、医師への照会が不要となり、迅速な判定が可能となる。

<児童の支給決定が難しい>

n=7

具体的な内容	あるべき姿 (理想像)
当県は児童の補装具判定を実施しているが、他更生相談所では児童判定を実施していないことが多く、照会・相談等が出来ず、判断困難ケースの判定に苦慮することがある。	全更生相談所が児童の補装具判定を実施することが望ましい。
現状の判定方法については、在宅での生活等に関しての情報が少なく、身体機能面からの判断が多いように思われ、使用されない補装具が散見されている。 療育・発達等の理由により耐用年数の形骸化、種目や構造等がない高額な機器の申請等がある。	医療の場面のみでなく、生活場面を見て判断することができること。 成長対応の機種もあり、それらを適切に導入する。 保護者への適切な指導・説明ができること。

<フォローアップの体制が確立していない>

n=6

具体的な内容	あるべき姿 (理想像)
書面判定はもちろんのこと、自身が行った新規の給付判定後の状況を全く把握することが出来ず、更生相談所としての役割を十分果たしていない。	まずは、判定そのものも、8割近くを委託医療機関にのみ任せている状況を打開した上で、更生相談所としての本来の役割である、必要による対象者の実態把握と同一目線での、給付判定そして、給付したものについて(全てではないが)の利用状況の把握及び、事後指導を行いたい。
高性能な義足や附属品の多い高額な車椅子等を支給された申請者が、実際に安全に使いこなしているかどうかの確認を行う必要があると思われるが、その体制ができていない。	すべての補装具について支給後の状況を確認することは難しいが、少なくとも高性能、高額な補装具については使用状況を確認することにより、判定・支給がより適切なものになる。

<製作後の適合判定や使用状況の確認が難しい>

n=6

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
フォローアップ体制の不十分さもあり、業者と本人の間で納品後のトラブルが少なからずある。納品後修正を求めてもなかなか応じてくれない。出張料をとる等が発生している。	判定機関として判定した補装具が適切であり使用されていることを確認できるようになること。
書類判定の場合、処方や見積項目通りの内容で作製されているか確認が困難。また、実際に適合判定が不十分だったために使用できない装具が作製されていたケースがある。	疑義の出たケース、高額なケースについては現物検収もしくは更生相談所での適合判定の実施について検討する等。

<実物と見積書の明細に記載された指定部品等の突合が難しい>

n=5

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
製品検査時において、製作者の拡大解釈と思われる見積りのため、適切な製品価格とは言い難いケースがあり、苦慮することがある。	製作者への周知、指導も重要ではあるが、補装具費の支給基準が現状に対応しきれてない部分が多々あるので、定期的な見直しが必要かと思われます。

<補装具に関する研修機会がない>

n=4

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
1人で補装具費の判定等事務と、更生医療の判定等事務並びに関連の事務を行っているため、より専門的な補装具に関する研修に継続的に参加することが出来ないため、補装具判定について机上で学べる以上のスキルアップが困難である。	少なくとも、補装具費の判定等事務と、更生医療の判定等事務は別々の職員が担当するなど専門性を求められる業務であるので分けた上で、研修への参加を容易にし、フォローアップや検品についても対処していきたい。
補装具の研修について、身体障害者更生相談所職員は国立リハビリテーションセンターの研修に参加しているものの、さらに専門知識を習得する必要がある。	国立リハビリテーションセンターの研修回数を増やす（初級、中級、上級編など）ことや、ブロック毎に補装具の研修会を開催するなどして研修機会を増やすことにより、専門知識を習得し、適切な判定が可能となる。

<基準額の判定内での支給が難しい>

n=4

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
起立保持具等の基本構造、価格が現状とあっておらず特例補装具扱いとなってしまう。	実情と合う内容に見直して特例補装具とならないようにする。

<1回の来所判定だけでは判定に難儀することが多い>

n=4

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
過去の経緯や状況を把握できていない中で、処方や判定をすることが困難な場合がある。	特に新規作製については、申請者の状況等を把握できている医療関係者との連携を密にした判定ができるシステムを構築する。

<児童から者へ移行する18歳直前に、明らかに駆け込み申請と思われる必要以上の申請が多い> n=2

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
電動車椅子や特例車椅子の家用、施設用などの複数交付の申請や、本来的には対象とならない方の申請など。	児童の補装具を判定する専門機関を設置する。

<医療保険で製作すべきものか判断に迷う> n=2

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
歩行器、起立保持具及び足漕ぎ車椅子等について、治療・訓練目的での希望が多い。	治療・訓練目的の物は、医師の処方に基づいた、医療保険制度の治療用装具としての給付が検討されるべきである。

<申請から判定までにかなりの時間を要してしまう> n=2

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
書類の不備や意見書への加筆のために時間を要し、判定までに時間がかかる場合がある。	市町村の担当者に向けた研修会で提出書類や意見書の記載方法について周知をはかる。

<判定した補装具が使いこなせるか不安に感じることがある> n=1

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
支給されても、実際には使いこなしていないケースがある。	補装具は何を作るかも大切なことではあるが、完成したものをどのように使用し活用していくかに対するフォローおよび助言の必要性を感じている。

<製作事業者と利用者間で必要な型式が決まっている場合が多い> n=1

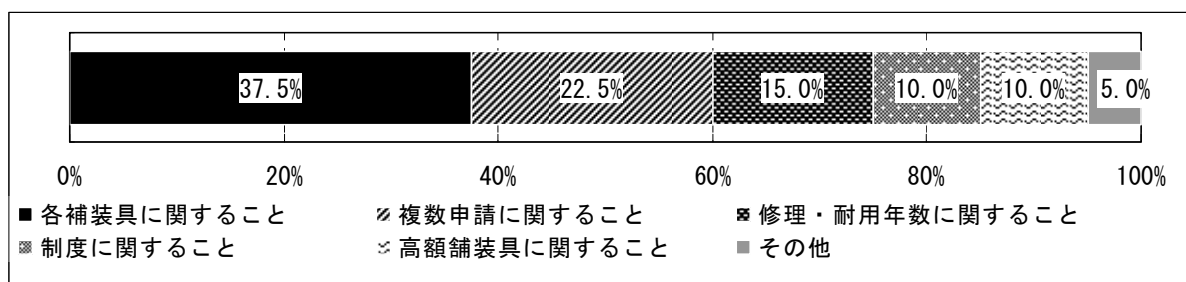
具体的な内容	あるべき姿（理想像）
判定後、判定機関と福祉事務所が把握していない中で業者と相談者の間で型式を変えていることがあり、再支給、修理の際に判定時の処方と異なることが判明して再度判定を要する。	判定時の処方と異なる型式を希望する場合には判定が必要になる旨を相談者に周知し、業者からも判定機関に相談、報告できるような体制を作る。

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>判定専門医の確保が不安定である。現状は、他更生相談所等の紹介等によって、何とか専門医を確保している状況である。</p>	<p>専門医が確保できない場合に備えて、常勤医師の確保や病院等の人事派遣協定の締結等、何らかの方法で人材確保のための危機管理のしくみをつくること。</p>
<p>●平成 22 年から、基準額(120,000 円)の範囲内で扱われている骨導式眼鏡型が、どのメーカーにも存在しない状態が続いている。●ポケット型アンプ組立交換が修理基準表にない。●盲人安全つえのベル、フラッシュライト、木製ホリカーホネート樹脂被覆付は製品として無くなっている。●普通義眼は製作されていない。等々基準表と現状にズレがある。</p>	<p>現状とのズレによる利用者への不利益や、業者の不正請求などがおきないように、その対応について実施機関との連携をより密にしていく体制をつくる。ただし基準表が現状に即したものに適時更新されていくことがもっとも望ましいこと考える。</p>
<p>書類判定で処理する補装具が多く、書類の情報のみでは、真に必要な型式・付属品・完成用部品等判断がしづらい。 完成用部品の把握が全てできていないため、適正な補装具を提案できない。</p>	<p>義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子は、来所審査で判断する。適正な補装具を提案できる職員の配置、職員数の確保。 完成用部品は、同じ機能を持つものに分類されていると、わかりやすい。</p>

Q31 下記のそれぞれの区分における申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄について記入してください。

<種目、名称、型式または修理部位、耐用年数等に関する事>

n = 40

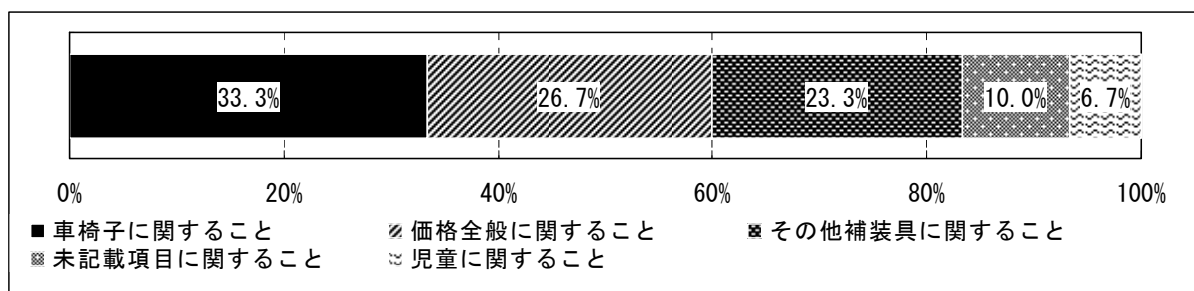


分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
各補装具に関する事	15 件	電動車椅子の中輪駆動前後自在輪を認めてほしい。身体的理由で前輪駆動・後輪駆動も使用できない障がいを持っている方がいる。	制度の名称・基準額等の追加が必要である。
		補聴器について、聴覚の不自由さがあるものの身体障害者手帳の認定基準に該当しない人たちから、公費支給の要望がある。	障害者自立支援法において身体障害者手帳の取得が制度利用の前提条件となるため現状では、これらの人たちに対し対応できない。
		長下肢装具については支持部にカーボン製のものを希望される。	軽い装具を希望する高齢者が増加しているので、基準額の見直しが必要と考える。
複数申請に関する事	9 件	重度の身体障害者の場合、通所施設(生活介護等)を日中利用していることが多いが、車椅子や座位保持装置(車椅子構造フレーム付)を1台は自宅用に、もう1台は通所施設用に置いておきたい。	車椅子等の支給個数の問題。児童は教育上の理由により2個認められることが多いが、18歳以上になると職業上の理由がないことが多く1個に制限される。
		何でも何個でも支給可能なものは欲しい。	制度の理解不足。(医療関係者 医師 リハビリ関係者含む)
修理・耐用年数に関する事	6 件	手義手や足底装具について、耐用年数内に再支給を希望されることがある。	補装具の種目によっては現在定められている耐用年数が実態に合っていないため、見直しが必要である。
		耐用年数が到来したため補装具を新調したい。	耐用年数到来をもって再交付してもらえると考えている業者や申請者が多く対応に苦慮する。支給制度のみではなく、レンタル制度の導入も検討するべき。
制度に関する事	4 件	交付基準に定められている種目、基準額等について、「該当するものがない」との要望がある。	補装具(福祉用具)の種目、金額は多様化しているため、社会情勢に合致した制度、基準額の見直しが必要。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
高額補装具に関すること	4件	高額・多機能の電動車椅子や膝継手、高性能の補聴器等の要望は時々ある。	公平性を担保できるよう、補装具費の制度改善が必要である。
その他	2件	新種の福祉機器が開発され、補装具として希望する旨の相談がある。	申請者の身体状況、生活状況でどうしても当該福祉機器でなければならないのかを検討することになるが、補装具として認めてよいか、用途があいまいなものがある。
		少数ではあるが、児童のみが対象の種目を18歳以上でも引き続き使用したいという要望がある。	特例補装具については、金額の根拠がないため、判断が難しい。訓練用・日常生活用の線引きが難しい。「真の必要性」の判断に苦しむ。

<基準額に関すること>

n=30

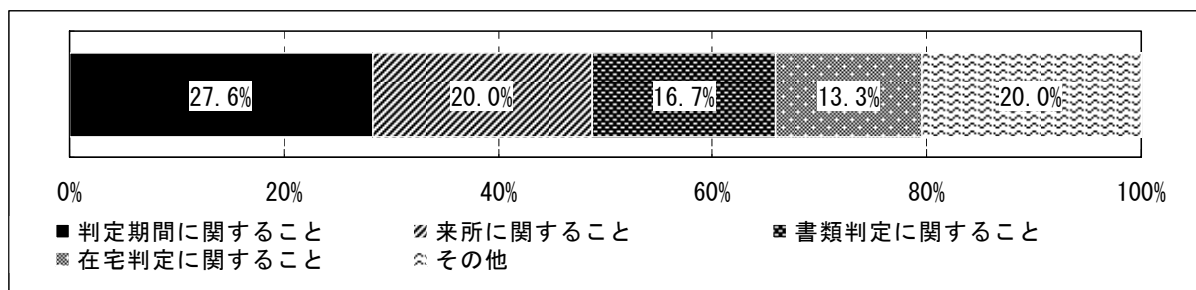


分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
車椅子に関すること	10件	電動車椅子のリクライニング式やリフト式は製品の種類が少なく、基準額が低い。	基準内で収めることに無理がある。
		申請者からではなく、業者から、車椅子の修理基準の一部、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具など、基準額が低いと言われることがある。	適正な基準額の設定が必要である。
		既製品等を利用した車椅子の場合、元から付いている機能について、必要がなくても価格に含めて欲しい。修理が必要になっても修理申請できない。	制度上、車椅子に元から付いている機能であっても、必要と考えられる対象者に該当しない場合は、価格に含めることができない。
価格全般に関すること	8件	必要な補装具を申請するが、基準額の範囲内では製作できず、多額の自己負担が発生する。	現行の市場価格に準じた基準額を設定していただきたい。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
		高額、高機能なものの方がより良いので認めて欲しい。	補装具費の支給に関しては、日常生活において必要最低限のものとしながら、高額、高機能なものが基準額や完成用部品に含まれると断りにくい状況になる。
その他補装具に関すること	7件	座位保持椅子(車載用)について、基準額が低い。	座位保持椅子(車載用)は装備が義務付けられている。障害状況に適合した椅子を作成するためには基準額の見直しが必要。
		耳あな型補聴器を希望する判定依頼が多い。	現行では支給要件があり対象が限られているが、要件に該当しないような相談者からも相談がよく出ている。
未記載項目に関すること	3件	交付基準に定められている種目、基準額等について、「該当するものがない」との要望がある。	補装具(福祉用具)の種目、金額は多様化しているため、社会情勢に合致した制度、基準額の見直しが必要。
児童に関すること	2件	児童の起立保持具の場合は、基準額が低いため特例補装具になることが多く、交付までに時間がかかる。	起立保持具を希望する児童は、重度障害が多く、座位保持装置の付属品が必要となるので基準額の見直しが必要と思われる。

<申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関すること>

n = 29

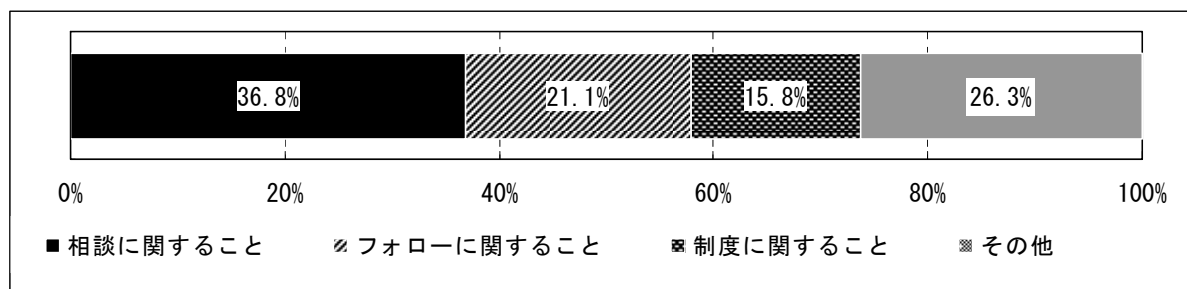


分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
判定期間に関すること	8件	判定および支給決定を早くしてほしい。意見書をとるとお金がかかるのでできるだけ避けたい。判定のために時間を割きたくない。	申請者も必要な手順についての理解をお願いしたい。
		申請者から補装具を手に入れるまでが長い、もっと早く支給できないものかとの要望がある。	直接判定が必要な補装具については、来所が困難な場合、地域によって申請から判定までに3ヶ月程度かかってしまうことがある。(予算上、地方都市では1年間に4回程度しか巡回判定が行えないため。)

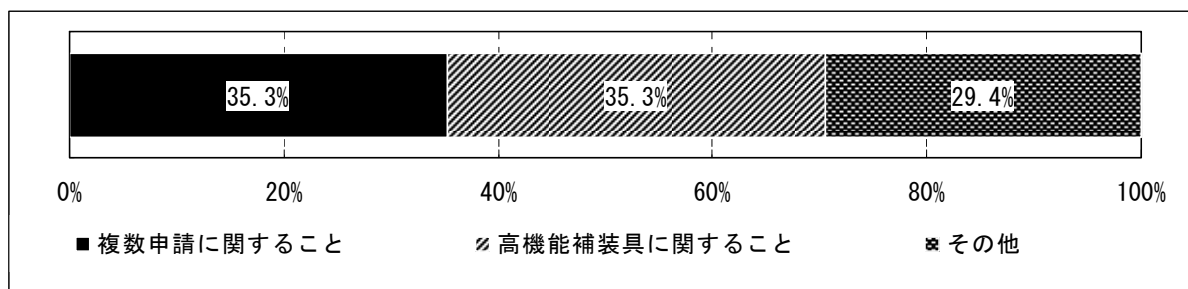
分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
来所に関する事 こと	6 件	義肢・装具の適合判定・仮合わせはなぜ更生相談所で行うことが必要なのかと言われることがある。	身体に適合しているか、処方どおり製作されているかを個別で判定する必要があるため、更生相談所以外での適合判定は難しい。
		来所判定では、判定から適合判定まで、原則として3回の来所が必要で、面倒である。	身体に適合した補装具のためには必要なことと考える。
書類判定に関する事 こと	5 件	書類判定を希望する相談者が多い。	当県では、現行制度上、来所による相談判定を原則としており、書類判定の要件を厳しくしている。国の考えとして、“原則書類”判定として、特殊なケースのみ直接判定とする考えはないか。
在宅判定に関する事 こと	4 件	自宅への出張判定や地域への巡回判定を行なってほしいとの要望がある。	制度利用に要する手続を、公平性を確保しつつ、利用者の障害状況や補装具の不具合時の緊急性に対し配慮できるようなものに、見直していくことが必要かと思われる。
その他	6 件	児童と成人とで支給までの手続が異なるので、一貫した対応をしてもらえない。(児童:療育機関が主、成人:更生相談所が主)	オーダーの車椅子や電動車椅子は更生相談所への来所判定が必要な種目になっている。これを医師意見書でも可能な種目にすれば、療育機関での交付が可能となる。
		なぜ判定後でないと作製できないのか。不具合な状態で生活しなければならないので困るとの訴えがある。	制度利用に要する手続を、公平性を確保しつつ、利用者の障害状況や補装具の不具合時の緊急性に対し配慮できるようなものに、見直していくことが必要かと思われる。

<相談・フォローに関すること>

n = 19



分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
相談に関すること	7件	かかりつけ医が存在しないとき、どのような補装具を支給してもらったらよいのか、相談方法がわからない。	身体状況を的確に判断できる専門職が配備されていない。
		市町担当が補装具の知識がなく窓口での相談に対応できていない。	1、2年毎に市町担当の勤務異動がある。
フォローに関すること	4件	支給後のフォローをして欲しい。	更生相談所、市町村、相談支援事業所、補装具業者が連携しフォローすることが必要である。
制度に関すること	3件	判定までに時間がかかる。	国の指針の適用を厳格化して、どの県でも、補装具について同水準のサービスを提供できるようにする。
その他	5件	軽微な修理に際して、業者が出張修理を嫌がることがある。	出張費に係る補装具費請求ができない。ただし、出張費加算導入の際には、不正請求を防止する仕組みも同時に必要である。
		各更生相談所や市町村での取扱がそれぞれ異なる場合があるがなぜか。	各更生相談所や市町村の裁量に任されて、全国統一した取扱が示されていない。

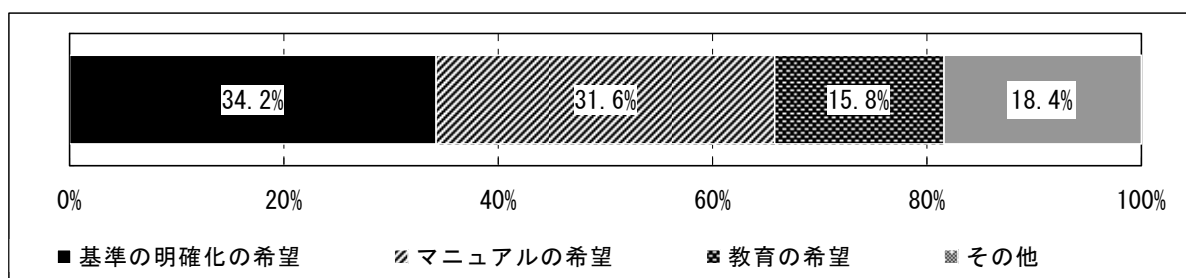


分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
複数申請に関すること	6件	補聴器を2つ希望する方が多く、職業の理由の線引きが難しい。また原則1つという基準を説明しても理解が得られず、苦慮するケースもある。	「職業上の理由」の判断が各自治体に任せられており差があり不満につながる。申請者の要望を汲みたい思いもあるが、予算等からも実現厳しい。
		特に義肢において、修理期間中の代替品として、同時期に2個を支給対象にして欲しい。	補装具の個数は原則1個であるため、代替品を継続して備えておくための補装具費を支給することはできない。
高機能補装具に関すること	6件	差額自己負担をするので希望の補装具(付属品を含む)を認めてほしいとの要望が増えている。	申請者のニーズと装具(付属品を含む)の多様化が進む中で、更生相談所が一定の基準で判定を行う方法に限界があり、差額自己負担の在り方を明確にする必要があると思われる。
		ALSの方から高額の高機能補装具(視覚入力方式)の申請があった。	ALSなどの進行性の疾患の場合スイッチの交換で対応しているが、進行性と明らかに診断された場合は、初めから視線入力方式を交付した方が本人もスムーズに意思伝達ができ、コスト的にも安価になるのではないかとと思われる。
その他	5件	18歳になって初めて更生相談所の判定を受ける場合、来所して判定を受けなければならないことや、判断基準が児童に比べて厳しくと思われることなどに不満を表明される場合がある。	障害者自立支援法では児童も者も基本的には同じ扱いだが、実務的な制度の運用が異なっている。
		外国製の補装具について安全基準の認定をする国の機関があるとよい。	国リハ等に安全基準の認定事務を委託する。

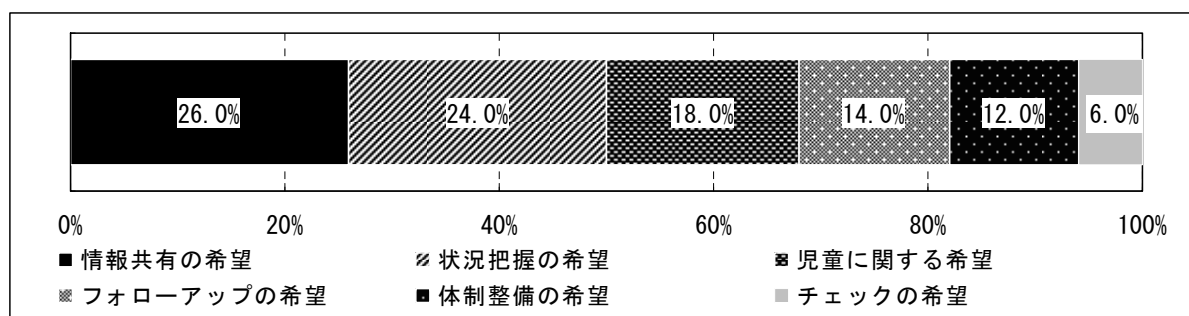
Q32 補装具費支給制度における技術的中枢機関として、市区町村等からの要望に応えるために、下記の要望先に対し、貴相談所が求めている支援内容があればご記入ください。

<厚生労働省>

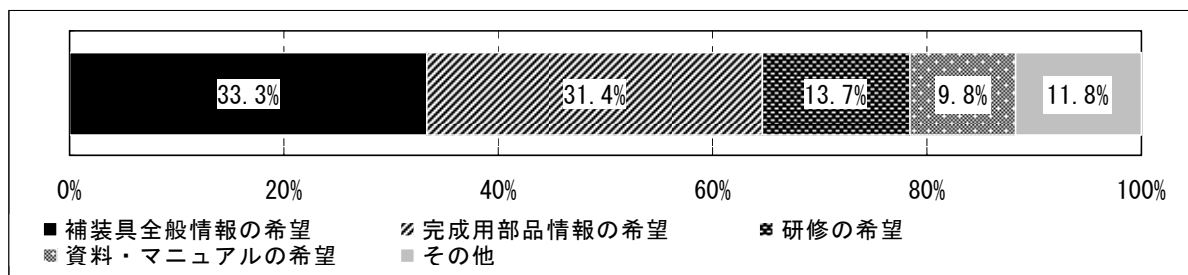
n = 76



分類	件数	主なコメント
基準の明確化の希望	26 件	補装具の明確な基準を設けることや、差額自己負担の在り方、児童補装具の在り方などを検討していただきたい。現行制度で更生相談所が補装具判定を実施していくことに限界を感じている。
		特例補装具について、当県では必要と認めた場合、基準額との差額自己負担なしとしているが、差額自己負担としている自治体もあり、差額自己負担について、統一した見解を示してほしい。
マニュアルの希望	24 件	判定にあたってのマニュアル的なものを作成してほしい。補装具の高度化等に伴い判断に迷う事例も多く、判断の基準となるものが望まれる。
		判定するにあたり各更生相談所の判断に任せられており、自治体より基準額の算定方法等が違っているのではないかとと思われることから、当補装具判定にあたってのマニュアルやQ&Aを作成してほしい。
教育の希望	12 件	補装具製作(販売)事業者に対し補装具費支給事務取扱要領や補装具費支給事務取扱指針を周知させるために事業者を対象とした研修の実施をお願いしたい。
		認定されている完成用部品等の特性適応例等情報提供して欲しい。補装具全般に関する初任者講習会を開催して欲しい。
その他	14 件	児童の補装具を専門的に判定する機関を法律で規定してほしい。
		地方自治体任せにせず、もっと深く「技術的助言」を行ってほしい。
		相談・判定ケースに対し、随時相談できる窓口を作ってほしい。



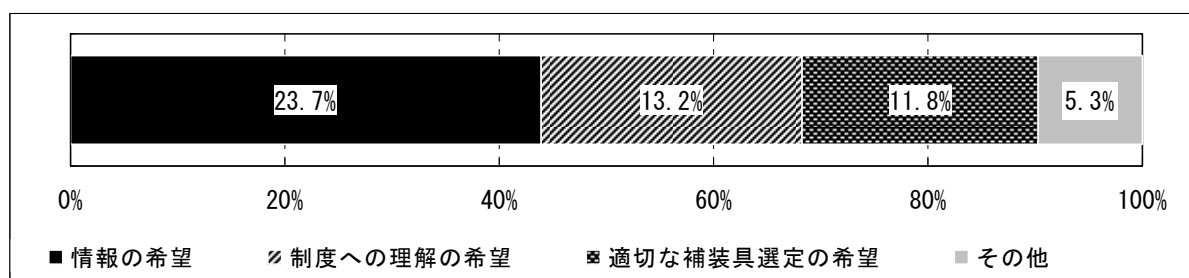
分類	件数	主なコメント
情報共有の希望	13 件	市町判断可とされている再交付について、件数を含め実情を教えてください。 判定助言等求めるだけでなく、ケースごとの情報をもっと共有させて欲しい。
状況把握の希望	12 件	補装具の判定依頼に際しては事前に聞き取り調査等を充分に行い、本人の状況や要望を把握した上で判定依頼をお願いしたい。 事務手続きに留まらず、生活支援の視点で相談者の話を聞いて欲しい。
児童に関する希望	9 件	児童の判定について各市町村の判断理由を教えてください。またそれらのフィードバックをしてほしいし、市町村間でも共有してほしい。 児童の支給にあたって疑問があれば相談等をしてもらいたい。
フォローアップの希望	7 件	補装具給付後のフォローアップを行い、その情報をフィードバックして欲しい。
体制整備の希望	6 件	補装具費支給制度の知識が継承できるよう、職員の異動について配慮してほしい。
チェックの希望	3 件	必要書類や、記載の不備について確実にチェックしてほしい。



分類	件数	主なコメント
補装具全般情報の希望	17 件	補装具対象者に関する適応例・失敗例を提示してほしい。
		特定補装具に関する事例等情報提供を定期的に行ってほしい。新任担当者向けに 補装具の基本的な事項について資料を示してほしい。
完成用部品情報の希望	16 件	補装具の完成用部品データベースシステムのデータで「組立・加工後の写真」等の詳細情報がない部品もあるので、出来る限り掲示してほしい。
		完成用部品の登録までの期間を短縮していただきたい。
研修の希望	7 件	困難事例のケーススタディや、最新情報について研修をして欲しい。
資料・マニュアルの希望	5 件	早急に補装具費の支給基準(冊子)の作成を復活して欲しい。
		市区町村が支給決定に活用できるようなガイドブックの作成。医療機関や利用者向けのパンフレット・ガイドラインの作成。
その他	6 件	意見書を書く医師向けの、補装具制度の解説、医療との違いや意見書、処方箋の書き方をホームページで出せないか？
		全国の身体障害者更生相談所の「補装具費支給事務マニュアル」を集めて、テクノエイドのホームページ上に掲載して頂きたい。(パスワード方式の更生相談所使用限定で)
		アンケートの結果をもとに、厚生労働省と協働し、制度の改善・充実へ向けた取り組みをお願いしたい。

<補装具製作（販売）事業者>

n = 40



分類	件数	主なコメント
情報の希望	18 件	判定時の資料提供(カタログや写真など)。利用者が支給を希望するものが、どんな機能を持つものなのか、なぜその補装具が必要なのか、分かるような形で資料を提出してほしい。
		見積書の詳細がわかるように、補装具のカタログや写真等を添付して欲しい。
制度への理解の希望	10 件	特に車椅子、座位保持装置製作業者に補装具費支給事務取扱要領や補装具費支給事務取扱指針について学習していただきたい。
		完成用部品に載っている中から自由に本人が選んでもよいと勘違いしている業者が時々いる。「同等安価が原則」なことを理解して欲しい。
適切な補装具選定の希望	9 件	対象者に対し、交付基準内のものであるか把握したうえで補装具(その部品)の紹介をしてほしい。
その他	4 件	補装具製作事業者としての資質確保のためにも基準を設け認可制にして欲しい。
		・熟練社員の世代交代期なので後継者の育成を望む。 ・申請者に余談や期待を持たせるような話は控えてほしい。

<その他>

n = 6

要望先	主なコメント
製作メーカー	車椅子や装具等の既製の価格をオープン価格とはせずに適正な価格を明示してほしい。
医療機関	同等安価か真に必要なものか等を吟味して、医療機関での高額な補装具の支給は控えてほしい。
	制度についての理解をした上で、障害の程度や補装具の必要性がわかるような形で意見書の記載をしていただきたい。 補装具支給希望者の障害・身体・生活状況等の把握が不十分なまま業者の主導で処方する事例がある。補装具支給制度を理解したうえで、必要な補装具の適切な処方をしていただきたい。
国立リハビリテーションセンター	意見書を作成する医師に対する補装具支給に係る研修を各ブロック(北海道・東北等)にて開催してほしい。
-	補装具判定専門委員会の活動は継続して下さい。

資料4 アンケート調査集計結果(事業者)

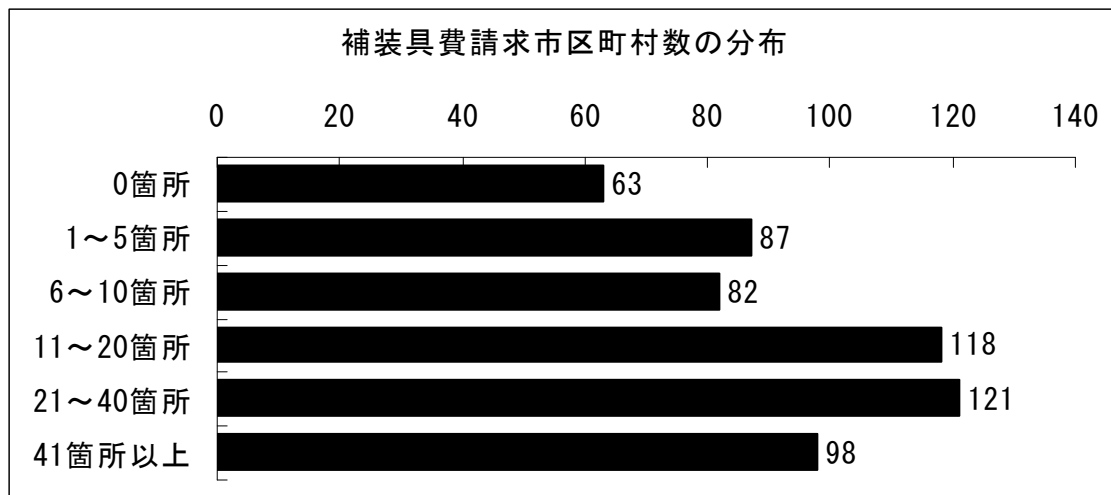
1 事業者の概要

Q1 貴事業者の概要をご記入ください。

n = 569

補装具費の請求実績市町村数(平成23年度実績)

平均	月 29.2箇所
最小値	0箇所
最大値	1167箇所



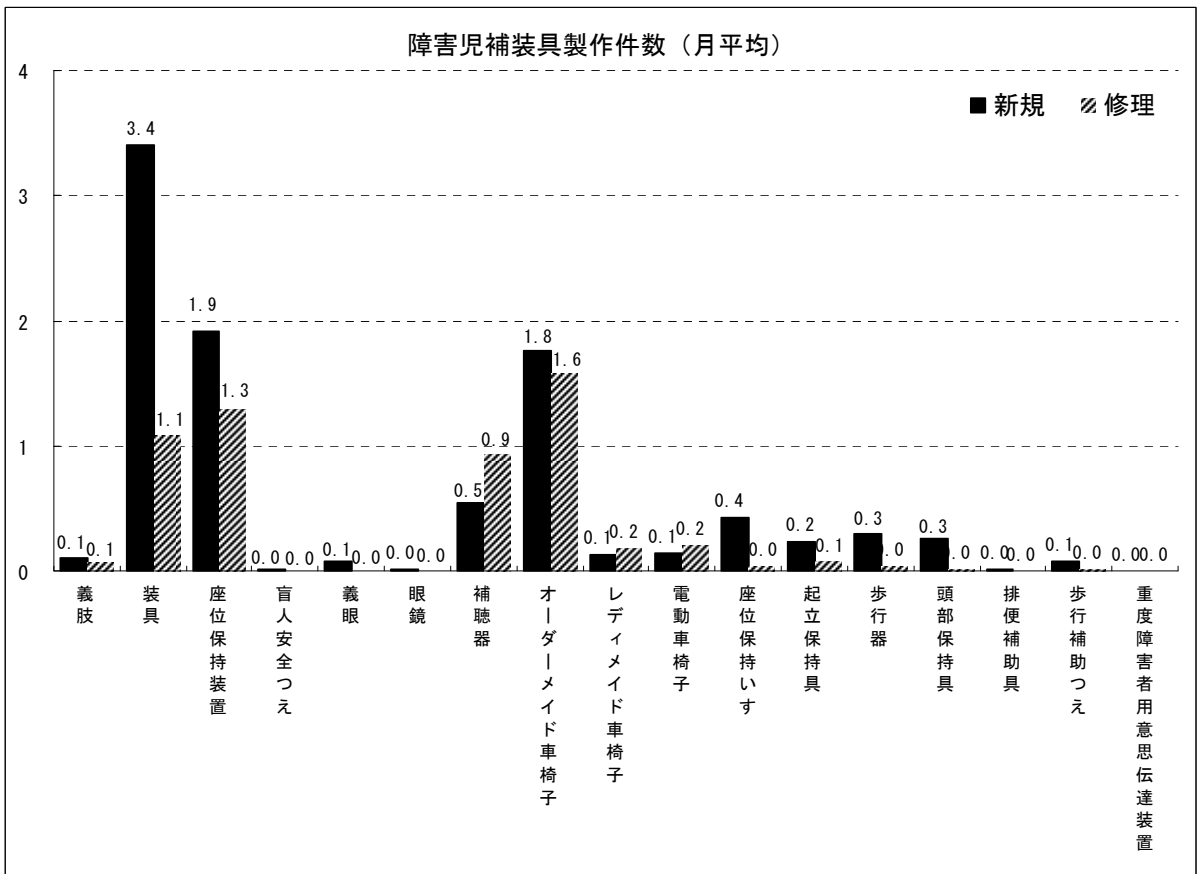
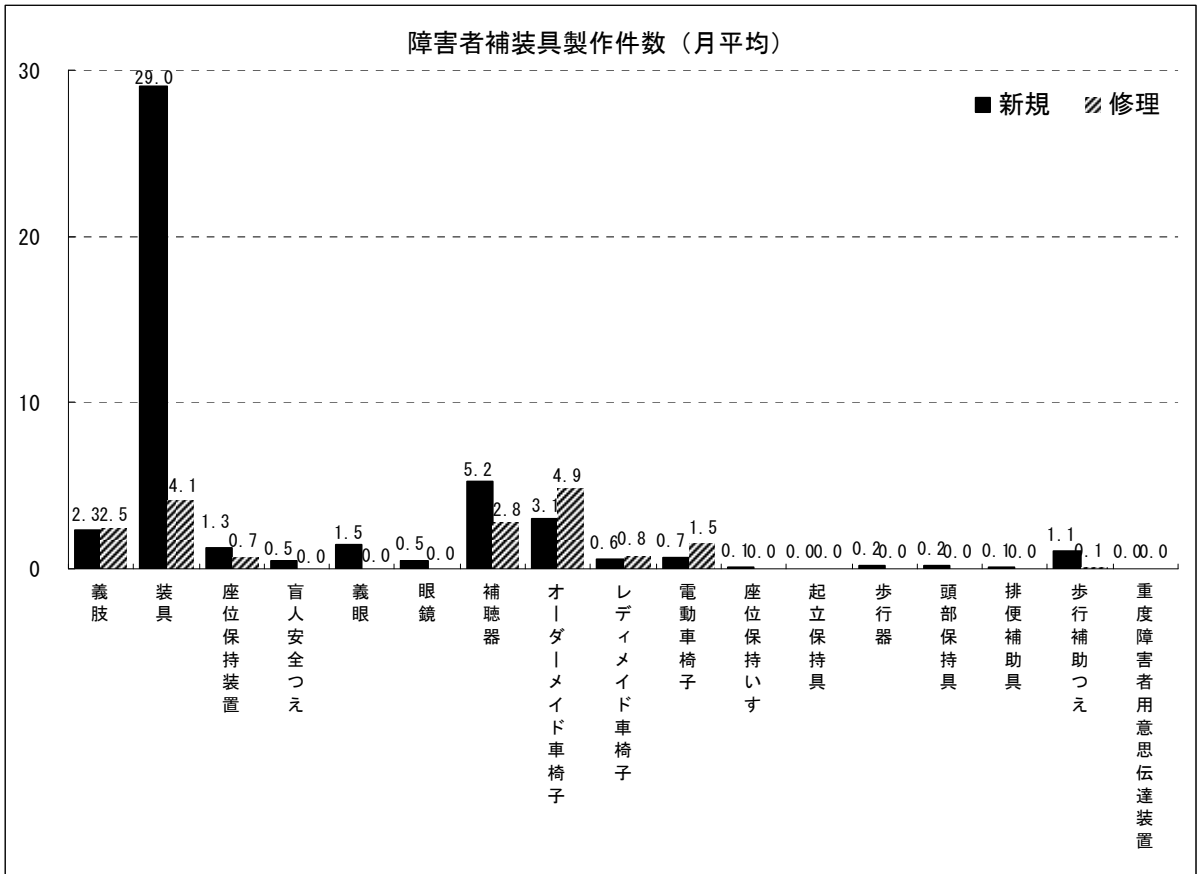
2 補装具作製の状況

Q2 補装具作製の件数(利用者へ納品した数)

平均(1ヶ月分)

n = 569

<作製件数>	障害者				障害児				合計	
	新規	修理	新規	修理	新規	修理	新規	修理		
義肢	2.3	件	2.5	n	0.1	件	0.1	件	4.9	件
装具	29.0	件	4.1	件	3.4	件	1.1	件	37.5	件
座位保持装置	1.3	件	0.7	件	1.9	件	1.3	件	4.9	件
盲人安全つえ	0.5	件	0.0	件	0.0	件	0.0	件	0.5	件
義眼	1.5	件	0.0	件	0.1	件	0.0	件	1.5	件
眼鏡	0.5	件	0.0	件	0.0	件	0.0	件	0.6	件
補聴器	5.2	件	2.8	件	0.5	件	0.9	件	9.5	件
オーダーメイド車椅子	3.1	件	4.9	件	1.8	件	1.6	件	11.2	件
レディメイド車椅子	0.6	件	0.8	件	0.1	件	0.2	件	1.7	件
電動車椅子	0.7	件	1.5	件	0.1	件	0.2	件	2.6	件
座位保持いす	0.1	件	0.0	件	0.4	件	0.0	件	0.5	件
起立保持具	0.0	件	0.0	件	0.2	件	0.1	件	0.3	件
歩行器	0.2	件	0.0	件	0.3	件	0.0	件	0.5	件
頭部保持具	0.2	件	0.0	件	0.3	件	0.0	件	0.4	件
排便補助具	0.1	件	0.0	件	0.0	件	0.0	件	0.1	件
歩行補助つえ	1.1	件	0.1	件	0.1	件	0.0	件	1.2	件
重度障害者用意思伝達装置	0.0	件	0.0	件	0.0	件	0.0	件	0.1	件
合計	46.2	件	17.4	件	9.2	件	5.3	件	78.1	件

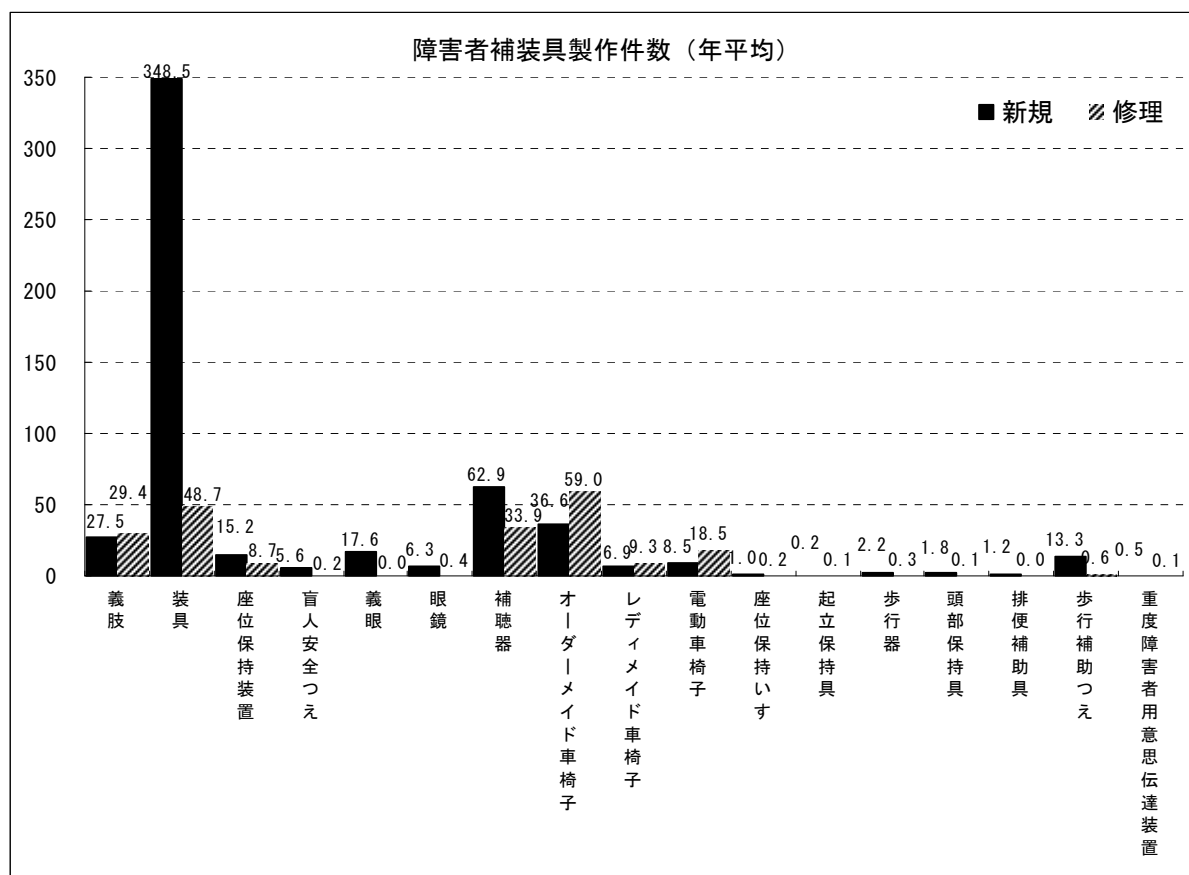


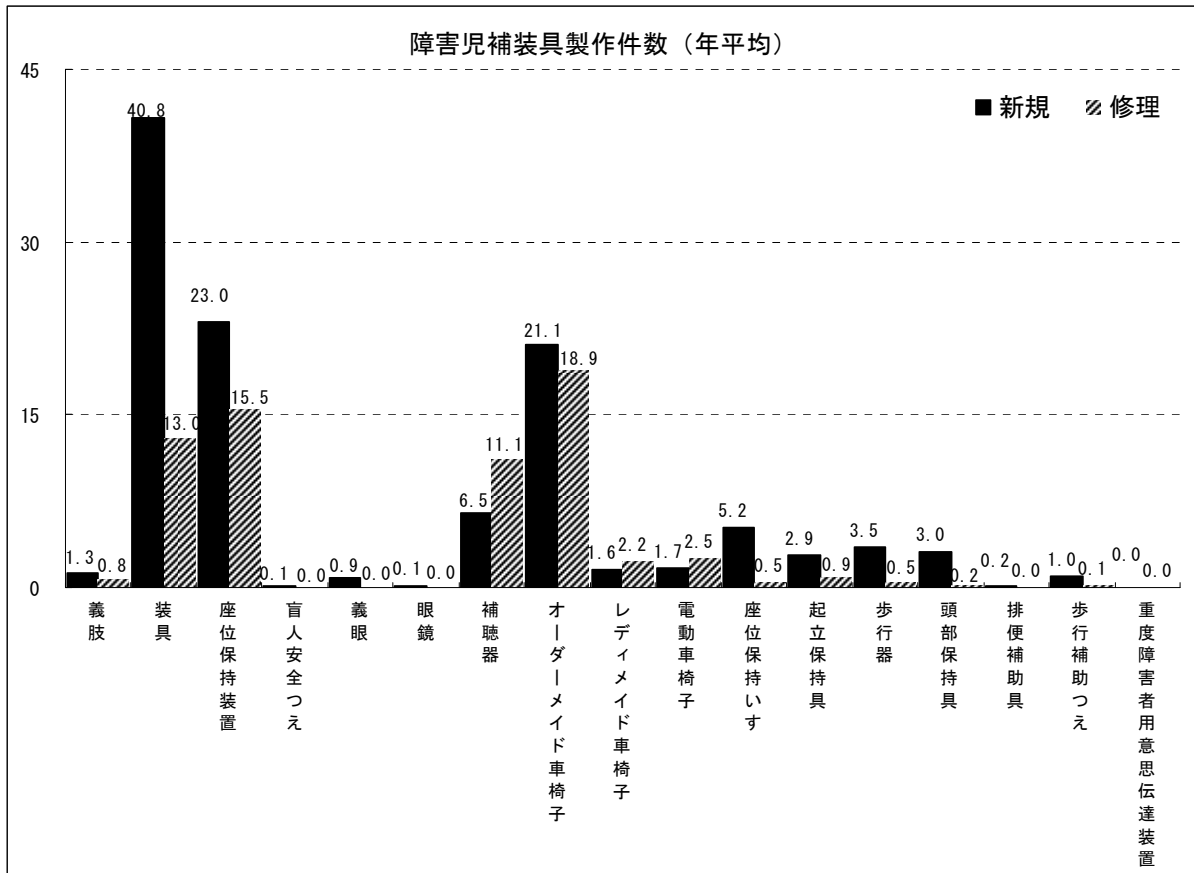
Q2 補装具作製の件数（利用者へ納品した数）

平均（1年分）

n = 569

<作製件数>	障害者		障害児		合計
	新規	修理	新規	修理	
義肢	27.5 件	29.4 件	1.3 件	0.8 件	59.0 件
装具	348.5 件	48.7 件	40.8 件	13.0 件	450.4 件
座位保持装置	15.2 件	8.7 件	23.0 件	15.5 件	58.7 件
盲人安全つえ	5.6 件	0.2 件	0.1 件	0.0 件	5.8 件
義眼	17.6 件	0.0 件	0.9 件	0.0 件	18.5 件
眼鏡	6.3 件	0.4 件	0.1 件	0.0 件	6.8 件
補聴器	62.9 件	33.9 件	6.5 件	11.1 件	114.4 件
オーダーメイド車椅子	36.6 件	59.0 件	21.1 件	18.9 件	134.6 件
レディメイド車椅子	6.9 件	9.3 件	1.6 件	2.2 件	20.0 件
電動車椅子	8.5 件	18.5 件	1.7 件	2.5 件	31.1 件
座位保持いす	1.0 件	0.2 件	5.2 件	0.5 件	6.1 件
起立保持具	0.2 件	0.1 件	2.9 件	0.9 件	3.9 件
歩行器	2.2 件	0.3 件	3.5 件	0.5 件	6.3 件
頭部保持具	1.8 件	0.1 件	3.0 件	0.2 件	5.1 件
排便補助具	1.2 件	0.0 件	0.2 件	0.0 件	1.4 件
歩行補助つえ	13.3 件	0.6 件	1.0 件	0.1 件	15.0 件
重度障害者用意思伝達装置	0.5 件	0.1 件	0.0 件	0.0 件	0.6 件
合計	554.9 件	208.8 件	110.0 件	64.0 件	937.8 件

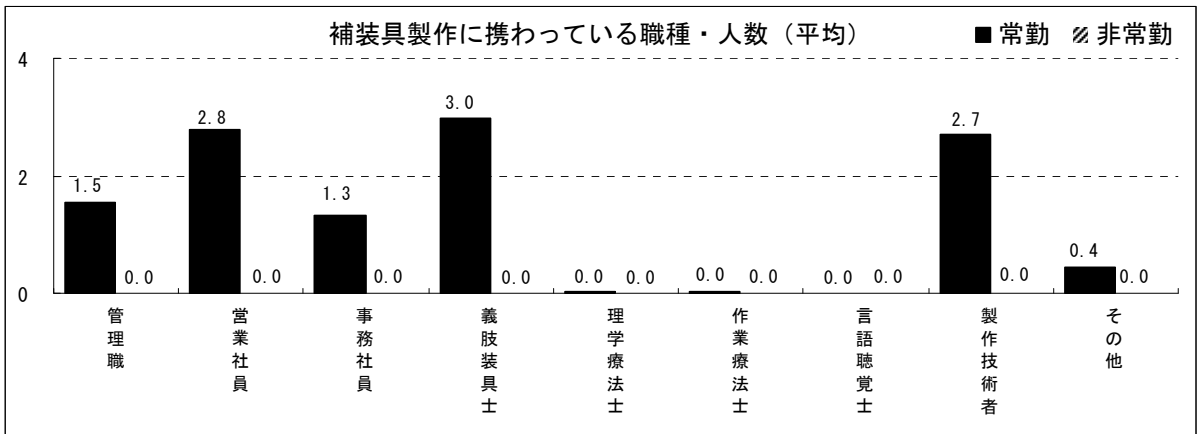




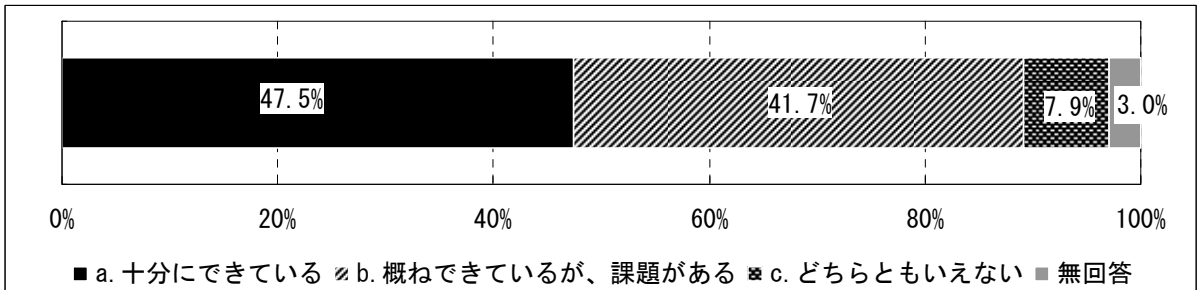
Q3 補装具の作製に携わっている職種・人数

n = 569

職種	常勤			非常勤		
	平均	最小値	～ 最大値	平均	最小値	～ 最大値
管理職	1.5 人	0	～ 140 人	0.1 人	0	～ 5 人
営業社員	2.8 人	0	～ 111 人	0.1 人	0	～ 6 人
事務社員	1.3 人	0	～ 86 人	0.3 人	0	～ 30 人
義肢装具士	3.0 人	0	～ 141 人	0.1 人	0	～ 4 人
理学療法士	0.0 人	0	～ 17 人	0.0 人	0	～ 1 人
作業療法士	0.0 人	0	～ 8 人	0.0 人	0	～ 0 人
言語聴覚士	0.0 人	0	～ 1 人	0.0 人	0	～ 1 人
製作技術者	2.7 人	0	～ 139 人	0.6 人	0	～ 24 人
その他	0.4 人	0	～ 30 人	0.1 人	0	～ 10 人

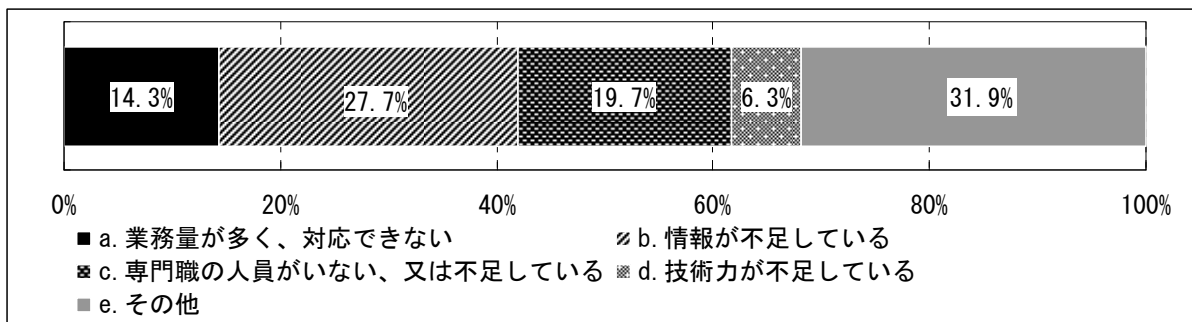


Q4 申請者の「身体状況」や「置かれている生活環境」等を十分に踏まえた補装具の作製ができていますか？ n = 569



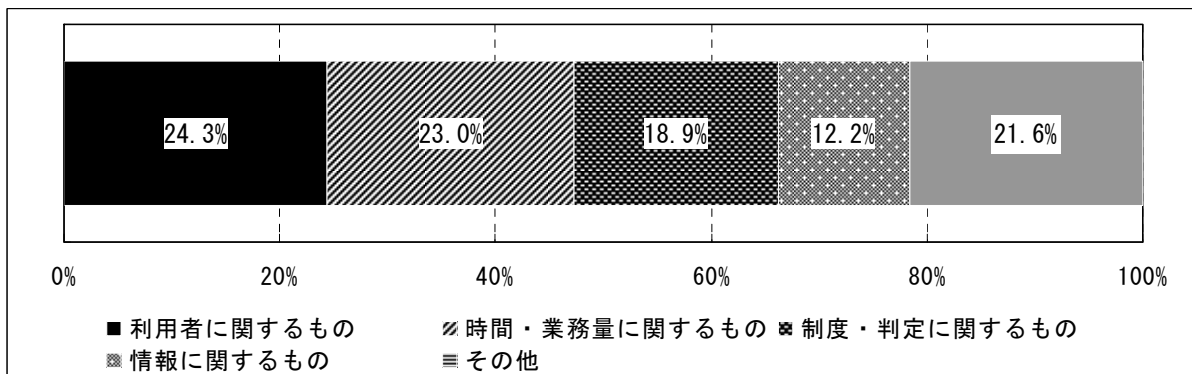
Q5 その理由として主なものは何ですか？（Q4 「b」 選択者のみ）

n = 238



その他の自由記載

n = 74

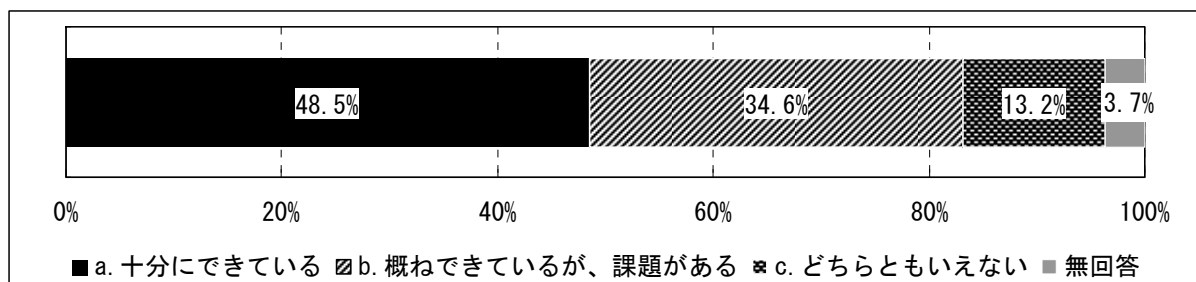


分類	件数	主なコメント
利用者に関するもの	18 件	<p>本人の希望が現実的でないことがある。（ネット等メディアから受ける誤った情報）</p> <p>申請者又は家族の障害の受容が十分でなく、処方、製作された補装具に不満を言われることがある。</p> <p>交付決定を待たずに補装具を製作してほしいと頼まれることが多い。</p>
時間・業務量に関するもの	17 件	<p>ユーザーの高齢化に伴い在宅での製作を希望される依頼が増加したが、コスト、時間、効率、環境に問題がある。</p> <p>児童の装具において色・ベルトのワンポイント等、見積りにはない工夫などでかなりの製作時間を要する。</p> <p>緊急性の高い修理・支給時に、支給決定まで時間がかかる。</p>
制度・判定に関するもの	14 件	<p>県内分については判定所の理解は得られやすく「身体状況、生活環境」を十分に踏まえた作製ができています。しかし、政令市分については極めて困難な状況にあります。政令市更生相談所では「申請目的に適した用具の具体的処方を直接あるいは意見書、見積書、製作予定書等を基に構造、機能等に関する技術的助言をする」のではなく、「見積書が基準内であるか、特例申請の根拠は何かなどの制度利用や低価格で製作できないか」のやりとりに終始する状況にあります。筋ジストロフィーや脳性小児麻痺等の身体障害が重度の人の（電動）車椅子の場合身体状況は多様であり、現在の「補装具の基準」の項目にないか、満たさない場合に特例申請（見積書）をしています。「基準」を楯にして繰り返し修正、減額を求められます。「身体状況、生活環境」は無視されることとなります。</p>

分類	件数	主なコメント
		現場主治医の処方内容を更生相談所の判定により、変更・削除されることが多々ある。判定の内容では、「身体状況」や「生活環境」を十分に踏まえた補装具を製作することが出来ないとして、申請を取りやめることもおきている。 最初に判定によって、補装具を決定されるので、仮合わせ時の不都合な部品などを変更できない。
情報に関するもの	9件	情報を採寸の時間内で収集することが難しい。また、事前事後に情報を収集する時間がなかなか取れない。医療サイドからの情報も得ることが難しいこともある。（評価、個人情報）
		身体状況や生活環境などを詳細に聴取する話術にレベル差があり、十分習得できていない。
		書類のみで申請する場合もあり、ご本人様と相談しないまま支給決定になる場合もある。
その他	16件	相談所の医師や担当者の義肢や装具・車椅子等に対する知識が少なく、切断者や障害者の能力や目的に対して適切なものが処方されていないケースが見られる。
		生活期での補装具製作においてはリハビリなどの補装具訓練指導の介入も必要だが不足。
		身体状況や置かれている生活環境の変化に起因するものであっても、補装具納品後のメンテナンス、修正が自費になってしまうことが多い。特に義足においてその傾向が顕著である。

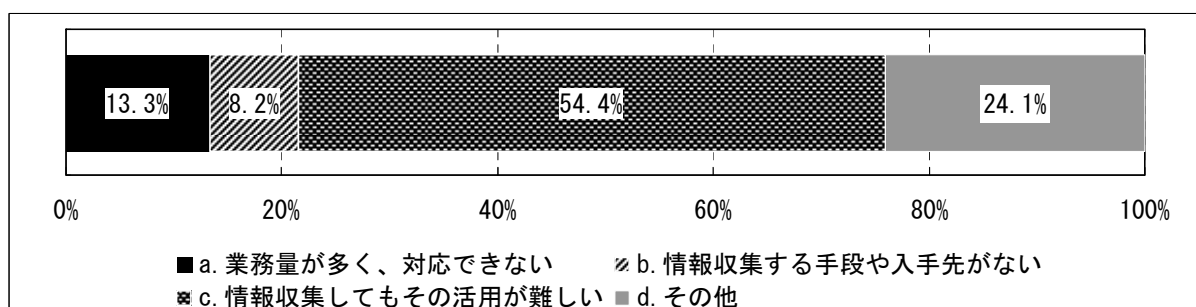
Q6 技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や「完成用部品」に関する情報収集を積極的に行い、それを踏まえた補装具の作製ができていますか？

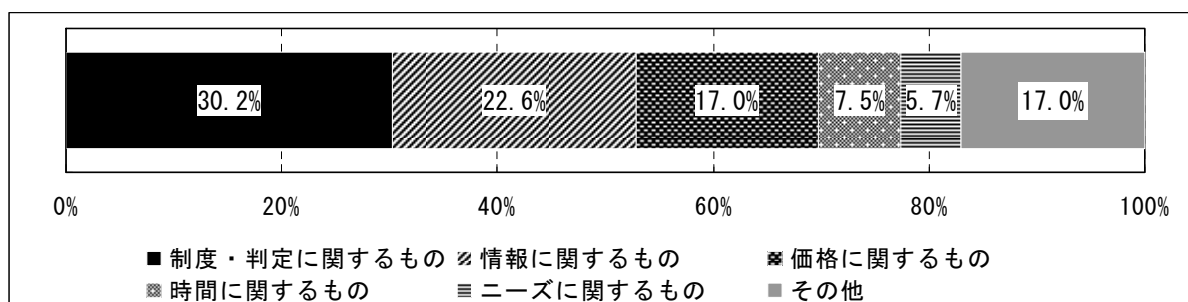
n = 569



Q7 その理由として主なものは何ですか？（Q6 「b 概ねできているが課題がある」選択者のみ）

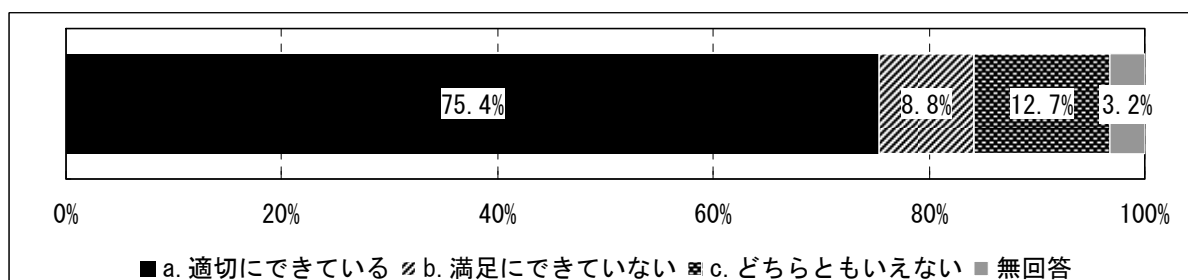
n = 195





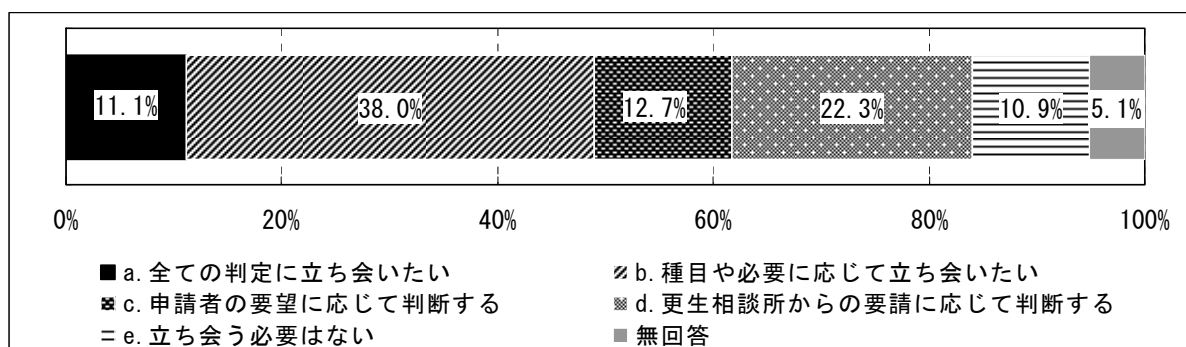
分類	件数	主なコメント
制度に関するもの	16件	身体状況、生活環境を考慮して、最適と思われる完成用部品掲載部品を選択しても、役所の許可が出ず、不適切な完成用部品を使用しないといけないケースが出てきている。
		新たに開発された補装具・完成用部品の製品については、対象品目となっていなければ支給を認めて頂けず、特例補装具としても認めて頂けない。
		制度の対象者の概要が曖昧すぎて、判定側の知識不足も重なり、完成用部品などの申請を行なっても、給付に至らないケースがある。
情報に関するもの	12件	完成用部品等はメーカーからの案内がないとどのような物かさえ判らず、基準の通知時に確認するがメーカーの所在さえ分からないものがある。せめてメーカー一覧があると参考できる。
		きちんとした適応例を蓄積しないと現場での使用が難しいため。
価格に関するもの	9件	新しい製品を使うには実際に使用する利用者に対して試着等を行い、日常生活になじんでいくか検討しなければならない。しかしそれには使用する部品等の購入費用がかかり、使用するには審査を受けなければならない。しかし、それが不適合となった場合の部品交換にも費用がかかるため、対応が困難な時がある。
時間に関するもの	4件	完成用部品などの制度と実際に開発された部品とのタイムラグがあり有効活用が難しい。
ニーズに関するもの	3件	昔からの補装具が良いという患者がいて、新しいものの使用頻度が少ない。
その他	9件	全営業者への伝達・教育の時間が取れない。
		人手が無くデモ機の貸し出しが難しい。

Q 8 補装具作製の見積書は、申請者の主治医や理学療法士、作業療法士など医療職種等と申請者に関する情報をきちんと共有（あるいは連携）したうえで作成できていますか？



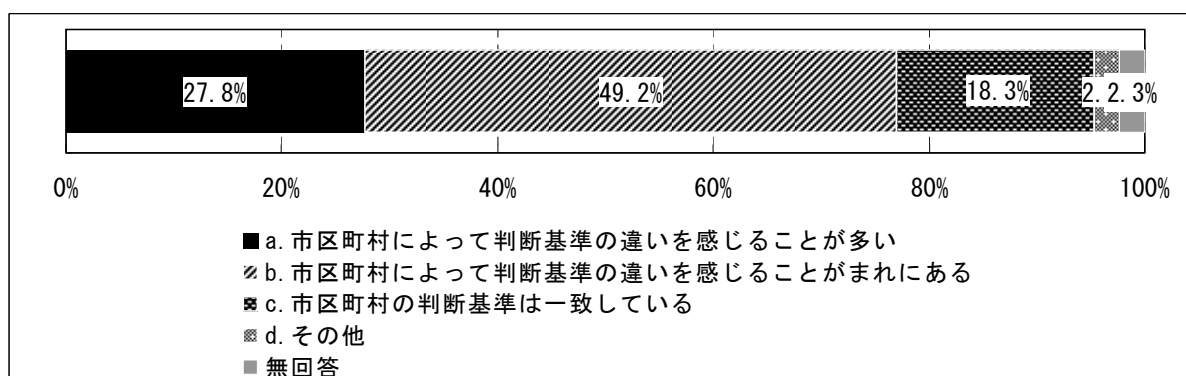
Q 9 判定時の立会の必要性についてお考えをお聞かせ下さい。

n = 569



Q 10 補装具費支給決定にあたっての判断基準についてお聞かせ下さい。

n = 569



n = 15

その他の自由記載（主なコメント）

判定は医師の判断によっているので市町村は関係ない。

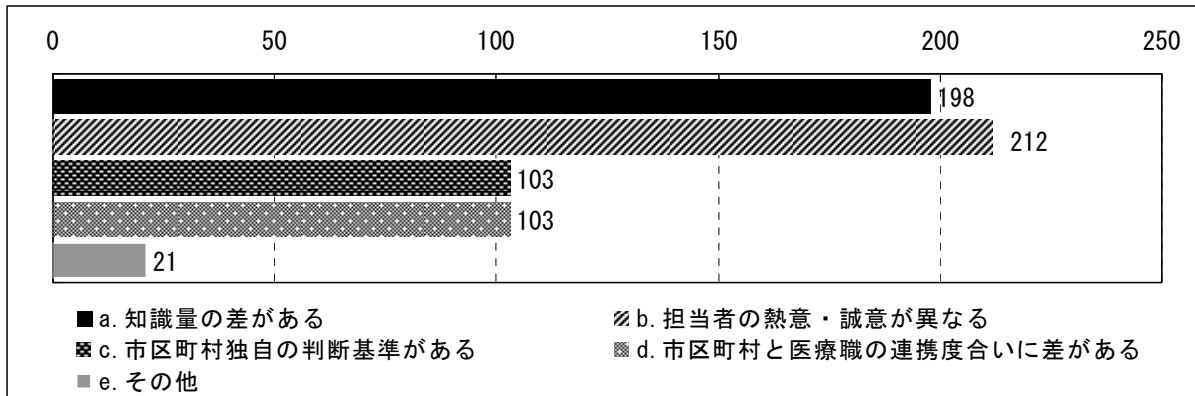
特例でないと対応できないときに事務処理の煩雑さなどから枠内での対応を求められることがある。一定の基準を持って判断せざるを得ないことは理解できるが柔軟かつ迅速な対応が望まれる。

担当者によって柔軟な対応であったりそうでなかったりするのではないかと思う。

更生相談所の判断基準通りにしている。

申請者の身体的、社会的状況だけでなく、費用によって制限されると見受けられる市町村がある。

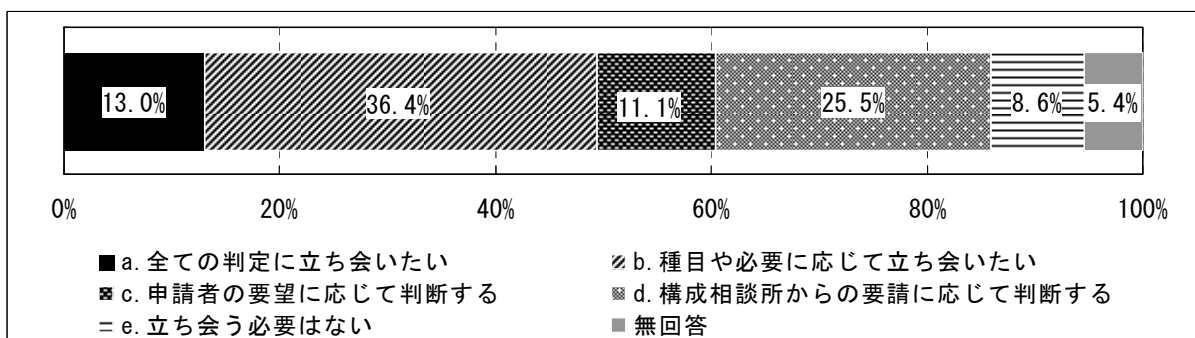
Q11 判断基準が違ふと考えられる理由を選んでください。(複数選択可) (Q10「a」、「b」
 選択者のみ) n=437



その他の自由記載 n=21

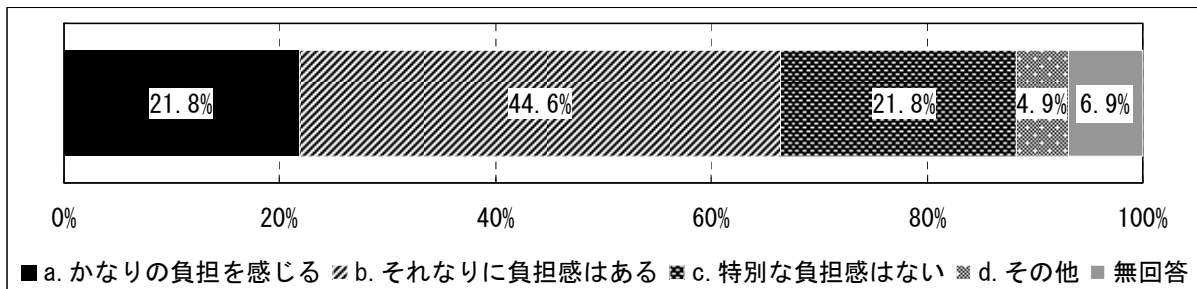
分類	件数	主なコメント
財政に関するもの	5件	市町村の財政状況で新調・修理の判断基準が変わる。
担当者に関するもの	3件	障害者のために一生懸命される担当者と予算を切り詰めることしか考えない担当者がある。
		福祉担当者が短い年数で変わってしまい熟知している福祉担当者が少ない。
制度に関するもの	2件	書類の流れが違う時がある。
その他	10件	法律ではOKなのに支給したくない役所がよくある。
		地域の更生相談所によっては判定基準の違いがある。

Q12 適合判定時の立会の必要性についてお考えをお聞かせ下さい。 n=569



Q13 判定時や適合判定時の立会いにかかる費用（移動費）の負担感をお聞かせ下さい。

n = 569



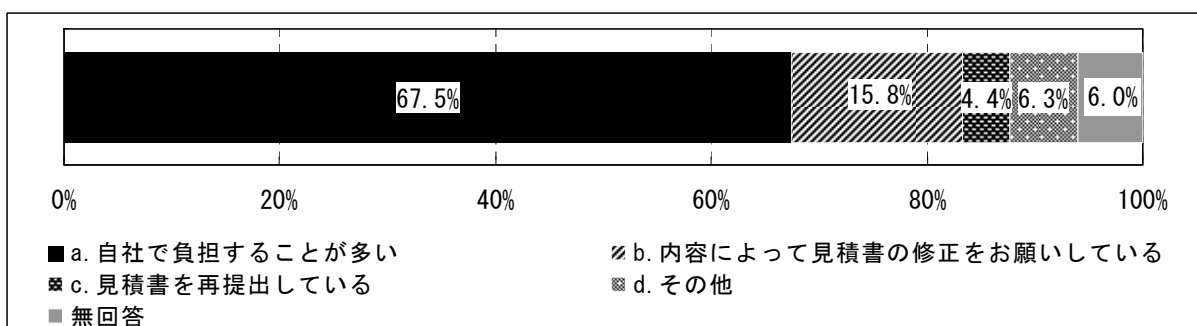
その他の自由記載

n = 28

分類	件数	主なコメント
時間・日程に関するもの	9件	曜日、時間が決められていて、こちらの意見が反映されない。 費用よりも他の仕事があるので、タイムロスが多くなる。
立会い事例無し	6件	立会いによる適合判定が行われていない。
状況によって負担感あり	5件	遠方へ行かなければならないのであれば負担感はある。
その他	8件	立会いの問題：お客さまが製作業者を選ぶわけで、更生相談所が業者を決めるわけではない。判定時の業者立会いはあえて避けるべきと考える。 特例補装具判定では試作車を持参するが、それまでの適合費や製作費がでない。 業者が判定に立ち会い説明をしなければ判定が成立していませんし、負担感は当然です。

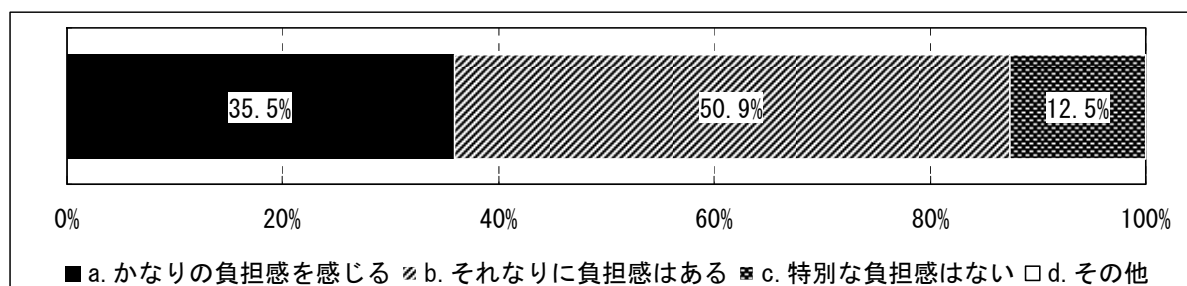
Q14 処方判定から完成までの期間、仮合わせなどで修正や追加があった際の際の材料費やデモ機の費用についてお答え下さい。

n = 569



分類	件数	主なコメント
負担事例無し	15 件	特に負担することはありません。
部分的に負担している	10 件	デモ機は自社保有以外は全て自社負担、仮合わせなどの修正追加は、軽度の物は自社負担、それなりに負担感がある。 完成用部品の変更等は見積書の修正や差し替えをお願いしているが、製作要素の部分では自社で負担していることが多い。
メーカーからレンタル／メーカー負担	4 件	メーカーから支給されているデモ器を使用。 メーカーへ返品・交換してもらうことが多い。
その他	7 件	無償にすると記録に残らない。差し替えで支給券が遅れることになるが、記録に残すことは重要。次回の作り変えにも影響する。 見積もり変更があった場合、安くなるのは認められるが、高くなる場合は変更不可。 限度額以上は個人負担をお願いしている。

Q15 仮合わせなどで修正や追加があった際の材料費やデモ機の費用について負担感をお聞かせ下さい。(Q14「a」選択者のみ) n = 409



n = 9

その他の自由記載 (主なコメント)

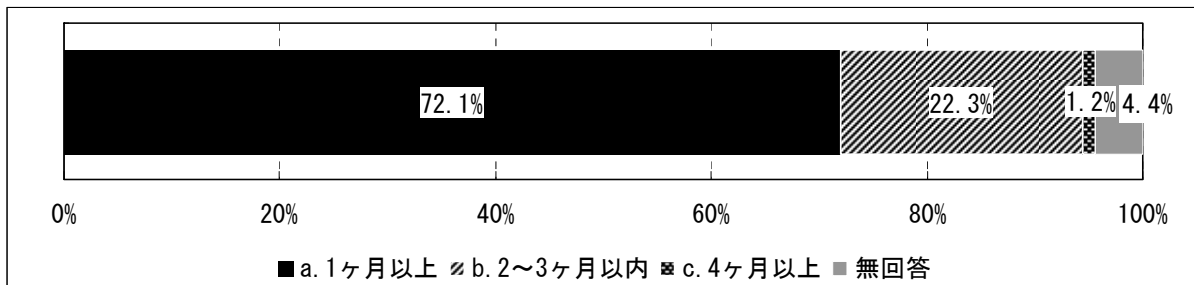
病院で患者さまと医師とでトライアルを行いパーツを決めて、申請したら高額だと言われ、また違うパーツでトライアルを行い、何度もやり直しをさせられます。3年前まではこのようなことはほとんどなかったのですが、最近は頻繁にあります。患者さまにも迷惑をおかけしていますが、それは業者と言う立場であるからで、更生相談所は、支払う立場で患者さまに意見されますから、患者さまは何も言えません。

技術的な問題で修正になるのは自社負担するが、処方の違いや身体の変化による修正も、自社負担にしているのが、かなり負担を感じる。

すべて自社負担の為、かなり負担感を感じる。

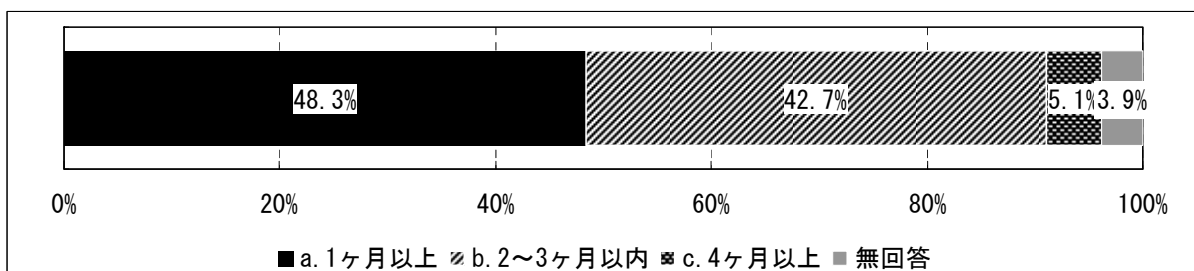
Q16 支給決定から、採型、仮合わせ開始までの平均的な期間についてお答え下さい。

n = 569



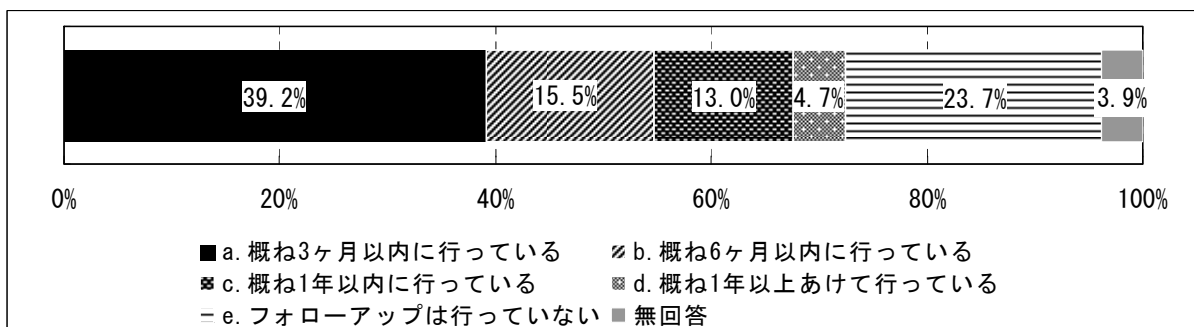
Q17 申請者との契約後、納品までの平均的な期間についてお答え下さい。

n = 569



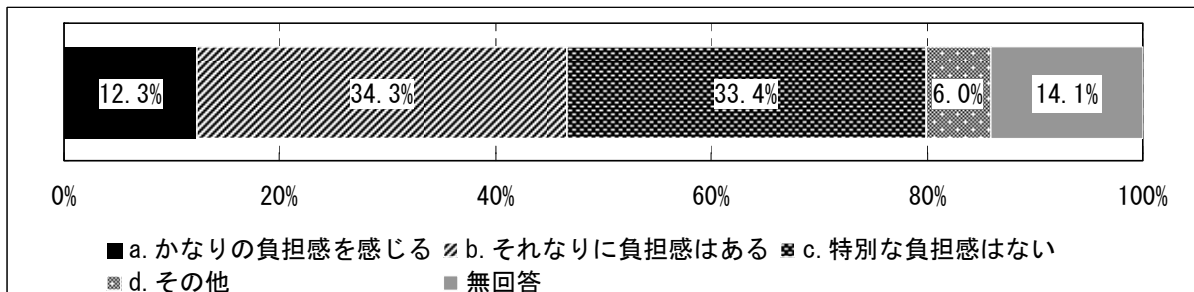
Q18 納品後の、利用者に対するフォローアップの期間についてお答え下さい。

n = 569



Q19 フォローアップにかかる費用の負担感をお聞かせ下さい。

n = 569

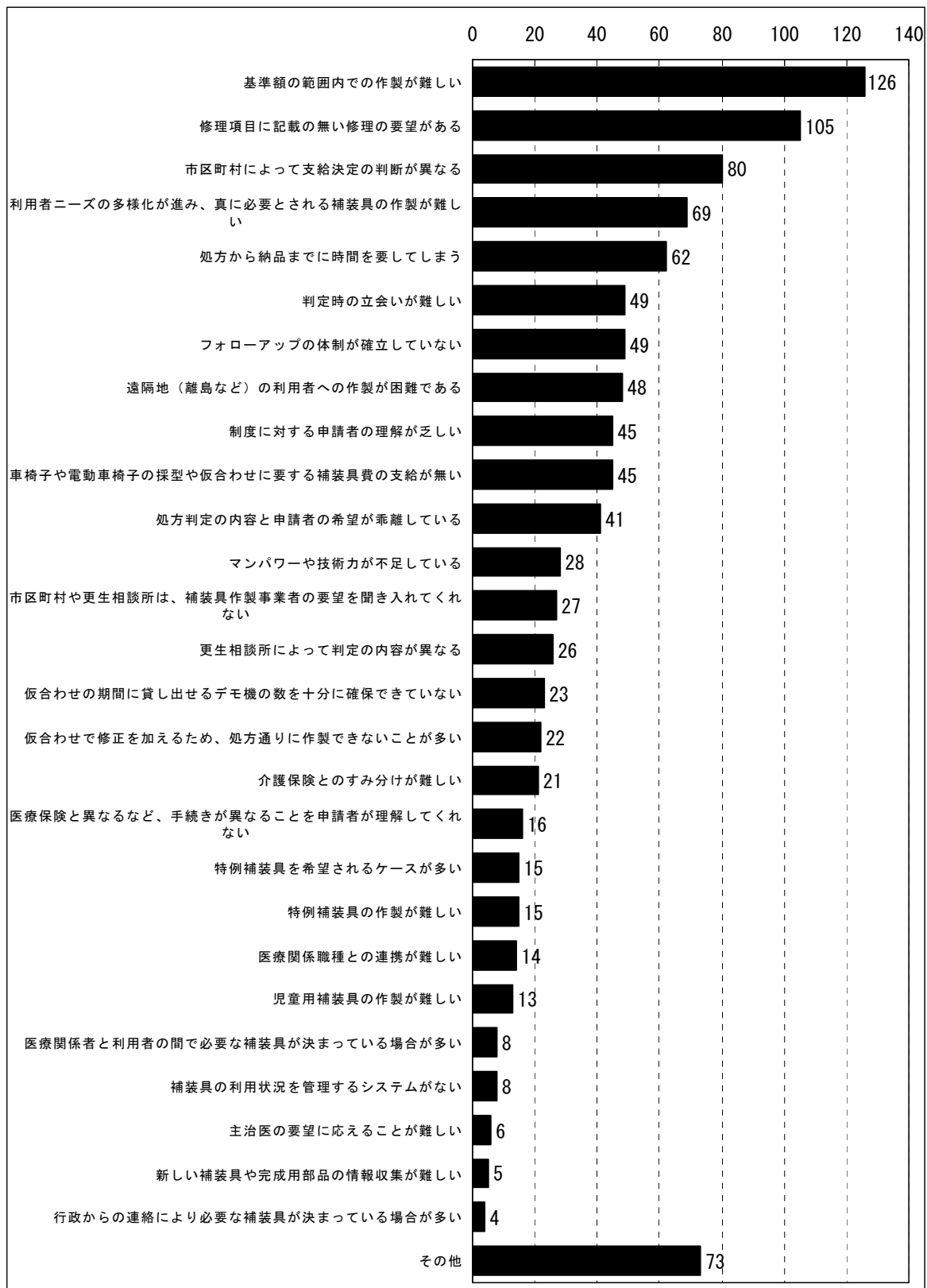


分類	件数	主なコメント
必要があれば実施している	17件	<p>積極的に行っていないが、利用者からの要望は応じている。</p> <p>当社からの連絡は行っていないが、使用者からは、いつでも、気軽に、相談や調整ができるように努力している。具体的には、次回の製作修理までの間の調整などの費用は一切もらうことなく、対応している。しかし、現状での事業者の負担は大きい。</p>
負担感がある	7件	<p>無償でのフォローについて修理申請をしていただくかの判断が難しい。時には消耗品までも無償にてフォローしなければならない時があり、負担感を感じる。当社では保障期間として3カ月を設けているが、定期的なフォロー・メンテナンス制度を制度化していただいたほうが、使用者に対し満足いくサービスが提供できる。</p> <p>9ヶ月以内の修理費用は各義肢装具会社で負担とあるが、使用頻度を考慮してほしい。</p> <p>座位保持の場合でも実際に修理申請してもらうのは1時間以上かかる物などでほとんどは無料で調整している。単独で移動を伴う場合電動車椅子や車椅子の場合ほとんど赤字になる。</p>
その他	11件	<p>判定機関に月例に伺っている。</p> <p>以前は、製作して半年後とその後1年毎に往復ハガキにて点検等を行っていたのですが、数年前に更生相談所から余計なことをしないように指導を受け、やめさせられました。</p> <p>3ヶ月ごとの定期的なDMにフォローアップのすすめを記載している。</p> <p>支給基準にフォローアップの価格は入っていない。したがって、フォローアップは事実上できない状況である。しかし、本来必要なものであり、行おうとすると負担感は大きい。さらに、自宅や施設を訪問してのフォローアップを望まれる場合は出張費等を自己負担していただく事が必要となり、障害者にとっても負担は大きい。特に新しい技術を導入した際にはフォローアップが必要となるケースが多く、どちらにとっても負担となり、新技術やパーツの導入の障壁となる。</p>

3 現行制度における課題と提案

Q20 補装具作製の業務のなかで、貴事業者において、最も大きな課題と思われる内容を以下の「1～28」の項目から最大3つ選択し、「その具体的な内容」と「貴事業者が提案するべき姿（理想像）」を記入してください。

n = 569



【基準額の範囲内での作製が難しい】

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
各補装具に関すること	46 件	標準型耳掛式 43,900 円、高度難聴用耳掛式 67,300 円となっています。現在のこの金額は我々販売店側の負担増となっておりフィッティングの手間、労力の割には報われていないのが実情である。	標準耳掛式 63,000 円、高度難聴用耳掛式 98,000 円ぐらいにするべきである。現在はこの程度の補聴器を現行の金額で販売させていただいている感じた。
		車載用の場合、基準内で購入できるものは全体の約 2 割、差額負担が比較的少ないものでも約 2 割、残り 6 割の方が特例補装具扱いとなります。	現状の価格に合った車載用の制度価格の見直し。
		靴を木型から製作しています。最近、既製靴による不正請求が健康保健で問題になっていますが、正しく整形靴を作ると価格表では不可能です。既製靴が安くあがるとの風潮がありますが、かえって足を壊しています。	医師や更生相談所の知識不足を改めて、整形靴に対する知識を持ち、安易な既製靴を整形靴と認めることは禁止にしてほしい。
		矯正眼鏡の場合は基準額内でほしい作成できるが、遮光眼鏡の場合はレンズの価格が高価なため、基準額をオーバーするケースがよくある。	遮光眼鏡の基準額を増額して欲しい。
		基準額内で収めてほしい利用者の場合、オーバー分を負担してもらう交渉が難しい。小額のオーバー分はサービスすることになってしまう。また、特に盲人安全杖は仕入れが高く利益がない。	補装具作成の仕事でも利用者のサービス満足度が得られつつ、利益面でもある程度の収益を得られるような体制を整えたい。盲人安全杖は事実上、利益 0 である。これも多少利益が出るようにしたい。
部品・調整等の費用に関すること	37 件	義足・装具等の適切な完成用部品が無いため、患者の要望を受け入れるため、自社で時間、材料費をかけて、複雑なパーツを作製した場合、価格に反映できず、手間をかけるほど割に合わないことが多々ある。	労働時間、材料代に反映する適切な価格の計算式を公に決めて頂きたい。
		仮合わせ時、新たな要望が出る 경우가多く、そこで発生した処方にない部分などは、こちらで負担しなければならない。	医師が必要と認めたものに関して、柔軟な制度運用になることが望ましい。
		基準額の範囲内とは少しニュアンスが違うが、製品に使用する材料の種類増加および新しい製法より基本価格に分類されている項目の種類では選択が困難	基本価格の増額というわけではなく、選択項目の増加または、細分化が必要

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
		なことが多い。	
要望に関する こと	17 件	車椅子や歩行器は使用者からの細かい希望があり、基準額内で製作することが難しい。また、室内外兼用で補装具を製作する場合、活動内容により工夫が必要で、細かな加工に対する見積項目が重複することがある。しかし重複してとることができないため、価格を加算できない。	車椅子購入者のニーズ傾向調査を行い、現状に合った価格設定を行う。 兼用の補装具の場合は、何かしらの加算要素を設ける必要がある。
		高性能な製品を希望される方が増えており、基準額内の作製が難しい。	基準額の引き上げ。
価格全般に 関すること	15 件	基準額と実勢価格の差が大きい。利用者の品質に対する要求は自費の場合と変わらない。弊社の経験上、自費と同等の品質のものをお渡ししないとご納得頂けないことが多いので、弊社が差額を負担していることになり負担に感じる。	基準額を少しでも実勢価格に近づけて頂きたい。
		申請者が求めているレベルの商品⇒基準額以内での対応は難しい。	全額は無理として、半額負担で申請者の望むレベルの商品を提供できるシステム（高額商品でも全額出ると思ってもらっしやる方もいます）。
その他・未記入	12 件	特例補装具の扱いになる製品に対して、許可が下りるまで相当な時間がかかる。結果、利用者様の変化に見積りが追いつかず追加もしくは製作者側負担で適合させるケースがある。	迅速な事務処理と判定作業が行われることにより、適切な製品を提供できる。
		真に適合した用具を提供しようとすると、生産性が低くなる。義肢などと違い、生活支援法など広い適合性を求められるので、一定の会社規模（スペース・人員・設備など）が必要と思うが現状の基準額では経営を持続、継承が難しいと思う。	オーダーメイドを基準とした現状の供給システムは、技術の向上や、予算規模を大きくしない点でも大変優れているので、事業者の生産性を上げる事を当面の大きな目標とし、基準額の真の適正化、手続きの簡素化をすべきだと思う。そのため、更生相談所、福祉事務所の在り方も再検討すべきと思う。

【修理項目に記載の無い修理の要望がある】

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
修理費全般に関すること	50件	補装具のフォローアップに関する制度が不十分ではないか。身体状況の急激な変化に対する至急対応、また、継続的な身体状況の変化に対する継続的な対応を当事業所では行っているが、その費用について、申請、許可を頂くのはまれである。	例えば、義足の場合、現行のソケット調整料では、1～2時間程度の義肢装具士の人件費しかまかなえず、出張に関する人件費、交通費などがまかなえない。現実問題として、毎週4時間程度のソケット調整を5年以上にわたって継続実施している方もおり、誠意をもって対応すればするだけ、赤字になってしまう現状を改善するため、補装具の修理に関しては、補装具使用者が申請者ではなく、各事業所が申請者となるべきではないかと考えられる。補装具使用者の確認をサインまたは捺印でもらえばいいのではないかと考えられる。
		義足のパーツの修理、調整、オーバーホール、時々の点検や再調整等。	「(対応時間×時間単価)+材料費」等の基準があれば、交換をしなくても済む場合もある。
各補装具の修理に関すること ※本項目のみ、修理の具体例を掲載していません	46件	全般：体型の変化やむくみなどの体質の変化による補装具の調整、申請者の要望が完成納品時に出る場合	
		眼鏡：プリズム処方	
		補聴器：補聴器用電池、耳栓（イヤモールド）の修理、耳せんのクリーニング、内部の断線修理、アンプ組立交換の修理	
		車椅子：タイヤパンク修理、フレーム溶接修理、泥除け取付、手入れ防止用（泥除け延長型）、転倒防止バー（キャスター付折りたたみ無し）、背張りの調整と背クッションの併用	
		座位保持装置：ワイヤー交換、タイヤ、グリップなどの修理	
		義肢・装具：足部覆いの当てべる交換、補正靴等フックの交換、靴紐の交換、足底のアーチの高さの変更、マジックバンドを通す環の方の交換、支柱の化粧皮交換、T、Yストラップの切断、完成用部品のパーツの一部分だけの交換、継手周辺など音を消す調整、義足や装具のソケットの割れ補修、ボリューム調整による革張り、ネジ類の交換、バネの交換、補装具支持部（カフバンド・コルセット）等の部分修理（皮あて）等の修理、プラスチック類の破損、体型に合わない場合の調整、短下肢装具足部内張り用に使用する材質、足枕等、周計調整、スタイル出しのスポンジ、革巻き仕上げ、支柱の革巻き、マジックベルト巾3cm、4cm、シューホンプレースのひび割れの修理など	
その他・未記入	9件	「修理項目が無い」というだけで、修理見積りを書いて行政が理解してくれない。利用者負担しているのが現状。	どのような補装具を製作したのか、どの部分の修理申請なのか行政も把握して欲しい。
		差額購入の場合の修理についての対応が分からない。	利用者の全額負担なのか。申請できるのか。

【市区町村によって支給決定の判断が異なる】

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
判定全般に関すること	52 件	同じ補装具を再交付する場合でも、都度判定や意見書の提出を求める市がある場合と、見積書の提出のみで申請が可能な市があり、判定基準がまちまちの状態。高齢の患者様が何度も判定に出向くのは困難。	判断基準を統一し、患者様の身体状況に応じて、写真判定や自宅訪問での判定など、柔軟な対応が必要になってくると思われます。
		都道府県、市区町村別で独自の判定基準を持つため、事前にお客さまと仕様や内容の相談しても要望どおりに行かない場合が多い。しかしながら最終的に尻拭きするのは全て業者が行っているのが現実である。	本来は行政、医療、利用者、家族、製造側がその利害関係を超えて、よりよいモノを提供するはずだが、独自の基準や好みで判断される傾向が強く、利用者が納得しないまま処方が行なわれている。結果合わない場合、業者以外の立場の人が責任を負うことはまずなく、結局業者が全て処理しているのが現実である。業者の意見もロクに聞かずに決めたことに対して、行政や判定機関も責任を持つべきなのでは？
		厳しいところでは決定までに時間がかかったり、左右同じものでも2枚の申請書を出すように言われたり、作業用の義足を認めてもらえなかったりする	決定までの日数を出来るだけ短縮して、1か月の内には何らかの決定してほしい。問題があるなら早めに利用者に伝えてほしい。作業用の判断基準を統一（骨格2本、主婦用、学校用、農作業用、スポーツ用など）して欲しい。
		申請方法、判定基準や差額負担基準などが市町村で違いすぎる。特に県をまたぐと同じ制度下で運用されているとは思えない違いがある。	せめて申請手順、判定基準は全国で同一とするべき。市町村独自の追加措置は各市町村の責任に置いて明文化してほしい。
個別事項に関すること	20 件	身障者に該当しなくても学習に必要と認められた場合、補装具を交付して頂けるという自治体に限られている。（児童に関して）	難聴児を特に保護者が医療機関・自治体に相談することをためらう事が見受けられる。様々なサービスが受けられることをもっとオープンに周知できるシステムが必要ではないか。（自分の子供の障害をたとえ公的機関の人でも言いたくない）
		紛失した場合の再支給制度がある自治体とないところがある。また、1度しか出来ないところや何回でも申請できるところがある。	制度を統一して欲しい。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
		靴型装具に関して、基本価格、採型、採寸区分で市区町村によっては採型しているにもかかわらず採寸でしか認められない事。会社側が常に負担することは患者様にとって不利益な事態になる可能性がある。	変形著しい足の場合、採型せずに製作することは不可能。各製作会社で製作方法が異なるため、一般的な製作方法のみを参考にして全てを決めてしまうのではなく正確に仕事をした分の費用請求が出来るようにしていただきたい。
		一人の利用者に対して二つの処方があり、同時申請した。しかし、支給決定日が異なり一つの申請が月をまたいだ為、二つとも自己負担が発生した。	申請が同時の場合、支給決定日の同時にすべき。
その他・未記入	7件	生活保護・自立支援法どちらの申請になるのかわからない場合がある。	基準を明確にしていきたい。

【利用者ニーズの多様化が進み、真に必要とされる補装具の作製が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
時代の変化とともに新しい疾病や怪我による補装具も求められ、既に多数出ており、加えて新技術・新素材を使つての技術職の方々の多様化も進んでおり、医療職の資格を持った方々及び医療職以外の方々の供給能力が逆転している場合がある。汎用性のあるものは特に。	技術職の方々の相互間の連携が密となり、補装具についての教育も必要であるが、お互いの足りないところ（専門分野）を補い合うチーム体制（棲み分け）が医職・医療職以外も含め必要と思われる。
インターネット等で情報が多く、高機能な部品を希望するケースがある。業者に対しては紹介しない努力不足と言われ、更生相談所からは判定医が決めることであつて、業者が先に患者に部品紹介をして、本人が希望してトラブルの原因になると注意を受ける。	更生相談所が適切な補装具を厳格に判定すべし。業者任せにしない。
利用者が求める商品構造・部品などが現行の基準に合わない（基準を超える/基準外になる）ことが多く、基準内で作成しようとする、利用者の求める補装具より低いスペックの商品になってしまう。	新しい部材・部品などを調査・確認をした上で、スピーディーに基準に反映させる仕組みが必要。

【処方から納品までに時間を要してしまう】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>タイムリーに供給、修理ができない。新規製作については、役所に問い合わせたり、クリニックを予約するなど処方までに時間がかかり、製作にも時間がかかる。修理については、オーダーメイド品については対応に時間がかかるし、小規模で遠方の業者が多いのでなかなかすぐに対応できない。</p>	<p>必要な時に、必要な人が、必要なサービスを受けることができる。 更生相談所の直接判定を極力減らし、地域で処方できるようにする。モジュラー製品を積極的に利用できるようにする。「レンタル制度」を導入する。</p>
<p>特に身障者の手帳の交付と補装具の交付が一緒に申請された場合等、手帳の交付決定に2ヵ月近くさらに補装具の決定に1ヵ月近くを要する。時間がかかりすぎる。特に年末近く年度切り替え近くの申請の場合、時間がかかる。</p>	<p>当方としては決定さえ出れば10日前後でお渡しすることは可能なので書類上のやりとりに関してはとにかくスムーズにやっていただきたい。利用者が障害者という現状を受け入れ、補装具を使うことの戸惑いもメリットを感じれば更に良い方向へ向かえると思う。</p>
<p>患者さまは、義肢装具が壊れて使用が危険、もしくは使用不可能だから再交付の申請するのに、支給決定されるのに2ヶ月以上要します。</p>	<p>許可が下りるのに2ヶ月待たされ、製作に2～3週要し、約3ヵ月使用不可能となる場合があります。壊れたものを応急的に修理して対応しますが、その修理代は、患者様が支払っていただける場合もありますが、業者もちとなるケースが多いです。そのような修理代を、公費で認められると良いのですが。</p>

【判定時の立会いが難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>平日は決められた営業先へ伺う予定があり、納品や採型の調整が困難のため、判定が必要な患者様からの製作依頼を断っている状況</p>	<p>土曜日に判定が可能であれば、営業先との調整がスムーズに行える。判定に立ち会えない場合、補装具の現状を報告できる理由書などを提出することを判定の判断材料にできれば負担の軽減になる</p>
<p>ある県では判定日には必ず業者を同行させるが、何も相談も意見も求めず判定係の方々だけで決定している。半日～1日かけて同行させる意味が分からない。</p>	<p>東京都で行っているマスターカード方式利用者本人だけが行き判定係の発行した処方付マスターカードにそって通院している医師等に仮合せか適合を確認して頂き、適合報告書を書いて頂き福祉課に提出する方式。</p>
<p>判定場所により、曜日、時間がバラバラである（判定医の都合か？）1件の判定の為、高速道路を走り、往復何時間もかけて2度も行くのは、大変負担になる。</p>	<p>曜日が決まっていて、第1〇曜日AMはどこ、PMはどこ、第2〇曜日はどこと決められていると、一人の営業者が専門で行けるようになって負担が少ない。あと、適合判定は、申請者だけで行き、不具合があったら書類で指摘されたら対応して、終われば本人の印をもらって県に提出するようしたら負担が少なくなるのでは？</p>

【フォローアップの体制が確立していない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補装具を長年使用していただき、補装具本体が破損したり、消耗品が消耗したりした場合、直接相談に来られる。期間が短い場合は、サービスでメンテナンスをさせていただくが、補装具を大切に使用していただくことが大切であるために、定期的に点検が必要である。	車も定期点検・車検とあるように、補装具にも定期点検制度（フォローアップ制度）を義務付けてほしい。強制でなくとも任意で必要となればコスト請求が出来るように制度化してほしい。
以前は、製作して半年後とその後1年毎に往復ハガキにて点検等を行っていたのですが、数年前に更生相談所から余計なことをしないように指導をうけ、やめさせられました。	自動車に車検があるように、義肢装具にもあるべきだと思います。平成元年から現在まで、歩行中に義足が壊れてけがをされた切断者が7~8人います。車椅子のキャスターが取れて顔に大けがをした患者様もいます。遠方の駅構内で義足が破損して、呼びつけられたこともあります。
介護保険での車椅子のレンタル制度と比較しても、十分にできていないと感じる。業者に定期的な訪問が義務づけられていないし、遠方から来る業者がほとんどなので、トラブルがあったときでないと、ユーザーはメンテナンスを依頼しにくい。	オーダーメイド品では限界あり。タイムリーなフォローアップができるためには地域内の事業者である必要があります。訪問だけでなく、「店舗形式」の販売や修理が可能にし、自宅近くの店舗でサービスを受けることができるようにする。モジュラー化が進んでいる現在なら可能だと思います。

【遠隔地（離島など）の利用者への作製が困難である】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
遠隔地の定義は難しいが、特に使用者が車で1時間以上かかる場合については、交通費やそれにかかる負担が大きい。来社による相談や製作調整には問題は無いが、交通手段や障害の程度・年齢によっては、使用者宅・施設に出向くほかない。当社では、県内外から希望される方に、来社が原則という条件の提示が必要不可欠である。一方、補装具価格基準にも利用者側に出向く場合の指針の記載も無く、費用負担を依頼しにくい現状にある。	補装具の価格基準に、利用者が出向サービスを受ける場合の費用の算出方法に関する指針があれば、良いと考える。指針があることで、使用者・利用者と事業者との信頼関係が壊れることもなく、地域格差を関係者（利用者・自治体・事業者）が納得できるのではないだろうか。
離島の保健所から製作依頼が来る。年に2回のペースで採寸仮あわせ、納品の循環で対応している。しかし遠隔地であることで発生するコスト全て、事業所の負担。サービスの不平等をできるだけ少なくする努力をしているが、限界がある。	遠隔地であることで発生するコストの公正な算出をして、負担の配分を自治体が考慮する。適正な負担の配分を3者でルール化する。（事業者、自治体、当事者）
高齢者が骨格構造義肢を処方してもらうのに、更生相談所に行くか、巡回相談を利用するしかないこと、業者が利用者の送迎をしていることがある。	サービスを受ける利用者の負担を軽くするため、何らかの対策が必要である。近所のかかりつけの医師と更生相談所が連携してもらう。

【制度に対する申請者の理解が乏しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補聴器で、障害者申請を促す時の説明で、本人が「障害者になりたくない」という理由により障害者申請をしない例がありました。補聴器も高いので買えないとのことでした。	障害者申請のことを、みんなが理解できており、申請もスムーズに行える環境。
制度利用に対して、「タダ」「お金がかからない」という意識を持っているお客様に出会うことがある。	制度は、税金により成り立っているもので、限りもあり、湧いて出てくるものでもないという理解をもっていただきたい。年に数回、支援学校等でPTAに向けて、上記の内容を講義させていただいています。
受注時に申請から納品までの流れを説明するが、十分な理解を得られず、未申請のまま時間が経過したり、申請後すぐに補装具がもらえらると思っで納品まで時間がかかることについてクレームが多く寄せられている。申請者はおろか、市町村窓口担当者も理解していない場合もある。	我々もよりいっそうわかりやすい説明を心がける必要があるが、身障手帳交付時に制度や申請手順のわかりやすいガイド本を配布したり、市町村担当者自身もしっかり制度についての知識を持ったうえで、より丁寧な説明をしてほしい。

【車椅子や電動車椅子の採型や仮合わせに要する補装具費の支給が無い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
義肢装具と異なり車椅子や電動車椅子の場合は、在宅の方に自宅で採寸・採型・納品・修理を提供する機会が多く、移動距離と作業効率が非常に悪く、多くの販売店の場合零細なところが多く、長時間労働・低賃金労働の原因となっている。	車椅子や電動車椅子はそれがなければ移動の自由が保障されないいわば社会的インフラと呼べる物であり、ガス・水道などの社会的インフラと同じ性格を有すると思うので、基本工賃・出張費は制度上も採寸・修理に関しては一律に計上できるようにしていただきたいです。
弊社ではユーザーの情報を取材後、可能な限り必要な機能やサイズのデモ機を一定期間試用してもらい問題点を拾い出し、現実的な条件が確認出来た後、注文を受ける様に心がけている。	製品価格の他に、ユーザーに対して選択の精度を高める為に使われた費用に対して、内容により調整費用分の加算があると良いかもしれません。
オーダーメイドの車椅子の場合、フレームを外注すると、仮フレームの送料だけをとって見ても片道6,000円くらいかかる。そのため、やむを得ず、利用者に仮合わせにかかる他の費用と合わせて、2万円を負担して頂いている。	車椅子の制度にも座位保持装置と同じように採寸仮合わせの項目と費用の支給を入れるべきである。（多くの業者がフレームを外注している実状があります。）

【処方判定の内容と申請者の希望が乖離している】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>利用者のことを最もよく理解している現場主治医の処方内容を、更生相談所の判定により変更・削除されることが多々ある。判定結果の内容では、「身体状況」や「生活環境」を十分に踏まえた装置を製作することが出来ないとして、申請を取りやめることも起きている。更生相談所の判定結果と異なるもので、更生相談所の適合検査を受けることは一切出来ません。このため利用者の自費による差額負担も、自社での負担（無料サービス）の両方ともできません。</p>	<p>利用者のことを最もよく理解している現場主治医の処方内容および現場医療スタッフの意見を尊重して、利用者の「障害状況」や「置かれている生活環境」等を十分踏まえた、生活の支援という観点での判定を行う。</p> <p>※ 国から出された処方の一例ならびに県独自に設定した判定基準を元に、さらにとっても狭義な考えで判定が行われている。更生相談所に協議をもちかけて、何度も改善を申し出ているが聞き入れてもらえず、現状では改善の道が探れないでいる。</p>
<p>義肢・装具の部品には毎年新しいものが記載されているが、患者本人が素晴らしい機能を持つ部品をつけたいという意思があっても、それをつけるに値する基準についての明確な所がなく職業等で却下され、不満がでた。</p>	<p>官報の基準に記載され、どの部品も申請可能であると思っているが、使用者の制限を付けるのであれば、許可が下りるのが難しいというだけでなく、制限の内容が全ての者に分かるようにしなければならないであろう。</p>

【マンパワーや技術力が不足している】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>マンパワーが不足している。</p>	<p>養成校（地元）の実習指定施設の申請をお願いしたが、（学生の人数以上の施設が登録されているので必要ないのではと）却下された。（やはり実習を受け入れている施設に入社していく事が多い。）</p>
<p>収益が少ないので、対応業務を少人数で行うことになり、日々の業務に追われ、利用者に対してのサービスが低減している。</p>	<p>利用者が安心して利用できる補装具を提供するには、業務を的確に対応できる専門スタッフ・事務員を配備することで、利用者に対して丁寧な対応が出来るようにしたい。</p>

【市区町村や更生相談所は、補装具作製事業者の要望を聞き入れてくれない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
申請者の身体の状態に応じて、時に処方箋に入っていない製作要素を追加で使いたいことがあるが許可を頂くのが難しい。	申請者にとって補装具は自分の身体の一部なのでより使い易いものを製作することが望ましいと思う。必要性が高いと思い申請しているので柔軟に対応してほしい。
車椅子や座位保持装置などは製品の複雑さに伴い、制度も難解になり業者も独自判断、独自解釈の状態。更生相談所職員はなおさら素人。支給条件は整っているにもかかわらず、ユーザーがその理由も把握できないまま申請を却下されたケースも多い。十分な調査、検討を何度も申し出たら認可となるケースもあった。同等な話は多く裁判になるケースが出なければいいがと願う。	業者の声（ユーザーの声）が届かなく、発展がない。年に1度でよいと思うが更生相談所は登録業者を一堂に集め、指導、勉強会、意見交換、などを行い適正に物が支給できるよう適正化会議をするべきと思う。国はそれを義務化すべきと思う。

【更生相談所によって判定の内容が異なる】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
他県で判定がおりた補装具が引越しをした際に、門前払いを受けたケースがあります。（本人の言葉です）また、インプレッションフォームを使用した採型について基本価格で採寸と判断されるケースがあり、理解に苦しみます	今までの判定を退ける時には、文章で通達すべきだと思います。判定内容によっては、人生を左右しますので慎重な対応を望みます。インプレッションフォームを含め、立体モデルを利用し形成する場合の基本価格は、採型とすべきと認識しておりますがいかがでしょうか。
判定基準が各更生相談所によって違いがあり、憲法の原則に抵触するのではないかとの問題意識があります。	製品に制度が追いつかない現実があり、それに対する有効な対策が取りきれないのは、現行制度の問題点といえますが、介護保険との制度統合を進めるのであれば、あまり制度リスクを考慮する必要がなくなり、1割負担の問題を除けば制度上は良いと思います。適合の問題は残ります。

【仮合わせの期間に貸し出せるデモ機の数に確保できていない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
例えば、義足の場合、膝継ぎ手、足部など、デモ機を入手し、試歩行しないとその完成用部品が適切か否か判断がつかない場合があります、当事業所でも、各メーカーからデモ機を複数購入して在庫しているが、その費用に見合う加算がないこと、また、メーカー、代理店が十分な数のデモ機を保有していない事例がある。	完成用部品掲載部品については、各販売店が十分な数のデモ機を在庫し、かつ、各義肢装具士が試歩行のための作業を基本工作法にのっとり行った場合は、相応の加算があって、しかるべきではないかと考える。
納期に時間がかかる場合、それが来ないと退院できないケースがあり、デモ機が準備でない、デモ機では適合対応できないと言ったケースがあり、退院が伸びている現実もある。	デモ機についての費用面についても検討いただきたい。基準額の何%か設定してほしい。

【仮合わせで修正を加えるため、処方通りに作製できないことが多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
最初の相談の段階で見積もりを作成するが、採型、採寸、仮合わせの際に仕様変更や追加の希望があっても、事実上業者が負担しているのが現状。	追加や変更があった場合に変更や相談等が出来る仕組みや、何らかの基準が必要と思われる。
製作していくうちに測定時には見えなかった部分が見えてきて、最初に提出した申請内容では補えないことが多い	現状、申請後の追加申請などは厳しくあまりできないので、申請後でも金額の見直しが必要

【介護保険とのすみ分けが難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
障がい者で介護保険サービス利用が可能な申請者について、市町村が申請者の身体状況や個別性で判断せず、一律的に年齢基準で支給を判断する事がある。	障がい者で介護保険サービス利用が可能な申請者については、一律的に年齢で支給を判断せず、申請者の身体状況や個別性で支給を判断して欲しい。
介護保険での車椅子のレンタルは、軽度の利用者には良いが、重度の利用者には向かない。	身体障害者手帳1級2級の方は、介護保険対象の方でも車椅子の製作を医師の意見書なく認める。財政的にもその方がメリットがあると思います。

【医療保険と異なるなど、手続きが異なることを申請者が理解してくれない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
利用者の理解不足、市区町村担当者の説明不足により、支給申請さえ出していない状況で製作に来られることもある。利用者いわく、「担当者が「作りに行ってください」と言ったから来たのに」と言われることが多々ある。	利用者の理解不足は仕方ないところがあるが、担当者の理解不足、説明不足については品目毎にマニュアルを整備するなどの改善策を講じて頂きたい。
医療保険（福祉医療）・介護保険・自立支援法での利用・申請方法などの手続きを申請者だけでなく、医師もケースワーカー（病院・施設）も市区町村の窓口も理解していない場合が多い。こちら理解に苦しむ場合がある。	申請者でも理解できるような、各保険などを含むチャート図などを作って、広く広報する必要がある。

【特例補装具を希望されるケースが多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
起立保持具を製作する事が多いが現行の制度の価格では個別対応で製作できない。座位保持の制度を使用することも考えられるが、本来の椅子を製作する時に枠がなくなる可能性がある為特例でお願いしています。	起立保持具はその製作の例が多くなり必要性が感じられます。座位保持装置と同様に制度の確立が望まれます。
医師の処方による基準外申請で有るにもかかわらず、装具の効果や必要性（医学的）についての資料を業者が用意する事を要求される事があり、大変負担となっている。	装具の具体的な説明は出来るが、医学的な説明は処方された方に行うという線引を確実に行って頂きたい

【特例補装具の作製が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>特例補装具を作る場合、3社の合い見積もりとなります。デモ機や相談を受けた業者以外のところへ決まることもあります。決定がおりた業者が、利用者のユーズにあったものを提供できない場合があることを聞いております。</p>	<p>レディメイドの物でかつ、デモ機が不要の場合には、金額で業者決定することはよいと思います（血税から支給して頂いているものなので）。オーダーで作成・改造するものは、金額だけではなく、技術力も含め業者決定する必要があると思います。</p>
<p>ある高額な歩行器を申請したところ、「歩行器を支給することによって紙オムツの給付をなくす」といわれた。</p>	<p>紙オムツは日常生活用具であり、歩行器とは別に考えて欲しい。判定基準を統一して欲しい。</p>

【医療関係職種との連携が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>更生装具の場合、装具対象疾患の治療は終了している事が多いので、判定医以外の医療関連職種との連携は取れていないのが現状です。申請者に糖尿や動脈硬化等、併存疾患がある場合は、特に製作に注意を要さないといけないので、情報を得るのが難しいです。</p>	<p>申請者の生活環境や、既往歴、係り付けの医療機関等の情報提供や交換をできるシステムを構築し、その下で申請者と密な話し合いをし、最適な義肢装具の作製を行うべきだと思われる。</p>
<p>在宅介護関係の有資格従事者の方や難病の方の施設介護の有資格従事者の方からの問い合わせが多いが、補装具の支給制度については知られていない方が多い。潜在患者と言われる方が多いと容易に推測される。</p>	<p>医療関連職種と介護関連職種のすみ分けと言うよりは、チーム体制・連携のシステム構築が必要なように思われる。</p>

【児童用補装具の作製が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
<p>学齢前、学齢児童は短期間での身体成長がある点と初めて補装具を希望される方は情報が少ないケースがある。</p>	<p>セラピスト、支援者、ご家族、製作業者の意見交換を含め、現状の適合と1～3年内のアフターフォローも共有できる計画処方も必要だと思います。</p>
<p>地域療育の拠点として開設された療育機関が、公立であるにもかかわらず、補装具関係の業者を3社に限定しているため、小児のリハに関わることを希望しても他の業者には参入が実際的には難しい。</p>	<p>利用者本人と家族の適切な選択肢を保障するためにも、少数の業者に限定しない。（保護者が希望した業者でも、指定業者でないからと門前払いをしたりしないようにする）</p>

【医療関係者と利用者の間で必要な補装具が決まっている場合が多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
ほとんどの場合、本人や家族からではなく、中間ユーザーから製作依頼がある。中間ユーザーの情報や考え方に大きく影響を受けるが、そのスタッフが必ずしも十分な選択肢を提供できるわけではない。介護保険も同様だが、本人ではなく、中間ユーザーの志向に影響されすぎることが問題と思う。	中間ユーザー（医療職）が決めるのではなく、本人や家族が意思決定をする仕組みであること。医療職の関わりを、利用者が選べるようにする。
部品を試してみなければ使えるか否かの判断ができない場合、更生相談所の判定前に病院の医師と義肢装具士で部品を選ぶことがあり、ソケットも作り直すのが、判定が出る前なのでトラブルとなる。	試用できる仕組みが必要である。使っていないのに判定することは難しい。当然、新しい部品よりも実績のある古い部品を使うこととなる。

【補装具の利用状況を管理するシステムがない】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
補装具の利用状況を管理するシステムがない。介護保険では特定福祉用具販売・レンタルとも福祉用具サービス計画の作成を義務付けられたが、補装具についてはアフターフォローを含めてお客さまが安心して使っていただくシステムがない。（作りっぱなしである）	更生装具もアフターを重視し、ご自宅で安心安全に使っていただける補装具サービス計画を義務付ける。
他社で製作した場合、内容を把握するまで時間が掛かる。	障害手帳のカード化、NOで検証できるように。

【主治医の要望に応えることが難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
病院施設において主治医に記載していただいた意見書や処方箋内容が認められず、全く違った製品になる事がある。	障害者（児）の日常生活に関しては、主治医が最も理解しているにもかかわらず、一時的な見解だけで判定されている。
主治医の装具処方箋に対し、行政から必要性や装具の種類の変更が出来ないかといった問い合わせがある。	・主治医の立場が最も重要と考える。・何の為の処方箋か分からない。・問い合わせがあれば処方した主治医に聞いて欲しい。

【新しい補装具や完成用部品の情報収集が難しい】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
患者本人がインターネット等により、部品の情報の良い部分ばかりを聞き入れ、本人にとっての向き不向きが伝わらず、医師が本意ながら許可したものの、耐用年数にも満たない期間で破損し、代替品を用意した。	部品販売において、パンフレットには特徴を記載しているものの、禁忌事項の部分についての記載は小文字で分かりづらい事も多い。医師・装具士が部品の長所短所を理解した上で、患者本人に納得させなくてはならないであろう。
完成用部品に新しい部品が掲載されても具体的にどのような物なのか知るすべがない。	テクノエイド協会の完成用部品データベースの充実や（写真がないもの多く、部品の内容も詳しく載せて欲しい）、第三者機関による評価などをHPやE-mail等で発信して欲しい。

【行政からの連絡により必要な補装具が決まっている場合が多い】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
前回の処方と変わる場合判定を求められる。	パーツの変更程度は認めて欲しい。
利用者の希望と行政の意向が異なる場合がある。	申請の前段階で調整の必要がある。

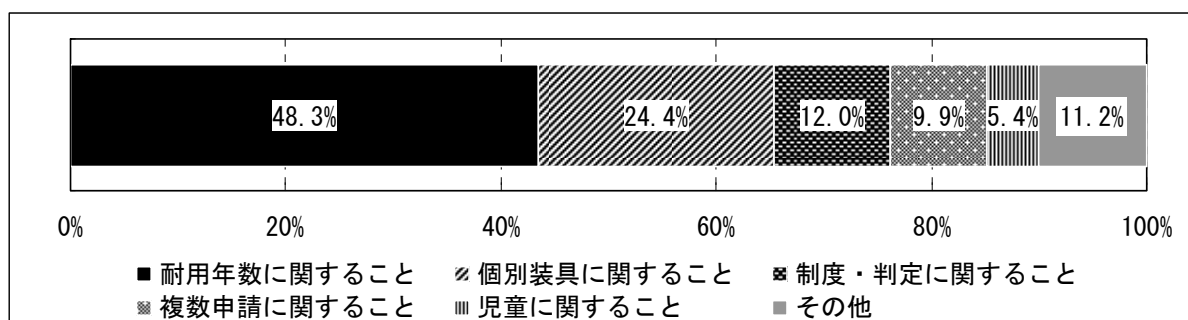
【その他】

具体的な内容	あるべき姿（理想像）
申請者が適切な補装具業者を選定するにあたって、情報提供する際には補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか。補装具業者の選定に当たっては、（公財）テクノエイド協会が提供している情報（ホームページ）を活用することが考えられる。 ※補装具費支給事務取扱指針	情報提供する際の補装具業者（補聴器）には補聴器に関する知識及び技能を修得し、適切な適合調整（フィッティング）・効果の確認・アフターケア等を行う認定補聴器技能者在籍店舗の義務化を要望します。さらに認定補聴器技能者の人的要件の他、設備要件、業務実施上の要件を満たした認定補聴器専門店を推奨することを望みます。
お客様へ商品をお渡し後、事業者に対して3ヶ月～半年ぐらい経過しないと入金されないケースが多い。	商品お渡し後、即入金をして頂きたい。
現行の積み上げ式「補装具制度」が時代に合わなくなっている。	個別制作基準の補装具制度は残すべきだが、既製品のモジュラー化がすすむなか、エンドユーザーの自己決定を基本とした「現金給付的（バウチャー）」支給体系などの抜本的改善が求められる。

Q21 下記のそれぞれの区分における申請者からの要望に関して、現行制度では対応が難しい事柄について記入してください。

【種目、名称、型式又は修理部位、耐用年数等に関すること】

n = 263



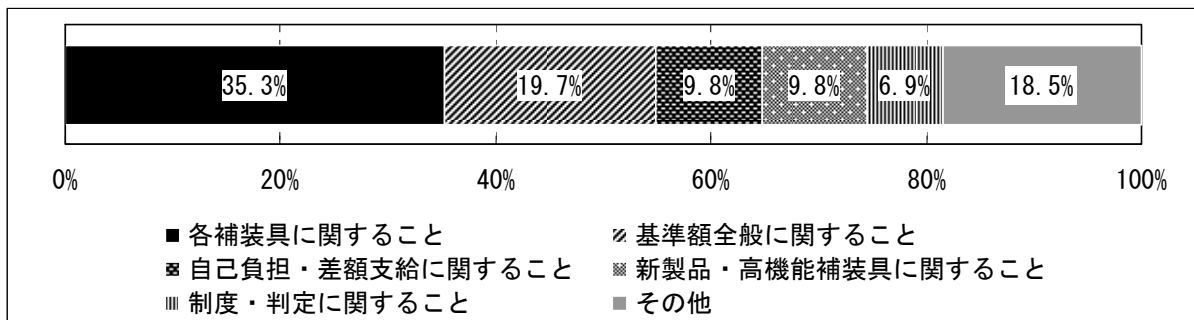
分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
耐用年数に関すること	117件	補聴器は汗による故障が多いが修理金額が高額な場合、耐用年数が延びることがある。	修理金額に関係なく5年で再申請できるようにしてほしい。
		耐用年数を過ぎていてもまだ使用できるとの判断で、作り替え、修理が認められないことがある。破損による事故の責任の所在はどうなるのか。	古い価格体系がほとんど見直されることがないまま、ただ価格のわずかな改定だけが繰り返されている。今ではほとんど使用されないセルロイド、アルミニウム等のソケット・支持部の名称が価格体系制定時のまま全く手をつけられておらず、現在の実情に全くあっていない。抜本的な見直しが必要ではないか。パーツの交換の判断を医者が行うのも問題ではないか。資格を持った専門職である義肢装具士が判断すべきである。
		①電動車椅子の耐用年数が長くなって更新できない。※給付した時点の耐用年数を適応してほしい。	①4年⇒5年⇒6年と変化している。これだったら最初から高品質・耐久度の高い機種を選びたい。高額になる。
個別装具に関すること	59件	補聴器の形状を選べるようにしてほしい。	特別な理由がない限り、耳穴型・オーダーメイド型を支給してもらうことが出来ず、また違う形状への自己負担差額を出しての購入も出来ない。
		障害児童の父兄より 補聴器用空気電池を修理項目に追加してほしいとの声が多い。	旧制度で認められていたが平成17年度より廃止された。再度認めてほしい。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
		<p>1、座位保持装置において、近年、腹臥位の有効性が評価され、成人で腹臥位装置を作って欲しいとの要望が多い。</p> <p>2、座位保持装置で、木製のオーダー支持部フレームを要望されることが多い。</p>	<p>1、成人の場合は座位保持装置1台交付が基本なので、認められないことが殆どである。そのために、自費で購入せざるをえない。</p> <p>2、木製の支持部フレームの単価が安く、オーダーメイドで作ると設計加工し上げて7万円くらいのコストがかかり、常に赤字になっていて、それを業者が負担している。</p>
制度・判定に関すること	29件	<p>毎日のトイレ、入浴、移乗といった生活困難軽減のための補装具種目が少ない。</p>	<p>身体から生活重視の種目へ。</p>
		<p>健康保険療養費払い（仮義足）で使用している義足部品（完成用部品掲載品）が、自立支援法での支給申請時に拒否されている。仮義足で社会復帰へ向けリハビリを行い、社会復帰後の目標を決め、さあ、本義足を作って社会復帰というときに、仮義足で使用した完成用部品は認められません、というのはどういうことでしょうか？再度、3カ月ほどのリハビリを行い、社会復帰のレベルも落としなさい、ということでしょうか？</p>	<p>明確な基準がなく、市区町村によってはお金がないという理由だけで断られる。市区町村の目先の予算ではなく、申請者にしっかりと社会復帰を目指してもらい、その後、自己負担割合を増額する、かつ、所得税、住民税をしっかりと徴収するという方向にはならないものではないのでしょうか？</p>
		<p>クリーニング項目、メンテナンス項目、自宅訪問出張費用項目が欲しい。</p>	<p>1時間かけて車で伺い、ただの調整などではとても採算が取れない。</p>
複数申請に関すること	24件	<p>両耳装用が望ましい旨のパンフ・ポスターが氾濫する中で、両耳支給を申請しても受理されない。また、一台では不安（故障時）があり予備を希望される。</p>	<p>就学時から両耳装用されている場合には成人になってからも両耳で支給されることが多いが、中途失聴の場合には適用されない効果が期待できる場合には両耳支給を願いたい。</p>
		<p>学齢期以外の利用者にも、生活の場所が2つ以上ある方が多い状況です。 座位保持装置や車椅子を家と施設を日々持ち歩くことができないため、古いもの（体に合っていないもの）使うことが多い。</p>	<p>学齢期以外の方にも、家と施設でそれぞれ補装具をもちやすいようお願いします。老老介護ではなく、老障介護となっており負担をすくなくすることで、在宅で出来るだけいれるサポートが必要だと思います。</p>

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
児童に関すること	13件	子どもさんの場合、成長期に車椅子で6年間対応するのは、実情としてとても厳しいです。中には小さくなった車椅子で姿勢的にも構造的にも危険な状態で使用されていらっしゃるったり、大きいサイズの車椅子に座って姿勢が崩れた状態の方もおられます。	画一的6年とくるのではなく、18歳以上と未満で対応年数を変えることも必要ではないかと思われます。また、福祉事務所の担当者の対応によっても臨機応変に対応して下さる方と、そうでない方もおられるのも問題です。
		児童の補装具の場合、次の修理までの9ヶ月で長すぎる。	修理9ヶ月すぎてからの基準では装具自体がもたないので全て業者負担で対応している。
その他	27件	現在、流通している電動車椅子にはJISには無い規格の物が増えている為、基本構造や修理部位の名称、価格と全くそぐわない製品があります。	現状では特例補装具で認められた物以外は多くの場合、修理基準の名称と価格での申請だけが認められています。各製品の適正な市場価格、輸入コスト等を考慮し修理等の場合は個別で対応する必要があると思います。
		商品が故障している(劣化している)のが完全に壊れていない場合以外は判断しづらい。	定期的な購入店舗への来店促進を役場の方からも行っていただくと、メンテナンスの必要性が重要なことが伝わると思う。

【基準額に関すること】

n = 173

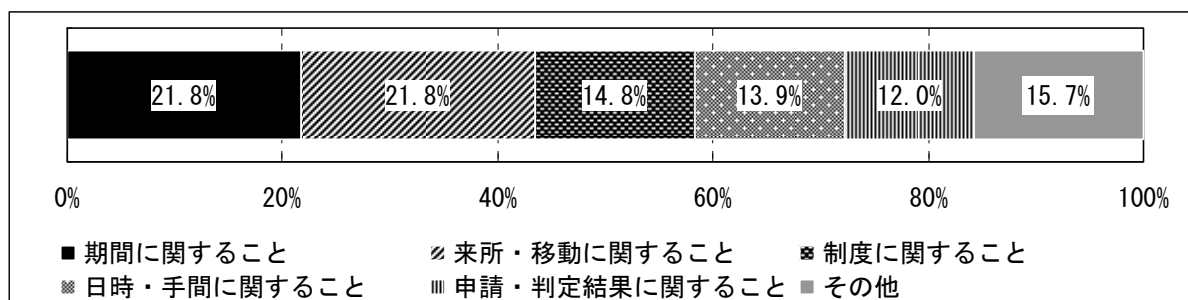


分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
各補装具に関すること	61 件	完成用部品に記載されているのにそのパーツを希望することが出来ない。例・骨格構造義足の膝継手など。	パーツが高額で支給できないのであれば完成用部品から削除しては。利用者に無駄な期待を持たすだけである。
		座位保持椅子「車載用」の基準額が低すぎる。 既製品で良く採用されている製品(キャロットⅢ)でも、差額が生じてしまう。 オーダーメイドで製作する場合においても、基準額の範囲内では障害状況に適合させるに十分な装備を組み込むことができないので改善してほしい。	座位保持椅子「車載用」においては、基本構造の設定がされておらず、また障害状況に応じて姿勢保持部品を組み立てていくようにはなっていない。
		盲人安全つえ: 比較的新しい構造(部品)の補装具は反映されていないことが多く、超過負担を強いられているので緩和して欲しい。	新しく便利な商品は利用者のニーズや技術革新などによって次々と商品化されているが、基準の見直しが定期的に行われていないので、それらの新しい商品などは自己負担をして購入せざるをえない。
基準額全般に関すること	34 件	補助金額をもっと増やしてほしい。	現行の額では、最低の要件を満たすことはできても、障害の重さに適合した適切な機能を有する補装具の提供が困難である。
		基準額内で補装具使用者が基準外の製作方法や完成部品を、補装具に取り入れて欲しいが自己負担は払いたくないと言われる。	基準額内で全ての希望が補装具に取り入れる事が出来ない旨を、市区町村から申請時に説明して欲しい。
		基準額に関してもユーザーには理解しがたい内容である。	基準額の決定は販売業者へ調査を行って決定していると思われるが金額ベースのアンケート結果の上下二割りをカットした平均値ではなく、より多くの回答がでた数値の平均をみていただきたい。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
自己負担・差額支給に関すること	17件	差額自己負担により器種を変更した場合、修理において基準額と合わない場合がある。	修理基準額の見直しが必要と思われる。
		差額支給についての理解が少ない。	窓口対応時に説明項目を追加してほしい。
新製品・高機能補装具に関すること	17件	非常に良いものでも、基準額を越えるものについては補助対象にならない。	製品の機能に金額を貼り付ける、という現行の仕組みは、新しい製品や機能を受け入れにくくしている。製品に金額を貼り付けるのではなく、使用者に年間に利用できる金額枠を貼り付けるのが良いと思う。
		最新の部品や材料を使ってみたいが完成用部品に載っていない為、試すことが出来ない。	価格表に載っていない部品や材料が必要な場合の給付方法や交付判断が曖昧で、かつレスポンスが遅く結果として製品の質の向上に繋がっていない。
制度・判定に関すること	12件	障害を持って働き高額納税者になると補装具費は全額負担になる。	全額自己負担ではなく割合を決めてある程度の負担で済むようにしたほうが良いと感じる。
		国内メーカーは、基準額を前提に開発しているため、革新的なものが開発できない状況だと思われます。海外メーカーは、基準価格を前提に開発していないため、よいものを開発できているように感じます。	特例補装具をもっとしやすい環境があれば、基準額は目安として使うだけとなると思います。
		基準価格の内容。	現行の基準価格は、物を製作する工程に関しての価格であり、ユーザーの状態の変化での微調整等は(基準価格の修理ほどの内容ではない)頻繁にあり、そのフォローアップ経費は製作者が負担している。
その他	32件	支給決定通知が出るまで自らの自己負担金額が分からない。おおよその自己負担金割合が先に分かれば、見積もりを事業者が提出する前段階で自己負担金が把握出来る。補装具は完成しているが、自己負担金が払えず製品を受けとれないという事態に陥ることもある。	現行では、支給決定通知書と共に自己負担金の通知がなされている。自己負担金割合は前年度納税額等で決定する為、申請段階でおおよその割合の通知がなされれば、製品の受け取りが出来ないということも少なくなると思われる。
		基準額があるということを知らない・情報を入手する場所が分からない。	国・市町村・役場から情報発信を行うことが、本当に必要な人が受給できるシステムが確立すると思う。

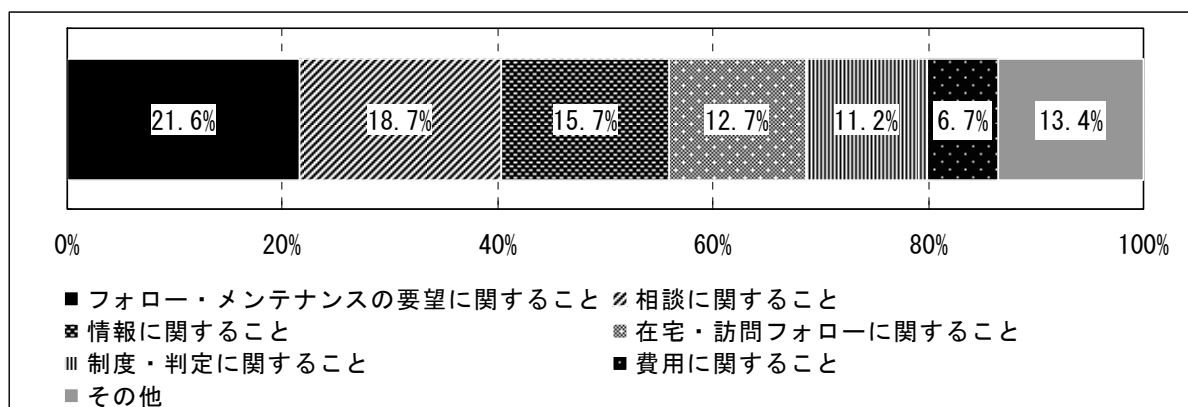
【申請、判定依頼、仮合わせ、適合判定に関すること】

n = 216



分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
期間に関すること	47件	巡回相談まで制度があるが、あまりにも完成までに時間がかかりすぎる。だから更生装具を医療機関で保険対応で作製するケースが多い。患者負担が増加してしまう。	治療用装具：更生用装具の区分を明確にし、医療機関による更生用装具の文書判定、申請⇒完成の時間短縮を図るべき。
		タイムリーに対応してほしい。	現行の判定制度を中心にした供給の仕組みは「オーダーメイド品」の供給には適した制度であるが、モジュラー化が進んだ現在では、非常にロスが大きい。もっと地域の病院や「店舗」で対応できるようにする。
		申請してから許可になってくるのか市町村によって相当の開きがある。	できるだけ早く決定して頂きたい。医師からの催促がある場合があるので。
来所・移動に関すること	47件	日常生活に追われていて判定までいけない、そこまで考えられないなどご相談を伺うことが多くなりました。なんとか負担を取り除いて差し上げたいです。	判定に行くこと自体が重度の方にとっては一大決心をしないと行けない場合があり、判定システムについてかかりつけの主治医の意見等を重要視するなどの工夫があればよいと思います。
		判定所へ行くこと自体ができないという患者は非常に多い。家庭の事情等もあるのでこれは仕方ないと思う。判定についての不満は多い。	判定所に行く、以外の選択肢は必要だと思う。
		判定する施設が申請者には遠隔地の場合、それが理由で補装具は欲しいが我慢するといったケースがある。	判定制度の簡略化を希望します。
制度に関すること	32件	認可が下りて本人に支給券が届いても業者へは市から何の連絡もないので、店へ行っても商品が無い場合が多い。	認可が下りた場合、各市町村は申請者、業者の両方へ連絡して欲しい。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
		前回と同じ義肢、装具作製なら更生相談所は書類判定のみで許可をしてほしい。	市区町村で異なる対応があり、統一できればコスト削減が可能と思います。
		修理申請について。	修理申請の支給決定をまって修理開始すること。 緊急対応しなければならない内容(パンク修理、電動車椅子故障時)については、後申請で対応できるようにしてもらいたい。
日時・手間に関する事	30件	判定依頼、仮合わせ、適合判定と最低でも3回更生相談所に行かなければならない。どうにかできないか。	見積内容と使用部品の確認、適合確認等を考えると必要とも思えるが、出来れば少ない方が有難い。
		骨格義肢・電動車椅子において、相談をおこなう回数が少なすぎる。(月に1回 しかも時間指定)	相談所以外でも、経験や知識があり、講習等を受けた医師の意見書で製作できるようにしてもらいたい。
		日・祝日にも判定を行ってほしい。	平日の決められた曜日・時刻でしか行えない。
申請・判定結果に関する事	26件	判定や仮合わせ適合判定が各都道府県によって全く異なっているので統一して欲しい。	現行制度では各都道府県において事業の運営が異なりすぎる。形だけを行っているのでは意味がない。
		現場主治医の処方内容を更生相談所の判定により、変更・削除されることが多々あることに対して、利用者ならびに医療機関の方々も納得いかず不満を抱えている。 利用者に日頃から密接に関わっている主治医や現場医療スタッフ・介助者等の意見をもっと尊重してほしい。	僅かな情報や判定の僅かな時間で利用者进行评估して、主治医の処方内容を変更・削除してしまう。更生相談所による「要否判定」がこのような特異な状況になっていることを改善していく手段が無い。
		申請時に窓口での対応で取り下げられることがある。	専門職員の配置。一般行政職員が1、2年で異動になり、必要性がわからない。
その他	34件	分室といって地方に出向く時に申請者を待たせる事はひどい。2時間～3時間待つこともある。怒ってあきらめる。	予約制 時間厳守！
		申請に必要な診断書や意見書の価格が各耳鼻科で異なり、高額であるからもっと安くして欲しい。	認定補聴器専門店として価格等の情報の提供にとどまっている。



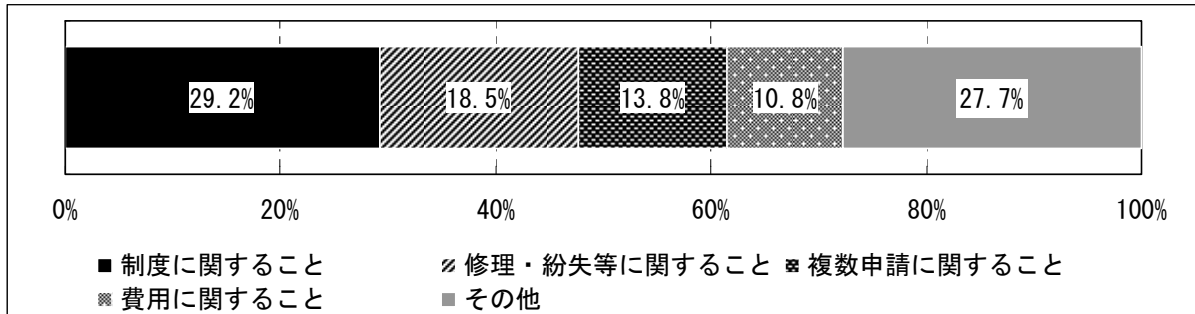
分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
フォロー・メンテナンスの要望に関すること	29 件	支給後の状況把握が皆無。	不適当な処方により、支給を受けた車椅子や座位保持装置が使われずに放置されているケースを散見する。こうした実態が公的に認知把握し、より適切な処方ができるような体制と力量を備えるべき。
		定期的なフォローを求められている。	フォローに関する単価設定がない。特に在宅の方の場合はフォローで訪問するコストが業者の負担となっている。
		一人一人体が違う方に合わせて物を作るため、実際使用してみないとわからない点がある為、納品後の修正をしていただきたい。	今の制度には、アフターフォロー修正の費用負担は全て事業所が行っている。物のフィッティング技術・素材など理由は様々あるが大幅な改造などは費用の負担を検討していただきたい。
相談に関すること	25 件	補装具の相談センターのようなものが市区町村に一か所の割合であるとよい。	小規模テクノエイドセンターを各地域事業所との連携で日本全国につくる必要がある。
		相談段階で利用者様の本音が言えない雰囲気を感じていらっしゃる方が多いように伺えます。特に医師に対しては日頃見て頂いている恩義を感じ、遠慮して本音の部分を隠して後で使いにくいと相談に来る方も少なくありません。	日常の細かい様子を知っていらっしゃる専門職の方の意見を重視した判定や相談出来る仕組みが必要だと感じます。
		新しい補装具が欲しいが、どこに相談したら良いのかわからない。(かかりつけ医等で補装具製作の仕組みがわからないといわれた)	かかりつけ医を持つことが推奨される反面、かかりつけ医や町医者は内科や外科が多く補装具の扱いがほぼない。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
情報に関する こと	21 件	利用者の方が転居した場合、前回製作時の情報が把握出来ない。	転居前後の自治体同士の情報共有と製作者への情報提供。
		インターネット等で新しい製品情報を早く知る事が出来る時代の為、価格表にない製品の間合せが最近多くなっている。	新しい良い製品を早く価格表と突合せ出来ると良いですが、なかなか出来ない事が多い。
		市区町村から補装具に関する説明情報が全く行われていないとの話を多く聞く。	市区町村から定期的に補装具使用者に適切な情報を発信して欲しい。
在宅・訪問フォローに関する こと	17 件	調整・相談依頼したいが、足が悪いので自宅まで依頼するのが頼みづらい。	ちょっとした調整などは、調整代やガソリン・人件費など患者には請求出来ないから、無料で修理せざるをえないので、かなりの負担である。(片道2~3時間かかる場合もある。)
		市町村窓口や、障害者の方から在宅訪問をして、補装具の相談をしてほしいとお願いされる。	高齢化に伴い、在宅訪問回数が増えている。訪問は無償にてサービスを行っているが、限界にきているので、費用負担できる制度はできないか?
制度・判定に関する こと	15 件	適合判定後、しばらく使用後に処方を変更したい部分が出てくることがある。	適合判定時にある程度期間を費やして処方を検討出来る事と、判定、使用後にも追加処方や調整費用が申請できるようになって欲しい。
		申請書類が多過ぎる。	意見書、見積書、身体障害者手帳の3点で受理いただければ助かる。(身障手帳は身分証明書なので)
		修理をすぐにしてもらえない補聴器。	故障発生してから手続き申請の上、支給券が出てからの修理となるため、その間使用できない期間が発生する。故障発生後直ぐに修理できるように。
		初めて自立支援法で補装具を製作する場合、申請方法がわからない。補装具を修理する場合、持って帰られると移動できない。と、いった声をよく聞く。	車椅子の場合は市区町村で貸してくれたりするが、義肢装具の場合は無理。時期をずらしてでも2具を持てるようにすべき。1着の服・1足の靴だけで、最低1年半も人は過ごせない。
費用に関する こと	9 件	人件費が製作者の負担になる。	進行性疾患の利用者が多く、フォローアップが必要であるが、基準額は製品価格のみあるため、製作者の負担になることが多く、積極的に取り組む製作者が増えない。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
		デモ機について、メーカーから借りる、自社でデモ機購入のどちらにしても費用がかかります。デモ機レンタルの費用を納品後の請求時に、追加請求できるとデモ機が借りやすくなります。	デモ機の項目はない状況です。
その他	18件	日常生活の問題解決のための相談を受けるが、多くは介助者の負担軽減が鍵となる。ところが介助者のための工夫は自己負担となるため、実現しないことが多い。(例えば、リフトアップ)	生活の質の向上のための工夫を特例補装具の考慮の範囲に入れる。
		修理やメンテナンスが必要なものの判断が個人ではできない。	いつどのような補装具を製作したのかの記録が身体障害者手帳に記載されるとよい。
		車の車検制度のようにできれば。	特に義足の場合、パーツが劣化しているかどうかかわからず使用して、断短に傷が出来たり事故に遭遇することがあります。

【その他】

n = 66



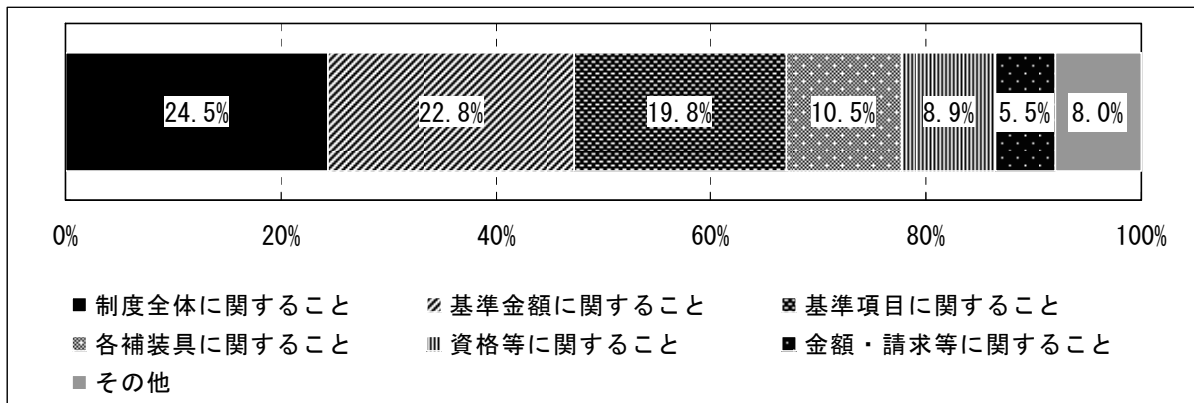
分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
制度に関すること	19件	役所に申請してから許可・完成までの時間を短縮してほしい。 補装具申請の際に医師の意見書を必要とする場合があり、病気でもないのに、わざわざ時間をさいて病院に行くのが大変だ。もっと簡単にならないものか。	申請中に肢位や体調が変化したり、なくなってしまう例もある。 義肢装具の知識があまりない医師によって記入された意見書、処方箋がほとんどで、処方箋どおりには見積もりが出来ないのが実情である。医師に支持部の材料なども含めた処方を求めるのはどうか。意見書・補装具処方箋のあり方を見直すべきではないか。
		特に幼児・児童のデシベルダウンの必要性。	平均聴力が70dB以上でない手帳が交付にならず、補聴器購入の負担も増える。

分類	件数	申請者の要望	現行制度における課題
修理・紛失等に関すること	12件	一人暮らしの重度障害者の方は緊急修理の不安がある。特に電動、土日や盆暮れの休み等。	緊急修理出張を制度に載せる。今は市区町村の理解がないと原則できないし、出張料もでないの、それを解禁し、安心できる仕組みのインフラを整えて欲しい。
		紛失の際には再交付を希望。	紛失の際には再交付が認められない。
複数申請に関すること	9件	同時に2つ（下肢装具と車椅子、等）が必要だが可能かと聞かれることが多い。	現在の判定では「下肢装具があるなら歩行できるから車椅子は必要ない」「車椅子を必要としているなら歩行できないのだから装具は必要ない」といった基準になっているように思われる。もっと柔軟な対応が求められる。
		靴型装具は一度の支給が1具のみであるが、2具以上の製作が必要である。（通常、靴というものは何足か必要なものだと思います。）	靴型装具など消耗の激しいものについての複数個の支給許可。
費用に関すること	7件	所得が多い場合、補装具申請が受理されない。自己負担額上限を高くしてでも全額負担はやめて欲しい。	高額な補装具利用者の場合、全額負担が難しく、長年使用したり修理を重ねて凌いでいる利用者がいる。
		初めに保険による製作を勧められるが、装具代金が高額のため、一括で支払いが出来ない。だが、最初に福祉で作成する事が出来ない。	医師から製作依頼があり、患者も納得の上で製作を始めているのに拘らず、出来上がり間近になってキャンセルされる事があるので、どこにも代金請求できない。
その他	18件	補装具判定医の知識がバラバラで、かつ古い知識しか持ち合わせていない医師が多く存在する。また比較的若い医師で補装具判定医となる環境が整備されておらず、非常に少ない状況である。	判定医は主に整形外科医に多いが、他科の医師にももっと有資格医が増え、また整形外科医でも国リハでの研修が受けやすい環境を整備して欲しい。
		医療機関から置き在庫を迫られる、商品が無くなったり、未収金の発生につながる また 義肢装具業者がサービスの一環でギプスカットをさせられる、これは医療行為で絶対に危険だと思う。	医療機関スタッフがだれでも補装具を扱っている流れです。義肢装具業者のみが初回時、装着可能な流れにして欲しい。
		装着訓練や歩行訓練等をおこなってほしい。製作が困難な症例に対しても納得いくまで合わせてほしい。	訓練設備は設備基準に入っていない。歩行訓練も支給基準に全く載っていない。完全な適合のためにソケットの作り直しなどが必要な場合もあるが、すべて製作所負担になってしまう。

Q22 補装具費の作製に際して、申請者の要望に応えるため、貴事業者が求めている支援内容があればご記入下さい。

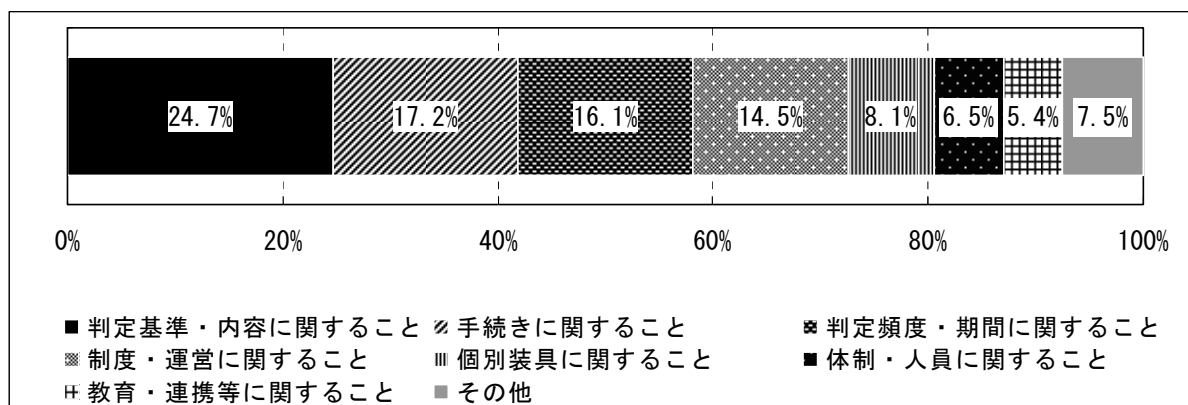
<厚生労働省>

n = 221



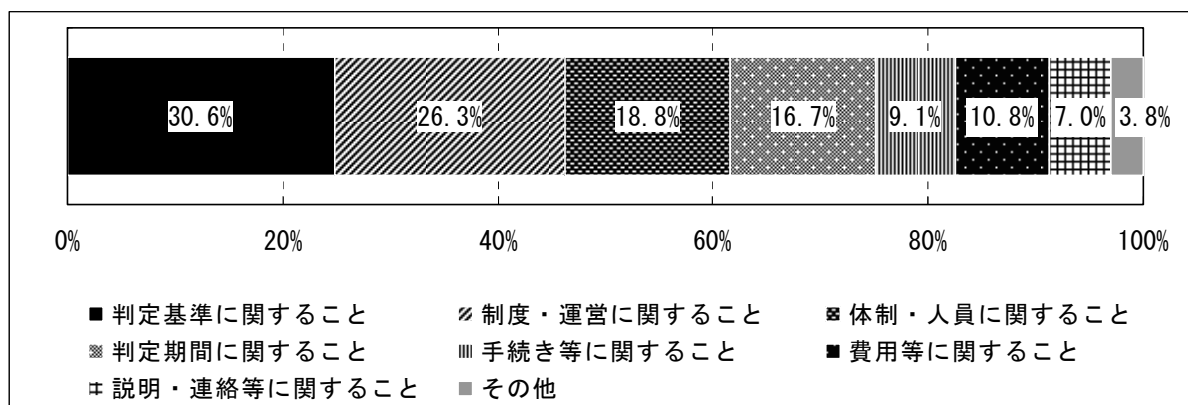
分類	件数	主なコメント
制度全体に関すること	58 件	現場現物現実主義に基づく現状把握と、それを踏まえた実情に合った、申請者と事業者が共に満足・安心・信頼できる専門家による需給体制と支給制度。（維持するべきものは維持し、変革するべきものは変革する） 補装具申請と請求の簡素をお願いします。
		①補装具サービス計画（介護保険並）の導入----在宅訪問費用加算②試着・試乗・適応判断のための義肢部品・移動機器レンタル導入----判定の精度UPと適合率向上・顧客満足
		昔とは違い使い捨ての時代から、物を大切に使用する時代である。補装具のメンテナンス制度の確立（車の定期点検制度のようなもの）し、補装具を大切に使用していただくために整備することを義務付けてほしい。
		申請者の現状を見る機会を増やして、一緒に補装具作製をしたい。もっと連携が取れたら、申請者の生活向上がもっと望めると思います。
		手帳に該当しない児童に対する助成制度に関して、一部市区町村で対応しているが、全国的に実施となればと思う。
基準金額に関すること	54 件	補装具費の改正にあたり、メーカーだけでなく、末端の販売業者からも話を聞いてほしい。補装具の現状を把握し実情にあった価格設定をお願いいたします。
		現行制度のコストパフォーマンスについて見直して頂きたい。補装具費の補助制度とその制度運用に係るコストは、もっと合理化できると思います。ひとつは、「機器への支援」から「人への支援」です。介護保険の「利用上限額」という考え方を、現行の補装具、日常生活用具に導入するべきではないかと思います。現行制度は市場原理が働かないので、高機能化に伴って上がっていく単価を抑制することができません。
		義足の基本価格と製作要素が安価すぎます。そのため、義足はいくら製作しても利益が少ないため、生活レベルが向上しません。毎晩9時10時まで働いて、休日は患者様に合わせて出勤するのが当たり前で、土曜日はほとんど1日出勤するのが現状です。

分類	件数	主なコメント
基準項目に関すること	47 件	立位保持装置を成人にも認めて欲しい。カーシートの使用は必須になってきている。なお且つ、使用時間、使用距離が長い場合、姿勢の崩れなどを防ぐために適切な座位保持が必要なので、そこをきちんと認めて欲しい。
		使用者の状況により、在宅で補装具の製作や修理がどうしても必要な場合がありますが、これにかかる費用は現行制度の中では基準が設けられていないため、移動時間にかかる費用や交通費を事業者が負担することも多いと思います。負担は大きく、高齢化によりますます増えることが予想されますので、何らかの処置が必要と思います。
		装具を製作される方の要望が多岐になってきているが、色々な工夫を凝らして製作をしても、その金額を算出できる支給基準がないために全て製作所負担になっている。現在は原材料の高騰などもあり、製作所自体が悲鳴をあげています。申請者の要望の一つでも多く応えられるよう、支給基準の値上げや項目を増やして欲しいと思います。ただ、装具代金が高額になれば支払えない方も出てくると思うのでレセプト請求を容認して欲しいです。
各補装具に関すること	25 件	補聴器における聴覚（難聴）のレベルを現行の70dbをできれば、60db～65dbまで下げれば、もっと申請者の要望に応えられるのではないか。
		小児の電動車椅子の支給要件を、現在の先進国のレベルに合わせ、必要と判断されれば、幼児の段階で積極的に支給できるようにする。また、判断の材料となる研究・啓蒙・人材の育成や登用などをすすめること。
		両耳での補聴器の支給を希望します。片耳では非装用耳は廃聴（聴覚を使わなくなってしまう。）をきたす可能性があるのではないか。
資格等に関すること	21 件	補聴器、眼鏡の技術者の国家資格の早期確立が望ましい。資格者販売に。補聴器通販禁止。技術思考でいた眼鏡業界で、生理光学的に良いフィッティング出来ていたのが、昭和50年以降眼鏡販売の安売り出現で、調製不良が目立つ。
		義肢装具士のように補装具業者にも資格を作ってほしい。
金額・請求等に関すること	13 件	立て替え払いを代理請求にして欲しい（条件付きとかでも）労災保険で病院が補装具を買い取り、保険請求すると、こちらに支払いが遅れてくる。また、責任をめぐるトラブルがでそう。
		利用者負担、現在の10%は高額であると思う。せめて5%にし、さらには上限額を今より低く抑えていただきたい。障害が重い人ほど負担が増える現状の応益負担の制度は障害者福祉にはそぐわない制度であると思う。応能負担も含め、利用者の負担軽減を強くお願いしたい。
		支給額を本人の望んでいるものが、基準額以上の場合は、半額負担で購入できるシステム。
その他	19 件	補装具支給制度も様々な場所でアピールしてほしい。制度が利用できる人でも制度の事を教えてもらえず、高額な補装具を購入している人がたくさんいます。
		利用者、事業者が気軽に質問できる窓口がほしい。



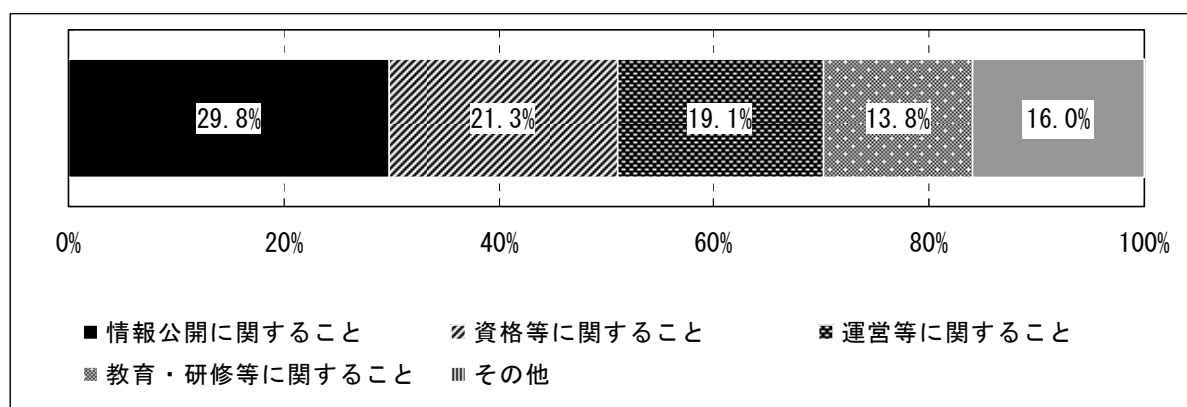
分類	件数	主なコメント
判定基準・内容に関すること	46件	<p>身体障害者は平等かつ公平に制度を利用できるはずであるが、納税者もしくは今後何年納税できるかによって補装具の金銭的範囲を決定している。定年退職までに納税しているにも関わらず、リタイアして今後の納税力がない方に、初めから身体能力にかかわらず安価なもので処方する姿勢は非常に不公平感が強く、制度の悪い解釈を行政側が行っている。</p> <p>実際に製作した義肢装具の内容通りの費用請求が出来るようにしていただきたい。既製品に関してもお客様自体がお店で買うのと違って私たち義肢装具士は最適なものを選び加工して調整して最適な状態で患者様に商品をお渡ししている。既製品であっても技術を生かしています。単に作ったか既製品かだけで保険が効く効かないとなるのはいかがなものかと思えます。</p> <p>支給不可の決定を出す場合もっと慎重であって欲しい。また申請者に納得してもらおうことが大前提だと思う。「よく分からないがダメと言われた」・・・が多い。健常者と違い、反論できる申請者は少ないことを肝に銘じて判定をしていただきたい。権利はあっても一度でも却下されると一生不可とってしまう人もいる。</p> <p>判断基準に大きく差がある、各更生相談所によって判定者の見解に違いがあるのはある程度理解は出来るが、同一施設で製作した場合住居地より出る出ないの差は少ない方が申請者としては理解し易いし、説明もし易い。</p>
手続きに関すること	32件	<p>身体不自由のため申請者が判定場所へ行くことが出来ない人が多い。又、以前は病院で製作できたのに今回は何故出来ないのか？通院している病院で製作して欲しいという要望が多数あります。判定員の方が障害者宅あるいは通院されている病院へ出向いていただくか病院医師による判定書にて文書判定は出来ないのでしょうか？</p> <p>通信技術を活用して、写真や動画、テレビ電話などで判定を省力化する。</p> <p>書類判定(写真付き)などは郵送又はネットの活用で簡素化できないか</p>
判定頻度・期間に関すること	30件	<p>以前は県内各地で実施されていた義肢の巡回相談であったが、ここ数年、相談所のドクターの協力を得られないからとの、とても理解し難い理由により、県内4箇所、年4～5回のみの実施となっている。申請手続き、来院、来社等が困難な高齢身障者にとって、最低年1回、各地での巡回相談は必要ではないか。ぜひ実施してほしい。</p>

分類	件数	主なコメント
		<p>土日の開所もしくは平日夜間の開所。</p> <p>新規補装具申請からの承認決定までの期間短縮を希望します。</p> <p>支給決定が遅いため市町村に問い合わせると、「県（更生相談所）の判定がまだなので、決定通知が出せない」という返答が多い。当県の特殊な手続きの流れによるものなのか、判定がとても遅い。迅速に行っていただきたい。</p>
制度・運営に関すること	27件	<p>今回の大震災の対応について反省してほしい。健常者よりも障害者はより困難な状況であったはずである。その対応は近隣の県に比べ、かなりの差があった。今後の経験として活かせるようにして下さい。災害時で補装具が流されたにもかかわらず、あくまで更生相談所での直接判定に固執し、患者を来させる対応はいかななものか？こられない人は見捨てられている。文書判定で支給すれば多くの患者が助かるはずです。</p> <p>現在の判定制度は、オーダーメイド品の適合を図るには良い制度でしたが、モジュラー化が進む現在では大きな供給ロスを生じていると思います。モジュラー品の適合には、最新の製品情報と試乗できる複数の製品が必要です。また、地域にひとつしかない更生相談所で必要性を判断する、という仕組みはもう難しいと思います。更生相談所の役割を見直すべき時期ではないでしょうか？</p> <p>適正な補聴器支給の面で、申請者の要望（挿耳・両耳装用）に応える様にしていきたいですし、その判定に至った理由を説明して頂く窓口を作りたい。クレーム（愚痴めいたもの）を来店時におっしゃるケースがある。</p> <p>申請者の現状を見る機会を増やして、一緒に補装具作製をしたい。もっと連携が取れたら、申請者の生活向上がもっと望めると思います。</p>
個別装具に関すること	15件	<p>耳穴型補聴器や高性能補聴器の差額支給を認めてほしい。</p> <p>骨格判定などを市町村単位にて対応して欲しい。</p>
体制・人員に関すること	12件	<p>補装具に対しての知識・経験が浅く、個々のユーザーに適合した処方をする能力が欠如しているので、スタッフのレベルを向上して欲しい。現時点では、支給する補装具の内容と金額を低減させることにだけ尽力しているような印象を受ける。</p> <p>地域によっては配置替えなどで素人同然の職員が入ってくる。パーツなどの知識のスペシャリストを育成していかないといつまで経っても低次元の問い合わせが我々に入ってくることもある</p>
教育・連携等に関すること	10件	<p>現実的な方法を協議する場が必要である。相談所から事業者へと、事業者より相談所への意見、判断、考え方のすり合わせ等</p> <p>地域の医師・理学療法士などを集め、義肢装具申請にかかる講習会を開いて知識制度の共有化を進めてもらいたい。</p> <p>市町村の担当者の方々への勉強会を行って地域での格差をなくしてほしい</p>
その他	14件	<p>判定会への交通手段や申請者の高齢化対策等に目を向けて欲しい。事業者のみが患者の送迎を負担している状況です。</p> <p>絶対的な数不足。</p>



分類	件数	主なコメント
判定基準に関すること	57件	各市町村が独自の判断基準を決めているので共通のガイドラインを示してもらいたい。また独自の判断基準も次々変わるので統一してもらいたい。
		対応した人によって、まったく基準が違う。義足を7年以上使用し、壊れそうなので新調を希望しても認められず、破損し修理不能になるまで新調できないと言われた。患者は壊れて新しい義足が来るまで動けないと訴えたが、聞いてもらえず、患者に泣きつかれた。もっと障害者の立場になって考えて欲しい。
		独自基準の撤廃。利用者にとってマイナスになる独自基準であれば、行政側がキチンと利用者に責任を持って対応すべきで、それを業者にやらせるところが大多数。独自なら独自に対して責任を持って対応すべき。
		担当者だけや、市区町村だけの判断ではなく、利用者様や補装具業者を交えた意見交換会的な場を設けて、実情に見合った判断をしてほしいと思います。
制度・運営に関すること	49件	現行の補装具制度を自治体の窓口で適正に運用するのは難しくなっていると思います。利用者のニーズは多様化し、制度に書かれている部品が何を示すかを読み取ることは専門家でないとできません。用具に金額を貼り付けるのではなく、年間に利用できる利用上限額が決まっている方が、手間がかからず公正な公費運用ができると思います。あと、相談機能、事業者指導機能を強化すると良いと思います。
		補装具の製作には全国各市町村と業者の間で契約（事業者登録）が必要であるが、大変面倒である。各県単位での契約（登録）にして欲しい。
		自立支援法による支給業務、代理受給契約者（社）の契約をする際にテクノエイド協会認定の認知技能者が在籍している認定専門店を資格条件に入れてほしい。
体制・人員に関すること	35件	補装具申請にあたって利用者や業者が相談するのは、各自治体の例えば障害福祉課などの担当の方だが、細かかったり厳しかったり、その方によって対応や判断が異なるので、各自治体共通の認識で対応してもらえるようにしてほしい。
		担当者による対応によるバラつきがみられる。特に、異動があった直後に申請者からその点の相談を受けることがある。改善してほしい。

分類	件数	主なコメント
		3年に一度の人事異動のために引継ぎができていなくて利用者への決定通知が遅れる。本来は専門職が固定して従事すべき仕事であって本人の身体状況や補装具の機能を熟知していなければ見積のチェックは出来ないはずであり、マニュアルで対応できる仕事ではない。
判定期間に関する こと	31件	修理申請の場合、現在使用中の義肢装具に問題が起きているので、決定通知までの期間を短縮していただき、利用者に早急に対応できるようにしてほしい。
		申請後の許可(決定)を早く知りたい。申請から許可まで3カ月もかかる所(市・県)がある。許可後に製作するので見積り受付から5~6カ月後の納品になる。利用者は待てない。
		支給決定が遅く、納品まで時間がかかる。厚生省の通達「補装具費支給事務取扱指針」に、「原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に要否を決定」との記載があるにも関わらず、遅いのは疑問だ。迅速な手続きを求める。また、市町村ごとの判断基準の統一化が必須。県ごとにも異なる点が多い。
費用等に関する こと	20件	現場的な感覚で臨機応変(急を要する物は支給券発行前に口頭で製作許可を出して頂ける等)に対応して頂いているので手続き的には良いのですが、出来れば支払いに関してもう少し速くお支払い頂ければと思います。(請求から1ヶ月~3ヶ月を1ヶ月以内)
		義肢装具の製作については基本、製作業者が先にパーツ代を立て替えております。請求があった場合には速やかに処理をしてお振込み願いたい。市区町村によっては請求日に×が書いてあり未記入を強制し、自分たちの都合で振り込むことが見え見えの場合がある。
		差額自己負担の取扱いについて統一していただきたい。
手続き等に関する こと	17件	提出書類の統一を希望します。添付ミスをしてしまうことがある。
		補聴器再交付の要領について5年の耐用年数後に再交付申請時に前回交付の型式が同型においても新たに耳鼻科専門医の受診の上に交付意見書が必ず必要となっておりますが、これでは高齢者・身体不自由者または過疎地などの生活状況から考えても中々受診できない方々が多く、皆泣き寝入りしている状態です。以前までは再交付時には意見書は必要なかったです。
		市町村合併、過疎化、高齢化、交通手段がない等により、申請手続きが難しい身障者が増えてきている。手続き、判定の簡素化、さらには書類への署名、押印の廃止など、可能な範囲で簡略化を図ってほしい。担当者が補装具の支給について手続き等の理解が不足している。
説明・連絡等に関する こと	13件	身体障害者の手帳が交付された時に、聴力で該当しているならば補聴器交付の手続きの案内があってもよいのではないかな。
		新制度や、制度の仕組みに変更や追加箇所が出た場合に、できれば説明会を開催して頂きたいと考えます。少なくとも、問い合わせ先は通知していただきたいと考えます。
		申請者が申し込むと、一般に販売されている補聴器の一割負担で補聴器が購入できると思われている方が多いので、手続きの際理解される説明をお願いしたい。
その他	7件	契約時PL法の賠償保険に加入、協会員等の条件を付けてほしい。
		申請者の要望窓口の電話番号を、全国の市区町村、局番後フクシニ(2942)にしてほしい。



分類	件数	主なコメント
情報公開に関すること	28 件	一般利用者に補聴器の効能・限界を発信していただきたい。特に最重度難聴者の効能を、一般の方にご理解いただけるような、資料作成と福祉事務所への配布があると良い。
		障害児・者が受けられるサービスについて、解りやすく解説した物を準備して頂くと助かります。(本人、家族、医療・福祉関係者等)
		テクノエイド協会の活動のPR (知らない方が多い)
		もっと部品に対する詳しい情報や何らかの制度が変わった場合HPやE-mail等で迅速に情報を提供して欲しい。
資格等に関すること	20 件	認定補聴器技能者の活躍の場を公的機関に訴えていただき、市町村の補聴器給付に関する指定業者に認定補聴器技能者の在籍を義務化していただくよう要望してほしい。
		義肢装具のISOやJISについて義肢装具学会が受けているが、事務局体制的に難しいのでテクノエイド協会が受けるか、助成金を出してほしい。
		補装具の公的給付に係わる者としての社会的責任を明示し、技術者としての育成と資格者としての認定が急務と考えます。
運営等に関すること	18 件	自治体からの相談や連携、業者ごとの情報を更新しながら、対象者が福祉機器の相談を高いレベルで出来る拠点となって頂き、また、全国的に等しく福祉用具の供給が行われるような組織を作りたいと思います。
		取扱店では利用者のニーズを多く受けており、定期的に「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」などに情報を提供しているが、利用者の声を直接反映させたいので、利用者が直接参加の出来る検討会や相談会を定期的に開催して欲しい。
教育・研修等に関すること	13 件	専門職、特に事業者の資質向上の支援を期待しています。事業所や専門職に対するセミナーや認定を実施して頂き、利用者の方のために、サービスの質の向上を支援頂きたい。 協会での勉強会や研交会は、全国の主要部分で巡回的に行うのが良いと思う。
その他	15 件	日本義肢協会に所属していない業者でも、価格表を購入できるようにしていただきたい。

要望先	主なコメント
同業者	同業者のモラル、レベル、知識 全て向上していかなければいけないと感じております。真面目に事業に取り組む業者がある一方で、そうでない業者も存在していることは事実です。お互いがお互いを信用できなければ、利用者に良いモノなど提供できないと思います。
厚生労働省・経済産業省	通信販売、出張販売、イベント販売が横行し、使用できない補聴器が多量に販売されていると思われる。販売ルート自由化を改めて認定補聴器専門店のみの販売に移行するべきである。少なくとも認定補聴器技能者の設置義務化（公的資格化）が必要である。
判定医	判定医の補装具に関する知識が乏しい。もっと勉強していただきたい。定期的に講習会に参加しないと判定医の資格を取り消されるくらいにしてほしい。医師という資格が絶対的過ぎて、あまりにも古い知識で判定をしているのはいかがなものか？
-	新しい知識、技術を義肢装具士が習得しても、現在の補装具支給システム（自立支援法による補装具支給）では活かしようがない。先進国の中で、日本だけ技術退化が進んでいる。価格のみに固執した判定が多い現在のシステムの悪影響が多い。結局、民間保険の充実した欧米、アジア諸国のみが新しい技術の恩恵にあずかれるのが現状。日本では同じ補装具を提供できるのに、支給することができない。
-	更生相談所で規格品（軟性サポーターなど）の加工による支給の際に、類似的な製品のインターネットの価格を強要されるのは遺憾である。断ると、義肢装具士がいない、そういった補装具会社に更生相談所が仕事を斡旋しているのもこれまた遺憾である。厚生労働省の指針は更生相談所にとってはお飾りに過ぎず、結局安上がりで御用聞き的従順な会社に仕事を斡旋しているのはおかしいし、そういうことを引き受ける特定のお抱え業者に仕事を斡旋（癒着）するのは違法なのではないかと考える。何のための公的機関なのか、なぜ義肢装具士が国家資格なのか考えてほしい。更生相談所が国家資格を冒濫している。また、自立支援法下で義肢装具士がいない会社が仕事をできること自体がおかしいし、こういう抜け道が更生相談所のような体質を作り出している。
-	公的機関の場合、見積合わせとなるが、入札のように最初からそれを行えば意味があるが、決まってから形式だけの見積合わせが多い。また関連して判定結果がでた後、その業者が行きついた機種や金額を他の業者に見せ、「それが幾らでできるか」と言う見積を出す市区町村もある。それは止めて欲しい。もしどうしても行うなら、その業者なりに考えて新規の見積から依頼してほしい。
-	補装具の意見書を書ける医師（特に骨格構造）が、総合病院に勤務している場合、その病院へかかった事のない患者様は紹介状を用意する必要があります。かかりつけの医師を持たない患者様は紹介状を用意するのが難しく、意見書を書ける医師の診察を受けられないケースがあります。労災保険のように、市区町村より採型指導依頼書の代わりになるようなものを病院へ出して頂ければ、医師の診察を受けて、意見書を提出できるようになると思います。
-	現行制度は、制度疲労を起していると思います。財源が不足している中で、多様化していく使用者の要望にどう答えていくのか、生活を支えていくのか。他の福祉サービスと同様に、供給の流れを事業として民間に移譲していく、という視点が必要だと思えます。それを管理監督するのが公的機関の役割という考えで良いと思います。

資料5 ヒアリング調査票

1. 市町村向け

ヒアリング内容		
番号	分類	質問内容
1	判定及び支給決定、適合判定、作製等	圏域の他の市町村との判定・判定基準の違いに関して、感じている課題や要望があればお聞かせ下さい。
2		補装具費支給にあたり、判定方法を変えるべき補装具や来所判定以外の方法について、要望や考えがあればお聞かせ下さい。
3		処方内容と作製された補装具が違っている場合の対応やその際の要望があればお聞かせ下さい。
4		補装具の分類に関して、分かりにくいものや統合すべきものについてお聞かせ下さい。
5		上記以外で、判定や支給決定、適合判定などで感じる課題・要望があればお聞かせください。
6	申請から給付、適合判定までの期間	申請から適合判定までの期間を短くするために、工夫していることがあればお聞かせ下さい。
7	障害児に関する判定及び支給決定	障害児の補装具判定・支給決定に関して感じている課題や要望があればお聞かせ下さい。
8		障害児と障害者の判定・支給決定の違いから、補装具費支給制度全体としての課題や要望があればお聞かせ下さい。
9	医療機関等との連携、情報共有	医療機関（医師・PT・OT など）や療育機関との連携に関して、具体的な取組み事例があればお聞かせ下さい。
10	事業者の選定	補装具事業者の登録・選定に関して登録制にしているか、登録制であればその基準をお聞かせ下さい。
11	処方内容の追加及び修正等	処方内容の追加や修正に関して、より効率的に判定・支給をしていくための要望などがあればお聞かせ下さい。
12	使用状況の確認及び定期的なフォローアップ	市町村が行うフォローアップの定義や内容のあり方についてお聞かせ下さい。
13	現行制度に関する課題と要望	レンタル制度についてご意見をお聞かせ下さい。 レンタル制度にふさわしい補装具はどれかお聞かせ下さい。
14		介護保険のように「利用上限額」という考え方を導入することに関してご意見をお聞かせ下さい。
15		補装具費の支給対象から、日常生活用具として判断しても良いと感じる補装具があればお聞かせ下さい。
16		その他、現行の補装具費制度に関して感じる課題や要望があればお聞かせ下さい。

2. 更生相談所向け

ヒアリング内容		
番号	分類	質問内容
1	判定及び支給決定、適合判定、作製等	判定の方法として、判定方法を変えるべき補装具や来所判定以外の方法について、要望や考えがあればお聞かせ下さい。（付属品・修理も含む）
2		処方内容と作製された補装具が違っている場合の対応やその際の要望があればお聞かせ下さい。
3		圏域の広さから苦勞していること、工夫していることがあればお聞かせ下さい。
4		基幹病院や施設に勤務しているリハ及び整形外科の専門医やリハビリテーション専門職のチームに判定等を依頼することについて、意見をお聞かせ下さい。例）圏内の高度リハビリテーションセンター機能や人員などを活用
5		補装具の分類に関して、分かりにくいものや統合すべきものについてお聞かせ下さい。
6		上記以外で、判定や支給決定、適合判定などで感じる課題・要望があればお聞かせ下さい。
7	申請から給付、適合判定までの期間	申請から適合判定までの期間を短くするために、工夫していることがあればお聞かせ下さい。例）処方決定前の作製を限定して認めているなど
8	障害児に関する判定及び支給決定	障害児の補装具判定・支給決定に関して感じている課題や要望があればお聞かせ下さい。
9		障害児と障害者の判定・支給決定の違いから、補装具費支給制度全体としての課題や要望があればお聞かせ下さい。
10	医療機関等との連携、情報共有	医療機関（医師・PT・OT など）や療育機関との連携に関して、具体的な取組み事例があればお聞かせ下さい。
11	医師意見書	意見書にはどのような内容が書かれていると分かり易いかお聞かせ下さい。また、医師に対して納得のいく意見書をもらうためのフォーマット・工夫についてお聞かせ下さい。
12	処方内容の追加及び修正等	処方内容の追加や修正に関して、より効率的に判定・支給をしていくための要望などがあればお聞かせ下さい。
13	使用状況の確認及び定期的なフォローアップ	更生相談所が行うフォローアップの定義や内容の在り方についてお聞かせ下さい。
14	現行制度に関する課題と要望	レンタル制度についてご意見をお聞かせ下さい。 レンタル制度にふさわしい補装具はどれかお聞かせ下さい。 例）座位保持装置や意思伝達装置など
15		介護保険のように「利用上限額」という考え方を導入することに関してご意見をお聞かせ下さい。
16		補装具費の支給対象から、日常生活用具として判断しても良いと感じる補装具があればお聞かせ下さい。
17		その他、現行の補装具費制度に関して感じる課題や要望があればお聞かせ下さい。

3. 事業者向け

ヒアリング内容		
番号	分類	質問内容
1	判定及び支給決定、適合判定、作製等	市町村や更生相談所の判定・判断基準の違いに関して、感じている課題や要望があればお聞かせ下さい。
2		判定の方法として、判定方法を変えるべき補装具や来所判定以外の方法について、要望や考えがあればお聞かせ下さい。 (付属品・修理も含む)
3		処方通りに作製することが困難な事例や、処方と利用者のニーズが大きく乖離している事例があればお聞かせ下さい。
4		圏域の広さから苦勞していること、工夫していることがあればお聞かせ下さい。
5		補装具の分類に関して、分かりにくいものや統合すべきものについてお聞かせ下さい。
6		上記以外で、判定や支給決定、適合判定などで感じる課題・要望があればお聞かせ下さい。
7	申請から給付、適合判定までの期間	申請から適合判定までの期間を短くするために、工夫していることがあればお聞かせ下さい。 例) 処方決定前の作製を限定して認めているなど
8	障害児に関する判定及び支給決定	障害児の補装具判定・作製に関して感じている課題や要望があればお聞かせ下さい。
9		障害児と障害者の判定・製作の違いから、補装具費支給制度全体としての課題や要望があればお聞かせ下さい。
10	医療機関等との連携、情報共有	医療機関(医師・PT・OTなど)や療育機関との連携に関して、具体的な取組み事例があればお聞かせ下さい。
11	処方内容の追加及び修正等	処方内容の追加や修正に関して、より効率的に製作をしていくための要望などがあればお聞かせ下さい。
12	使用状況の確認及び定期的なフォローアップ	事業者が行うフォローアップの定義や内容、費用の在り方についてお聞かせ下さい。
13	現行制度に関する課題と要望	レンタル制度についてご意見をお聞かせ下さい。 レンタル制度にふさわしい補装具はどれかお聞かせ下さい。 例) 座位保持装置や意思伝達装置など
14		介護保険のように「利用上限額」という考え方を導入することに関してご意見をお聞かせ下さい。
15		補装具費の支給対象から、日常生活用具として判断しても良いと感じる補装具があればお聞かせ下さい。
16		その他、現行の補装具費制度に関して感じる課題や要望があればお聞かせ下さい。

補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業 報告書

平成25年3月 発行
発 行 者 公益財団法人テクノエイド協会
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1番1号
セントラルプラザ4階
TEL 03-3266-6880
FAX 03-3266-6885

この事業は、厚生労働省が実施する「平成24年度障害者総合福祉推進事業」から国庫補助金の交付を受けて実施したものである。